目　　次

【地域防災計画～基本・風水害対策編】

第１章　総　　則 …… 1
第１節　計画の方針 …… 1
第１　計画の目的 …… 1
第２　計画の体系及び位置付け …… 1
第３　計画の構成及び内容 …… 1
第４　計画の修正 …… 2
第５　細部計画の策定 …… 2
第６　計画の習熟 …… 2
第２節　防災業務実施上の基本理念及び基本原則 …… 2
第１　基本理念 …… 2
第２　基本原則 …… 2
第３節　処理すべき事務又は業務の大綱 …… 3
第１　本市 …… 3
第２　県 …… 4
第３　県警察 …… 4
第４　指定地方行政機関 …… 4
第５　自衛隊 …… 5
第６　指定公共機関 …… 5
第７　指定地方公共機関 …… 5
第８　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 …… 5
第４節　本市の概況 …… 5
第１　自然的条件 …… 5
第２　都市的条件 …… 9
第５節　災害の想定 …… 10

第２章　災害予防計画 …… 11
第１節　方　　針 …… 11
第１　計画及び事業推進 …… 11
第２　市民と行政が一体となった取組 …… 11
第２節　風水害予防計画 …… 13
第１　洪水予防対策 …… 13
第２　高潮・津波災害の予防対策 …… 18
第３　内水氾濫・滞水予防対策 …… 19
第４　土砂災害・宅地災害等の予防対策 …… 20
第５　風害予防対策 …… 23
第６　雪害予防対策 …… 24
第７　道路における災害の予防対策 …… 24
第８　地下空間における災害の予防対策 …… 25
第９　ライフラインにおける災害の予防対策 …… 25
第10　木材流出による災害の予防対策 …… 26
第11　孤立集落における災害の予防対策 …… 26
第３節　火災予防計画 …… 26
第４節　都市の防災構造化の推進 …… 27
第１　不燃建築物の建築促進 …… 27
第２　都市計画道路の整備 …… 27

第３　公園緑地の整備 …… 27
第４　土砂災害対策の推進…… 27
第５節　防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備 …… 27
第１　防災拠点施設等の機能確保…… 27
第２　防災施設の整備 …… 29
第３　防災設備の整備 …… 30
第４　防災資機材等の整備・調達 …… 30
第５　消防力等の整備 …… 30
第６節　避難体制の整備 …… 30
第１　避難場所・施設の確保 …… 30
第２　避難場所の定義 …… 31
第３　避難場所の選定 …… 32
第４　浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難 …… 34
第５　自主避難の際の避難先 …… 34
第６　避難場所の開錠 …… 34
第７　避難場所の防災機能の強化 …… 35
第８　避難誘導体制の確立 …… 35
第９　住民への周知 …… 35
第10　応急仮設住宅の調達・供給体制の整備 …… 35
第７節　防災教育・訓練及び調査研究 …… 36
第１　防災知識の普及 …… 36
第２　防災訓練の実施・指導 …… 38
第３　防災知識の普及・防災訓練における災害時要援護者への配慮 …… 39
第４　災害教訓の伝承 …… 39
第５　防災に関する調査研究 …… 39
第６　り災証明書交付体制の整備 …… 39
第８節　自主防災体制の整備 …… 40
第１　自主防災組織の実践活動の促進 …… 40
第２　少年消防クラブ等の育成指導 …… 41
第３　消防団の充実強化 …… 41
第４　自主防犯組織の育成強化 …… 42
第５　企業防災活動の促進 …… 42
第９節　要配慮者に係る災害の予防対策 …… 43
第１　要配慮者の現況 …… 43
第２　要配慮者に係る災害の予防対策 …… 44
第３　避難行動要支援者に係る支援体制 …… 45
第10節　災害ボランティア活動の環境整備 …… 47
第１　広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 …… 47
第２　広島県社会福祉協議会との連携 …… 48
第３　災害ボランティアの受入体制 …… 48
第４　災害ボランティアの安全確保 …… 48
第５　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等 …… 48
第６　専門ボランティアと登録制度 …… 49
第７　ボランティア保険制度 …… 49
第11節　帰宅困難者対策 …… 49
第12節　安否確認対策 …… 49
第13節　広域的な受援計画の策定 …… 50
第14節　業務継続計画の策定 …… 50
第15節　市域外からの避難者受入体制の整備 …… 50

第３章　災害応急対策 …… 51
第１節　方　　針 …… 51
第２節　災害応急組織の編成・運用 …… 51
第１　本市の災害応急組織 …… 51
第２　勤務時間外における初動体制の確保 …… 51
第３　災害警戒本部 …… 52
第４　災害対策本部 …… 56
第５　職員の動員 …… 76
第６　本部及び区本部間の相互応援 …… 79
第３節　情報の収集及び伝達 …… 81
第１　情報の収集・伝達体制 …… 81
第２　気象情報等の収集及び伝達 …… 86
第３　災害情報の収集・伝達及び報告 …… 106
第４節　災害広報・広聴の実施 …… 131
第１　広報活動 …… 131
第２　広聴活動 …… 131
第３　広報・広聴状況の報告 …… 132
第５節　避難対策 …… 132
第１　注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達） …… 132
第２　避難の勧告・指示等 …… 132
第３　避難誘導 …… 134
第４　避難路の確保 …… 135
第５　避難場所の開設等 …… 135
第６　警戒避難体制に基づく避難対応 …… 136
第７　市域外への避難者の受入要請 …… 136
第６節　衣食等生活必需品の供給 …… 137
第１　物資の調達 …… 137
第２　食品の供給 …… 140
第３　生活必需品の供給 …… 140
第７節　給水及び上水道施設応急対策 …… 140
第１　災害発生時の連絡系統 …… 141
第２　組織及び体制 …… 141
第３　給水対策 …… 142
第４　施設の応急対策 …… 143
第５　水質事故対策 …… 144
第８節　停電応急対策 …… 145
第９節　消防活動対策 …… 147
第10節　水防活動対策 …… 147
第11節　救難対策 …… 148
第１　被災者の救出 …… 148
第２　水難救助の措置 …… 148
第12節　医療・救護対策 …… 148
第１　医療救護対策部の設置 …… 148
第２　医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供 …… 149
第３　医療救護班等の編成及び活動 …… 149

第４　災害拠点病院…… 151
第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援 …… 151
第６　医療機関等への応援要請 …… 152
第13節　遺体の捜索・処理及び火葬対策 …… 153
第１　遺体の捜索・収容 …… 153
第２　検視場所の確保等 …… 153
第３　遺体安置所の開設及び管理 …… 153
第４　遺体の検案 …… 154
第５　遺体の搬送 …… 154
第６　遺体の火葬 …… 154
第14節　防疫及び保健衛生対策 …… 158
第１　防疫対策 …… 158
第２　被災者の心身の健康管理 …… 159
第３　食品衛生・環境衛生の監視 …… 160
第４　特定動物の監視 …… 161
第５　愛護動物の保護管理 …… 161
第15節　清掃対策 …… 161
第１　特別清掃対策部の設置 …… 161
第２　特別清掃活動 …… 162
第16節　下水道施設応急対策 …… 164
第１　下水道対策部の設置 …… 164
第２　施設の応急対策 …… 164
第３　下水のひ門の操作 …… 165
第17節　輸送対策 …… 165
第１　道路交通応急対策 …… 165
第２　海上交通応急対策 …… 172
第３　緊急輸送対策 …… 174
第18節　警備対策 …… 177
第１　災害警備体制 …… 177
第２　災害警備活動 …… 177
第19節　住宅等応急対策 …… 178
第１　応急仮設住宅の建設 …… 178
第２　一時的な収容施設の供与 …… 179
第３　住宅の応急修理 …… 179
第４　被災建築物に関する指導・相談 …… 179
第５　被災宅地の応急危険度判定 …… 179
第20節　公共施設等応急対策 …… 180
第１　応急対策の実施 …… 180
第２　情報の収集及び連絡 …… 180
第３　市民への広報等 …… 180
第４　避難場所としての対応 …… 180
第21節　文教対策 …… 180
第１　文教対策部の設置 …… 181
第２　学校教育における応急対策 …… 181
第３　社会教育における応急対策 …… 183
第22節　応急公用負担 …… 184
第１　公用負担命令権限の委任 …… 184
第２　公用負担命令の行使 …… 184
第23節　災害時における要援護者への避難支援等 …… 186

第24節　災害救助法の適用等 …… 188
第１　災害救助法による応急救助 …… 188
第２　小規模・中規模災害時の応急救助 …… 190
第25節　応援要請及び協力要請 …… 191
第１　民間団体等への協力要請 …… 191
第２　広島市災害応急対策に係る協力事業者への協力要請…… 193
第３　国及び他の地方公共団体等への応援要請 …… 194
第４　自衛隊の災害派遣要請 …… 196
第５　緊急消防援助隊の出動要請 …… 199
第26節　災害ボランティアの受入 …… 200
第27節　区の応急対策 …… 201
第１　活動方針 …… 201
第２　活動体制 …… 201
第３　被害情報の収集・連絡 …… 201
第４　災害広報・広聴 …… 201
第５　避難対策 …… 203
第６　応急救助活動 …… 203
第７　応急復旧活動 …… 205
第８　緊急輸送 …… 205
第９　応援要請 …… 205
第10　区応急対策実施計画の策定 …… 205

第４章　災害復旧・復興計画 …… 206
第１節　目　　的 …… 206
第２節　地域の復旧・復興の方針 …… 206
第１　基本方向の決定 …… 206
第２　防災まちづくり …… 206
第３節　生活援護計画 …… 207
第１　生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策 …… 207
第２　被災者に対する支援 …… 207
第３　被災者等に対する生活相談 …… 208
第４　災害弔慰金・見舞金等の支給 …… 208
第５　被災者生活再建支援金の支給…… 211
第６　貸付制度等 …… 212
第７　市税の減免等 …… 212
第８　住宅復旧融資等 …… 214
第４節　企業等援護計画 …… 215
第１　農林漁業関係の融資 …… 215
第２　中小企業関係の融資 …… 218
第５節　義援金及び救援物資の受入・配分計画 …… 219
第１　義援金の受入の決定 …… 219
第２　義援金の受付及び保管 …… 220
第３　救援物資の受入等 …… 220
第４　義援金及び救援物資の配分 …… 221
第５　他の市町村が被災した場合の措置 …… 221
第６節　公共施設災害復旧計画 …… 221
第７節　り災証明書の交付 …… 223

第５章　公益事業等防災計画 …… 229
第１節　電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所）…… 229
第２節　ガス施設（広島ガス株式会社）…… 241
第３節　電信電話施設（西日本電信電話株式会社広島支店、株式会社ＮＴＴ
ドコモ中国支社）　…… 248
第４節　交通輸送施設　…… 251
第１　西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部…… 251
第２　日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店　…… 257
第３　広島高速交通株式会社　…… 260
第４　日本通運株式会社　…… 266
第５　広島電鉄株式会社　…… 269
第６　広島バス株式会社　…… 273
第７　広島交通株式会社　…… 274
第８　瀬戸内海汽船株式会社　…… 278
第９　広島県広島ヘリポート管理事務所　…… 281
第５節　放送機関　…… 289
第１　日本放送協会広島放送局　…… 289
第２　株式会社中国放送　…… 291
第３　広島テレビ放送株式会社　…… 291
第４　株式会社広島ホームテレビ　…… 297
第５　株式会社テレビ新広島　…… 300
第６　広島エフエム放送株式会社　…… 303
参考　風水害等対策の時系列一覧表　…… 305

第１章　総　　則《消防局防災課》

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、広島市防災会議が作成するものであり、広島市の地域に係る防災に関し、本市並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の体系及び位置付け

広島市地域防災計画の体系は、次のとおりであり、本編を、基本・風水害対策編として位置付ける。

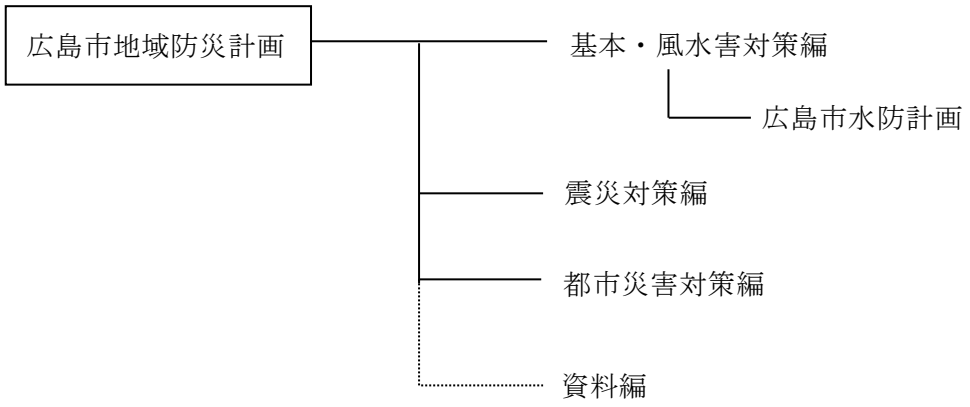

第３　計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

１　総則

本市及び防災関係機関等が、防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱及び想定する災害等について定める。

２　災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、本市及び防災関係機関等がとるべき措置等について定める。

３　災害応急対策

災害発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、主として本市災害対策本部がとるべき措置等について定める。

４　災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等に関して、本市が自ら又は防災関係機関等の協力を得て実施する措置等について定める。

５　公益事業等防災計画

災害対策基本法第６条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災に関する計画で、これら機関が本市と一体となって行うべき災害予防・災害応急対策・復旧対策について定める。

第４　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第５　細部計画の策定

この計画に基づく諸活動の展開に必要な細部計画（地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載したマニュアル等）については、本市各局等及び各区並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくものとし、かつ、関係機関等との連携の基に行う防災訓練等を通じ､必要に応じて適宜修正･見直しを行っていくこととする。

第６　計画の習熟

本市各局等及び各区並びに防災関係機関等は、平素からこの計画及びこれに関する他の計画の習熟に努めるものとする。

第２節　防災業務実施上の基本理念及び基本原則

第１　基本理念

本市は、災害対策基本法第2条の2の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として災害対策を行う。

１　本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

２　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

３　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講じること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

４　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

５　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ､被災者の年齢､性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

６　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第２　基本原則

本市及び防災関係機関等は、前記の基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等に当たるとともに、その実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。

１　本市は基礎的な地方公共団体として、市域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり､防災関係機関等の協力の下に､市民の郷土愛護､隣保協同の精神を基調として、本市の有するすべての機能を十分に発揮して、災害に対処する。

２　県は、本市及び指定地方行政機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、防災関係機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。

３　指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その所掌する事務については、本市等に対する指導・助言、その

他適切な措置を行う。

4　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

5　市域内の公共的団体は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努めるとともに、次のとおり本市が実施する業務について本市の要請に基づき協力する。

⑴　農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、公衆衛生推進協議会等
　被害調査その他の災害応急対策

⑵　地方独立行政法人広島市立病院機構、医師会及び医療施設、社会福祉施設等の管理者
　医療救護、被災者の収容等の応急救助

⑶　青年団、女性会、社会福祉協議会等
　炊出し、飲料水の供給、被服・寝具の給（貸）与その他応急救助

⑷　(一財)広島市都市整備公社防災部、防火連絡協議会、危険物安全協会、少年消防クラブ等
　防災思想の普及・啓発への協力

⑸　住民の隣保協同の精神に基づく町内会･自治会、自主防災組織等自治組織
　住民の避難、警報の伝達、被災者の救護等の応急対策への協力

6　防災上重要な施設の管理者は、その管理する施設の災害に対して自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性及び公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

7　本市及び防災関係機関等は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対する配慮や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

8　市民は、自ら災害教訓を伝承し、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

9　広島市防災会議は、本市、県、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の行う災害対策が、相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

第３節　処理すべき事務又は業務の大綱

本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第１　本市

1　防災に関する組織の整備
2　防災に関する調査・研究
3　都市防災化事業の推進
4　防災に関する施設及び設備の整備・点検
5　防災に関する物資及び資材の備蓄・整備
6　防災知識の普及並びに防災教育及び訓練の実施
7　市域内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導
8　消防・水防活動その他の応急措置
9　避難の勧告・指示等又は避難者の誘導並びに避難場所の開設
10　被害状況の調査
11　災害情報の収集・伝達
12　被災者の救出・救助等の措置

13　災害時における保健衛生・文教対策等
14　災害時における交通・輸送対策等
15　災害時におけるボランティア活動の支援
16　災害に関する広報及び広聴の実施
17　震災時における被災建築物応急危険度判定
18　震災時及び豪雨時における被災宅地危険度判定
19　その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止措置
20　災害復旧・復興
21　広島市防災会議に関する事務
22　広島地方気象台との協力による緊急地震速報利用の周知

第２　県

1　災害情報の収集・伝達及び被害調査
2　災害広報
3　被災者の救出・救助等の措置
4　被災施設の応急復旧
5　災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
6　被災児童・生徒等に対する応急教育
7　防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
8　災害時におけるボランティア活動の支援
9　震災時における被災建築物応急危険度判定
10　震災時及び豪雨時における被災宅地危険度判定
11　自衛隊に対する派遣要請
12　災害救助法の適用に関する事項
13　広島地方気象台との協力による緊急地震速報利用の周知

第３　県警察

1　災害情報の収集及び伝達
2　被害実態の把握
3　被災者の救出・救助等の措置
4　避難路及び緊急交通路の確保
5　交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
6　行方不明者の捜索及び死体の調査・検視
7　危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の勧告・指示及び誘導
8　不法事案の予防及び取締り
9　被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
10　広報活動
11　関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第４　指定地方行政機関

（中国管区警察局、中国四国防衛局、中国総合通信局、中国財務局、中国四国厚生局、広島労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、広島地方気象台、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所）

○　各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第５　自衛隊

１　人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施

２　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

第６　指定公共機関

（国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会広島放送局、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社広島支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島、中国電力株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）

○　各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第７　指定地方公共機関

（広島ガス株式会社、広島電鉄株式会社、西鉄運輸株式会社、たをの海運株式会社、瀬戸内海汽船株式会社、マロックス株式会社、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、広島県厚生農業協同組合連合会、社団法人広島県医師会、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島エフエム放送株式会社、双葉運輸株式会社）

○　各機関の業務に応じた防災上必要な活動

第８　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

（(一財)広島市都市整備公社防災部・農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・商工会議所等の産業経済団体、地方独立行政法人広島市立病院機構・医師会・病院・社会福祉施設等の厚生・社会事業団体、危険物施設等防災上重要な施設の管理者等、自主防災組織）

○　各団体等の業務に応じた防災上必要な活動及び本市の行う防災活動に対する協力

第４節　本市の概況

第１　自然的条件

１　位　置

本市は、広島県の西部に位置し広島湾に面している。

市の北端(北緯 34°36′54″)は、安佐北区安佐町鈴張北部で山県郡北広島町に接し、南端（北緯 34°17′49″）は、広島湾内の似島南端で、南北は約 35km である。また、市の東端（東経 132°41′39″）は、安佐北区白木町井原東部で安芸高田市に接し、西端（東経 132°10′43″）は、佐伯区湯来町で廿日市市吉和に接し、東西は約 47km である。

また、鉄道距離でみると、東京都とは約 895km、大阪市とは約 338km、福岡市とは約 282km の距離にある。

２　地　勢

市域内の平地は、太田川、古川、安川などの流域に沿って形成された太田川低地、三篠川に沿ってできた三篠川低地、府中大川及び中山川に沿った府中低地、太田川下流三角州と干拓・埋立地からなる広島低地があって、これらが広島平野を構成し、瀬野川に沿った瀬野川低地及び海田低地が海田平野を構成し、八幡川、三筋川に沿った八幡川低地が五日市平野を構成している。

丘陵地・台地は低地に隣接し、東部地区に高陽丘陵地、安芸台地、二葉山丘陵地、府中

仁保丘陵地、畑賀丘陵地、矢野丘陵地などがあり、西部地区に安川丘陵地、大下台地、山本丘陵地、己斐丘陵地、田方丘陵地、鈴が峰丘陵地、観音台地などがある。

平地部の基盤高（基準面 T.P）の概況は、飯室 64m、可部 22m、緑井 11m、祇園 6.7m、横川４m、千田町 2.2m、宇品 1.0～-0.3mなどで、北部から南部にかけて緩やかに傾斜しており、また、デルタ市街地の南部は、広島湾の朔望平均満潮 1.89m、平均満潮位 1.33m以下のところが多い（別図「地盤断面図」参照）。また、広島湾には似島、金輪島のほか、無人島の峠島、大カクマ島（弁天島）、小カクマ島（小弁天島）、津久根島が点在している。

山地は北部、東部、西部にあり、標高 600m以上の山岳も多く点在している。北部山地には、安佐町及び旧可部町に滝山、牛頭山、片廻山、堂床山、冠山、備前坊山などの高山がある。東部山地には、白木町中部から南西方向に押手山、白木山、鬼ケ城山などが、また、三篠川を隔てて南側を同方向に高鉢山、長者山、藤ケ丸山、呉娑々宇山などが、さらに瀬野川を隔てて南側を水ヶ丸山、鉾取山などが並列して連なっている。また、西部山地には、吉山川西部の市界を南西方向に笹ケ丸山、東郷山などが、旧佐東町から沼田町伴の北部から西部にかけて阿武山、権現山、荒谷山、岳山、向山、窓ケ山などが、また、太田川下流西側を旧祇園町から井口町にかけて武田山、火山、己斐峠、鬼ケ城山、鈴ケ峰などが連なっている。

市域内を流れる河川の水系は、太田川水系と瀬野川水系及び八幡川水系がある。中国山地の高峰冠山（1,339m）を水源地とする太田川は、柴木川、筒賀川、滝山川、水内川などの支流を合流して本市の北西部安佐町に入り、湾曲しながら南東流して可部盆地に流入し、そこから南南西流して瀬戸内海に注いでいる。この太田川は市域内で上流では小河内川、吉山川、鈴張川、行森川、大毛寺川、根谷川、三篠川、古川などを合流し、下流では西から太田川、天満川、旧太田川、元安川、京橋川、猿猴川の六つの河川に分岐して広島湾に注いでいる。また、太田川の流域面積は約 1,710 ㎢で、延長は約 103 ㎞に及んでいる。瀬野川は、東広島市志和町付近の谷中に端を発し、南西流して熊野川及び畑賀川を合流して海田湾に注いでおり、その流域面積は約 122 ㎢で、熊野川から瀬野川に連なる流路延長は約 22 ㎞である。また、八幡川は、佐伯区湯来町付近の谷に端を発し、石内川を合流して広島湾に注いでおり、その流域面積は約 83 ㎢で、延長は約 21 ㎞である。

このような地勢は、水と緑に恵まれた都市景観を与えている反面、土地利用の面で地形上の制約となり、市街地での洪水や高潮による災害、周辺山麓部でのがけ崩れや土石流による災害の発生の危険性がある。

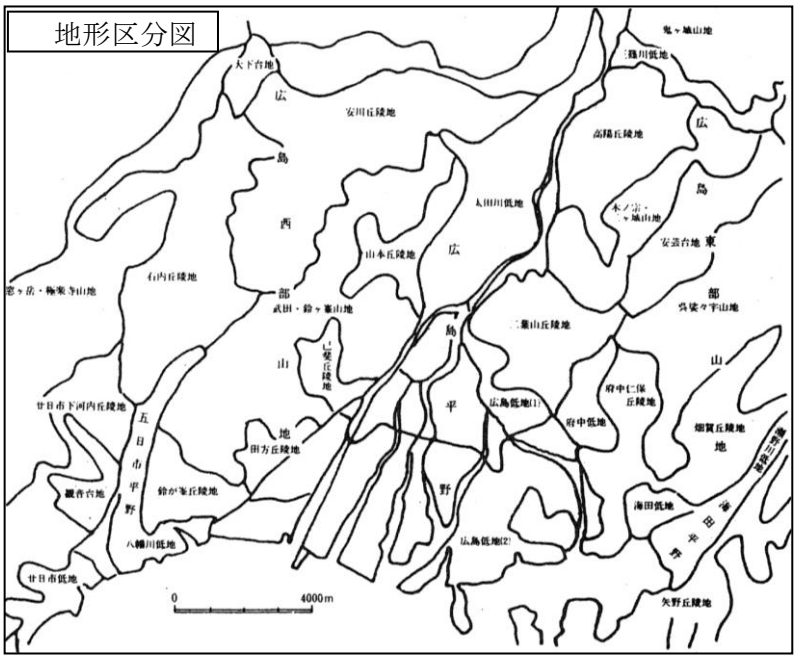

3　地　質

市域内の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっている。古生層は高陽町の木ノ宗山、鬼ケ城山及び旧佐東町の阿武山から太田川沿いに北西方面、吉山川西の急峻な山地に分布し、各所で花崗岩に貫かれ、主として粘板岩よりなっている。高田流紋岩類は白木町白木山一帯に分布している。洪積層は低地の沖積層の基盤として埋積されており、主として砂礫よりなっている。沖積層は低地全般に分布し、砂層、シルト、粘土層、砂礫層からなっている。その他の大部分の地区は花崗岩類からなっている。

このように、旧市域の市街地の大半は軟弱な地層であり、構造物の建築に際しては、耐震に一段の考慮を必要とし、また、周辺部では花崗岩の風化層の崩壊によるがけ崩れや土砂流出等の災害のおそれがある。

広島市地盤断面図（東西方向断面と南北方向断面）　　別図

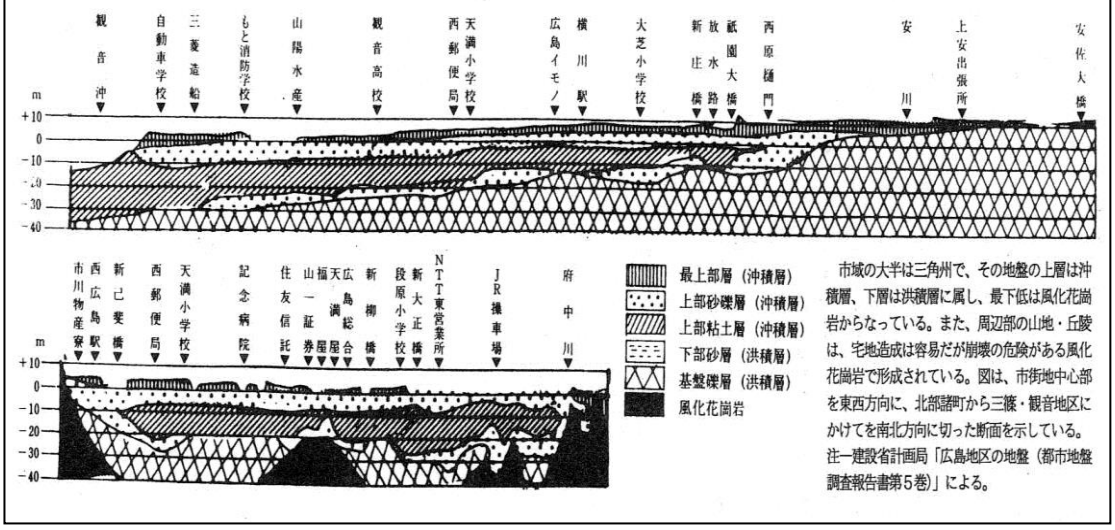

市域の大半は三角州で、その地盤の上層は沖積層、下層は洪積層に属し、最下低は風化花崗岩からなっている。また、周辺部の山地・丘陵は、宅地造成は容易だが崩壊の危険がある風化花崗岩で形成されている。図は、市街地中心部を東西方向に、北部諸町から三篠・観音地区にかけてを南北方向に切った断面を示している。

注一建設省計画局「広島地区の地盤（都市地盤調査報告書第5巻）」による。

地　　質　　図

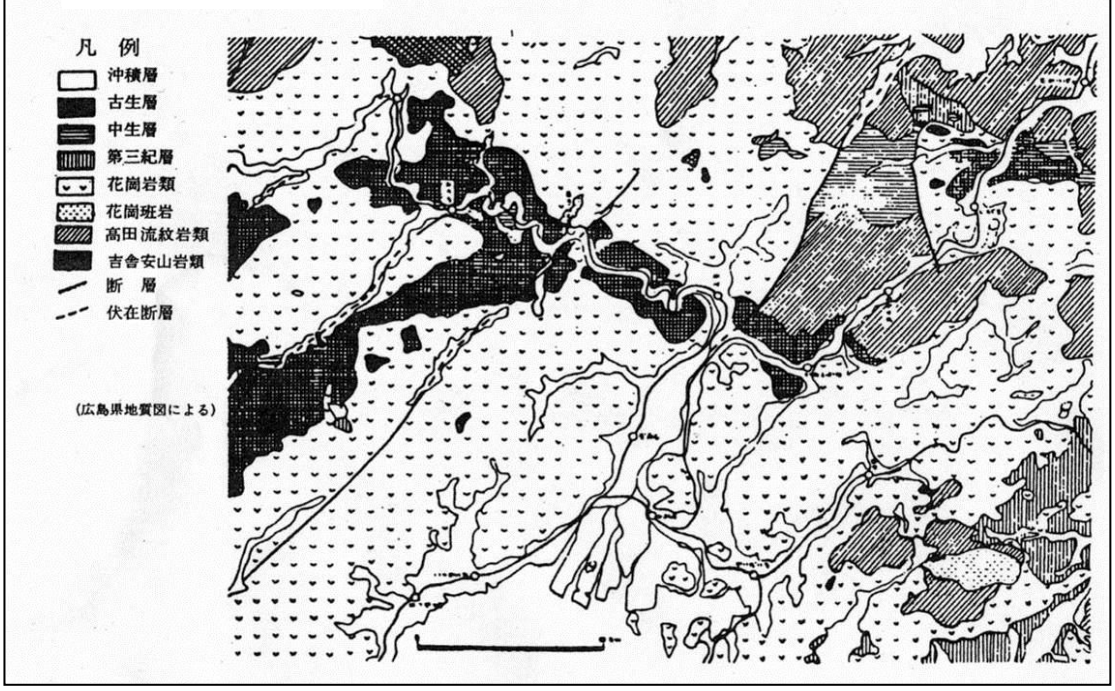

４　気　候

本市の気候は温暖で降水量が少ない、いわゆる瀬戸内気候区に属している。これは冬の季節風に対しては中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられているという地理的条件によるものである。平年値（統計期間 1981～2010 年）の月平均気温は１月 5.2℃、８月 28.2℃、年平均 16.3℃と比較的温暖である。

降水量は、南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、年平均 1,537.6 ㎜と瀬戸内気候区としてはやや多くなっている。

卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北または北北東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。風が強いのは冬の北西季節風、春先の低気圧に伴う突風及び８・９月に来襲する台風に伴う暴風である。特に被害を与えるような強い風はほとんど台風によるもので、その時の風向は南又は北が多くなっている。

５　災害環境

⑴　台風常襲地帯

本市は、昭和 34 年に、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）に基づく総理府告示により、台風常襲地帯として指定されている。

⑵　浸水想定区域

本市域においては、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域が指定されるとともに、浸水した場合に想定される水深も公表されている。

指定河川名	作成主体	指定年月日
太田川水系太田川、根谷川	国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所	平成 13 年 7 月 31 日
太田川水系三篠川		平成 13 年 10 月 31 日
太田川水系天満川		平成 21 年 6 月 22 日
太田川水系旧太田川		
太田川水系元安川		
太田川水系古川		
八幡川水系八幡川	広島県西部建設事務所	平成 18 年 3 月 30 日 平成 20 年 12 月 25 日追加指定
太田川水系安川		平成 20 年 3 月 21 日
太田川水系三篠川		
太田川水系根谷川		
太田川水系水内川		
瀬野川水系瀬野川		
太田川水系府中大川		平成 20 年 12 月 25 日
太田川水系鈴張川		
岡ノ下川水系岡ノ下川		
太田川水系南原川		平成 21 年 6 月 15 日

（参考）広島県が公表した県管理区間の浸水想定区域

公表河川名	作成主体	公表年月日
太田川水系京橋川	広島県	平成 21 年 9 月
太田川水系猿猴川		

⑶　土砂災害警戒区域

本市域においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、広島県知事により平成 15 年 3 月 31 日に全国で初めて土砂災害警戒区域が指定され、以降順次指定されている。

（資料編）　１－４－１　広島市の気温・降水量・風向・風速等
１－４－２　過去の災害状況

第２　都市的条件

１　人　口

本市の人口は、国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日実施）によれば、1,173,843 人で、行政区別の人口は、安佐南区の 233,733 人が最も多く、次いで西区、安佐北区、南区、佐伯区、中区、東区、安芸区の順となっている。

面積１㎢当たりの人口密度は、全市では 1,297 人であり、デルタ市街地（中区、東区、南区、西区）・周辺部（安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区）別にみた場合、デルタ市街地では 4,949 人、周辺部では 757 人となっており、デルタ市街地は、周辺部に比べ 6.5 倍の人口密度を示しており、更に昼間流入人口を考慮すれば、都市災害による人的被害の危険性が中央に集中している。

人口分布状況

区　　分	人　口　（人）	人口密度（人／㎢）	面　積（㎢）
総　　数	**1,173,843**	**1,296.5**	**905.41**
中　　区	130,482	8,506.0	15.34
東　　区	120,751	3,066.3	39.38
南　　区	138,190	5,296.7	26.09
西　　区	186,985	5,242.1	35.67
安佐南区	233,733	1,994.1	117.21
安佐北区	149,633	423.5	353.35
安 芸 区	78,789	838.1	94.01
佐 伯 区	135,280	603.0	224.36

２　建築物等

⑴　建築物の推移

市域における建築物の推移を見ると、平成 25 年度の総数は、40,408 件で、前年度比 173 件の減少となり、工業系は減少傾向にある。

⑵　用途別分布状況

市域における建築物の用途別分布状況をみると、住居系、商業系の建築物の半数が中心部に、工業系の建築物がそのフランジ部に集積しているが近年各用途とも分散傾向にある。

⑶　中高層建築物（４階建以上）

市域における中高層建築物（４階建以上）は、平成 25 年 3 月末日現在 15,031 棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。

この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。

３　危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設（以下本編において「危険物施設等」という。）

市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、平成 25 年度の総数は、危険物施設 1,860 件、高圧ガス施設 2,153 件、火薬類施設 51 件で、危険物施設は、平成 7 年度をピークに減少傾向にある。

（資料編）　１－４－３　建築物の推移と分布状況
１－４－４　中高層建築物の分布状況
１－４－５　危険物施設の推移と分布状況

第５節　災害の想定

この計画において想定する災害は、本市の地理的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、概ね次のとおりとする。

なお、台風や豪雨等による風水害に係る被害の予測を具体的な数値として算出することは、現段階では困難であることから、今後の国等の調査研究を踏まえ対応することとする。

また、台風や豪雨、地震等は、自然現象であり、想定を超える被害が発生する可能性がある。

１　台風や豪雨等による風水害

⑴　高潮による浸水

⑵　洪水による浸水

⑶　低地帯等の内水氾濫による浸水

⑷　大雨による土石流・がけ崩れ等

⑸　強風・竜巻による家屋の倒壊等

２　地震による災害（別編「震災対策編」による。）

３　大規模な事故等による災害（別編「都市災害対策編」による。）

第２章　災害予防計画

第１節　方　　針《消防局防災課》

第１　計画及び事業推進

この計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について規定するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

なお、具体的な事業については、本市が別に定める「災害に強いまちづくりプラン」等に基づき、計画的に推進するものとする。

第２　市民と行政が一体となった取組

災害に強いまちづくりは、行政機関・公的機関の責務として取り組まなければならないものであるが、自らの命は自らが守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、防災の主体は市民自身である、という市民の自覚があってこそ実現できるものである。

したがって、「災害に強いまちづくり」のアプローチとして、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」を前提にするものである。

１　防災まちづくり

「地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動」を［防災まちづくり］と定義し、すべての市民が安全で快適に暮らせる社会、そして、豊かな人間性をはぐくみ、人が輝く社会を築き、心のよりどころとなり、誇りの持てる広島の創造をその目標とする。

２　市民と行政の役割分担

災害予防における市民と行政の役割分担について、災害が起きる前から起きた後までの時系列的な局面ごとに整理した場合、次のとおりとなる。【震災時等を含む。】

⑴　災害による被害を出さないために

区　　分	市　　民	広　島　市
個別建築物等の整備	○所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○家具・備品等の転倒防止・落下防止 ○屋外広告物・窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の安全確保又は移転	○市有建築物・構造物の耐震診断・耐震改修・防火構造化、地下空間への浸水防止 ○住宅耐震診断補助制度の実施 ○民間建築物の耐震化に対する助言・指導 ○市有建築物の備品の転倒防止・落下防止 ○窓ガラス・瓦等の落下防止 ○ブロック塀・門柱等の転倒防止 ○土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制等
市街地等の整備	○防災まちづくり事業への取組	○土地区画整理事業・市街地再開発事業等の推進 ○道路・公園等の整備 ○防火地域・準防火地域の適正な指定 ○公共下水道（雨水排水）等の整備 ○河川改修事業・砂防事業等の促進 ○開発許可制度による規制・誘導

⑵　災害による被害を軽減するために～人命救助・救護

区　　分	市　　民	広　島　市
資機材等の整備	○救急セット（包帯・三角巾・消毒薬等）の整備	○救助隊・救急隊の整備 ○医療・救護体制の整備 ○自主防災組織用救助資機材の配備

訓練等の実施	○救助資機材を用いた救助訓練の実施 ○応急手当訓練の実施	○救助訓練に対する助言・指導 ○応急手当講習の開催
協力体制の整備	○近隣の要配慮者の把握	○他の地方公共団体等との応援協定の締結 ○民間団体等との協力協定の締結 ○要配慮者情報の把握体制の整備
その他		○災害情報の収集・分析・連絡体制の整備 ○建築物応急危険度判定士の育成 ○専門家等との連携体制の確保

⑶　災害による被害を軽減するために～消火活動

区分	市民	広島市
資機材等の整備	○消火器の整備 ○バケツ等の共同整備 ○自衛消防隊の編成・資機材の整備	○消防力の整備 ○消防水利の多様化
訓練等の実施	○消火器・バケツリレー等による消火訓練の実施 ○自衛消防隊の消火訓練の実施	○消火訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○自主防災組織と事業所との応援協定の締結	○他の消防本部等との応援協定の締結

⑷　安全に避難するために

区分	市民	広島市
資機材等の整備	○携帯ラジオ・懐中電灯等の整備	
訓練等の実施	○避難誘導訓練の実施 ○避難場所・避難経路等の確認	○避難誘導訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○自主防災組織と事業所等との応援協定の締結 ○近隣の要配慮者の把握 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	○民間団体等との協力協定の締結 ○要配慮者情報の把握体制の整備 ○土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
その他	○家族等との緊急時連絡方法等の確認	○災害情報の提供体制の整備 ○避難場所・避難路の整備 ○市民の防災意識の啓発

⑸　避難場所での円滑な生活を過ごすために

区分	市民	広島市
市街地等の整備		○輸送拠点の整備 ○緊急輸送道路の整備
資機材等の整備	○食料・飲料水、衣類等の非常持ち出しの準備	○食料・生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 ○応急給水体制の整備 ○ごみ処理体制・し尿処理体制の整備 ○防疫体制の整備 ○被災者の心身の健康保持体制の整備
訓練等の実施	○生活避難場所運営マニュアルの検証訓練の実施	○生活避難場所運営マニュアルの検証訓練に対する助言・指導
協力体制の整備	○生活避難場所運営マニュアルの整備 ○災害ボランティア活動への参加	○生活避難場所運営マニュアルの整備に対する助言・指導 ○災害ボランティアとの連携・支援体制の整備

⑹　正常な市民生活の回復のために

区分	市民	広島市
ライフラインの復旧		○ライフライン復旧体制の整備
応急仮設住宅の設置		○応急仮設住宅の設置場所の適地選定

生活の援護	○現金・貯金通帳・印鑑・保険証等の非常持ち出しの準備	○り災証明書の発行体制の整備 ○災害救助法等に基づく援護施策の実施
被災地域の復旧・復興	○被災地域の復旧・復興事業への協力及び被災建築物等の再建	○被災した公共施設の早期復旧 ○被災地域の復旧・復興事業の実施

第２節　風水害予防計画

第１　洪水予防対策

１　河川の状況《下水道局河川課》

本市における河川の状況は、以下のとおりである。

区分	河川名	延長	管理	摘要
		km		
一級河川	太田川	47.50	国	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区
	天満川	6.40	〃	中区、西区
	旧太田川	8.67	〃	中区、西区、東区
	元安川	5.40	〃	中区、南区
	古川	7.20	〃	安佐南区
	根谷川	5.45	〃	安佐北区
	三篠川	9.45	〃	〃
	戸坂川	0.10	〃	東区
	京橋川	6.20	県	中区、東区、南区
	猿猴川	5.50	〃	南区
	府中大川	3.90	〃	東区、南区
	中山川	2.00	〃	東区
	戸坂川	1.37	〃	東区
	二又川	1.10	〃	東区
	三滝川	0.32	〃	西区
	八幡川	1.35	〃	西区
	八幡川放水路	1.19	〃	西区
	山本川	3.10	〃	西区、安佐南区
	東山本川	0.45	〃	安佐南区
	安川	8.45	〃	〃
	奥畑川	3.80	〃	〃
	大塚川	2.84	〃	〃
	新安川	0.60	〃	〃
	吉山川	15.80	〃	安佐南区、安佐北区
	高山川	1.90	〃	安佐北区
	小河内川	9.10	〃	〃
	鈴張川	5.50	〃	〃
	行森川	4.00	〃	〃
	大毛寺川	5.30	〃	〃
	根谷川	6.65	〃	〃
	南原川	7.70	〃	〃
	桐原川	2.50	〃	〃
	山倉川	0.94	〃	〃
	矢口川	1.15	〃	〃
	諸木川	3.20	〃	〃
	落合川	1.20	〃	〃
	奥迫川	0.75	〃	〃

区分	河川名	延長	管理	摘要
		km		
一級河川	小河原川	4.00	県	東区、安佐北区
	麻下川	2.50	〃	安佐北区
	湯坂川	3.40	〃	〃
	三篠川	19.00	〃	〃
	河津川	4.40	〃	〃
	関川	2.90	〃	〃
	栄堂川	8.90	〃	〃
	御幸川	1.82	〃	西区
	堂の迫川	0.59	〃	安佐南区
	前原川	1.40	〃	〃
	水内川	22.10	〃	佐伯区
	伏谷川	4.60	〃	〃
	打尾谷川	8.43	〃	〃
二級河川	八幡川	20.90	県	西区、佐伯区
	瀬野川	12.80	〃	南区、安芸区
	畑賀川	3.20	〃	安芸区
	熊野川	8.50	〃	〃
	矢野川	3.20	〃	〃
	尾崎川	0.50	〃	〃
	石内川	8.73	〃	佐伯区
	岡ノ下川	2.79	〃	〃
	梶毛川	4.37	〃	〃
	木末川	5.13	〃	〃
準用河川	寺山川	0.90	市	東区
	岩上川	1.53	〃	安佐北区
	榎山川	0.66	〃	安芸区
	中道川	0.68	〃	佐伯区
	堀川	2.52	〃	中区
普通河川	中山川ほか652 河川	539.80	市	一部砂防指定地の河川数及び延長を含む。
砂防指定地	法導寺川ほか290 河川	403.24	県市	砂防指定地

（河川の位置については水防計画附図参照）

2　河川の改修

⑴　太田川の改修《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》

ア　下流デルタ域

(ｱ)　放水路

放水路工事は、昭和７年度から着工し、己斐・福島地区の掘削、浚渫、護岸等の一部が施工され、戦争による中断後、昭和 21 年から再開されたが、用地買収、漁業補償問題等が難航した。しかし、昭和 26 年から 30 年にかけて、これらも順次解決し、その後は工事も順調に進み、昭和 40 年には、分派口の放水路可動堰（祇園水門）及び本川側分水堰（大芝水門）等の建設工事がそれぞれ完成し、昭和 40 年５月に待望の通水を行い、現在は護岸、床止など一部を残して完成に至っている。

(ｲ)　市内派川（旧太田川、天満川、元安川）

市内派川については、昭和 45 年に旧太田川、同 46 年に天満川、同 47 年に元安川が国管理区間に編入された。これらの派川のほぼ全区間が高潮の影響を受けるため高潮対策事業として改修を促進している。

イ　下流部

昭和 18 年９月、同 20 年９月の再度にわたる出水により、昭和 21 年度から可部地区の改修に着手したが、重点が放水路に置かれていたため、下流部の改修は遅れ気味であった。放水路通水後の昭和 41 年度からは小田、川内、東原、矢口、温井地区の改修が促進され、派川古川の締切りも昭和 44 年度をもって完了した。

その後、堤防の強化を図るため、高水護岸等の整備を行っている。

ウ　中流部

昭和 47 年７月の洪水による大災害を契機に、昭和 50 年４月、同 51 年５月及び同 52 年４月の３回に分けて、国管理区間に編入された。この区間は未改修地区を多く残しており、谷底平野の集落を守るため築堤護岸を施工することとし、緊急を要する箇所より逐次改修を進めている。

エ　支川

三篠川は、昭和 40 年６月、同年７月の再度にわたる大災害のため、昭和 40 年に緊急３箇年計画を策定して、災害復旧との合併施工により、本格的な改修を行い、下流地区の築堤護岸は既に完成しており、現在は、昭和 42 年に区域延長になった上流地区に築堤護岸を施工している。

根谷川は、可部町周辺の宅地化に対処して昭和 43 年度より本格的な改修工事に着手した。現河道は極めて狭小であるうえ、堤防が低く老朽が著しいので大幅な引堤を行うとともに、築堤護岸の施工を促進している。

古川は、従来太田川の洪水流の分派流路的役割を果たしてきたが、昭和 44 年に分派点が締切られ、その役割を終えたことから、安川合流点より上流部は、周辺の都市化の進む中で、都市河川として必要な緑地空間の形成並びにレクリエーションの場を提供するための改修を進めている。一方、安川合流後の下流部は築堤護岸を施工している。

オ　太田川計画高水流量

平成 １９年の太田川河川整備基本方針の施行にともない、基本高水はそのピーク流量を基準地点玖村において 12,000 ㎥/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 4,000 ㎥/s を調節し、河道への配分量を 8,000 ㎥/s とした。計画高水流量は、加計において 3,900 ㎥/s とし、下流支川と合わせ、可部において 6,700 ㎥/s、さらに、支川三篠川、根谷川からの流量を合わせ、基準地点玖村において 8,000 ㎥/s とし、大芝において旧太田川に 3,500 ㎥/s を分派し、太田川（放水路）は河口まで 4,500 ㎥/s とした。なお、支川の計

画高水流量は三篠川において 1,850 ㎥/s、根谷川において 850 ㎥/s、派川の古川において 570 ㎥/s とした。

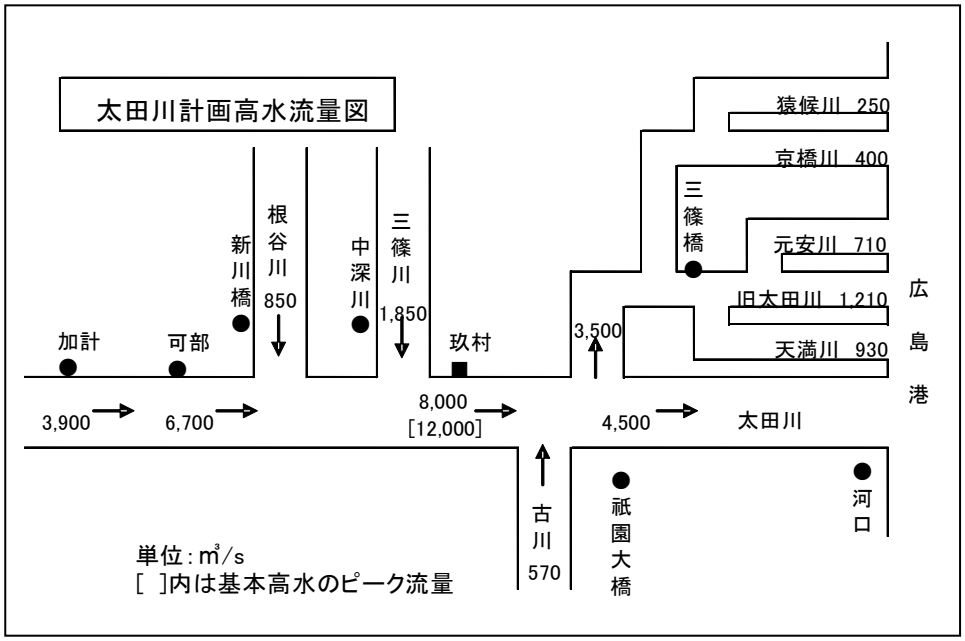

⑵ 県管理河川の改修《県河川課》

ア 一級河川 安川

安川流域は、本市のベッドタウンとして加速度的に宅地開発が進められ、開発に伴う流路の是正及び河積の拡大は重要な課題となっている。このため、昭和 17 年度を初年度とし、古川合流点から大塚川合流点までの 7,990ｍの改修を進め、平成 3 年度末に一次改修が完了した。引き続き、平成 4 年度から二次改修に着手、計画高水流量 220～450 ㎥／s として改修を進めている。

イ 一級河川 三篠川

三篠川は、上流部は県知事が管理、下流部は国土交通大臣が管理している。県管理区間については、昭和 41 年度以降、安佐北区白木町内の約 4,750ｍを対象に、計画高水流量 1,200 ㎥/s として改修を進めている。

ウ 一級河川 小河原川

小河原川は、東区と安佐北区を流下し、三篠川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。

そのため、計画区間 3,615ｍのうち平成元年度より安佐北区の 2,165ｍを広島県が、平成 9 年度より東区の 1,450ｍを広島市が計画高水流量 100～280㎥／s として改修を進めている。

エ 一級河川 府中大川

府中大川は、東区から安芸郡府中町、南区を流下し、猿猴川へ合流する河川であり、流域の重要度の高い都市河川としての整備が重要な課題となっている。

そのため、計画区間 3,750ｍのうち府中大橋から新鶴江橋までの 1,800ｍは平成 6 年度までに暫定完了し、その上流の 750ｍの区間について平成 7 年度より計画高水流量 100㎥／s として改修を進めている。

オ 一級河川 鈴張川

鈴張川は、安佐北区を流下し、太田川へ合流する河川であり、流域の開発に伴い整備が重要な課題となっている。

そのため、昭和 55 年度以降、計画区間 3,340ｍを対象に計画高水流量 260～350㎥／s として改修を進めている。

⑶　準用河川の改修《下水道局河川課》

本市が管理する準用河川は、５河川（寺山川、岩上川、榎山川、中道川、堀川）で、総延長は6,290ｍである。

寺山川は、東区福田地区を流下し、一級河川小河原川に流入する流域面積1.63㎢、流路延長 900ｍであり、岩上川は、安佐北区岩上地区を流下し、一級河川落合川に流入する流域面積1.29㎢、流路延長1,530ｍであり、榎山川は、安芸区瀬野川地区を流下し、砂防指定地内河川榎山川に流入する流域面積3.16㎢、流路延長660ｍであり、中道川は、佐伯区五日市地区を流下し、砂防指定地内河川野登呂川に流入する流域面積0.29㎢、流路延長 680ｍであり、これらの流域は、近年急速に市街化が進み、流出量の増大が予想されている。

このような現状に対処するため、昭和62年度より寺山川、平成元年度より岩上川、平成２年度より榎山川・中道川について準用河川改修事業による整備に着手し、榎山川・中道川については改修を完了した。

⑷　普通河川の改修《下水道局河川課》

本市が管理する普通河川は、653河川で総延長は約540㎞(平成25年4月1日現在)ある。これらの河川のうち約5割は、河積が狭くかつ自然護岸で蛇行しているため流下能力が低く、溢水や護岸崩壊による災害が発生し、農耕地等に被害を与えている。

こうした状況に対処するため、「水防上重要な場所」を重点として整備のために必要な調査を行い、緊急性を考慮しながら既往最大時間雨量79.2㎜の降雨に対応できるように改修するものとする。なお、改修予定については、水防計画（附表）の「水防上重要な場所」に定めるところによる。

⑸　ため池の整備《経済観光局農林整備課》

かんがい用として作られているため池は、そのほとんどが土堰堤であり、さらに建設された時期も明治時代から昭和初期がほとんどであることから、老朽化が進み災害危険を持っている。このため、危険度の高いため池から順次整備を行い、災害を未然に防止する必要がある。

３　警戒避難体制の整備《下水道局河川課、消防局防災課、各区地域起こし推進課》

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事により指定を受けた洪水予報河川又は水位周知河川における浸水想定区域については、円滑かつ迅速な避難を確保するために、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、ハザードマップ、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

⑴　洪水予報等の伝達方法及び避難場所等（水防計画別表第13において規定）

⑵　地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地（水防計画別表第14において規定）

なお、地下街等及び要配慮者利用施設は次のとおりとし、これらの施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員(要配慮者利用施設は自衛水防組織が設置された場合)に限る。）への洪水予報等の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム又はファックス等による。

【地下街等】

ア　地下街及び地下で地下街に接続する施設 イ　地下で地下道に接続する施設及び当該地下道

【要配慮者利用施設】

ア　病院、診療所、助産所
　　ただし、入院病床を有するものに限る。
イ　幼稚園、特別支援学校
ウ　社会福祉施設等で次に掲げるもの
　(ｱ)　生活保護法による保護施設
　(ｲ)　老人福祉法による老人福祉施設
　(ｳ)　障害者自立支援法による障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所
　(ｴ)　身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設
　(ｵ)　障害者自立支援法によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設
　(ｶ)　児童福祉法による児童福祉施設
　(ｷ)　(ｱ)から(ｶ)までに掲げるものに類するもの
エ　介護サービス施設・事業所で次に掲げるもの
　(ｱ)　介護老人保健施設
　(ｲ)　介護療養型医療施設
　(ｳ)　（介護予防）短期入所療養介護事業所
　(ｴ)　（介護予防）通所リハビリテーション事業所
　(ｵ)　（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
　(ｶ)　（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
　(ｷ)　介護予防支援事業所（地域包括支援センター）
オ　原爆養護ホーム

⑶　水防計画別表第 14 に掲げる地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、地下街等の利用者の洪水時の円滑迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。

また、地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止のための訓練を行うほか、自衛水防組織を設置し、当該自衛水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市長に報告する。

本市は、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。

【避難確保・浸水防止計画に定めるべき事項（水防法施行規則第５条）】

ア　洪水時の防災体制に関する事項
イ　利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
ウ　洪水時の浸水防止に関する事項
エ　洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水防止を図るための施設の整備に関する事項
オ　洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
カ　自衛水防組織の業務に関する事項
（ア）水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
（イ）自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
（ウ）その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
キ　上記に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時の浸水防止を図るために必要な措置に関する事項

【自衛水防組織の設置に係る報告事項（水防法施行規則第８条）】

ア　施設管理者の氏名及び連絡先

イ　自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

ウ　洪水予報の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

⑷　地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の設置等の自衛水防の取組を推進するため、本市は必要な指導・支援を行う。

（資料編）　２－２－１　準用河川・普通河川の現況

第２　高潮・津波災害の予防対策

広島港における海岸及び河川の護岸については、国、県の港湾、河川部局等がその整備（管理）を担当していることから、本市及び各機関は相互に、各施設の整備に関する情報等を正確に把握、共有し、平常時から担当者会議の開催等により連携して、災害に適切に対応できる体制を整備する。

１　太田川高潮対策事業《国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所》

太田川河口に形成されたデルタ市街地は古くから高潮による被害が多く発生している。昭和初頭から始められた河川改修工事は放水路を主として施工されたため市内派川の堤防は劣弱であり、一たび大規模な高潮が来襲すれば、その被害は想像を絶するものがある。

本事業は、本市に伊勢湾台風級の台風が最悪のコースを通って来襲しても安全に対処し得るように、太田川放水路、天満川、旧太田川、元安川に高潮堤を建設し、併せて都市河川の環境を整備するものである。

堤防法線は原則として現河岸に沿うが、洪水能力の不足する箇所等については法線の是正を行う。河幅の余裕のある下流部は背後地の状況を勘案して表腹付とする。旧太田川下流部において昭和 55 年度より工事に着手し、引き続き施工中である。

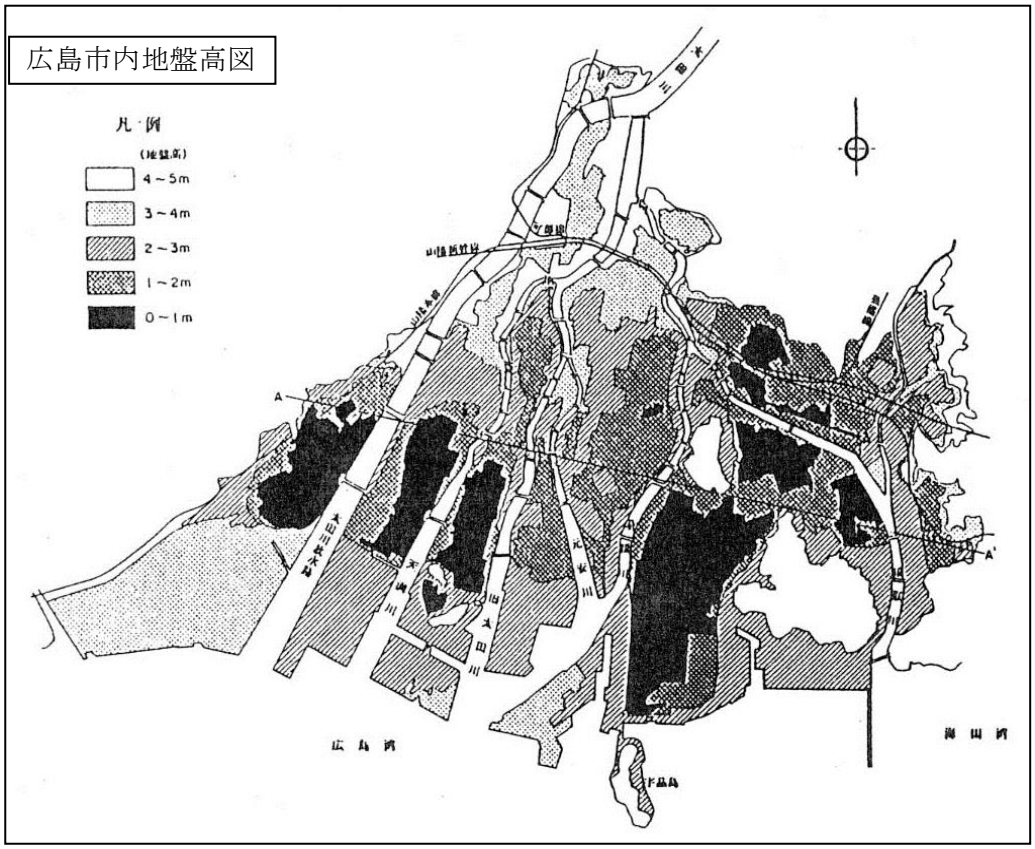

２　広島港海岸保全施設整備事業

⑴　国施行事業《国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所》

平成 17 年度より、南観音、江波、吉島、船越、矢野の 5 地区について、新たに国直轄事業を導入し、広島港の高潮対策の整備促進を図る。

なお、平成 17 年度から調査設計を行い、平成 27 年度までの完成を予定している。

⑵　県施行事業《県港湾企画整備課》

広島港の高潮対策（海岸保全施設整備事業）については、国（国土交通省）の海岸事業第１次五ケ年計画（Ｓ45～Ｓ49）に基づき、海岸管理者である県において既往最高潮面（＋4.61）に余裕高を加えた天端高（＋5.5～6.0）で観音、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、似島地区の護岸を整備した。

第２次５カ年計画（Ｓ51～Ｓ55）からは、伊勢湾台風級の大型台風が当地域に来襲した場合を想定した天端高（＋6.0～8.2）により、国とも協議を行いながら、嘉永、住吉桜尾、美濃里、江波、吉島、出島、宇品、元宇品、丹那、船越、矢野、坂、似島の各地区において整備を推進してきた。

現在は、平成 11 年の台風 18 号及び平成 16 年の台風 18 号で被害があり、緊急性の高い地区から順次整備を進めている。

なお、近年における高潮被害の実態を考慮して、平成 12 年度に台風通過ルートを再検討したこと、及び最近の潮位上昇に伴い平成 15 年度に基準水面を変更したことにより、天端高（＋6.1～8.3）の見直しを行った。

（県整備実施地区：出島、宇品外貿・中央、宇品内港、似島
県整備計画地区：元宇品、宇品東、丹那、向洋）

３　一級河川京橋川・猿猴川・府中大川高潮対策事業《県河川課》

広島の市街地は太田川の形成するデルタ上にあり、海の埋立てによって発展してきた。従って市街地の標高も低く、ゼロメートル地帯がデルタ市街地の３分の１以上を占めている。また、高潮の起こりやすい地形でもある。

本事業は、堤防方式により高潮被害から市街地と住民の生命、財産を守り、国土の保全を図るものである。京橋川左岸 5,400m、右岸 5,100m（天端高Ｔ．Ｐ＋5.0m、御幸橋より下流はＴ．Ｐ＋5.40m）、猿猴川左岸 5,500m、右岸 6,200m（天端高Ｔ．Ｐ＋5.0m）、府中大川左右岸各 1,200m（天端高Ｔ．Ｐ＋5.0m）、計左岸 12,100m、右岸 12,500mの防潮堤を計画し、昭和 45 年度より改修を進めている。

４　啓発活動の推進

高潮、津波による被害軽減を図るため、過去の高潮浸水区域及び広島県津波浸水想定図による浸水予測区域を住民へ周知するとともに、高潮ハザードマップ及び津波ハザードマップを作成し、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用により防災情報を発信する等防災意識の啓発を積極的に推進する。

５　浸水時避難計画マップの作成等《消防局防災課・各消防署、各区地域起こし推進課》

高潮、津波からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携して、浸水時における住民等の緊急一時的な退避先となる施設を確保するとともに、当該施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた浸水時の避難計画マップが住民主体で作成されるよう支援し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

第３　内水氾濫・滞水予防対策

１　公共下水道整備事業の推進《下水道局計画調整課》

公共下水道は、汚水とともに雨水の排除も目的として、整備を行っている。

既設の合流式区域では、雨水排水に対する施設能力が不足しているため、増補施設の整備を進めている。

２　下水道新設・改良事業の推進《下水道局計画調整課》

公共下水道が整備されるまでの間、局所的に発生している浸水を緩和するため、暫定的なマンホールポンプ等の整備を行っている。

３　啓発活動の推進《下水道局計画調整課》

浸水による被害軽減を図るため、浸水発生頻度の高いデルタ市街地における浸水ハザードマップを作成する等により防災意識の啓発を積極的に推進する。

（資料編）　２－２－３　広島市公共下水道整備計画

２－２－４　広島市排水ポンプ場一覧表及び排水ポンプ場危険水位等連絡系統図

第４　土砂災害・宅地災害等の予防対策

１　がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策

市域において、がけ崩れ・山崩れにより被害が生じることが予想される箇所は、県の調査結果によれば約 4,000 か所にも及んでいる。

こうした状況を踏まえ、次の事業を積極的に推進する。

⑴　急傾斜地崩壊対策防止事業の推進《下水道局河川課》

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。

なお、市域における急傾斜地崩壊危険箇所は、県の調査結果によれば 3,634 か所となっている。（資料編「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」参照）

項　　目	内　　容	実　施　担　当
指定と指定に伴う防災工事の働きかけ	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び防災工事の促進を県に働きかける。	下水道局河川課 各区地域整備課
指定地区における建築制限	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく災害危険区域の指定により新築等の建築制限を行う。	都市整備局建築指導課 各区建築課
備　　考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。	

⑵　治山事業の推進《経済観光局農林整備課》

崩壊林地に対する復旧治山事業、山地災害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備事業等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業及び広島市里山林地崩壊地復旧事業を推進する。

なお、市域における山地災害危険地区は、県の調査結果によれば 3,715 地区となっている。（資料編「山地災害危険地区総括表」参照）

こうした状況を踏まえ、危険地区の住民への周知と警戒避難体制の整備を図る。

⑶　公園法面防災事業の推進《都市整備局公園整備課》

市街地周辺の山地部緑地や市街地内の島状緑地に開設された公園緑地の危険箇所を把握し、計画的に法面防災事業を推進する。

⑷　道路法面防災事業の推進《道路交通局道路課》

道路利用者の安全な通行を確保するため、本市が管理する道路の法面について災害危険箇所を定め、計画的に法面崩壊の復旧や予防措置を推進する。

⑸　墓地法面防災事業の推進《健康福祉局環境衛生課》

本市が管理する墓地法面の危険箇所を把握し、計画的に法面防災事業を推進する。

⑹　啓発活動の推進《消防局防災課》

山・がけ地周辺の住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布等を積極的に推進する。

2　土石流災害の予防対策

市域における土石流危険渓流は、県の調査結果によれば2,402か所となっている。（資料編「土石流危険渓流一覧表」参照）

こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。

⑴　砂防工事の促進《下水道局河川課》

県に対し、土石流危険渓流への砂防工事の実施を働きかけるとともに、当該渓流が危険である旨の表示板等の設置を促進する。

また、平成13年度から国が県西部（広島市の一部、廿日市市、大竹市の一部）で実施している砂防事業（「広島西部山系直轄砂防事業」）の促進についても積極的に働きかける。

⑵　啓発活動の推進《消防局防災課》

土石流危険渓流を住民へ周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布等を積極的に推進する。

3　地すべり災害の予防対策《下水道局河川課、消防局防災課》

市域における地すべり危険箇所は、県の調査結果によれば4か所となっている。（資料編「地すべり危険箇所一覧表」参照）

こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の実施を働きかけるとともに、地すべり危険箇所の住民への周知及び災害時の避難体制の整備を図る。

4　宅地災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》

⑴　宅地造成工事に対する規制と指導

市域における宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約65%に当たる59,126haが指定されており、平成26年1月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は52か所、399.57haとなっている。（広島市水防計画別表第４「３　未完成の宅地造成地」参照）

こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　　容</th><th>実施担当（根拠法令）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">指　導</td><td>①　宅地造成工事の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。</td><td rowspan="4">・都市整備局宅地開発指導課
・消防局警防課・各消防署

（宅地造成等規制法
第16条・第17条
災害対策基本法
第59条）</td></tr>
<tr><td>②　工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について防災計画を提出させる。</td></tr>
<tr><td>勧　告</td><td>宅地造成に伴う災害防止のため、必要な措置をとることを勧告する。</td></tr>
<tr><td>命　令</td><td>宅地造成に伴う災害発生のおそれが大きい場合に、必要な措置をとることを命令する。</td></tr>
</table>

⑵　既成宅地に対する指導等

既成宅地においては、その地形及び地質の特質から、集中的な降雨時等にがけ崩れ等の災害が発生するおそれのある宅地が相当数存在している。

既成宅地災害を防止するため、宅地の関係者に対し、次の指導等を行う。

項　目	内　　容	実施担当（根拠法令）
指　導	災害発生のおそれのある宅地の状況把握に努め、必要に応じて現場指導を行う。	・都市整備局宅地開発指導課
勧　告 命　令	防災上危険な宅地については、災害防止のため必要な措置をとることを勧告又は命令し、保安上危険な建築物については、移転、使用制限等必要な措置をとることを命令する。	・都市整備局 宅地開発指導課 建築指導課 ・各区建築課 （宅地造成等規制法 第 16 条・第 17 条 建築基準法 第 10 条）
助　成	上記の勧告、命令を受けた者等に対し、工事費の一部融資を行う。	・都市整備局宅地開発指導課

5　**土砂堆積災害の予防対策**《都市整備局宅地開発指導課》

⑴　土砂堆積等の規制

建設残土等土砂の処分による災害の発生の危険を排除するため、広島市土砂堆積等規制条例（平成 16 年広島市条例第 36 号）に基づき土砂の堆積等を規制することにより、土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止し、もって市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

⑵　土砂堆積に対する措置命令等

土砂堆積による災害を防止するため、土砂堆積に関して次の措置命令等を行う。

項　　目	内　　容
指　導	①　土砂堆積の許可条件等の厳守と周辺地区への災害防止を指導するとともに、梅雨期、台風期等にパトロールを実施する。
	②　工事中の土砂堆積の関係者に対し、工事期間中の土砂流出、災害情報の伝達等について防災計画を提出させる。
土砂搬入禁止区域の指定等	土砂堆積による土砂の崩壊、流出等により市民の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるとき、土砂の搬入を禁止する区域を指定し、土砂の搬入を禁止する。
命　令	広島市土砂堆積等規制条例の規定に違反した場合には、必要な措置をとることを命令する。
公　表	土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、違反者の氏名、違反等の事実を公表する。

6　**警戒避難体制の整備**《下水道局河川課、消防局防災課、各区地域起こし推進課》

土砂災害防止法に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める（水防計画別表第１２において規定）。

国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難勧告の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

なお、警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及

び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとし、土砂災害に関する情報の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム又はファックス等による。

（資料編）　２－２－５　小規模崩壊地復旧事業計画
２－２－６　公園法面防災事業計画
２－２－７　道路法面防災事業計画
２－２－８　墓地法面防災事業計画
参考５　広島市宅地等防災工事資金融資要綱

第５　風害予防対策

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

１　予防広報《消防局防災課》

台風シーズンや強風が予想されるときは､風害予防対策の実施を広く市民に呼びかける。

⑴　看板、アンテナ等の固定・補強
⑵　瓦、窓、扉、塀等の点検・補修
⑶　飛散、落下するおそれのあるものの固定・補修・除去
⑷　樹木の剪定・支柱の補強
⑸　気象情報への注意
⑹　外出する場合の注意
⑺　電線の断線等への注意
⑻　火災予防
⑼　車両運行上の注意

２　樹木対策（街路樹・公園樹等）《都市整備局公園整備課》

⑴　植栽後３年末満のもの及び被害を受けやすい樹木の剪定及び支柱・添竹による補強・結束等により、倒木の予防措置を図る。
⑵　巡回パトロールによる点検を実施し、倒木のおそれのある樹木の把握及び倒木の予防措置を図る。

３　屋外広告物及び道路占用物件対策《都市整備局都市計画課、道路交通局道路管理課》

倒壊、落下又は飛散等により、人・建物等に被害を与え、又は被害を拡大させると予想される屋外広告物や道路占用物件については、点検パトロールにより実態把握を行い、物件の設置者、又は管理者に必要な防止措置を講じるよう指導を徹底する。

また、物件の設置申請時に、風に対する安全措置の指導を図る。

４　建築物対策《都市整備局建築指導課、各区建築課》

建築物防災週間等を利用して、建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊・落下又は飛散するおそれのある設備等の安全対策を呼びかける。

５　公共工事・公共施設対策《都市整備局営繕課・設備課、道路交通局街路課》

本市の関係する工事や公共施設については､設計段階から風害対策を考慮するとともに、点検パトロール等により必要な措置を講じ、人・建物等への被害の発生を防止する。

６　電柱・電線等対策《道路交通局道路管理課・道路課》

中国電力㈱、西日本電信電話㈱等の電柱・電線の設置者に対して、風害対策の強化を働きかけるとともに、電線類の地中化事業の促進を図る。

７　危険物施設等保安対策《消防局指導課》

危険物施設等の倒壊等による災害を防止するため、査察等を通じて、定期点検等の励行等を指導し、法令基準に従った危険物施設等の適正な維持管理を図る。

８　フェンス・ブロック塀等対策《都市整備局建築指導課、各区建築課》

フェンス・ブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、建築物防災週間等に点検

査察を実施し、必要なものについては、改善指導を行うとともに、技術的な指導・相談等に応じ、改善の促進を図る。

9　**農林水産物対策**《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

気象情報についての注意を呼びかけるほか、農林水産業用施設等の補強、農作物の倒伏等への対応指導を行う。

10　**船舶及び木材流出対策**《下水道局河川課、消防局防災課》

河川等に係留する船舶及び貯木場の管理の徹底を関係機関に要請するとともに、警戒巡視を実施し、流出に伴う災害の未然防止を図る。

11　**高潮対策**《消防局防災課・各消防署・各区役所》

台風及び強風に伴う高潮については、警戒巡視を実施し、防潮扉の管理等必要な措置を関係機関に要請する。また、高潮に伴う浸水について市民に注意を呼びかける。

第６　雪害予防対策《道路交通局道路課》

道路の積雪及び凍結は、交通渋滞及び交通事故発生の大きな原因となっている。このため、次の対策を講じる。

１　除雪対策

積雪量 20 ㎝以上（ただし、積雪寒冷特別地域である佐伯区湯来町及び杉並台については、積雪量 15 ㎝以上とする。）及びその後の気温が０℃以下の場合、交通量等を考慮した特定の路線（国道・県道等）について除雪を行う。

２　凍結防止対策

橋梁、日陰のカーブ又は勾配の急な場所等特に凍結の起こり易い箇所及び危険な箇所に、事前に凍結防止資材を設置する。

また、路線バスについては、事前にバスに凍結防止資材を積み込む。

（実施担当：各区役所）

第７　道路における災害の予防対策《道路交通局道路課》

１　道路交通の安全のための情報の充実

本市（道路交通局）は、気象庁からの気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、広島地方気象台と協力して当該情報を活用できる体制の整備を図るとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、その応急対策を実施するため、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

２　道路施設等の整備

本市（道路交通局）は、所管する道路における災害を予防するため、道路施設等の点検を通じた現況の把握及び必要な施設・体制の整備に努める。

また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え

本市（道路交通局）は、施設・設備の被害情報の把握及び災害応急対策を行うため、広島市災害協力事業者制度の効果的な運用を図るとともに、民間団体との協力体制も含めた体制及び資機材の整備を進める。

また、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存しておくよう努める。

第８　地下空間における災害の予防対策《消防局防災課》

ビルの地下階、地下街、地下通路等の地下空間は、①地上の気象の変化がわかりにくい、②排水能力を超えた場合には天井まで冠水する可能性がある、③避難経路が限られている、④停電した場合には暗闇となる、などの災害対策上の特殊性がある。

このため、地下空間への浸水による被害を未然に防止するため、市民への防災パンフレットの配布等により地下空間特有の危険性を周知し､防災意識の高揚を図るものとする｡特に、地下空間の管理者、建築物の設計に携わる者に対しては、浸水防止及び避難のために必要な措置を講じるよう啓発を行う。

また、地下街等の施設管理者や関係機関においては、相互が連携し、防災対策について十分な協議を行い、①危険性の周知・啓発、②情報連絡、③浸水防止対策、④避難対策等に係る体制を整備するものとする。

第９　ライフラインにおける災害の予防対策

１　地下埋設物についての安全管理体制の確立《道路交通局道路管理課》

水道管、下水道管、電話線、高圧電線、ガス管等（以下「地下埋設物」という。）を管理する団体は、地震や地下埋設物工事等に起因する災害の発生を未然に防止するため、自ら地下埋設物に関する安全管理体制を確立し、沿道住民及び道路通行者の安全確保を図るものとする。

２　道路工事等との調整及び周知の徹底《道路交通局道路管理課・道路課》

地下埋設物に係る新設、補修、改修等の工事（以下「地下埋設物工事」という。）の施行者は、道路工事計画及び他の地下埋設物工事計画と調整し、自己の地下埋設物工事の計画を策定するとともに、地下埋設物工事の施工に当たっては、道路管理者、他の地下埋設物管理者と適宜、道路占用連絡調整会議において調整のうえ、消防署、警察署等と緊密な連絡を図るものとする。

３　地下埋設物工事の施工方法についての協議の徹底《道路交通局道路管理課・道路課》

地下埋設物工事の施行者は、地下埋設物工事を施工するときは、事前に、掘削により露出する他の地下埋設物の防護その他の工事の施工方法について、道路管理者及び他の地下埋設物管理者と協議し、当該工事施工に係る管理責任を明確にし、災害の発生防止に万全を期するものとする。特に、ガス管に係る工事においては、ガス爆発事故防止に関する建設省通達に基づき、ガス爆発事故の防止措置を講じるものとする。

４　地下埋設物の正確な設置状況の把握《道路交通局道路管理課・道路課》

道路管理者は、地下埋設物の正確な設置状況を常に把握しておくものとする。

地下埋設物の管理者は、自己の管理する地下埋設物に関する台帳及び図面を整備し、工事の都度、関係の台帳及び図面を修正するとともに、当該図面を添えて速やかにその旨を道路管理者に届けるものとする。

５　地下埋設物共同溝の設置の促進《道路交通局道路課》

数種の地下埋設物を蔵する場所においては、必要に応じて地下埋設物共同溝の設置の促進を図るものとする。

６　復旧活動支援体制の整備《消防局防災課》

⑴　関係機関との調整

広島市ライフライン連絡調整会議を設置し、災害発生後の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図り、広島市災害対策本部及びライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行う。

⑵　復旧活動支援拠点の候補地の確保

大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点として次のとおり候補地を指定する。

なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。

区　　分	候補地
南　　区	広島競輪場（駐車場）
西　　区	草津公園
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場（太田川右岸・安佐大橋下流側） 広島修道大学第一駐車場、奥畑防災調整池公園
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場（太田川左岸・口田南一丁目） 中国電力㈱南原研修所（多目的グラウンド等）、寺山公園
安 芸 区	矢野南三丁目市有地
廿日市市	廿日市市宮園野球場
熊 野 町	熊野町民グランド

（注）　廿日市市が被災した場合は沼田運動広場を、熊野町が被災した場合は矢野南三丁目市有地を候補地と位置付ける。

第 10　木材流出による災害の予防対策

海上への木材流出による災害を未然に防止するため、次の対策を実施する。

項　　目	内　　容	実施担当機関又は実施責任者（根拠法令）
関係機関との協力体制の確立	現在の貯木場内における水面利用状況、荷捌能力等を把握し、これらに適応した搬入木材の調整を図るため、広島港輸入木材調整協議会、広島港台風等対策委員会をはじめとする関係機関に協力を求める。	広島海上保安部
安全確保規制措置	広島港内における木材の水上荷おろしに際し、法の定めるところにより、関係者に対する規制を実施し、必要と認められる時は、流木処理に当たらせる。	広島港長 〔港則法 第 26 条・第 34 条〕
流出材の早期措置	巡視艇又は航空機及び一般船舶による流出材の発見の通報を受けたときは、流出材をできるだけ早くえい航除去し、災害の未然防止を図る。	広島海上保安部

（貯木場の位置は、水防計画参照）

第 11　孤立集落における災害の予防対策

災害発生時において、道路が寸断されるなどの被害が生じた場合、集落が孤立することが考えられるため、孤立が想定される集落の把握や次の対策の推進に努める。

1　孤立が想定される集落に生活する住民に対する水や食料の備蓄の啓発
2　防災行政無線等の情報通信手段の確保等
3　救助、救援体制の確立

第３節　火災予防計画《消防局総務課》

火災を未然に防止するための予防指導及び予防査察の実施、火災の発生に対処してその被害を最小限にとどめるために必要な組織及び施設の整備等については、広島市消防計画の定めるところによる。（実施担当：消防局総務課・職員課・消防団室・施設課・警防課・救急課・予防課・指導課）

（資料編）　広島市消防計画

第４節　都市の防災構造化の推進

第１　不燃建築物の建築促進

都市の不燃化を促進するため、次の対策に積極的に取り組む。

項　　目	内　　容	実施担当（根拠法令等）
１　防火地域・準防火地域の拡大	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく防火地域・準防火地域の拡大に努め、建築物の不燃化を促進する。	都市整備局都市計画課 （都市計画法 建築基準法）
２　市街地再開発事業の促進	低層の木造建築物等が密集し、効率的な土地利用がなされていない市街地において、不燃化された共同建築物の建築などを促進し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	都市整備局都市整備調整課、 都市機能調整部 （都市再開発法）
３　市営住宅建替事業	木造市営住宅の建替により、不燃化を促進する。	都市整備局住宅政策課、 住宅整備課 （公営住宅法）

第２　都市計画道路の整備《道路交通局街路課》

都市計画道路は、都市防災上必要な防火帯・避難空間の役割があり、災害発生の時には、①避難場所への安全な移動のための避難路、②消火・救護のための通行路、③災害復旧のための活動空間として機能することとなる。この点を十分配慮して都市計画道路の整備を行う。

（資料編）　２－４－１　都市計画道路整備中路線

第３　公園緑地の整備《都市整備局公園整備課》

公園や緑地は、災害時において市民の避難場所、あるいは応急救助活動及び物資集積等の基地として活用することのできる重要な施設である。この点を十分配慮して計画的に公園緑地の整備を行う。

（資料編）　２－４－２　公園緑地整備計画
２－４－３　公園緑地一覧表

第４　土砂災害対策の推進《都市整備局都市計画課》

土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域等に指定された区域について、住宅等の新規立地の抑制を図る。

第５節　防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備

第１　防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、災害時の応急･復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急･復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。

1　防災拠点施設

(1)「発災直後から災害対応の中枢となる施設」

区　　分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
災害対策本部	○ 災害対応の中枢機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局
情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、生活避難場所、広域避難場所、国・県・公共機関等の防災関係施設
消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫
保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 防疫等の衛生管理機能 ○ 遺体の処理機能 ○ 障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター

(2)「被災市民の生活維持に必要な施設」

区　　分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
避難場所	○ 避難地としての機能 ○ 避難者の収容機能	近隣避難場所、生活避難場所、広域避難場所
輸送拠点	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入れ及び集配場としての機能	広島市民球場（マツダスタジアム）、県立広島産業会館、中小企業会館、東区スポーツセンター、安佐北区スポーツセンター、安芸区スポーツセンター、広島サンプラザホール、東部市場、中央市場、草津岸壁、草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区、宇品内港地区、城南中学校、太田川河川敷
備蓄拠点	○ 食料・飲料水・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	生活避難場所となる市立小学校、広島市総合防災センター等
災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市社会福祉センター、地域福祉センター、公民館
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、生活避難場所、広域避難場所

(3)「災害復旧に必要な施設」

区　　分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
廃棄物処理拠点	○ 生活ゴミや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、小規模下水道施設、清掃工場、資源ゴミ処理施設、大型ゴミ破砕処理施設、埋立地

2　防災拠点施設・設備等の安全性の確保

災害対策本部、代替本部、区役所、消防署所及び病院等の防災拠点となる施設・設備については、地震に強い施設整備を行うとともに、耐震診断や耐震補強等を行い、これを良好な状態に保つよう努める。

また、防災拠点施設には、災害時における用途に付随する食料、飲料水及び応急活動用資機材等の適正な備蓄及び調達体制を整備する。

なお、これらの防災拠点施設が被災した場合には、迅速な機能回復を図る。

この場合の防災拠点施設の応急復旧優先度は次のとおりとする。

【優先度１】:　最も緊急性の高い施設とし、上記１防災拠点の種類、機能及び施設の一覧表（以下「一覧表」という。）の(1)「発災直後から災害対応の中枢となる施設」とする。

【優先度２】:　緊急性の高い施設とし、一覧表の(2)「被災市民の生活維持に必要な施設」とする。

【優先度３】:　一覧表の(3)「災害復旧に必要な施設」とする。

3　災害対策本部機能の確保

市災害対策本部が設置される市役所本庁舎及び消防局庁舎、区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。

なお、市役所本庁舎及び消防局庁舎が使用できない場合の代替災害対策本部を安佐南消防署とする。

今後、「平成 25 年度広島市地震被害想定」等を踏まえ、新たな代替施設の必要性などについて検討を行う。

4　給水の確保対策

防災拠点施設、避難場所及び医療施設等における給水の確保対策は、各々の拠点となる防災関係機関と水道事業管理者が次のとおり分担して行う。

⑴　防災関係機関

ア　自己の所有する給水装置について、耐震性の再点検を行い、必要に応じて補強対策を講じるよう努める。

イ　大規模地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、平常時から飲料水の備蓄・調達体制の整備に努める。

ウ　広域避難場所に飲料水兼用型耐震性貯水槽を設置するよう努める。

エ　避難場所及び医療施設等には、仮設水槽、ポリ容器、飲料水用ポリ袋等をあらかじめ常備し、応急給水の受入れに万全を期すよう努める。

　なお、建物内の受水槽で応急給水を受けようとする場合には、非常用発電機、揚水設備、応急給水用具等をあらかじめ常備しておく必要がある。

オ　人命に係わる救急告示病院及び人工透析が必要な患者を診療する医療機関については、給水管に耐震管を布設する等の措置を講じるよう努める。

⑵　水道事業管理者《水道局企画総務課》

応急活動のシステム化と広域的応援体制の確立を図り、迅速な応急活動に努める。

5　停電対策

停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。

なお、機能の維持・確保に支障を生じない期間の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、災害対策本部が設置される防災拠点施設等への燃料の供給要請等を円滑に行うためのデータベースを整備する。

また、建物の更新時等に自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。

第２　防災施設の整備《消防局総務課・防災課》

災害時における地域の応急対策活動の拠点となり、また平常時における住民の自主防災意

識の高揚を図るための防災教育・訓練の場となる広島市総合防災センターの充実及び防災資機材等を備蓄する防災倉庫の整備を図る。

第３　防災設備の整備《消防局防災課》

１　気象観測設備等の充実

気象情報等を正確、詳細かつ迅速に収集するため、国、県をはじめとする関係機関に観測設備の充実を働きかけるとともに、本市としても集中豪雨等の局地的な気象資料等を得るため、雨量、風向、風速、温・湿度等の観測設備の充実を図る。

２　通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行えるよう、防災行政無線や専用電話設備等の通信連絡設備の充実を図る。

第４　防災資機材等の整備・調達《消防局施設課・防災課・警防課》

１　安全装備品の整備

本市職員及び消防団員の災害現場活動における安全管理対策として、救命胴衣等の安全装備品を整備するものとする。

２　水防資機材の整備・調達等

水防資機材の整備、調達、輸送その他運用に関しては、「広島市水防計画」の定めるところによる。

３　消防資機材の整備・調達等

消防資機材の整備、調達、輸送その他運用に関しては、資料編「広島市消防計画」の定めるところによる。

４　防災資機材の備蓄・整備等

本市が備蓄する防災資機材の現況は、「資料編２－５－１」のとおりであるが、今後一層の充実を図る。

５　災害応急救助物資の備蓄・調達等

災害応急救助物資の備蓄、調達、配給、輸送方法については、各局・区において、あらかじめ物資・資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

（資料編）　２－５－１　防災資機材現況表

第５　消防力等の整備《消防局総務課・施設課》

消防力等の整備については、資料編「広島市消防計画」の定めるところによる。

第６節　避難体制の整備《消防局防災課》

第１　避難場所・施設の確保

災害時における被災者の避難を円滑にし、災害から市民の生命の安全を確保するため、災害に対して安全な建物、公園広場等を避難場所・施設として使用する。

なお、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 の規定に基づき、災害の種類ごとに、災害の危険が及ばない場所又は施設を「指定緊急避難場所」として、また、同法第 49 条の 7 の規定に基づき、被災者が一定期間滞在するための生活環境を満たしている施設を「指定避難所」として指定する。

第２　避難場所の定義

災害時の避難場所の定義は、次のとおりとする。

大規模災害	**１　近隣避難場所** 大規模災害発生直後に緊急に避難する、自宅や職場等の近くの公園・広場・空き地等の広くて安全な場所である。 **２　生活避難場所** 大規模災害発生直後の緊急避難に充てられるとともに、危険が去った段階では自宅の倒壊・焼失等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所である。避難した被災者には安否確認が行われ、避難生活に必要な最小限の物資が供給される。 **３　広域避難場所** 近隣避難場所や生活避難場所が周辺の延焼拡大等によって危険になったときの最終的な避難場所である。救援物資の輸送拠点等防災拠点機能を合わせ持つ。 ただし、延燃火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。
その他の災害	**４　避難場所（候補施設）** ⑴　短期避難型避難場所 災害時の避難勧告・指示等に伴う避難先に充てるため、災害の種別や規模、避難者数、地理的条件等を勘案のうえ、施設を指定して開設し、危険が去った段階では閉鎖する。 ⑵　滞在型避難場所 災害による自宅の倒壊等又は長期にわたる避難勧告・指示等に伴い生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所として、被災状況や被災者数等を勘案のうえ、施設を指定して開設する。避難者には避難生活に必要な最小限の物資が供給される。

なお、上記の避難場所については、市域外からの避難者受入場所や、災害時の公共交通機関の停止等により帰宅が困難となった者を一時的に受入れる帰宅困難者一時滞在場所として活用できるものとする。

第３　避難場所の選定

大規模災害	**１　近隣避難場所** 近隣避難場所については、大規模災害発生直後に緊急に避難する場所であることから、本市による選定は行わず、市民の責務として、日頃から家庭での話合い等により市民自らが確認しておくものとする。災害時の火災に備えて、面積が概ね 1,000 ㎡以上である場所が望ましい。 **２　生活避難場所** 生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が当該小学校区内の避難場所に避難できることを基本として、本市が選定するものとする。 小学校区単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（２ｋｍ以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所で補完する。 市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋などにより島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位で必要な収容力を確保する。 また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定するものとする。 ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合は、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。 なお、災害による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、地域防災計画に定める避難場所の候補施設（公民館・集会所等）を生活避難場所として開設することができるものとする。 生活避難場所が開設され、そこでの避難生活を送ることが困難な者がいる場合は、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している施設の中から本市が福祉避難所を選定し、受入れを要請する。 **３　広域避難場所** 広域避難場所については、火災が延焼拡大した場合の最終的な避難場所であり、原則として次の基準に基づき、本市が選定するものとする。 ただし、延燃火災等の危険が少なくなったときには、自宅又は生活避難場所に戻る。 ⑴　広域避難場所を必要とする地域は、火災が延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準じる地域とする。 ⑵　大火時の輻射熱を考慮して、有効面積が概ね１ha 以上確保できる場所である。 ⑶　避難地域内に危険物施設や延焼のおそれがある木造建築物等が存在しない。 ⑷　避難空地として概ね２ha 以上の平らな土地の塊としてある。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ別の空地とみなす。 ア　空地間に通り抜けできる道路がある場合。ただし、当該道路が専ら当該空地への進入のために使用されるものを除く。 イ　フェンス・塀等により区画され、相互に通行ができない場合。 ⑸　広域避難場所の収容人員の算定については、有効面積１㎡当たり１人とする。 ⑹　広域避難場所の避難対象地区は、大規模災害時には臨機応変の対応が必要であることから指定しない。 ⑺　広域避難場所の選定にあっては、避難可能区域の目安を歩行距離２km 以内とする。

その他の災害	**4　避難場所（候補施設）** **⑴　避難場所（候補施設）** 運営要員の派遣等が本市主導で行えるよう原則として市有施設の中から本市が選定するものとする。 災害時の避難場所（候補施設）として施設提供の承諾が得られた公共施設又は民間施設についても選定することができるものとする。 避難場所は、資料編２－６－１・２－６－３に定める候補施設の中から想定される災害の種別に応じて適当な施設を区長が選定し開設するものとする。 **⑵　選定基準** **ア　地震** 「大規模災害　２生活避難場所」のとおり **イ　洪水** 太田川水系浸水想定区域図※１及び広島県管理河川浸水想定区域図※２に基づき、次のとおりとする。 ①　浸水想定区域外の施設は、１階以上の階 ②　浸水深が２ｍ未満の区域の施設は、２階以上の階 ③　浸水深が２ｍ以上５ｍ未満の区域の施設は、３階以上の階 なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。 ※１　水防法第 14 条に基づき国土交通大臣(太田川河川事務所)が指定したもの ※２　水防法第 14 条に基づき県知事(広島県西部建設事務所)が指定したもの **ウ　内水** 広島市浸水（内水）予測図※に基づき、次のとおりとする。 ①　浸水想定区域外の施設及び浸水深が 0.1ｍ未満の施設は、１階以上の階 ②　浸水深が 0.1ｍ以上２ｍ未満の区域の施設は、２階以上の階 ③　浸水深が２ｍ以上５ｍ未満の区域の施設は、3 階以上の階 なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。 ※　広島市浸水（内水）ハザードマップによる。 **エ　高潮** 高潮浸水想定区域図※に基づき次のとおりとする。 ①　浸水想定区域外の施設は、１階以上の階 ②　浸水深が２ｍ未満の区域の施設は、２階以上の階 ③　浸水深が２ｍ以上５ｍ未満の区域の施設は、３階以上の階 なお、これ以外の施設であっても、気象台が発表する「潮位の予想」又は現地の状況に基づき、浸水しないと見込まれる施設は避難場所として開設できるものとする。 ※　平成 19 年度、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島県が伊勢湾台風規模の台風が満潮時に広島を通過した場合を想定して共同作成したものであり、その想定潮位は TP4.4m となる。 **オ　土砂** (ｱ)　土砂災害危険箇所図※１に示す危険区域※２以外の施設であること。ただし、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設することができるものとする。 (ｲ)　土砂災害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」以外の施設であること。 なお、「土砂災害警戒区域」内であっても堅固な建築物の 2 階以上等、現地確認の結果、明らかに危険性がないと認められた施設は避難場所として開設できるものとする。 ※１　土砂災害危険箇所図は、平成 14 年広島県公表

その他の災害	※２　危険区域とは、「土石流により被害のおそれのある箇所」、「がけ崩れにより被害のおそれのある箇所」又は「地すべりにより被害のおそれのある箇所」をいう。 **カ　津波** 想定される津波の高さ等を勘案の上、高潮又は洪水を対象とする施設の中から選定する。 なお、これ以外の施設であっても、現地の状況に基づき危険性がないと認められた施設は、避難場所として開設できるものとする。

第４　浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難

１　浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急退避施設（資料編２－６－４）や堅固な建築物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。

なお、洪水ハザードマップ、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を把握の上、浸水時緊急退避施設や一時的な緊急避難先とする堅固な建築物の所在や避難経路等を確認しておく。

２　浸水時緊急退避施設や堅固な建築物への避難に協力が得られるよう自主防災組織等を中心に、日頃から建築物の管理者や居住者等を交えた地域ぐるみの避難体制の確立に取り組む。

また、浸水が想定される地域において、自主防災組織等が主体となって地域の避難計画マップの作成や浸水時緊急退避施設の確保に取り組み、浸水時の避難体制を整備する。

⑴　浸水時避難計画マップの作成等

浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた浸水時の避難計画マップを作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。

⑵　浸水時緊急退避施設の指定等

洪水等による浸水想定区域内に所在する、次の要件に適合する建築物の管理者等との協定締結により浸水時緊急退避施設を指定し、緊急退避先である旨を表す標識の設置等により周知を図る。

ア　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上４階建以上の建築物であること。

イ　新耐震設計基準（昭和５６年６月１日施行）に適合していること、または、耐震診断等により耐震性が確認された建築物であること。

ウ　地上４階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所（廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね１００㎡以上）を有すること。

エ　緊急退避時に、容易に退避可能な構造または管理体制等を有すること。

第５　自主避難の際の避難先

気象等の状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難（以下「自主避難」という。）する場所は、原則として各自があらかじめ探しておく知人宅等とするが、自主避難する場所が確保できない者に対し、本市は、避難可能な最小限の施設を提供する。

第６　避難場所の開錠

避難場所の開錠については施設管理者等による開錠を原則とするが、気象、災害等の状況により施設管理者等による開錠が不可能な場合に備えて、地元自主防災組織による開錠が行えるように体制を整備する。

第７　避難場所の防災機能の強化

広域避難場所付近における火災の延焼拡大を阻止し､避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するため、広域避難場所に、飲料水兼用型耐震性防火水槽を計画的に整備する。また、これに併せて、避難住民に対し、防災情報を直接伝達するための防災行政無線屋外受信機を計画的に整備する。

また、生活避難場所のうち、市立小・中学校及び区民文化センター、区スポーツセンター等については、今後、拠点生活避難場所として位置付け、インターネット、地域情報ステーション等の情報ネットワークの整備と防災行政無線等の情報連絡体制の強化及び保存食料等の備蓄、仮設水槽等の応急給水用具の配備など防災拠点としての機能整備について検討を進める。

第８　避難誘導体制の確立

広域避難場所やその周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置するとともに、避難路を選定し、速やかに避難ができるよう平素から住民に周知を図る。また、洪水等の想定浸水域内に想定浸水深及び海抜等を表示する標識の設置、避難場所（候補施設）における案内標識の設置、避難場所・避難路の整備や避難場所の機能を高めるための防災施設の設置等について検討を進める。

なお、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制の整備に努める。

第９　住民への周知

災害時における住民の自発的な避難を容易にするため、本市の広報紙、各種ハザードマップ、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信、ホームページへの掲載、関係施設への掲出、防災教室等の利用、民間広報出版物への掲載、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤの活用等により、住民に避難場所・施設の周知徹底を図る。

第 10　応急仮設住宅の調達・供給体制の整備

１　建設用資機材調達・供給体制の整備《都市整備局営繕課・設備課》

企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

２　建設可能用地の把握《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

災害に対する安全性に配慮しつつ､常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。

応急仮設住宅建設候補地

区　　分	建　　設　　候　　補　　地
中　　区	中央公園自由広場・芝生広場、千田公園、東千田公園、吉島東公園
東　　区	新牛田公園、福木公園
南　　区	出島東公園、広島みなと公園、競輪場・周辺用地、渕崎公園、出島西公園
西　　区	食肉市場跡地、大芝公園、西部埋立第二公園
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Ａシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園
安 芸 区	矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園
佐 伯 区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場

（資料編）　２－６－１　避難場所一覧表　　２－６－３　福祉避難所一覧表
２－６－２　広域避難場所一覧表　２－６－４　浸水時緊急退避施設一覧表

第７節　防災教育・訓練及び調査研究

市民を対象とする防災教育、防災訓練等の効果を高めるためには、市民が自ら考え、学び、行動する「市民の防災に対する主体的な姿勢」の醸成が重要になる。このため、防災教育等の実施に当たっては、その冒頭において、自らの命は自らが守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の役割の重要性について、行政による「公助」の限界を踏まえつつ、説明し、市民一人一人が防災に対する意識を高め、防災教育等に主体的に取り組めるよう、明確な動機付けを行うものとする。

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、消防局防災課・予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では、１週間分以上とされている。）の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、具体的な事例等を盛り込んだ「市民防災対応マニュアル」や各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、市民の意識啓発や行動力の向上を図る。

⑴　広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

ア　災害に関する一般知識

イ　災害に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、ローリングストック等を活用した食料等の備蓄の確保及び避難時に最低限必要となる非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所の確認等）

ウ　様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得

エ　その他必要な事項

⑵　広報の方法

主な広報の方法は、次のとおりとする。なお、要配慮者への広報に十分配慮する。

ア　本市の広報紙「ひろしま市民と市政」、「自主防災ひろしま」及び社会教育施設の発行する広報紙等の活用

イ　本市ホームページ、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報の活用

ウ　本市のテレビ・ラジオ広報番組及びニュースメディアの活用

エ　テレビ・ラジオ、新聞等報道機関へ依頼

オ　各種ハザードマップ・パンフレット等印刷物の配布

カ　防災講演会・防災教室等の開催

キ　疑似体験装置等の活用

ク　広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤの活用

２　学校教育における防災教育《教育委員会健康教育課》

防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で災害の原因や態様及び発生時の対策等について、関係

の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。その際、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。

また、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人ひとりが防災行動力を身に付けることができるように努める。

さらに、地域における避難場所等や、そこでの役割等についても児童生徒に指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。

3　職員の防災研修《消防局防災課》

職員は災害発生時に計画実行上の主体として行動しなければならない。そのためには、日頃から本計画及び所属の分掌事務の対応マニュアル等を通じて、災害発生時に所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきことを十分理解しておく必要がある。また、各種の防災情報と災害発生の関連や災害現場活動における安全管理について研修等を通じて知識と技術を習得するよう努めるとともに、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用し、要配慮者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応についての理解を深めるよう努めるものとする。

さらに、傷病者が多数発生した場合に、軽傷者の手当を行うことができるよう、応急手当を習得しておくことが望まれる。

また、平常時には、地域ぐるみの住民主体の「防災まちづくり」が進むよう、地域の防災リーダーとして活動していく必要がある。

そこで、災害発生時に適切な措置がとれるように、次の事項を中心として実践的な職員研修を行う。

⑴　災害に係る知識に関すること。
⑵　災害対策に関すること。
⑶　災害発生時に、所属する局部課等が行うべきこと及び職員自身が行うべきこと。
⑷　応急手当に関すること。
⑸　「防災まちづくり」のための地域の防災リーダーの役割に関すること。
⑹　要配慮者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応に関すること。

対象	内　　容	実　施　担　当
市職員	1　防災研修会・講習会の開催 2　防災の手引書等の作成・配布	消防局防災課　　ほか
	3　部局内防災研修会の開催	災害予防実施担当局・区・課
市民	1　防災教室（巡回）の開催 ⑴　パネル展示、チラシ配布による知識の普及 ⑵　消火実験、起震車利用等による体験訓練の実施 ⑶　映写会（映画・ビデオ・スライド）の開催 2　地区防災研修会・講習会等の開催 ⑴　区単位、地域単位の代表者を対象としたもの ⑵　災害危険区域等特定地区住民を対象としたもの	各消防署 各区地域整備課
	3　本市の広報紙等による防災知識の普及 ⑴　広報紙「ひろしま市民と市政」の利用によるもの ⑵　テレビ及びラジオ広報番組並びにニュースメディアの利用によるもの ⑶　広報紙「自主防災ひろしま」の利用によるもの ⑷　本市ホームページによるもの ⑸　報道機関の利用によるもの	企画総務局広報課 各区区政調整課・地域起こし推進課 消防局防災課 消防局予防課
	4　各種防災運動・行事の実施によるもの ⑴　火災予防運動、防災週間中における各種行事の実施 ⑵　防災パレード・キャンペーン等の実施 ⑶　その他	災害予防実施担当局・区・課

児 童 生 徒	1　防災副読本等の作成・配布 2　防災訓練・講演会の実施	消防局防災課　　ほか

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間など様々な条件を考慮するなど細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の要配慮者や女性の参画を得るとともに、要配慮者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

１　個別訓練の実施

水防訓練、消防訓練、海上防災訓練等個別の災害を想定した訓練を繰り返し実施し、防災関係機関の防災技術の錬磨を図る。

２　総合防災訓練の実施

本市、防災関係機関、災害ボランティア、市民及び事業所等が連携・協同して「市民主体による避難場所運営」、「救援物資の受入・配送」など大規模災害時に想定される内容を盛り込んだ各種の訓練を総合的に実施し、災害時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制の確立に資するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。

３　区防災訓練の実施

区役所、防災関係機関、災害ボランティア、区民及び事業所等が連携・協同して各種の訓練を実施し、災害時における防災関係機関相互の緊密な連絡協調体制の確立に資するとともに、区民の防災意識の高揚を図る。

４　学校での防災訓練の実施

地域の特性を踏まえ、必要に応じて校外への避難訓練を行うなど、より実践的な防災訓練を実施し、学校・家庭・地域等における防災について児童生徒の実践的な能力と態度の養成を図る。

また、災害発生時における保護者への児童生徒の引渡し方法等についても学校の危機管理マニュアルに定め、保護者への周知徹底を図る。

５　防災訓練の指導・協力

防災関係機関は、市民や事業所等が実施する防災訓練について必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。

〈訓練の種類、回数及び実施主体〉

訓　練　の　種　類	回　　数	実　施　主　体
1　総合防災訓練		
①　全市単位のもの	年１回以上	広島市防災会議
②　区単位のもの	年１回以上	各区・各消防署
2　水防訓練		
①　全市単位のもの	年１回以上	広島市防災会議
②　区単位のもの	年１回以上	各区・各消防署
3　消防訓練		
①　第４指揮体制訓練	随　時	消防局
②　第３、第２指揮体制訓練	年２回	各消防署
③　小訓練	随　時	各消防署
④　航空訓練	随　時	消防局
4　海上防災訓練 （海難救助、油流出対策訓練を含む）	年１回以上	広島海上保安部 消防局
5　災害情報連絡訓練	必要な都度	防災関係部局
6　避難・救助訓練	必要な都度	防災関係部局
7　非常招集（動員）訓練	必要な都度	防災関係部局
8　その他防災に関する訓練	随　時	防災関係部局
摘　　要	上記の訓練は、２以上合同して実施する場合がある。	

第３　防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども･家庭支援課、消防局防災課》

防災知識の普及や防災訓練に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、要配慮者への支援意識の醸成に努める。

第４　災害教訓の伝承《消防局防災課》

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、市民に災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第５　防災に関する調査研究《消防局防災課》

防災計画の策定及びこれに基づく各種施策の実施に当たっては、単に経験則によるだけではなく科学的な裏付けが必要である。

このため、次の事項を中心として調査研究を進めるとともに、調査研究の結果について市民への適切な情報提供を行う。

実　施　事　項	実施担当
1　自主防災組織の育成に関する調査研究 2　コミュニティー消防センター、防災（水防）倉庫等防災設備の整備（新設、改良）に関する調査研究 3　総合防災情報処理システム等防災業務の効率化のためのシステム研究 4　被害想定、避難地・避難路の指定基準の設定及び市民防災意識調査の実施等防災計画の指針となる事項の調査研究 5　災害の原因・経過等災害事象に関する調査研究 6　被災地又は防災業務の先進都市への視察調査 7　その他防災に関する調査研究 8　上記調査研究成果の公表	防災関係部局

第６　り災証明交付体制の整備

り災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時

から住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携を図るなど、り災証明を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図る。

第８節　自主防災体制の整備《消防局消防団室・防災課・予防課・指導課》

市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、市民による防災・防犯組織や、企業等も加わった地域ぐるみの自主防災体制を確立することが必要である。

このため、地域における自主防災組織の実践活動と企業の防災活動を促進し、市民等の防災行動力の向上を図る。

第１　自主防災組織の実践活動の促進

防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

（実施担当：消防局防災課・予防課、各消防署、市民局男女共同参画課
協力担当：各区地域起こし推進課、各消防団、関係部局、(一財)広島市都市整備公社防災部）

１　自主防災組織の主体

自主防災組織は、地域における安全を確保するため、住民の一人ひとりが「自分たちの町は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識のもとに、既設の町内会・自治会又はこれらの連合会組織を主体として、ほぼ市内全域に結成されている。

自主防災組織の編成及び役割は、概ね次のとおりである。

本部・班	平常時の活動	災害時の活動
本　　部	１　組織の総括及び運営指導 ２　防災訓練の実施	１　防災関係機関との連絡調整 ２　各班の調整・指導
情報連絡班	１　防災知識の普及高揚	１　情報の収集伝達
応急活動班	１　火災予防その他の災害予防	１　初期消火等災害の初期対応
避難誘導班	１　避難計画の作成	１　避難誘導

２　防災知識等の普及・啓発

災害発生時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知するため、「市民防災対応マニュアル」、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

３　自主防災活動体制の充実強化

災害による被害を最小限にとどめるためには、発災直後の地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠である。

このため、救出・救急救護活動に使用する「防災活動資機材」や初期消火に必要な資機材を活用した実践的な訓練を指導する。

また、地域の消防団や自主防災組織相互の連携強化、活動支援等により防災行動力の向上を図るとともに、自主防災組織と事業所・社会福祉施設との協定の締結等により、連携・

協力体制を強化する。

4　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うためには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、広島市総合防災センターにおいて実施するリーダー研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、リーダー懇談会の実施、「自主防災活動のすすめ」「防災べんり帳」の発行等によりリーダーの養成を図る。

また、男女共同参画の視点を取り入れた地域の防災活動が行われるよう、自主防災組織のリーダーに対し、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）で実施する学習や研修への参加を促すとともに、自主防災組織等の地域活動への女性の参加意欲を醸成し、自主防災組織における女性リーダーの養成を図る。

5　自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織の継続的かつ活発な活動を促進するためには、自主防災組織が活動しやすい環境を整備する必要がある。

このため、昭和 61 年度からスタートした自主防災組織育成基金制度の充実・発展に努めるとともに、地域における防災活動の拠点施設として、コミュニティ消防センターの整備を推進する。

6　自主防災組織の活動の活性化

自主防災組織の活動の活性化を図るためには、平素において地域住民が全員で取り組める共通の防災学習活動を持つことが有効であることから、各種ハザードマップ、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信及び広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等により住民の防災意識を高め、自発的な防災活動の裾野を広げる効果があり、災害発生時における素早い活動による被害軽減が期待できる「わがまち防災マップ」の作成、「生活避難場所運営マニュアル」の作成・見直しに取り組むことを積極的に働きかける。

なお、「生活避難場所運営マニュアル」については、要配慮者や男女双方の視点に十分配慮するため、要配慮者や女性の参画を得て作成し、適宜見直しを行う。また、検証訓練については、女性の参加の促進に努めるとともに、訓練の実施にあたり福祉避難所との連携を図る。

第２　少年消防クラブ等の育成指導

地域の防火を推進するためには、民間防火組織に依存するところが大であることに鑑み、現在組織されている少年消防クラブ等民間防火組織に対し、より一層の育成指導を推進する。

（実施担当：消防局予防課、各消防署
協力担当：(一財)広島市都市整備公社防災部）

第３　消防団の充実強化

東日本大震災をはじめ、地震、局地的豪雨等による災害が各地で頻発し、消防団や自主防災組織の活動など、地域防災の重要性はますます増大している。このため、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団のより一層の充実強化を図る。

1　消防団の強化

消防団は、将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとの認識のもと、消防団の強化を一層推進する。

2　消防団への入団促進

自らの地域は自らで守るという住民の意識の啓発を図り、消防団への積極的な入団を促進する。

特に、将来の地域防災を担う若年層や地域コミュニティとの結びつきが強い女性の入団を促進する。

３　事業所の協力体制の推進

消防団員の被雇用者の割合が年々増加していることから、事業所に勤務する消防団員が活動しやすい環境や事業所の従業員が消防団へ入団しやすい環境とするため、事業所の消防団に対する理解と協力を得るための取組を推進する。

４　消防団車庫、車両及び装備

地域における消防団活動の拠点となる消防団車庫の建替及びポンプ車の更新等を計画的に行うとともに、災害活動及び安全対策並びに情報連絡等に関する装備の充実を図る。

５　消防団員の教育訓練

消防団員の安全確保及び能力の向上を図るため、消防団員の教育訓練を充実するとともに、消防団員が参加しやすい環境整備を推進する。

第４　自主防犯組織の育成強化

地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

第５　企業防災活動の促進

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における初期消火、避難誘導等を行う自衛消防組織等の育成・強化等、企業の防災活動の促進を図るとともに、平常時においても防災に対するあらゆる備えを企業自ら行っておくものとする。

（実施担当：消防局予防課、各消防署
協力担当：(一財)広島市都市整備公社防災部）

１　企業の果たすべき役割と責任

企業は、災害発生時においては、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、さらには、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、企業として果たすべき重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、災害時の活動マニュアル等を作成し、災害時の対応を職員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、本市は、企業のトップから一般職員に至る防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰制度及び企業防災マニュアルの作成等を検討・実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対して、地域の防災訓練への積極的参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

２　企業の自衛消防活動の促進

災害時においては、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物の流出等二次災害の危険性がある。企業にあっては、その職種や規模は千差万別であるが、使用する火気及び危険物等は一般の家庭よりも大量であり、災害時における発災の危険性はより大きい。

このため、建物の構造や用途、使用状況等から起こり得る発災の危険を排除し、被害の軽減を図るべく事業所における防災対策の強化に努める。

⑴　消防計画の整備

企業の自主防災体制をより一層充実するため、災害発生後の二次災害の防止又は被害の軽減等を盛り込んだ消防計画の整備を図り、災害時の対応に万全を期すよう指導する。

⑵　防災訓練の指導

企業の自衛消防組織が災害時において迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識や技術を身に付けておくことが大切である。

また、企業の自衛消防組織は、自衛のための活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うことが被害軽減のために効果的である。

消防局においては、企業が定期的に行う初期消火、通報避難等の訓練に出向するとともに、市内の企業の自衛消防組織により消火技術を競う自衛消防隊消防競技大会を毎年開催し、防災訓練や消防技術の指導を行ってきたところである。

今後とも、企業の自衛消防組織の訓練指導を実施するとともに、地域の防災訓練への企業の積極的な参加を促し、地域との連携活動が促進されるよう指導を図る。

⑶　防災意識の高揚

消防局では、企業が行う定期的な自衛消防訓練に合わせて、企業の参加職員に対して防災上必要な知識等について指導を行うとともに、防火管理者講習、専科講習会、危険物保安講習会等各種講習会を通じて､企業の防災意識の高揚を図ってきたところである。

今後とも、企業の防災意識をより一層高めるため、防災訓練や講習会等あらゆる機会を通じて啓発を図る。

⑷　予防査察の強化

企業における出火危険及び延焼拡大危険を排除するため、消防法に基づく予防査察を通じ、火気使用設備器具の安全管理、消火設備や避難施設の適正管理等について企業に対する指導を強化する。

⑸　危険物施設等の安全確保

危険物、高圧ガス及び火薬類（以下本編において「危険物等」という。）を保有する企業における発災を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従業者への保安教育・訓練等による危険物等取扱いに対する保安意識の向上に努めるよう企業を指導する。

特に、法令で予防規程又は危害予防規程の制定が義務付けられている危険物施設等に関しては、防災対策の一層の充実・強化を指導する。

３　事業継続計画の策定・運用の促進

企業は、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努める。

本市は、各種災害の想定に係る基礎的データ等を情報提供するとともに、必要に応じ、企業のための事業継続計画策定のセミナー等を実施する。

第９節　要配慮者に係る災害の予防対策

災害時において、身の安全を確保するための一連の行動を取るに当たりハンディを負っている傷病者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人市民、本市の地理に不案内な市外からの来訪者等は災害の犠牲になりやすい。

本計画では、「要配慮者」の定義は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とする。災害時において自分の身体・生命を守るための判断や防災行動が特に困難な者がこれに当たる。

「要配慮者」を災害から保護するため、すべての人が助け合いながら、地域社会の中で共に生活できるよう、災害予防対策の推進を図る。

第１　要配慮者の現況

本市における要配慮者の現況は、以下のとおりである。

種　　別	人　数　（人）	資　料　出　所
乳　幼　児（０～６歳）	78,558	住民基本台帳（H24．3．31）
高　齢　者（65 歳以上）	238,431	住民基本台帳（H24．3．31）
在宅ひとり暮らし高齢者	37,528	高齢福祉課（H23．4．1）
心身障害者・児	※1　48,464	障害福祉課（H24．3．31）
精神障害者	※2　10,208	精神保健福祉課（H24．3．31）
外　国　人	15,902	外国人登録（H24．3．31）
合　計	429,091	ただし一部重複して集計

※1　心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。
※2　精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

第２　要配慮者に係る災害の予防対策（避難行動要支援者に係る支援体制は本節第３に記載）

１　要配慮者世帯における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課》

⑴　防災指導の実施

在宅ひとり暮らし高齢者世帯等を対象とした防火訪問を実施し、個別指導を行う。

⑵　住宅用防災機器等の普及促進

住宅用消火器、住宅用火災警報器、緊急連絡器具及び防炎製品等の普及の促進を図る。

２　社会福祉施設・病院における防災対策の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局予防課・指導課》

⑴　防災設備の設置促進等

実態に即した消防用設備等の設置促進及び維持管理の適正化を指導する。

⑵　防火管理体制の強化

夜間を想定した避難訓練等の実施を指導し、夜間における防火管理体制の強化を図る。

３　外国人市民に対する防災対策の推進《市民局人権啓発課、消防局防災課・予防課》

外国人市民の災害時における行動力を高めるため、避難場所標識の英字併記などの整備を進めるとともに、救急・防災パンフレットを活用した外国人市民対象の防災講習会や新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブックなどにより防災情報の提供を積極的に推進する。

また、避難場所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うとともに、生活を支援するため「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を作成し、避難場所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載し周知・啓発する。

４　避難救護体制の整備《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、消防局警防課・予防課》

⑴　連絡・通報体制の整備

非常通報装置の設置、ファックスの給付等により、緊急時の通報の迅速化を図り、速やかな避難・救護体制を整備する。

⑵　要配慮者情報伝達体制の整備

要配慮者の実態把握に努めるとともに、迅速な救助・避難誘導を行うため、消防通信指令管制システムを活用し、要配慮者情報を迅速・的確に災害現場へ伝達する体制を整備する。

⑶　避難場所の整備

要配慮者のため特別に配慮された避難場所（福祉避難所）を整備するとともに、必要に応じて一般の避難場所に区画されたスペースを設けるなど、要配慮者に配慮した避難場所の確保に努める。

⑷　避難路の整備・管理

要配慮者が避難場所まで安全に避難できるよう､安全施設等の整備を進めるとともに、避難を阻害している物的条件の適正化を図る。

５　バリアフリー化の推進《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課、道路交通局道路課・都市交通部、各市有建築物管理担当課》

⑴　都市環境のバリアフリー化の推進

障害者や高齢者をはじめ、市民の誰もが安全かつ円滑に避難し、利用できるよう、公共建築物・道路・公園等における段差の解消、スロープや手すりの設置など、都市環境のバリアフリー化を積極的に進める。

また、公共交通機関等のバリアフリー化の促進支援に努める。

⑵　市民意識の啓発

民間建築物や住宅等のバリアフリー化を一層促進するため、民間事業者や市民の意識啓発に努める。

また、市民相互が助け合い、障害がある人もない人も、高齢の人も、若い人も、共に住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会づくりに向けた市民の介護支援意識の醸成を図る。

第３　避難行動要支援者に係る支援体制《健康福祉局健康福祉企画課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課・生活課》

１　支援体制の確立

本計画では、「避難行動要支援者」の定義は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。

災害時に自力での避難が困難であり、同居親族等による避難支援が受けられず、特に近隣居住者や自主防災組織などによる避難支援が必要な避難行動要支援者については、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画等に基づき、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。)、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織などの協力の下、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者一人一人について、避難支援者、情報連絡体制、避難場所及び避難経路、避難行動要支援者の状況などを整理した個別の計画（以下「個別計画」という。）を作成し、支援体制の確立を図る。

２　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、一人暮らしである者又は同居親族等がいる場合にあってはその者が７５歳以上の者若しくは身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯に属する者とする。ただし、社会福祉施設等へ入所している者は、原則として含まない。

⑴　高齢者等（介護保険法で規定されている要介護状態区分が要介護３以上の者）

⑵　身体障害者（身体障害者福祉法で規定されている肢体不自由障害（上肢を除く。）１～３級、視覚障害１～２級又は聴覚障害１～２級の者）

⑶　知的障害者（厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうちⒶ又はＡ判定の者）

⑷　難病患者（難病患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス等のうち居宅介護、短期入所、補装具費の支給又

は日常生活用具の給付のサービスを受けているもの）

※上記以外の者であっても、実態を踏まえながら市長が避難支援が必要であると認める場合は、対象とすることができる。

3　避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、避難行動要支援者の居住する地区に所在する者であって次に掲げるものとする。

⑴　民生委員

⑵　地区社会福祉協議会

⑶　町内会・自治会

⑷　自主防災組織

⑸　その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

4　避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理の流れ

⑴　避難行動要支援者の把握

ア　福祉情報システム等を活用し、避難行動要支援者となる可能性のある者（以下「対象予定者」という。）を全市で一括してリストアップする（リストアップしたものを「対象予定者リスト」という。）。

イ　対象予定者リストに掲載されていない者であっても、必要に応じて、民生委員等が日頃の活動から知り得ている情報を基に、避難支援が必要と思われるものを対象予定者として適宜追加する。

⑵　実態調査及び同意確認

ア　広島市民生委員児童委員協議会に依頼し、民生委員に対象予定者を個別に訪問し、面接により生活実態等の調査を実施してもらう。

イ　アの生活実態等の調査の結果、避難行動要支援者に該当する者には、本事業の目的等を説明し、本事業による避難支援を受けることについて意向確認を行う。

ウ　本事業の避難支援を受けることを希望する者については、併せて避難行動要支援者本人の情報を広島市の関係部局及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

エ　ウの同意をした者から提出された個別計画登録届に基づき、次に掲げる事項を避難行動要支援者名簿のうち同意者リストに登録する。

(ｱ)　氏名

(ｲ)　生年月日

(ｳ)　性別

(ｴ)　住所又は居所

(ｵ)　電話番号その他の連絡先

(ｶ)　避難支援等を必要とする事由

(ｷ)　その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

オ　アの調査に応じない者、本事業による避難支援を希望しない者及び避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供することに同意しない者の情報を避難行動要支援者名簿のうち不同意者リストに登録し、広島市の関係部局が情報共有・管理するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

⑶　避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理

ア　広島市の関係部局及び避難支援等関係者は、避難支援者、避難場所及び避難経路などを整理した個別計画の作成に協力するものとする。

イ　個別計画登録届を提出した者は、避難支援等関係者の協力を得ながら複数の避難支援者を定める。

ウ　避難支援者を定める場合は、あらかじめ避難支援者となることと併せて、避難支援者本人の情報を広島市の関係部局及び避難支援等関係者に提供することについて同意を得るものとする。

エ　個別計画は、広島市の関係部局、避難行動要支援者本人及び避難支援者等の個別計画に記載されている者の間で情報共有・管理する。

オ　避難行動要支援者名簿のうち同意者リストは、広島市の関係部局及び避難支援等関係者で情報共有・管理する。

カ　避難行動要支援者名簿及び個別計画に係る情報の提供に当たっては、その情報の提供を受ける者に対して情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者名簿及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置について、広島市避難行動要支援者避難支援全体計画の定めるところにより講ずるものとする。

キ　従前より作成している要配慮者に係る登録台帳及び避難支援プランは、それぞれ避難行動要支援者名簿及び個別計画と位置付ける。

⑷　避難行動要支援者名簿及び個別計画の追加、更新等

原則として、少なくとも年１回、避難行動要支援者名簿及び個別計画の追加、更新等を行うとともに、適宜、関係者の届出により最新の情報に更新するものとする。

第 10 節　災害ボランティア活動の環境整備《市民局市民活動推進課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課》

災害時において個人・団体等の市民ボランティアや企業等によるボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO 等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、日本赤十字社や社会福祉協議会等のボランティア調整機能を有する団体と連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

第１　広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置

１　目的

大規模災害時における被災者の安全確保や生活支援、行政の業務支援等のボランティア活動に係る諸問題の検討並びに相互の連携を強化し、災害時における円滑なボランティア活動が行える環境の整備を図るとともに、災害時におけるボランティアの効率的な活動に資することを目的とする。

２　審議事項

⑴　ボランティア活動の役割・内容に関する事項

⑵　ボランティアコーディネートに関する事項

⑶　ボランティア関係団体との情報連絡に関する事項

⑷　ボランティア活動の支援に関する事項

⑸　ボランティア活動に係る研修・訓練に関する事項

⑹　災害発生時における市災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの開設等に関する事項

３　会議のメンバー

社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、公益財団法人広島ＹＭＣＡ、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、一般社団法人広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島　広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまＮＰＯセンター、ＳｅＲＶ広島、特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーるぽん、特定非営利活動法人Ａｎｔ－Ｈｉｒｏｓｈｉｍａ、カトリック広島司教区 平和の使徒推進本部、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、公益社団法人青年海外協力協会中国支部、特定非営利活動法人もりメイト倶楽部Ｈｉｒｏｓｈｉｍａ、特定非営利活動法人ひろしま自然学校、財団法人広島市未来都市創造財団、広島市等

第２　広島県社会福祉協議会との連携

災害発生時において、広島県社会福祉協議会が広島県被災者生活サポートボランティアセンターを設置した場合には、同センターとの連携のうえ、特別な資格・技能を要する災害ボランティアの調整などが行えるよう、平常時から広島県社会福祉協議会等との情報交換などに努める。

第３　災害ボランティアの受入体制

災害発生時において、ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、市災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンター（８区）を必要に応じて開設するものとする。

市災害ボランティア本部は、「広島市社会福祉センター」（中区千田町一丁目９番４３号・３階市民福祉サロン）に置き、 区災害ボランティアセンターは、各区の地域福祉センターに置くものとする。

市災害ボランティア本部においては、市（区）災害対策本部等と連絡を密にし、市内各地の被災状況、応急対策実施状況、災害ボランティアのニーズ及び活動状況等を把握したうえ、各区災害ボランティアセンター間の総合調整を行うものとする。

第４　災害ボランティアの安全確保

市災害ボランティア本部においては、災害ボランティアの安全確保に関する事務を定め、円滑な災害ボランティア活動が行われるよう環境整備を図るものとする。

第５　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等

本市は、災害ボランティアの活動支援として、必要に応じて庁舎・公民館等の一部を災害ボランティア相互の情報交換などを行う活動拠点として確保するとともに、必要な事務用品や電話などの各種資機材の貸出しを行う。

第６　専門ボランティアと登録制度

特別の資格・技能を有する専門ボランティアについては、登録制度を含め、広島県や関係

機関等と連携を図りながら、検討するものとする。

第７　ボランティア保険制度

避難所における被災者支援等危険を伴わないボランティア活動中の事故による負傷等については、広島市市民活動保険制度により対応する。災害の状況、活動内容によっては、当該保険の対象とならない場合もあるので、別途、これらも対象となるボランティア保険への加入が必要となる。

第１１節　帰宅困難者対策《道路交通局都市交通部、消防局防災課》

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

大規模地震発生時に公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定される。

このため、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。

１　「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごろからの備えの大切さについて広報する。

２　事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。

３　個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。

４　災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。

５　コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。

６　一時滞在施設の確保に努める。（「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき帰宅困難者への支援協力を行う対象施設は、資料編２－６－５のとおり。）。

７　安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。

第１２節　安否確認対策《消防局防災課》

大規模災害が発生した場合に、家族・友人等の安否や事業所等における従業員や顧客、従業員の家族等の安否を確認する手段として、電気通信事業者の「災害用伝言ダイヤル１７１」や「災害用伝言板サービス」、「災害用音声お届けサービス」などの活用方法について、市ホームページや防災パンフレット等により周知し、利用促進を図る。

第１３節　広域的な受援計画の策定≪消防局防災課≫

大規模災害により、本市が被災した場合に、大都市等との応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員などの受入れが効果的に行えるよう、情報連絡体制に関すること、集結場所及び活動拠点に関すること、活動内容等の調整に関すること、宿泊施設及び応援職員への対応に関することなどについて受援計画の策定に取り組む。

第１４節　業務継続計画の策定《消防局防災課》

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。

策定に当たっては、本市が被災した場合に、業務継続するために他都市等から応援してもらう受援計画を、各局等で設定した非常時優先業務や開始目標時間等に基づき策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うものとする。

第１５節　市域外からの避難者受入体制の整備《消防局防災課》

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、本市以外の市町村の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、本市も被災している等の正当な理由がある場合を除き、「広域避難受入計画」に基づき被災住民等を受け入れるものとし、同計画は、広域避難に係る国の支援体制の検討状況等を踏まえて、適宜、必要な修正を行う。

（資料編）　２－１５－１　広域避難受入計画

第３章　災害応急対策

第１節　方　　針《消防局防災課》

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生の防ぎょ又は拡大防止に関して迅速かつ実効ある措置を期するために必要な諸対策について規定するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

第２節　災害応急組織の編成・運用

市域における災害に関する情報の収集、警戒及び応急対策の実施に当たっては、本市の災害応急組織を編成して対処する。

第１　本市の災害応急組織《消防局防災課》

次の災害応急組織を全市単位又は区単位に編成する。

１　災害警戒本部

消防局長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

２　災害対策本部

市長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置し、水防活動、人命救助その他の災害応急活動を行う。

第２　勤務時間外における初動体制の確保《各局等、各区、消防局防災課》

１　消防局危機管理部の連絡体制

消防局長は、勤務時間外(広島市の執務時間に関する規則（平成３年 10 月 8 日規則第 74 号）で規定する執務時間以外の時間)の初動体制を強化するため、消防局通信指令室に専任で気象及び災害に関する情報の収集・伝達等に当たる職員（以下「危機情報収集等専任職員」という。）を配置するとともに、消防局危機管理当番を設けて、毎日１名の職員を指名する。

指名された職員は、その勤務時間外においては、危機情報収集等専任職員から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、直ちに登庁し、危機情報収集等専任職員と連携し、その情報の収集等を行い、消防局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

２　各局・区等の連絡体制

各局・区長等は、必要に応じて情報収集等の初動対応を行う職員をあらかじめ指名することができる。

指名された職員は、消防局通信指令室等から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、必要に応じて登庁し、その情報の収集等を行い、各局・区長等へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

第３　災害警戒本部《消防局防災課》

１　設置及び廃止

⑴　設置

消防局長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の⑵に定める設置基準に基づき、市災害警戒本部並びに必要と認める区に区災害警戒本部を設置する。なお、消防局長に事故があるときは、危機管理部長、防災課長の順に設置を命令する。

消防局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

災害警戒本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統

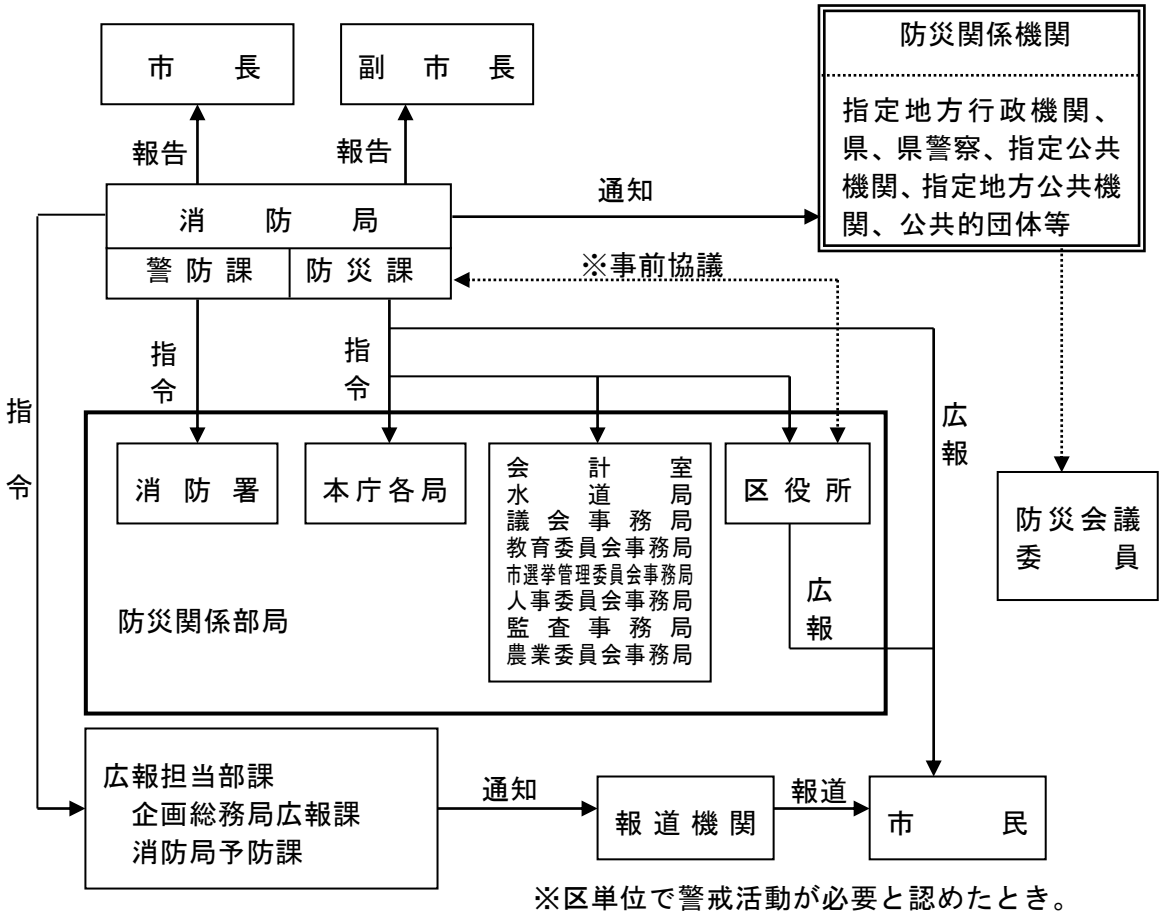

⑵　設置基準

設置基準	ア　気象台から大雨又は洪水に関して注意報が発表され、かつ、市域に大雨注意報の発表基準に相当する降雨があると予測されるとき。 イ　気象台から高潮に関して注意報が発表され、かつ、今後も潮位の上昇が見込まれるとき。 ウ　国土交通省と気象台が共同で太田川はん濫注意情報を発表したとき。 エ　国土交通省からの洪水に関する情報に基づき、県から体制をとる必要がある旨の通報があったとき。 オ　市域に震度４の地震が発生したとき。 カ　気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき。 キ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。

摘 要	①　下線部は、自動発令とする。 ②　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③　広島県に津波注意報の発表のみの場合は、安佐北区を除く。

⑶　体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア　勤務時間内の場合

消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ　勤務時間外の場合

(ｱ) 消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(ｲ) 前記(ｱ) の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害警戒本部及び区災害警戒本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ　連絡の方法は、次のいずれかによる。

(ｱ) 電話、防災行政無線、携帯電話等の活用

(ｲ) 庁用自動車等の利用

(ｳ) 必要に応じて、消防局からラジオ・テレビ等の報道機関・施設に依頼して必要事項を伝達する方法

⑷　廃止

消防局長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

なお、災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときは、自動的に廃止する。

2　任務

災害警戒本部は、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報等の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、災害対策本部へ移行するための準備を行う。

3　組織の構成及び分掌事務

⑴　本部長及び副本部長

ア　市災害警戒本部

(ｱ) 本部長は消防局長とし、市災害警戒本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督する。

(ｲ) 副本部長は危機管理部長とし、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ　区災害警戒本部

(ｱ) 区本部長は副区長とし、区災害警戒本部の事務を統括し区災害対策本部の職員を指揮監督するとともに、市災害警戒本部長の命を受けて必要な措置を講じる。

(ｲ) 区副本部長は、あらかじめ区長が指名する者とし、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

⑵　本部の庶務

ア　市災害警戒本部の庶務は、消防局防災課が担当する。

イ　区災害警戒本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。

⑶　組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

災害警戒本部の組織

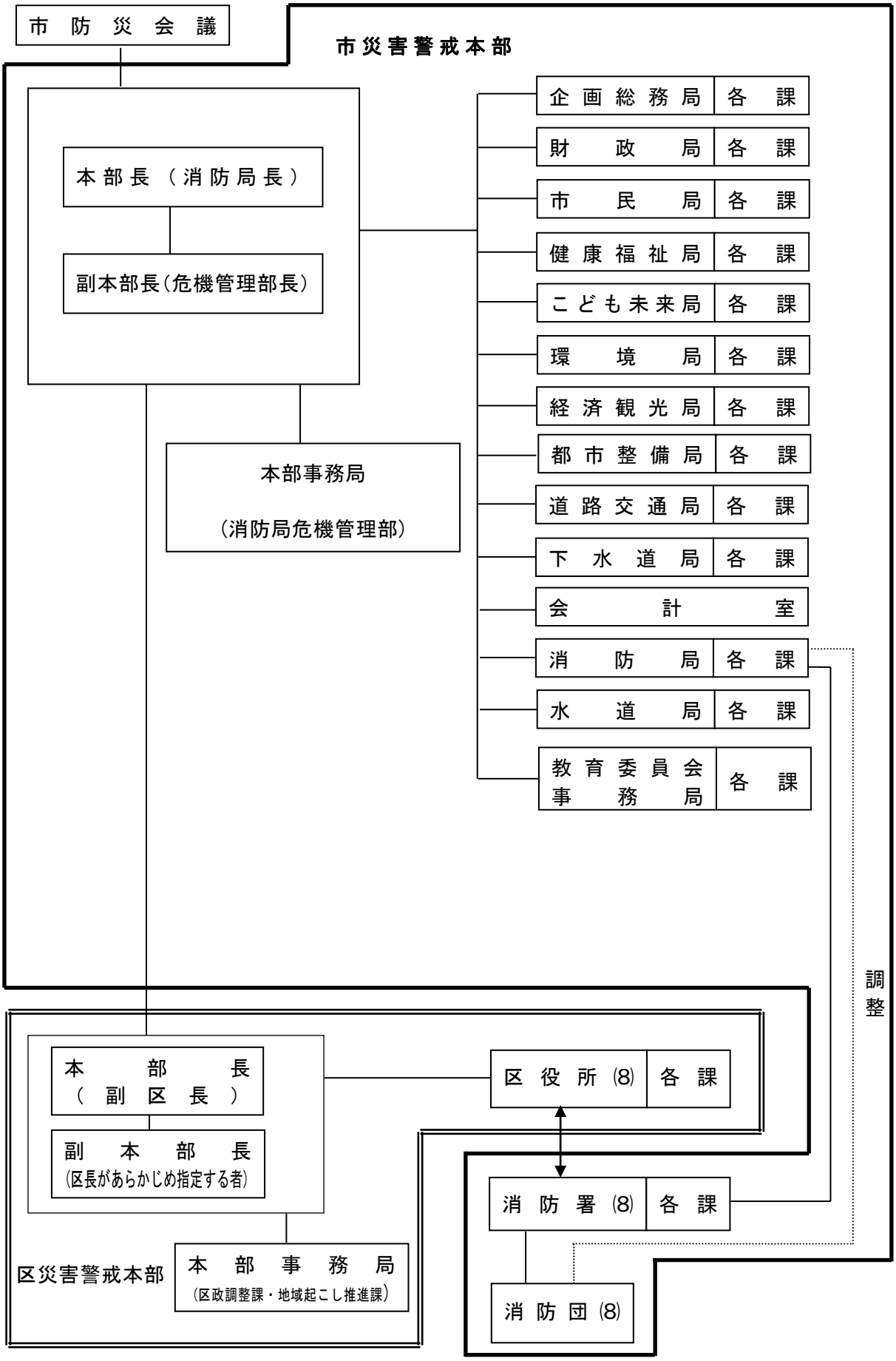
市防災会議
市災害警戒本部
本部長（消防局長）
副本部長（危機管理部長）
本部事務局
（消防局危機管理部）
企画総務局 各課
財政局 各課
市民局 各課
健康福祉局 各課
こども未来局 各課
環境局 各課
経済観光局 各課
都市整備局 各課
道路交通局 各課
下水道局 各課
会計室
消防局 各課
水道局 各課
教育委員会事務局 各課
調整
本部長（副区長）
副本部長（区長があらかじめ指定する者）
区役所(8) 各課
消防署(8) 各課
消防団(8)
区災害警戒本部
本部事務局（区政調整課・地域起こし推進課）

⑷　分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

局・区等	分掌事務
消防局	1　災害警戒本部の統括に関すること。 2　被害情報・気象情報の収集及び伝達に関すること。 3　関係機関への通報及び連絡に関すること。 4　災害対策本部の設置準備に関すること。 5　他の部課等の所管に属さないこと。
各消防署	1　被害情報等の収集及び応急対策に関すること。 2　被害情報・気象情報の受信及び伝達に関すること。 3　雨量・水位・潮位の観測に関すること。 4　警戒巡視・広報活動に関すること。 5　災害応急対策活動に関すること。 6　災害対策本部体制時における諸活動の準備に関すること。
各消防団事務局	1　消防団の運用調整の準備に関すること。
企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 道路交通局 下水道局 会計室 水道局 教育委員会事務局	1　所管施設等の被害情報等の収集及び応急対策に関すること。 2　被害情報・気象情報の受信及び伝達に関すること。 3　災害対策本部体制時における諸活動の準備に関すること。
各区	1　被害情報等の収集及び応急対策に関すること。 2　被害情報・気象情報の受信及び連絡に関すること。 3　警戒巡視・広報活動に関すること。 4　区災害対策本部の設置準備に関すること。 5　区災害対策本部体制時における諸活動の準備に関すること。

第４　災害対策本部《消防局防災課》

１　設置及び廃止

⑴　設置

市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の⑵に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、消防局長、危機管理部長、防災課長の順に設置を命令する。

市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

また、本部長（市長）は、必要に応じて副本部長を現地災害対策本部長とする現地災害対策本部を置くことができるものとし、現地災害対策本部に係る必要な事項については、その都度本部長（市長）が定める。

災害対策本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統

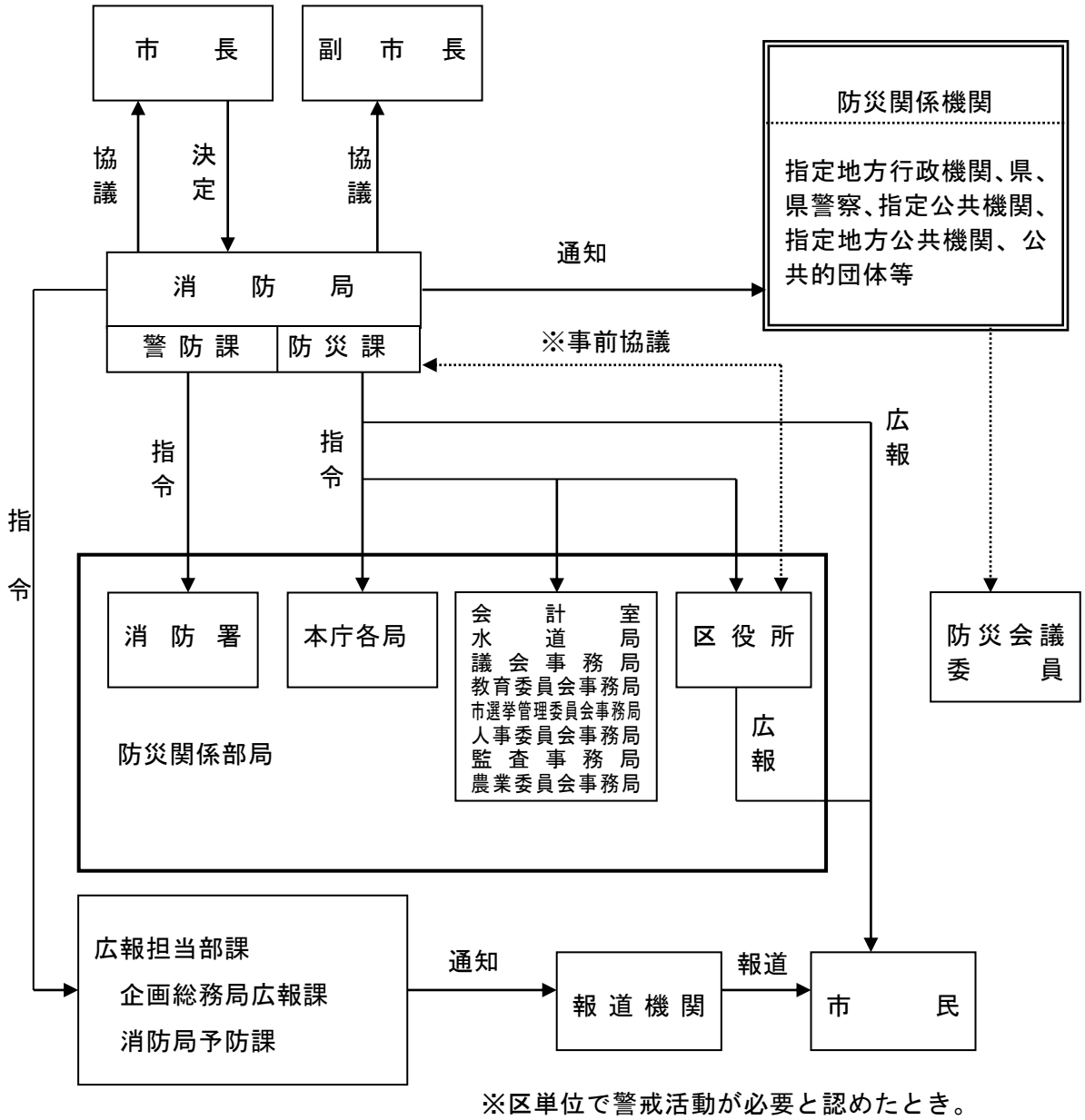

※区単位で警戒活動が必要と認めたとき。

⑵　体制及び設置基準

災害対策本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に予想される災害の規模、被害の程度に応じて、次の基準により体制を区分して設置する。

体制	設　置　基　準
第一次体制	ア　市域に大雨注意報の発表基準に相当する降雨があり、被害の発生が予測されるとき。 イ　気象台が大雨又は洪水に関して警報を発表し、かつ、市域に大雨警報の発表基準に相当する降雨があると予測されるとき、又は広島地方気象台と広島県土木局砂防課が土砂災害警戒情報を発表したとき。 ウ　気象台が高潮に関して警報を発表したとき。 エ　国土交通省と気象台が共同で太田川はん濫警戒情報を発表したとき。 オ　大規模な火災・爆発等が発生し、消防機関の活動のみでは十分な応急対策ができないと市長が認めたとき。 カ　市域において大規模な事故災害等が発生したとき。 キ　災害救助法による救助活動又はこれに準ずる救助活動を必要とする災害が発生したとき。 ク　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第二次体制	ア　災害の規模、被害の程度により、第一次体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 イ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第三次体制	ア　市域に震度５弱の地震が発生したとき。 イ　災害の規模、被害の程度により、第二次体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 ウ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第四次体制	ア　市域に震度５強以上の地震が発生したとき。 イ　気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。 ウ　気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。 エ　災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 オ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
摘要	①　下線部は、自動発令とする。 ②　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③　第４次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。

⑶　設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎又は消防局庁舎に設置する。

なお、災害により災害対策本部機能の喪失又は低下が生じた場合にあっては、安佐南消防署に代替の災害対策本部を設置する。ただし、被災の状況によって、その他の施設に設置する。

⑷　体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア　勤務時間内の場合

消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ　勤務時間外の場合

(ｱ) 消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(ｲ) 前記(ｱ)の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害対策本部及び区災害対策本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ　連絡の方法は次のいずれかによる。

(ｱ) 電話、防災行政無線、携帯電話等の活用

(ｲ) 庁用自動車等の利用

(ｳ) 必要に応じて、消防局からラジオ・テレビ等の報道機関・施設に依頼して必要事項を伝達する方法

⑸　廃止

市長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。災害対策本部の廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

2　任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画及びその他法令の定めるところにより、関係指定地方行政機関等と連携し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

3　組織及び運営《消防局防災課、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和 38 年広島市条例第 6 号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

⑴　本部の組織及び指揮の大要

ア　本部の組織及び指揮の大要は、表３－２－１のとおりとする。

イ　各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表３－２－２のとおりとする。

⑵　本部長及び副本部長

ア　本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

イ　本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

ウ　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ　本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

(ｱ) 消防局担任副市長をもって充てる副本部長

(ｲ) その他の副市長をもって充てる副本部長

⑶　本部員

ア　本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

イ　本部員は、広島市事務分掌条例（昭和 50 年広島市条例第 81 号）第 1 条に規定する局の長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長並びに都市整備局指導担当局長をもって充てる。

ウ　本部長は、前記イに掲げる者のほか、必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を指名することができる。

エ　本部員は、自己に事故がある場合において、その職務を代理する者をあらかじめ指定しておくものとする。

⑷　本部員会議

ア　本部に本部員会議を置く。

イ　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、関係機関への応援依頼の決定その他災害対策活動に係る基本的事項について協議する。

なお、本部員会議で協議すべき事項は、概ね次のとおりとする。

(ｱ) 体制に関すること。

(ｲ) 避難勧告又は指示に関すること。
(ｳ) 職員の応援に関すること。
(ｴ) 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関すること。
(ｵ) 他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。
(ｶ) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。
(ｷ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
(ｸ) 応急対策に要する予算及び資金に関すること。
(ｹ) 応急公用負担に関すること。
(ｺ) 被災市民等に対する支援策に関すること。
(ｻ) 義援金及び救援物資の募集及び配分に関すること。
(ｼ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情等に関すること。
(ｽ) 職員の給食、寝具等の厚生に関すること。
(ｾ) その他各局等又は区災害対策本部の長から特に申し出のあった事項に関すること。

ウ　本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

エ　本部員会議の庶務は、消防局防災課が担当する。

⑸　区本部

ア　本部長は、災害の規模、被害の程度等により総合的な応急対策を必要と認める区に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。

イ　区本部は、区役所に設置する。

ウ　区本部に、区本部長、区副本部長その他の職員を置く。

エ　区本部長は区長、区副本部長は副区長及び区役所の部長をもって充てる。

オ　区本部長は、区本部を統轄し、区副本部長その他の職員を指揮監督するとともに、本部長の命を受けて必要な措置をとるものとする。

カ　区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

この場合において、その職務を代理する区副本部長の順序は、次のとおりとする。

(ｱ) 副区長をもって充てる区副本部長
(ｲ) 建設部長又は農林建設部長をもって充てる区副本部長
(ｳ) 厚生部長をもって充てる区副本部長

キ　区本部長は、災害応急対策に当たっては、消防署、警察署その他公共的団体等と常に密接な連絡を保ち、相互の協力を図る。

ク　区本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。

⑹　細部計画

各局等及び区本部の長は、その所管事務の実施について必要な細部計画を定めておくものとする。

⑺　本部事務局の任務分担・担当部局及び情報連絡員

ア　災害対策本部を円滑に運営するため、表３－２－３のとおり、本部事務局要員の任務分担及び担当部局を定める。

イ　本部長は、必要に応じて、災害対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）を指定し、事務局に招集する。

当該専門職員は、統制班員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行う。

ウ　区域内の災害に関する情報を迅速かつ的確に処理するため、表３－２－４のとおり、区本部及び消防署に情報連絡員を置く。

エ　情報の連絡系統は、概ね図３－２－１のとおりとする。

⑻　災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、災害対策本部

への職員派遣その他の必要な協力を求める。

⑼　本部の表示

本部及び区本部を設置したときは、その庁舎の玄関に本部標識板又は区本部標識板を掲出する。

4　平常業務の取扱い

⑴　平常業務は、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。

⑵　災害時においても継続すべき必要最小限度の市民サービス業務について、各局等又は区本部の長は、あらかじめその業務を定めておくものとする。

表３－２－１　災害対策本部の組織及び指揮の大要

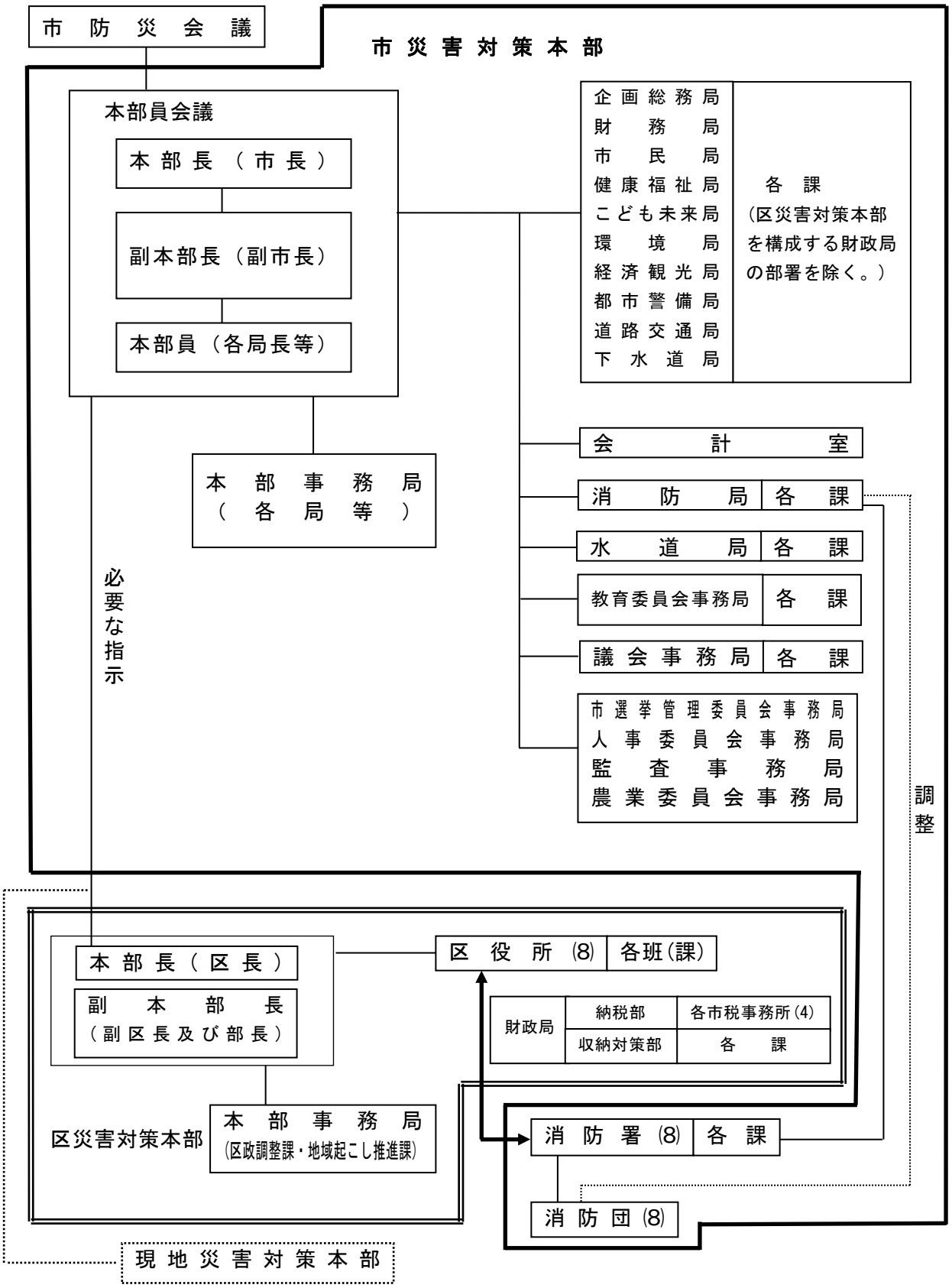

（注）　区災害対策本部に財政局の部署（納税部各市税事務所又は収納対策部）を充てる場合には、区長が財政局長と協議して決定する。

表３－２－２

⑴　災害対策本部事務局の分掌事務

班名等		要員	分掌事務
庶務部	庶務班	消防局総務課職員	1　災害活動に必要な資機材等の緊急購入・調達に関すること。 2　災害対策本部の庶務に関すること。
	動員班	消防局職員課職員 企画総務局人事課職員	1　災害対策本部要員の給与に関すること。 2　災害関係部局の全ての職員の招集状況の集計に関すること。
	配車班	消防局施設課職員	1　災害対策本部の配車に関すること。
統制部	統制班	統制担当 消防局防災課長 消防局防災課職員 企画総務局総務課職員 専門職員	1　災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2　本部長命令の進言及び伝達に関すること。 3　災害対策活動の総合調整に関すること。 4　他の主管に属さない事項に関すること。 5　その他特命事項に関すること。
		検討担当 消防局危機管理課長 消防局危機管理課職員	1　防災関係機関との連絡調整に関すること。 2　自衛隊の派遣要請に関すること。 3　他の公共団体等への応援要請に関すること。 4　その他特命事項に関すること。
		収集・伝達担当 消防局防災課長 消防局防災課職員	1　災害に関する諸情報の統括に関すること。 2　県防災行政無線の受信・連絡に関すること。 3　気象情報、水防情報の収集及び記録に関すること。 4　その他特命事項に関すること。
連絡部	広報班	企画総務局広報課職員 消防局予防課職員	1　災害諸情報の広報に関すること。 2　報道機関による避難広報に関すること。 3　報道機関への放送の要請に関すること。
	被害集計班	消防局指導課職員 企画総務局職員	1　被害状況の収集及び集計に関すること。
	各局・委員会情報連絡班	各局係長相当職以上の職員	1　各局所管施設等の被害報告の取りまとめに関すること。 2　災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。
	各区等情報連絡班	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、都市整備局及び消防局の職員	1　各区等からの被害報告の受信に関すること。 2　災害対策本部からの連絡事項の伝達に関すること。

（資料編）　参考１　広島市防災会議条例
参考２　広島市防災会議運営規程
参考３　広島市災害対策本部条例
参考４　広島市災害対策本部運営要綱

⑵　災害対策本部の分掌事務

凡例　●～防災上主要な部課
▲～防災に特に関係のある部課
■～防災に関係のある部課

局等	部課等		分掌事務
企画総務局	●総務課		1　局内の要員に係る調整に関すること。 2　市長事務部局の総括及び調整に関すること。 3　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 4　義援金及び救援物資の出納、保管及び配分に関すること。 5　局に属する職員の召集に関すること。 6　所管施設の防護に関すること。 7　局の庶務に関すること。 8　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 9　その他特命事項に関すること。
	公文書館		1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	法務課		1　他課の応援に関すること。
	●秘書課		1　本部長、副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察者及び見舞客の接遇に関すること。 3　庁用自動車（秘書課に配置のものに限る。）の配車に関すること。
	東京事務所		1　国・関係機関との連絡調整に関すること。
	●広報課		1　災害広報の総括に関すること。 2　報道機関への情報提供に関すること。 3　被害者救済制度等の広報に関すること。
	●市民相談センター		1　災害対策活動に係る市民の苦情の取りまとめ及び主管課への連絡に関すること。 2　市民相談に関する取りまとめ及び主管課への連絡に関すること。
	企画調整部	企画調整課	1　他課の応援に関すること。
		政策企画課	1　他課の応援に関すること。
		分権・行政改革推進課	1　他課の応援に関すること。
	情報政策部	▲情報政策課 ▲情報システム課	1　情報システム（他課等の所掌に属するものを除く。）の整備及び管理運用に関すること。
	人事部	■人事課	1　職員の局・区等間の応援調整に関すること。
		■給与課	1　職員の給与に関すること。 2　他課の応援に関すること。
		■福利課	1　災害対策本部要員の食料に関すること。 2　他課の応援に関すること。
		研修センター	1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
財政局	●財政課		1　局内の要員に係る調整に関すること。 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3　災害関係の予算及び資金に関すること。 4　局に属する職員の召集に関すること。 5　局の庶務に関すること。 6　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 7　他課の応援に関すること。
	▲管財課		1　市有財産（普通財産）の防護に関すること。 2　市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること。
	契約部	▲物品契約課	1　災害に係る資機材、器具等の緊急購入に関すること。
		▲工事契約課	1　災害に係る応急復旧工事の発注の調整に関すること。
	税務部	税制課 納税推進課 市民税課 固定資産税課	1　他課の応援に関すること。
		▲各市税事務所	1　区災害対策本部の避難収容班の事務に関すること（区災害対策本部を構成する者に限る。）。 2　他課の応援に関すること（区災害対策本部を構成する者を除く。）。
	収納対策部	■徴収第一課 ■徴収第二課 ■徴収第三課 ■特別滞納整理課	1　区災害対策本部の避難収容班の事務に関すること（区災害対策本部を構成する者に限る。）。 2　他課の応援に関すること（区災害対策本部を構成する者を除く。）。

局等	部課等		分掌事務
市民局	●市民活動推進課		1　局内の要員に係る調整に関すること。 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4　局に属する職員の召集に関すること。 5　局の庶務に関すること。 6　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 7　災害ボランティアへの情報提供に関すること。 8　所管施設の防護に関すること。 9　他課の応援に関すること。
	▲生涯学習課		1　所管施設の防護に関すること。 2　各種社会教育関係団体の支援に関すること。
	▲市民安全推進課		1　他課の応援に関すること。
	■消費生活センター		1　生活関連物資の便乗値上げ等への監視体制の強化・防止に関すること。 2　消費生活に関する苦情・相談処理に関すること。
	文化スポーツ部	▲文化振興課	1　所管施設の防護に関すること。 2　文化財の保護及び災害応急対策に関すること。
		■スポーツ振興課	1　所管施設の防護に関すること。
	国際平和推進部	平和推進課	1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
		国際交流課	1　海外からの支援に関すること。 2　所管施設の防護に関すること。 3　他課の応援に関すること。
	人権啓発部	人権啓発課	1　所管施設の防護に関すること。 2　広島市災害多言語支援センターに関すること。 3　他課の応援に関すること。
		地域交流センター	1　所管施設の防護に関すること。
		■男女共同参画課	1　所管施設の防護に関すること。 2　男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営の相談・指導に関すること。
健康福祉局	●健康福祉企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること。 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4　局に属する職員の召集に関すること。 5　民生・衛生事業について、他の政令指定都市等への応援要請に関すること。 6　救助物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること。 7　被災者、避難者等の収容についての連絡調整に関すること。 8　災害救助法に基づく救助活動の事務処理に関すること。 9　被災者生活再建支援法に関すること。 10　義援金及び救援物資の配分計画に関すること。 11　被災者の支援に関する取りまとめに関すること。 12　避難行動要支援者対策に関すること。 13　局の庶務に関すること。 14　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	監査指導室		1　他課の応援に関すること。
	▲地域福祉課		1　日本赤十字社・共同募金会その他社会福祉関係団体との連絡に関すること。 2　所管施設の防護、応急対策に関すること。 3　他課の応援に関すること。
	高齢福祉部	▲高齢福祉課	1　所管施設の防護・応急対策に関すること。 2　要配慮者対策に関すること。 3　他課の応援に関すること。
		介護保険課	1　他課の応援に関すること。
	障害福祉部	▲障害福祉課 ▲障害自立支援課 ▲精神保健福祉課	1　所管施設の防護・応急対策に関すること。 2　要配慮者対策に関すること。 3　他課の応援に関すること。
		身体障害者更生相談所	1　他課の応援に関すること。
		知的障害者更生相談所	1　他課の応援に関すること。

局等	部課等		分掌事務
健康福祉局	精神保健福祉センター	▲相談課 ▲デイ・ケア課	1　所管施設の防護・応急対策に関すること。 2　要配慮者対策に関すること。 3　他課の応援に関すること。
	保険年金課		1　他課の応援に関すること。
	原爆被害対策部	調査課 援護課	1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	保健部	▲保健医療課 ▲食品保健課 ▲食品指導課 ▲環境衛生課	1　保健センターの業務の連携調整に関すること。 2　医療救護に関すること。 3　医薬品等の調達に関すること。 4　被災地の防疫に関すること。 5　環境衛生及び食品衛生の指導に関すること。 6　遺体の検案・火葬に関すること。 7　地方独立行政法人広島市立病院機構との連絡調整に関すること。 8　所管施設の防護に関すること。
		■食肉衛生検査所	1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
		■動物管理センター	1　特定動物の監視に関すること。 2　愛護動物の保護管理に関すること。 3　所管施設の防護に関すること。
	衛生研究所	■生活科学部 ■生物科学部 ■環境科学部	1　衛生試験検査に関すること。 2　所管施設の防護に関すること。
	看護専門学校	■総務課 ■教務課	1　被災者の医療救護の応援に関すること。 2　所管施設の防護に関すること。
こども未来局	●こども未来調整課		1　局内の要員に係る調整に関すること。 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4　局に属する職員の召集に関すること。 5　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 6　局の庶務に関すること。
	▲保育企画課 保育園 ▲保育指導課		1　所管施設の防護・応急対策に関すること。 2　所管施設被災児童の保護に関すること。 3　要配慮者対策に関すること。
	▲こども・家庭支援課		1　所管施設の防護・応急対策に関すること。 2　所管施設被災児童等の保護に関すること。 3　要配慮者対策に関すること。
	児童相談所	相談課 支援課	1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
環境局	●環境政策課		1　局内の要員に係る調整に関すること。 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3　災害時の清掃事務の連絡調整に関すること。 4　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 5　局に属する職員の召集に関すること。 6　局の庶務に関すること。 7　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	温暖化対策課		1　他課の応援に関すること。
	●環境保全課		1　災害による環境汚染の情報収集・調査に関すること。 2　課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
	施設部	▲施設課 ■玖谷埋立地管理事務所	1　関係施設の連絡調整に関すること。 2　施設の防護及び復旧に関すること。 3　ごみの埋立処分に関すること。
		■工務課	1　関係施設の防護及び復旧に関すること。
		■各工場	1　ごみの焼却処分に関すること。 2　ごみの破砕処分に関すること（安佐南工場に限る。）。 3　施設の防護及び復旧に関すること。
		■恵下埋立地建設事務所	1　施設の防護及び復旧に関すること。

局等	部課等		分掌事務
環境局	業務部	▲業務第一課	1　清掃業務実施のための機器・器具・資材等の整備に関すること。 2　ごみの収集等に関する広報の総括に関すること。 3　災害時のごみ処理計画に関すること。 4　災害時のごみの処理作業の指導に関すること。 5　ごみの収集車両の配車に関すること。 6　課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		▲業務第二課	1　災害時のし尿処理計画に関すること。 2　災害時のし尿処理作業の指導に関すること。 3　し尿収集車両の配車に関すること。 4　仮設便所の設置に関すること（マンホールトイレシステムを除く。）。 5　課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		▲産業廃棄物指導課	1　課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		■各環境事業所	1　管内のごみの収集運搬に関すること。 2　管内のごみの処理作業の指導に関すること。 3　管内のごみの収集等に関する広報に関すること。
経済観光局	●経済企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること。 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4　被服、寝具その他生活必需品及び食料品の緊急集荷及び搬送の総括に関すること。 5　所管施設の防護に関すること。 6　局に属する職員の召集に関すること。 7　局の庶務に関すること。 8　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	計量検査所		1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	競輪事務局		1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	雇用推進課		1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	産業振興部	商業振興課	1　被服、寝具その他生活必需品の緊急集荷及び搬送に関すること。 2　所管施設の防護に関すること。 3　他課の応援に関すること。
		ものづくり支援課	1　他課の応援に関すること。
		産業立地推進課	1　他課の応援に関すること。
		工業技術センター	1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	関東圏企業誘致センター		1　国・関係機関との連絡調整に関すること。
	観光政策部		1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	農林水産部	▲農政課	1　主食品（米・パン等）の緊急集荷及び搬送並びに取扱機関との連絡に関すること。 2　農畜産物、農畜産施設の被害状況の調査確認に関すること。 3　農畜産施設等の災害復旧に関すること。 4　所管施設の防護に関すること。
		▲農林整備課	1　農地及び農業用施設の被害状況の調査確認に関すること。 2　農地及び農業用施設の防災及び災害復旧に関すること。 3　林業用施設の被害状況の調査確認に関すること。 4　林業用施設の防災及び災害復旧に関すること。 5　林地崩壊及び木材流出に関する被害状況の調査確認に関すること。 6　市有林の防護に関すること。 7　所管施設の防護に関すること。
		▲水産課	1　水産物及び水産施設並びに漁船の被災状況の調査確認に関すること。 2　水産施設等の災害復旧に関すること。 3　所管施設の防護に関すること。

局等	部課等		分掌事務
経済観光局	中央卸売市場	■中央市場	1　災害時の中央卸売市場業務の総合調整に関すること。 2　所管施設の防護に関すること。 3　生鮮食料品の緊急集荷及び搬送に関すること。
		■東部市場	1　所管施設の防護に関すること。 2　生鮮食料品の緊急集荷及び搬送に関すること。
		■食肉市場	1　所管施設の防護に関すること。 2　食肉の緊急集荷及び搬送に関すること
都市整備局	●都市整備調整課		1　局内の要員に係る調整に関すること。 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること。 5　所管市有地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること。 6　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。 7　既造成の市有地の被害調査・確認に関すること。 8　局に属する職員の召集に関すること。 9　局の庶務に関すること。 10　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	青崎地区区画整理事務所		1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	技術管理課		1　他課の応援に関すること。
	都市計画課		1　他課の応援に関すること。
	●みなと振興課		1　市営さん橋等施設の災害予防及び災害復旧に関すること。 2　市営さん橋等施設の被害調査及び確認に関すること。 3　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。 4　港湾関係機関との連絡調整に関すること。
	■都市機能調整部		1　所管施設の防護に関すること。 2　所管施設に関する応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。 3　所管施設に関する関係機関との連絡調整に関すること。 4　他課の応援に関すること。
	段原再開発部	●計画課 ●工務課	1　所管施設の防護に関すること。 2　工事関係者等への協力依頼に関すること。 3　他課の応援に関すること。
	■西風新都整備部		1　計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関すること。
	緑化推進部	●緑政課 ●公園整備課	1　公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関すること。 2　工事関係者への協力依頼に関すること。

局等	部課等		分掌事務
都市整備局	指導部	■建築指導課	1　被災建築物（民間建築物に限る。）の応急危険度判定の実施体制に関すること。 2　被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること。
		▲宅地開発指導課	1　造成地及び人工崖等の防災指導に関すること。 2　被災宅地の応急危険度判定に関すること。
	営繕部	▲営繕課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（市営住宅及び環境局所管のものを除く。）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関すること。 2　被災市有建築物（市営住宅を除く。）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関すること。 3　応急仮設住宅の建設に関すること。 4　工事関係者への協力依頼に関すること。
		▲設備課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（環境局・下水道局所管のものを除く。）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関すること。 2　応急仮設住宅の建設に関すること。 3　工事関係者への協力依頼に関すること。
	住宅部	▲住宅政策課 ▲住宅整備課	1　市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関すること。 2　被災した市営住宅の応急危険度判定に関すること。 3　工事関係者への協力依頼に関すること。
道路交通局	●道路交通企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること。 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること。 5　局に属する職員の召集に関すること。 6　局の庶務に関すること。 7　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	自転車都市づくり推進課		1　所管施設の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	●道路管理課		1　異常気象時の指定路線の通行規制に関すること。 2　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること。 3　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること。 4　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること。 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。 6　市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること。
	用地部	▲用地監理課 ▲用地補償課	1　事業代替地の防護及び災害復旧に関すること。 2　事業代替地の被害調査及び確認に関すること。 3　他課の応援に関すること。
	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課	1　異常気象時の指定路線の通行規制に関すること。 2　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること。 3　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること。 4　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること。 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。
	●都市交通部		1　アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること。 2　バスターミナル及び広島ヘリポートの防護に関すること。 3　公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること。

<table>
<tr><th>局等</th><th colspan="2">部課等</th><th>分掌事務</th></tr>
<tr><td rowspan="5">下水道局</td><td colspan="2">●経営企画課</td><td>1　局内の要員に係る調整に関すること。
2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。
3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。
4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること。
5　局に属する職員の召集に関すること。
6　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること。
7　災害関係の予算及び資金に関すること。
8　緊急を要する他の課への応援に関すること。
9　下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること。
10　局の庶務に関すること。
11　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">●河川課</td><td>1　河川等施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること。
2　河川等施設の被害調査及び確認の総括に関すること。
3　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。</td></tr>
<tr><td>管理部</td><td>●管理課
●維持課
●水資源再生センター</td><td>1　気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関すること。
2　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の被災状況の調査及び報告に関すること。
3　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護及び応急処理・復旧に関すること。
4　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関すること。
5　所管の樋門の操作に関すること。
6　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること。
7　部に係る災害応急復旧計画の策定に関すること。
8　緊急を要する他の課への応援に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設部</td><td>●計画調整課</td><td>1　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。
2　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。
3　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること。
4　緊急を要する他の課への応援に関すること。
5　下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること。</td></tr>
<tr><td>●管路課
●施設課</td><td>1　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く。）及び同施設の建設工事箇所の被災状況の調査及び報告に関すること。
2　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く。）及び同施設の建設工事箇所の防護及び災害応急修理・復旧に関すること。
3　区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関すること。
4　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること。
5　部に属する災害応急復旧計画の策定に関すること。
6　緊急を要する他の課への応援に関すること。
7　下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●会計室</td><td>1　災害関係会計事務（義援金品の出納保管を除く。）に関すること。
2　室の職員の召集に関すること。
3　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。</td></tr>
</table>

局等	部課等		分掌事務
消防局	●総務課		1　局の総合調整に関すること。 2　消防局の予算及び資金の処置に関すること。 3　局の庶務に関すること。 4　災害対策本部事務局の庶務班に関すること。 5　その他特命事項に関すること。
	●消防団室		1　消防団事務局の総括に関すること。
	●職員課		1　災害対策本部事務局の動員班に関すること。 2　その他特命事項に関すること。
	●施設課		1　消防機関の車両等の配車及び燃料の補給に関すること。 2　所管財産の被害状況の取りまとめに関すること。 3　所管財産の復旧作業計画の総括に関すること。 4　災害対策本部事務局の配車班に関すること。 5　その他特命事項に関すること。
	危機管理部	●危機管理課 ●防災課	1　災害対策本部事務局の統制班に関すること。 2　その他特命事項に関すること。
	警防部	●警防課	1　警防部の総括・調整に関すること。 2　消防部隊（救急隊を除く。）の運用調整の統括に関すること。 3　現地情報の収集・伝達に関すること。 4　有線・無線による情報の収集及び伝達に関すること。 5　消防部隊の指令管制に関すること。 6　その他特命事項に関すること。
		●救急課	1　救急隊の運用調整に関すること。 2　現地情報の収集・伝達に関すること。 3　その他特命事項に関すること。
	予防部	●予防課	1　予防部の総括・調整に関すること。 2　災害対策本部事務局の広報班に関すること。 3　その他特命事項に関すること。
		●指導課	1　災害対策本部事務局の被害集計班に関すること。 2　その他特命事項に関すること。
	●各消防署		1　気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関すること。 2　区災害対策本部、消防団その他関係機関との連絡調整に関すること。 3　水位・潮位及び雨量の観測等気象・地象の把握に関すること。 4　管内の警戒巡視及び広報等に関すること。 5　被害状況の調査・集計に関すること。 6　災害状況の広報及び記録に関すること。 7　り災証明の資料収集に関すること。 8　応急措置の実施等災害現場活動に関すること。 9　所掌に係る応急資機材の管理に関すること。 10　応急資機材及び人員の緊急輸送に関すること。 11　避難の勧告・指示等又は誘導に関すること。 12　署の庶務に関すること。 13　その他特命事項に関すること。
	●消防団事務局		1　消防団の運用調整に関すること。 2　団員の召集に関すること。 3　団員の出務報酬に関すること。 4　その他特命事項に関すること。
	●各分団		1　管内の警戒巡視に関すること。 2　応急措置の実施等災害現場活動に関すること。 3　応急資機材及び人員の緊急輸送に関すること。 4　災害広報及び避難誘導に関すること。 5　団員の召集・出動指令等に関すること。 6　その他特命事項に関すること。

局等	部課等		分掌事務
水道局	●企画総務課		1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4 気象状況等の情報収集及び提供に関すること。 5 各課の活動状況の取りまとめ及び各課への情報提供に関すること。 6 他部局及び他都市への協力要請に関すること。 7 市災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 報道機関への対応に関すること。 9 局に属する職員の召集に関すること。 10 局の庶務に関すること。 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	■財務課		1 資機材及び車両・船舶の調達に関すること。 2 職員の食料の調達及び輸送に関すること。 3 職員の寝具等の調達に関すること。 4 事故対応用前渡資金の支出に関すること。
	▲人事課		1 職員の勤務状況の把握に関すること。 2 他課の応援をする職員の動員及び配置計画の作成に関すること。
	営業部	▲営業課	1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること。 2 応急給水の連絡調整に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること。
		■各営業所	1 住民からの問い合わせに関すること。 2 応急給水の実施に関すること。 3 区災害対策本部との連絡調整に関すること。
	技術部	▲調整課	1 部所管施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 復旧作業計画の調整に関すること。
		■計画課 ■技術管理課	1 施設の被害状況の確認及び報告に関すること。 2 施設の応急復旧の実施に関すること。
		▲設備課	1 浄水場所管施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 資機材及び車両の配備に関すること。 3 浄水場の連絡調整に関すること。 4 水運用計画の調整に関すること。 5 停電時の中国電力㈱等との連絡調整及び協力依頼に関すること。 6 復旧作業計画の作成及び実施に関すること。
		■水質管理課	1 水質の監視・検査に関すること。
		▲維持課	1 管理事務所所管施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 資機材及び車両の配備に関すること。 3 管理事務所の連絡調整に関すること。 4 応急給水の総括に関すること。 5 水運用計画の調整に関すること。 6 広島市指定上下水道工事業協同組合への協力要請に関すること。 7 復旧作業計画の作成及び実施に関すること。
		■給水課 ■施設課 ■管路設計課 ■管路工事課	1 施設の被害状況の確認及び報告に関すること。 2 施設の応急復旧の実施に関すること。
		■各浄水場	1 所管施設の被害状況の確認及び報告に関すること。 2 施設の応急復旧計画の作成及び実施に関すること。 3 水質汚染の拡大防止に関すること。 4 水運用の計画作成及び実施に関すること。

局等	部課等		分掌事務
水道局	技術部	■各管理事務所	1　所管施設の被害状況の確認及び報告に関すること。 2　施設の応急復旧計画の作成及び実施に関すること。 3　区災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 4　応急給水の計画立案に関すること。 5　給水装置の応急修理に関すること。 6　故障メーターの取替に関すること。 7　災害区域内の住民に対する広報に関すること。 8　住民からの問い合わせに関すること。 9　水運用の計画作成及び実施に関すること。
	各課共通		1　他課の応援に関すること。
議会事務局			1　事務局に属する職員の召集に関すること。 2　事務局の庶務に関すること。 3　災害に係る議会活動に関すること。 4　他課の応援に関すること。
教育委員会事務局	●総務課 ▲教育企画課		1　事務局内の要員に係る調整に関すること。 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3　事務局職員の活動計画並びに命令の伝達及び局内各課の連絡調整に関すること。 4　事務局の所掌事務に係る情報の取りまとめ及び報告に関すること。 5　事務局に属する職員の召集に関すること。 6　事務局の庶務に関すること。 7　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 8　事務局の所掌事務に係る災害関係の予算及び資金に関すること。
	▲施設課		1　学校施設の防護及び復旧計画に関すること。 2　学校施設の使用及び収容に関すること。 3　学校施設の被災状況の調査に関すること。 4　通学路に係る被害状況の取りまとめに関すること。
	青少年育成部	▲育成課	1　被災した児童・生徒の総合相談等に関すること。 2　所管施設の防護に関すること。
		▲放課後対策課	1　所管施設の防護に関すること。
	学校教育部	▲教職員課	1　被災後における部内の総合調整に関すること。 2　教職員の防災体制計画に関すること。
		学校事務センター	1　所管施設の防護に関すること。
		▲学事課	1　被災した児童・生徒の調査に関すること。 2　被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関すること。 3　被災した園児・生徒の授業料の減免・徴収猶予に関すること。 4　臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関すること。 5　二部授業の届出に関すること。 6　学校物品の被災状況の調査に関すること。
		▲健康教育課	1　児童・生徒の避難指導に関すること。 2　学校における保健衛生に関すること。 3　給食物資納入業者等の被害状況の把握に関すること。 4　給食施設・設備の衛生管理に関すること。
		学校給食センター	1　所管施設の防護に関すること。
		▲指導第一課	1　被災後における学校教育に係る調整に関すること。 2　被災後における学校教育の指導計画に関すること。
		▲指導第二課 ▲特別支援教育課 ▲生徒指導課	1　被災後における学校教育の指導計画に関すること。
	教育センター		1　所管施設の防護に関すること。
教育機関			1　所管施設の防護に関すること。
市選挙管理委員会事務局			1　事務局に属する職員の召集に関すること。 2　事務局の庶務に関すること。 3　他課の応援に関すること。
人事委員会事務局			
監査事務局			
農業委員会事務局			

⑶　区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所 ■会計課	1　区災害対策本部の総括に関すること。 2　命令の伝達に関すること。 3　市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること。 4　市本部要員の応援要請に関すること。 5　区職員の動員、人員配置及び出動に関すること。 6　各課への連絡及び調整に関すること。 7　区に係る予算、経理及び出納に関すること。 8　区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること。 9　り災証明に関すること。 10　情報の収集及び伝達に関すること。 11　避難の勧告・指示等に関すること。 12　災害広報及び広聴に関すること。 13　市民相談に関すること。 14　通信施設機材の整備及び点検に関すること。 15　地区災害協力団体との連絡に関すること。 16　被災宅地の応急危険度判定の実施の協力に関すること。 17　区の庶務に関すること。 18　他課の所管に属さないこと。
避難収容班	財政局税務部 ▲各市税事務所	1　民間建築物の被害状況の調査に関すること。 2　り災証明の資料の収集に関すること。 3　避難者に係る連絡及び調整に関すること。 4　被災者の避難誘導及び収容に関すること。
	財政局収納対策部 ■徴収第一課 ■徴収第二課 ■徴収第三課 ■特別滞納整理課	1　り災証明の資料の収集に関すること。 2　避難者に係る連絡及び調整に関すること。 3　被災者の避難誘導及び収容に関すること。
救援救護班	■市民課 ▲保険年金課 ▲生活課	1　死体の収容及び処理に関すること。 2　埋火葬許可証の発行及び葬祭用品に関すること。 3　被災者の救援及び救助に関すること。 4　救援物資等の保管、調達及び配給に関すること。 5　食料の調達及び配給に関すること。 6　炊出しに関すること。 7　応急給水に関すること。
	▲健康長寿課	1　被災者の医療救護に関すること。 2　区医師会の医療救護対策本部に関すること。 3　医薬品等の調達に関すること。 4　防疫に関すること。 5　臨時予防接種に関すること。
	▲保健福祉課	1　要配慮者等の安否確認及び援護等に関すること。 2　福祉施設の被災状況に関すること。 3　地域医療情報の伝達等に関すること。
輸送班	▲建築課	1　輸送車両等の集中管理、運用及び調達に関すること。 2　応急資機材、救援物資及び人員の輸送に関すること。 3　応急仮設住宅の入居に関すること。 4　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5　被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること。
調査・応急復旧班	●維持管理課 ●農林課 ●地域整備課	1　公共施設等の被害状況の調査（被害額の算定を含む。）、集計及び報告に関すること。 2　災害状況の記録及び写真撮影等に関すること。 3　管内の警戒巡視、被害情報の収集等に関すること。 4　道路交通の規制及び道路情報に関すること。 5　災害現地における技術指導に関すること。 6　応急措置及び応急復旧の実施に関すること。 7　下水施設の維持及び防護に関すること。 8　下水の浸水防止及び排水に関すること。 9　樋門等の操作に関すること。
摘要		各班の編成及び分掌事務については、区の実情に応じて区長が組み換えできるものとし、財政局の部署（税務部各市税事務所又は収納対策部）を充てる場合には、区長が財政局長と協議して決定する。

表３－２－３　災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務			担当部局等
庶務部	庶務班		消防局総務課(2)
	動員班		消防局職員課(2)、企画総務局人事課(2)
	配車班		消防局施設課(2)
統制部	統制班	統制担当	消防局防災課(6)、企画総務局総務課(2) 専門職員（必要に応じた人数）
		検討担当	消防局危機管理課(6)
		収集・伝達担当	消防局防災課(9)
連絡部	広報班		消防局予防課(3)、企画総務局広報課(2)
	被害集計班		消防局指導課(5)、企画総務局(2)
	各局・委員会情報連絡班		広島市事務分掌条例（昭和 50 年広島市条例第 81 号）第１条に規定する局及び会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局 （各１）（各局係長相当職以上の職員）
	各区等情報連絡班		中区担当　　：都市整備局(2) 東区担当　　：健康福祉局(1)、都市整備局(1) 南区担当　　：環境局(1)、経済観光局(1) 西区担当　　：財政局(1)、都市整備局(1) 安佐南区担当：財政局(2) 安佐北区担当：市民局(2) 安芸区担当　：企画総務局(2) 佐伯区担当　：企画総務局(2) 特命担当　　：消防局総務課(2)、消防局消防団室(1)、消防局予防課(2)

（注）（　）内は派遣人数を示す。

表３－２－４　情報連絡員となるべき者の職等、所掌事務及び配置場所

情報連絡員となるべき者の職等		所掌事務	配置場所
局等	職		
各区役所	係長相当職以上の職員	消防署との情報連絡に関すること。	消防署
各消防署	係長相当職以上の職員	区役所との情報連絡に関すること。	区災害対策本部

（備考）１　災害対策本部が設置されたときは、情報連絡員は表中の配置場所又は本部長が指定する場所に参集する。
２　情報連絡員は、その属する局の各課員と常に連絡を保ち、情報の把握に努める。
３　情報連絡員は、その得た情報を本部長、副本部長又は本部員に報告するとともに、何らかの応急措置を必要とするときは、その旨を合わせて報告し、指示を受けて、実施担当課へ伝達する。

図３－２－１　情報連絡系統図

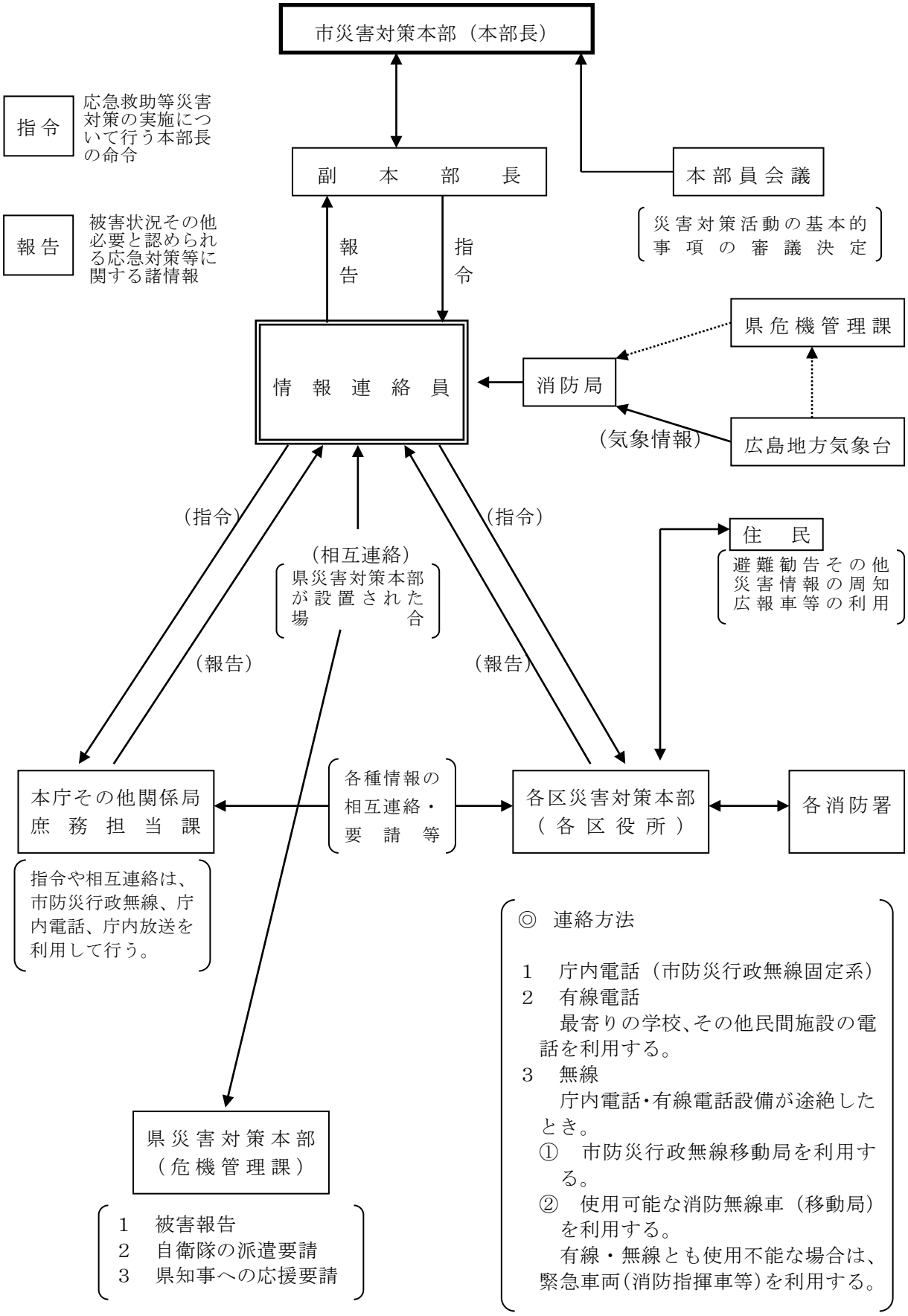

第５　職員の動員《消防局防災課、各局等、各区》

１　動員の実施

⑴　動員職員の指定

職員の動員は、災害警戒本部又は災害対策本部の各体制の発令に応じて次の基準により、各局等及び区本部の長が行う。ただし、災害の種類、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。

なお、動員にあたっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

動　員　基　準

動員の時期	部課※				動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部課（●印の部課）	防災に特に関係のある部課（▲印の部課）	防災に関係のある部課（■印の部課）	その他の部課（無印の部課）		
災害警戒本部の設置が発令された時	必要な職員				原則として勤務場所 （例外） ① 災害現地 ② あらかじめ指定された場所	原則として各部課（自動参集の場合を除く。）
災害対策本部第一次体制が発令された時	責任ある職員及び必要な職員（２名以上）	必要な職員				
災害対策本部第二次体制が発令された時	責任ある職員及び必要な職員（３名以上）	責任ある職員及び必要な職員（３名以上）	責任ある職員及び必要な職員（３名以上）			
災害対策本部第三次体制が発令された時	全　員	全　員	責任ある職員及び必要な職員（４名以上）	責任ある職員及び必要な職員（４名以上）		
災害対策本部第四次体制が発令された時	全　員	全　員	全　員	全　員		
※　●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。						

⑵　動員名簿の作成及び職員への周知

各局等及び区本部の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿（様式３－２－１）を備え、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

なお、動員名簿の作成に当たっては、迅速な初動対応を可能とするため、職位に加えて、参集時間、参集方法等を考慮し、速やかに参集できる者を優先した計画とするほか、他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

⑶　動員名簿の報告

各局等及び区本部の長は、前号の動員名簿の作成又は見直しを行ったときは、消防局防災課に報告する。

２　動員の方法

⑴　勤務時間内の場合

体制発令と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員し

たものとみなす。

動員対象者が休務の場合にあっては、各自がテレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度４以上の地震が発生した場合、広島県に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、又は市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後、参集する。

なお、気象庁が発表する震度が３以下であっても、市長が必要と認めて体制を発令した場合には、体制の伝達に併せて同様に各部課からの連絡を受けて参集する。

⑵　勤務時間外の場合

動員対象者はテレビ・ラジオ等により、気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度４以上の地震が発生した場合、広島県に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、又は市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後、参集する。

なお、気象庁が発表する震度が３以下であっても、市長が必要と認めて体制を発令した場合には、同様に体制の伝達に併せて各部課からの連絡を受けて参集する。

３　勤務時間外における動員の場所及び任務

⑴　原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、表３－２－２の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区本部の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

⑵　災害対策本部第四次体制が発令された時点でのみ動員される「その他の部課（分掌事務の表中、無印の部課）」の職員のうち、その任務が「他課の応援に関すること」に割り当てられている職員（消防職員、医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、避難場所の運営等の任務に当たる。

４　動員の報告

⑴　各局等及び区本部の長は、体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を消防局に報告する。

⑵　各局等及び区本部において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、動員及び災害の状況を消防局に報告し、応急対策の連携を確保する。

⑶　動員の報告は、様式３－２－２による。

⑷　動員報告の時期は、原則として、次のとおり行う。

ア　体制が発令されたとき。

イ　体制が解除されたとき。

ウ　その他本部長が報告を求めたとき。

⑸　動員報告系統

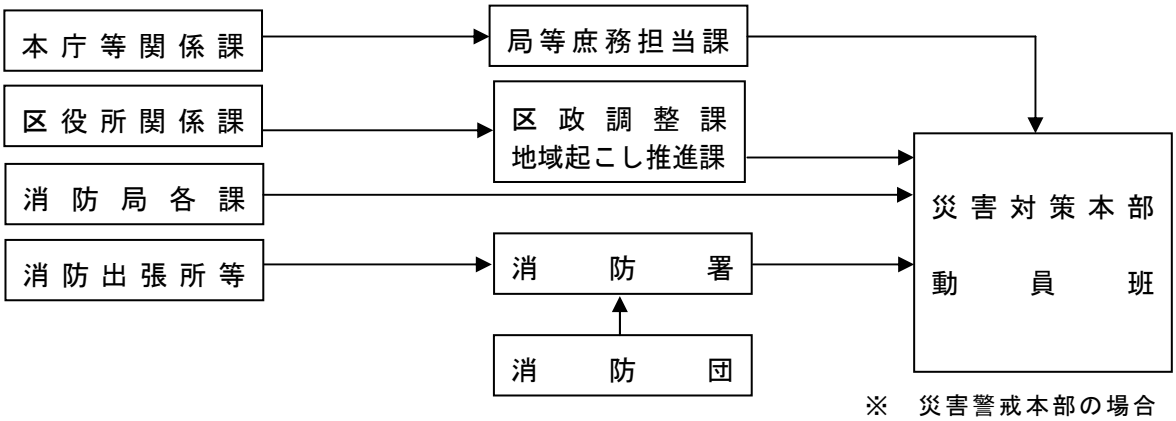

※　災害警戒本部の場合は、消防局職員課へ報告

様式３－２－１　動員名簿

様式2

動　　員　　名　　簿

○○○○局・区・委員会

所属	職名	氏　名	連絡責任者	参集場所	参集時期					連絡方法	勤務時間外の参集方法及び参集時間		
					災害警戒本部	災害対策本部				（電話番号）	「通勤届」による通勤方法での時間	公共交通機関が利用できない場合	
						1次	2次	3次	4次			時間	参集方法
計													

備考
1　勤務時間外の参集方法及び参集時間は、「通勤届」により届出た通勤方法での時間と公共交通機関が利用できない場合について記載してください。
　なお、公共交通機関が利用できない場合にあっては、参集時間と参集方法も記載してください。
2　公共交通機関が利用できない場合については、次の条件により記載してください。
　①　原則として、自動車及びタクシー以外の参集方法によること
　②　実際に要する時間又は次により算定した時間とすること
　　バイク～25km／h　自転車～15km／h　徒歩～4km／h
3　区役所への応援職員名簿（様式5）に該当する職員及び区災害対策本部要員になる財政局市税事務所・収納対策部の職員は、「参集方法及び参集時間」の欄は、参集区役所まで実際に使用すると考えられる手段による参集時間としてください。
4　参集に要する時間は次のとおり記号で記載してください。
　A～30分未満　B～30分以上1時間未満　C～1時間以上2時間未満　D～2時間以上3時間未満　E～3時間以上

様式３－２－２　動員報告書

月　　日　　時　　分現在

体制区分	所属区分 （班区分）	動員状況（上段：動員対象者 中段：動員完了者 下段：動員未了者）				配備時間数（到着→現在） ―勤務時間外の場合のみ―				
		計	課　長 以　上	係長等	課　員	１ 時 間	２ 時 間	３ 時 間	４ 時 間	時 間
		名	名	名	名	名	名	名	名	名

第６　本部及び区本部間の相互応援《企画総務局人事課、消防局職員課、各局庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

１　応援の要請

各局等及び区本部の長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、様式３－２－３により災害対策本部長（人事課）に要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、書類は事後に提出することができる。

なお、「他課の応援」を任務とする職員が、最寄りの区役所に参集した場合は、前記における応援要請に基づき派遣されたものとみなし、事後処理を行う。

２　応援の決定

災害対策本部長は、職員の参集状況、応急対策の実施等を勘案し、応援の要否を決定するとともに、その旨を応援要請した局等又は区本部の長に通知する。

３　応援職員の指揮

応援職員は、応援要請した局等又は区本部の長の指揮を受けて活動する。

様式３－２－３　応援要請依頼書

年　　月　　日

本　　部　　長　　様

局等又は区本部の長

応援を要する理由	
期間	
従事場所	
従事内容	
必要人員 （職種別・男女別）	
携行品	
集合日時・場所	
その他要請に必要な事項	

第３節　情報の収集及び伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、現有の通信連絡手段を最大限に活用し、防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を迅速かつ確実に収集、伝達及び報告を行う。

第１　情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

１　情報の種類

区分		概要
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する情報
	水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報
	避難判断水位(特別警戒水位)到達情報※	指定した河川において太田川河川事務所及び西部建設事務所が発表する情報
	ダム等の放流に関する情報	ダム管理者である中国地方整備局、広島県及び中国電力㈱が発表する情報
	河川・潮位等の情報	国、県等が発表する河川水位、潮位、雨量等の情報
	土砂災害警戒情報	広島県土木局砂防課と広島地方気象台が共同発表する情報
	土砂災害警戒・避難基準雨量	避難勧告対象区域毎の雨量観測所の観測雨量を、本市が取りまとめ発表する情報
	土砂災害緊急情報	国又は県が発表する土砂災害に関する情報（重大な土砂災害の想定される区域、時期）
	竜巻注意情報	広島地方気象台が発表する竜巻等の注意情報
	火災気象通報	広島地方気象台が発表する火災気象通報
	異常現象発見者からの通報、伝達	異常な現象を発見した市民等から本市へ通報された情報
災害情報		がけ崩れ、浸水等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、避難勧告、屋内での待避等安全確保措置の指示、自主避難、避難場所の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報　等

※特別警戒水位は水防法第 13 条で規定されるものである。

２　災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》

災害対策本部においては、次の通信施設のうち使用可能なものを最大限に活用し、情報の収集、伝達及び報告を行う。

担当部署は、災害発生後直ちに設置又は運用等に係る処理又は確認を行う。なお、使用通信施設に支障が生じている場合には、消防局防災課を通じて、中国総合通信局等に連絡する。

	通信施設	参照資料編番号	担当部署
1	電話及びFAX	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2	ホームページ	―	〃
3	e メール	―	〃
4	市防災行政無線	3-3-3(1)	消防局防災課

5	広島県震度情報ネットワークシステム	―	消防局防災課
6	移動無線機（MCA 無線）	―	〃
7	全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）	―	〃
8	防災行政無線映像伝送端末等	―	〃
9	画像伝送システム	―	〃
10	ヘリコプターテレビ電送システム	―	消防局警防課
11	消防無線	3-3-3⑵	〃
12	水道無線	3-3-3⑶	水道局維持課
13	広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）	3-3-4	消防局防災課
14	広島県防災情報システム	―	〃
15	防災相互通信用無線局	―	〃
16	衛星携帯電話	―	〃
17	アマチュア無線	―	〃
18	タクシー会社等民間無線通信施設	―	〃
19	その他	―	〃

⑴　電話及び FAX

市災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図（資料編 3-3-1 参照）のとおり通信機器を設置し、通信を行う。

加入電話については、市長は応急対策の実施等にあたり、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。（資料編 3-3-2 参照）

申　　込　　先	電　　話　　番　　号
１１６センタ	１１６

※　災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱広島支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

なお、災害時等において、「災害時優先電話」間の通話がつながりにくい場合には、当該電話から次の番号をダイヤルし、手動接続の申込みを行う。

区　分	電話番号	応　答　先	申込みに必要な事項等
通　話	１０２	情報案内センタ	・通信種別（通話・電報） ・発信機関名（発信者の氏名を含む。） ・発信番号、通話先番号 ・通信内容その他必要事項
電　報	１１５	電報センタ	

⑵　ホームページ

ア　ホームページにより、国、県、防災関係機関が発信する情報を収集する。

(ｱ)　気象庁　URL: http://www.jma.go.jp/

(ｲ)　国土交通省　川の防災情報　URL: http://www.river.go.jp/

(ｳ)　広島県防災 Web　URL: http://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/

(ｴ)　土砂災害ポータルひろしま　URL: http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/

(ｵ)　その他の防災情報入手先

広島市ホームページ「防災情報提供機関へのリンク」から防災情報提供機関先ホームページを参照する。

イ　国、県、防災関係機関への伝達においては、防災拠点施設や危険箇所等の位置特定に地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）第２条第１項に規定する地理空間情報をいう。）を活用する。

⑶　e メール

e メールにより、情報の収集及び伝達を行う。

⑷　市防災行政無線

ア　通信系統

資料編 3-3-3⑴のとおり

イ　通信統制

市防災行政無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまし）が行う。

⑸　広島県震度情報ネットワークシステム

県内１００箇所に設置した震度計（本市内９箇所）で観測した震度情報を市町に配信するシステムで、震度情報を消防局の専用端末のほか、庁内ランのパソコンで迅速に確認することができる。

⑹　移動無線機（ＭＣＡ無線）

移動無線機（ＭＣＡ無線）により市災害対策本部や区役所等と生活避難場所等の情報伝達を行う。

なお、ＭＣＡ無線は、無線通信（単信）のほかに、無線機間の双方向通信（複信）、消防局の電話交換機を経由して内線電話との通信等を行うことができる。

⑺　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により緊急情報の収集を行い、防災行政無線同報系を利用し情報伝達を行う。

⑻　防災行政無線映像伝送端末等

区災害対策本部設置以降において、市役所、区役所、消防局及び消防署に設置された映像伝送端末を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。

なお、市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員（各局長等）並びに各区災害対策本部長（区長）のテレビ会議は基本的にＷＥＢ会議システムにより行う。

⑼　画像伝送システム

市役所本庁舎屋上に設置した監視カメラで捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。

なお、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局との通信を行うことができる。

⑽　ヘリコプターテレビ電送システム

ヘリコプターに搭載したテレビカメラで捉えた映像により、被害状況を広域的に収集とともに、画像伝送システムを利用して即時に国等へ伝送する。

⑾　消防無線

災害により有線通信施設の機能を失った場合は、各消防署所のすべての無線局を開局し、消防無線連絡網を確立する。

ア　通信系統

資料編３－３－３⑵に示すとおり。

イ　通信統制

広島市消防無線局の通信統制は、基地局（ひろしましょうぼう）が行う。

⑿　水道無線

ア　通信系統

資料編３－３－３⑶に示すとおり。

イ　通信統制

広島市水道局無線局の通信統制は、基地局（ひろしますいどうほんぶ）が行う。

⒀　広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）

ア　通信系統

資料編３－３－４に示すとおり。

イ　通信統制

広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。

⒁　広島県防災情報システム

常時市防災行政無線及び専用線で県庁と接続されているシステムにより、気象情報等を収集し、人的被害等を県に報告する。

なお、広島県防災情報システムで報告した避難勧告等の防災情報は、公共情報コモンズにデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。

⒂　防災相互通信用無線局

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。

⒃　衛星携帯電話

災害時における通信設備の使用不能時の広島県災害対策本部や防災関係機関等との情報伝達手段として、広島県から衛星携帯電話の貸与を受け、連絡体制を確保する。

⒄　アマチュア無線（電波法第 52 条第 4 号）

アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。なお、災害時の連絡に当たっては、必要に応じて、次のアマチュア無線局に協力を依頼する。

コールサイン	氏　　名
ＪＡ４ＺＣＮ	広島市役所アマチュア無線クラブ

⒅　タクシー会社等民間無線通信施設

タクシー会社等民間の無線通信施設の協力を得て、被害状況の収集に努める。

⒆　その他

ア　通信設備の優先利用

災害時において、一般加入電話を利用することが困難な場合には、応急対策上必要な連絡のため、中国電力㈱、ＪＲ西日本㈱広島支社、県警察その他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により優先利用する。

この使用の手続きについては、その機関と協議して定めるものとするが、協議の内容には、概ね次の事項を定めておくものとする。

(ｱ) 使用の目的

(ｲ) 優先利用できる通信施設・設備

(ｳ) 使用申込み

ａ　使用しようとする通信設備

ｂ　使用する理由

ｃ　通信の内容

ｄ　発信者及び受信者

(ｴ) 通信の取扱順位

(ｵ) その他必要な事項

県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定

イ　非常無線通信の利用

非常時における緊急連絡のため、特別に必要な場合は非常用周波数を有する次の無線局により通信を確保する。

災害時における緊急通信対象機関名

機　　関　　名	設　　置　　場　　所
第六管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸 3-10-17
中国地方整備局	広島市中区上八丁堀 6-30

ウ　非常通信協議会の活用

非常通信協議会では、県・市町村の防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自衛通信設備を利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

非常通信を確保するために必要な場合は、中国非常通信協議会に取り扱いを依頼する。

エ　災害対策用移動通信機器の借用

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、中国総合通信局又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用移動通信機器

種　　類	貸与条件等
移動無線機 （簡易無線局等）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

電気通信事業者等が使用する通信機器

種　　類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による（基本的には、通話料等の経費は使用者が負担）。
ＭＣＡ	同上

オ　災害対策用移動電源車の借用

災害発生時に、通信設備の電源供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、中国総合通信局から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用移動電源車

種　　類	貸与条件等
中型移動電源車　１台 （発電容量　100kVA）	車両貸与：無償 運用経費：要

3　住民等への防災情報の伝達

災害時における住民への防災情報の伝達手段は、防災行政無線及びテレビ・ラジオを通じて行う放送を中心に、これらを補完するものとして、広島市防災情報メール配信システム、緊急速報メール、デジタルサイネージ（電子看板）、ケーブルテレビ、有線放送、市ホームページ（インターネット）、雨量情報表示盤、広報車等移動体、サイレン・警鐘等を活用するほか、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行う。また、聴覚障害者（申請によりＦＡＸ登録した者）に対しては、必要に応じてＦＡＸにより情報提供を行う。

なお、市ホームページにおいては、災害発生時等のアクセス集中による閲覧困難状況を回避するため、アクセス負荷分散サービスを活用する。

本市から防災情報を提供する放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	㈱中国放送
広島テレビ放送㈱	㈱広島ホームテレビ
㈱テレビ新広島	広島エフエム放送㈱
㈱ひろしまケーブルテレビ	㈱ふれあいチャンネル
㈱中国コミュニケーションネットワーク	

４　放送機関に対する放送の要請等

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、協定に基づき、次に掲げる放送機関に災害対策基本法第 56 条に規定する伝達、通知又は警告について放送の要請を行う。この場合、緊急情報連絡システムの積極的活用を図る。

協定を締結している放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	㈱中国放送
広島テレビ放送㈱	㈱広島ホームテレビ
㈱テレビ新広島	広島エフエム放送㈱
㈱中国コミュニケーションネットワーク	

また、本市が臨時災害放送局の開設が必要と判断し、臨時災害放送局放送免許を取得した場合は、㈱中国コミュニケーションネットワークに臨時災害放送局の運営を委託し、生活・支援情報等の提供を行う。

５　通信施設等が使用不能な場合の対処

通信施設等の使用不能により、災害応急対策上必要な情報の収集・伝達等が困難な場合には、職員を伝令員として指名し、情報の収集・伝達等に従事させることができる。

なお、伝令員として指名された者は、自転車、バイク、車両、船舶等の有効な手段を活用し、情報の収集・伝達等に努める。

（資料編）　３－３－１　災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図
３－３－２　災害時優先電話番号一覧表
３－３－３　広島市関係通信施設
３－３－４　広島県総合行政通信網回線系統図
参考 16　広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定
参考 17　災害時における放送要請に関する協定
参考 48　災害時における放送要請等に関する協定

第２　気象情報等の収集及び伝達

気象情報等を受信等したときは、重要度やとるべき措置等を判断し、状況に応じて、予想される事態に対してとるべき措置を行うとともに、住民等へ伝達するものとする。

なお、各情報の「本市での情報の活用」及び「住民への伝達等」は、その代表的なものであり、その時々の状況に応じた適切な対応を行うものとする。

１　防災気象情報（津波に関するもの(震災対策編へ規定)を除く。）

【関係法令：気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条、第 13 条の 2、水防法第 10 条第 1 項】

⑴　発表機関

広島地方気象台

⑵　防災気象情報の種類

種　　類	概　　要
県気象情報 地方気象情報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する情報台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等
注意報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表 3-3-1】
警報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表 3-3-1】
特別警報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表 3-3-1】

⑶　気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域

地方気象情報	中国地方（山口県を除く）
県気象情報	広島県
注意報	広島市
警報	広島市
特別警報	広島市

⑷　受信及び伝達

防災気象情報の受信及び伝達は、次のとおり行う。

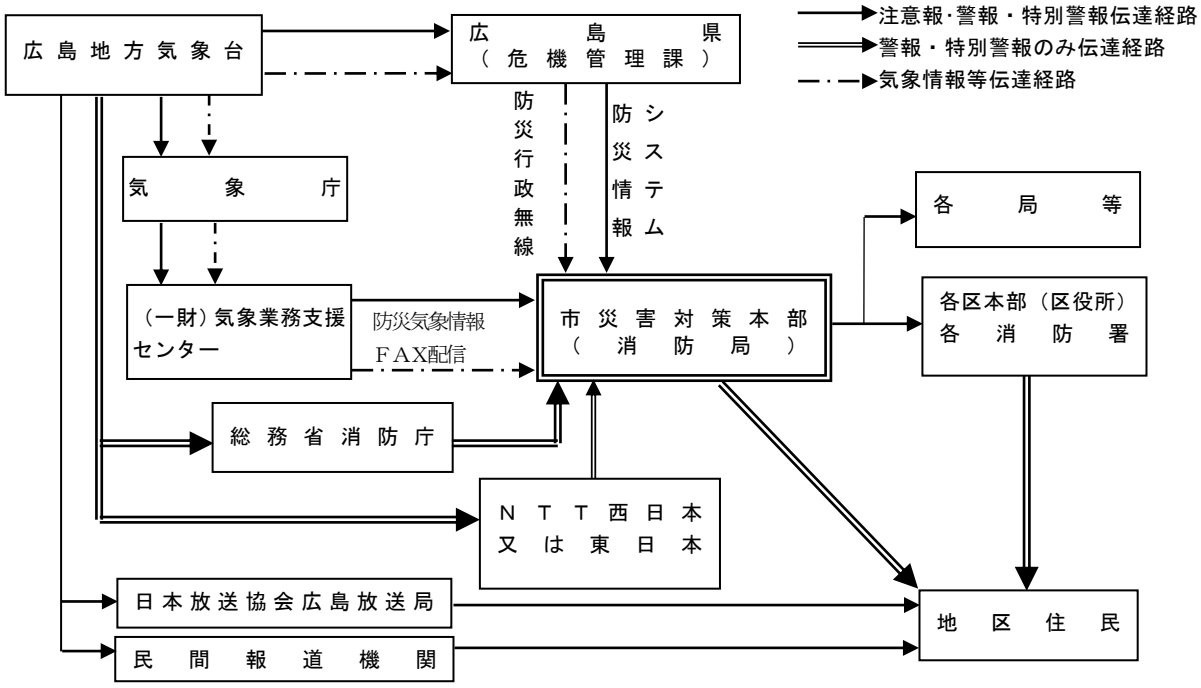

⑸　本市での情報の活用

広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、防災体制の設置等の判断に活用する。

防災気象情報の種類	防災体制設置の活用
大雨、洪水、高潮注意報	災害警戒本部設置の判断
大雨、洪水、高潮警報	災害対策本部（第一次体制）設置の判断
大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪特別警報	災害対策本部（第四次体制）設置

⑹　住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時に警報が発表された場合、市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線等により、住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

また、特別警報が発表・解除された場合、気象業務法第１５条の２に基づき、市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線等により、住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

表３－３－１　注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="16">一般の利用に適合するもの</td><td>風雪注意報</td><td>風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
雪を伴い平均風速が陸上で 12m／ｓ以上、海上で 15m／ｓ以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>強風注意報</td><td>強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
平均風速が陸上で 12m／ｓ以上、海上で 15m／ｓ以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>大雨注意報</td><td>大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想されるとき。
<table>
<tr><th colspan="2">雨量</th><th rowspan="2">土壌雨量指数（注４）</th></tr>
<tr><th>平坦地</th><th>平坦地以外</th></tr>
<tr><td>３時間雨量　40㎜</td><td>１時間雨量 40㎜</td><td>82</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>大雪注意報</td><td>大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
24 時間の降雪の深さが平地で 10 ㎝以上になるか、山地で 25 ㎝以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>濃霧注意報</td><td>濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
視程が陸上で 100m以下又は海上で 500m以下になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>雷注意報</td><td>落雷等により、被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td>乾燥注意報</td><td>空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
最小湿度が 35％以下で、実効湿度が 65％以下になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>なだれ注意報</td><td>なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。
降雪の深さが 40 ㎝以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが 50 ㎝以上あって最高気温が 10℃(※)以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>着雪注意報</td><td>着氷（雪）により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。
24 時間の降雪の深さが、平地で 10 ㎝以上になるか、山地で 30 ㎝以上になり、気温０～３℃が予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>霜注意報</td><td>晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。
３月以降最低気温が４℃(※)以下と予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>低温注意報</td><td>低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。
冬期:最低気温が－４℃(※)以下と予想されるとき。
夏期:最高気温又は最低気温が平年より 6℃以上低いと予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>波浪注意報</td><td>風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。
有義波高(注５)1.5m以上になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準以上になると予想されるとき、もしくは、指定河川洪水予報の基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしているとき。
<table>
<tr><th colspan="2">雨量</th><th colspan="4">流域雨量指数（注６）</th></tr>
<tr><th>平坦地</th><th>平坦地以外</th><th>瀬野川流域</th><th>吉山川流域</th><th>水内川流域</th><th>八幡川流域</th></tr>
<tr><td>３時間雨量
40ｍｍ</td><td>１時間雨量
40ｍｍ</td><td colspan="4">10　14　23　22</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>指定河川</th><th>太田川上流</th><th>太田川下流</th><th>三篠川</th><th>根谷川</th></tr>
<tr><td>基準観測点</td><td>土居・加計・飯室</td><td>中野・矢口第一・祇園大橋</td><td>中深川</td><td>新川橋</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>高潮注意報</td><td>台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上 2.1m以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>地面現象注意報(※１)</td><td>大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td>浸水注意報(※１)</td><td>大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">一般の利用に適合するもの</td><td>暴風警報</td><td>暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
平均風速が陸上で 20m／ｓ以上、海上で 25m／ｓ以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>暴風雪警報</td><td>暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
雪を伴い、平均風速が陸上で 20m／ｓ以上、海上で 25m／ｓ以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>大雨警報</td><td>大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。
<table>
<tr><td colspan="2">雨量</td><td rowspan="2">土壌雨量指数（注４）</td></tr>
<tr><td>平坦地</td><td>平坦地以外</td></tr>
<tr><td>３時間雨量　70㎜</td><td>１時間雨量 60㎜</td><td>108</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>大雪警報</td><td>大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
24 時間の降雪の深さが、平地で 30 ㎝以上になるか、山地で 60 ㎝以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>波浪警報</td><td>風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
有義波高が 2.5m（注５）以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>洪水警報</td><td>津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき、もしくは、指定河川洪水予報の基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしているとき。
<table>
<tr><td colspan="2">雨量</td><td colspan="4">流域雨量指数（注６）</td></tr>
<tr><td>平坦地</td><td>平坦地以外</td><td>瀬野川流域</td><td>吉山川流域</td><td>水内川流域</td><td>八幡川流域</td></tr>
<tr><td>３時間雨量 70㎜</td><td>１時間雨量 60㎜</td><td>13</td><td>18</td><td>29</td><td>28</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>指定河川</td><td>太田川上流</td><td>太田川下流</td><td>三篠川</td><td>根谷川</td></tr>
<tr><td>基準観測点</td><td>上居・加計・飯室</td><td>中野・矢口第一・祇園大橋</td><td>中深川</td><td>新川橋</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>高潮警報</td><td>台風等による海面の異常な上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上 2.5m以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>地面現象警報(※１)</td><td>大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td>浸水警報(※１)</td><td>大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</td></tr>
<tr><td rowspan="6">一般の利用に適合するもの</td><td>大雨特別警報</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想したとき。</td></tr>
<tr><td>大雪特別警報</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想したとき。</td></tr>
<tr><td>暴風特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。</td></tr>
<tr><td>暴風雪特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。</td></tr>
<tr><td>波浪特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。</td></tr>
<tr><td>高潮特別警報</td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">種　　類</td><td>発　表　基　準</td></tr>
<tr><td rowspan="6">水防活動の利用に適合するもの（※２）</td><td>水防活動用
気象注意報</td><td>一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。</td></tr>
<tr><td>水防活動用
高潮注意報</td><td>一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。</td></tr>
<tr><td>水防活動用
洪水注意報</td><td>一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。</td></tr>
<tr><td>水防活動用
洪水警報</td><td>一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。</td></tr>
<tr><td>水防活動用
気象警報</td><td>一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。</td></tr>
<tr><td>水防活動用
高潮警報</td><td>一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。</td></tr>
</table>

（注）１　※印は、要素が気象官署のものであることを示す。

※１印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※２印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

2　注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。

3　注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

4　土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数のことである。

5　有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の１／３の数の波について平均値をとったものである。

目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

6　流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。

7　地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨注意報・警報及び洪水注意報・警報を発表することがある。

2　洪水予報

【関係法令：気象業務法第 14 条の 2 第 2 項、水防法第 10 条第 2 項】

⑴　発表機関

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表

⑵　洪水予報の種類

種　類	発　表　基　準
はん濫注意情報	・はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
はん濫警戒情報	・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき。）。 ・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。
はん濫危険情報	・はん濫危険水位に到達したとき。 ・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
はん濫発生情報	・はん濫が発生したとき。 ・はん濫が継続しているとき。
はん濫注意情報（警戒情報解除）	・はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く。） ・はん濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く。）。
はん濫注意情報解除	・はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれがなくなったとき。

⑶　洪水予報の実施区域

河川名	予　報 区域名	実　　施　　区　　域	洪水予報 基準地点
太田川 (幹川)	太田川 下　流	左岸　安佐北区亀山一丁目から海まで 右岸　安佐南区八木町字馬淵から海まで	祇園大橋 矢口第一 中　　野
	太田川 上　流	左岸　山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番の 2 地先から 安佐北区亀山一丁目まで 右岸　山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番の 2 地先から 安佐南区八木町字馬淵まで	飯　　室 加　　計 土　　居
三篠川	三篠川	左岸　安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先から幹川合流点まで 右岸　安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先から幹川合流点まで	中 深 川
根谷川	根谷川	左岸　安佐北区可部町大字下町屋字土居 426 番の 2 地先から 幹川合流点まで 右岸　安佐北区可部八丁目 2270 番地先から幹川合流点まで	新 川 橋

⑷　洪水予報基準地点の基準水位

河川名	観測 所名	零点高 (T.P.m)	計画 高水位 (m)	はん濫 危険 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	はん濫 注意 水位 (m)	水防団 待機 水位 (m)
太田川	土居	265.35	7.74	5.10	4.80	4.00	3.10
太田川	加計	167.80	7.11	3.90	2.60	2.00	0.00
太田川	飯室	47.50	10.25	6.40	5.30	3.80	2.50
太田川	中野	15.32	8.08	6.80	6.10	5.50	4.30
太田川	矢口第一	4.50	8.72	8.30	7.00	5.00	3.40
太田川	祇園大橋	0.00	7.13	6.90	6.40	4.30	2.90
三篠川	中深川	18.00	5.24	3.80	3.50	3.10	2.00
根谷川	新川橋	17.00	3.91	2.50	2.20	2.10	1.10

⑸　受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所から FAX 及び e メールで、西部建設事務所から FAX で受信する。

洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。

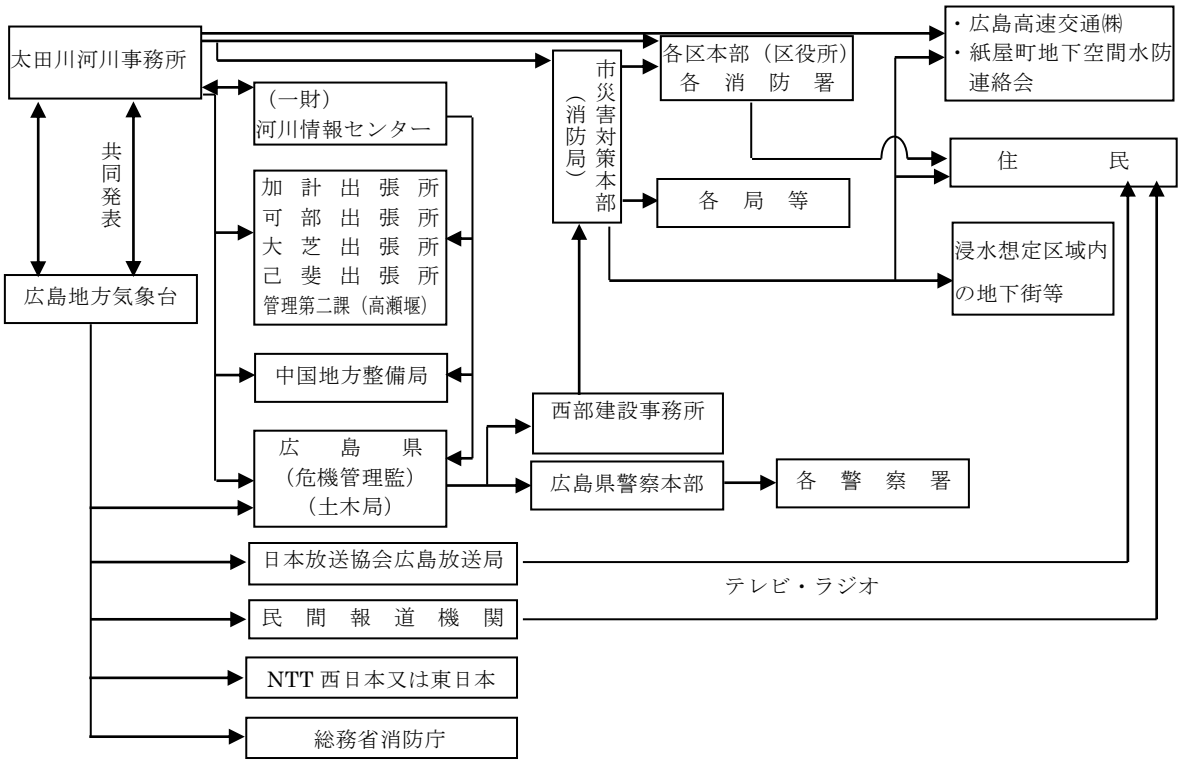

⑹　本市での情報の活用

洪水予報を受信した場合、次のとおり防災体制を設置、また水防計画第 4 章第 4 節第 1 洪水についての規定に基づき、避難勧告の発令等の検討及び発令等を行う。

種類	防災体制設置の活用
太田川はん濫注意情報	災害警戒本部設置の判断
太田川はん濫警戒情報	災害対策本部（第一次体制）設置の判断

⑺　住民への伝達等

市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線及び広報車、FAX（F ネット)等により浸水想定区域内の住民や地下街等へ伝達するとともに、洪水予報の種類に応じて次の対応を行う。

ア　はん濫注意情報が発表された場合

防災行政無線及び広報車等により河川沿いの低地部の住民に洪水に対する注意喚起を促す。

イ　はん濫警戒情報が発表された場合

水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ避難勧告の発令等を行う。

ウ　はん濫危険情報

水位の状況、今後の水位予測及び巡視による現地の情報等を考慮し、浸水想定区域内の住民へ必要に応じて避難指示の発令を行う。

エ　はん濫発生情報

避難していない住民がいる場合は、救助等を行う。

3　水防警報

【関係法令：水防法第 16 条第 1 項】

洪水、津波又は高潮により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。

⑴　洪水、高潮等の河川に関する水防警報

ア　発表機関

太田川河川事務所及び西部建設事務所

イ　水防警報の種類、内容及び発表時期

種　類	内　　容	発　表　時　期
待　　機	水防団員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	1　気象、水象及び河川状況よりみて必要と認められるとき。 2　水防本部が待機の体制に入ったとき。
準　　備	1　水防資材及び器材の点検・整備 2　ダム、溜池、水門等の水門の開閉準備 3　河川、河岸、堤防、ダム、溜池、水門等の巡視及び水防要員の派遣 4　幹部の出動 5　水防団員の招集配備計画	1　河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇しはん濫注意水位に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。 2　気象状況等により高潮の危険が予想されるとき。
出　　動	水防団員を警戒配置及び出動せしめるもの。	1　河川の水位がはん濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生じるおそれがあるとき。 2　潮位が満潮位に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生じるおそれがあるとき。
指　　示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により重要水防箇所について必要事項を指摘するもの。	出水状況を報知するとき、又は、災害の起こるおそれがあるとき。
解　　除	水防活動の終了を通知するもの。	1　河川の水位がはん濫注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められるとき。 2　気象状況等により高潮のおそれがなくなったとき。

ウ　発表区域等

発表機関	水系名	河川名	区　　域
太田川河川事務所	太田川	太田川（幹川）	左岸　山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番の２地先から海まで 右岸　山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番の２地先
		三篠川	左岸　安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先から幹川合流点まで 右岸　安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先
		根谷川	左岸　安佐北区三入南一丁目 426 番の２地先から幹川合流点まで 右岸　安佐北区可部八丁目１番の 2270 番地先
		古　川	太田川分派点から太田川の合流点まで
		旧太田川	幹川分派点から海まで
		元安川	旧太田川の分派点から旧太田川の合流点まで
		天満川	旧太田川の分派点から海まで
西部建設事務所	太田川	猿猴川	左岸　南区大須賀町 京橋川分派点以下海に至る 右岸　南区京橋町
		京橋川	左岸　東区牛田新町 旧太田川分派点以下元安川合流点に至る 右岸　中区白島北町
		根谷川	左岸 安佐北区可部町桐原川合流点以下直轄河川区域に至る 右岸
		安　川	左岸　安佐南区上安一丁目 安川橋以下古川合流点に至る 右岸　安佐南区相田二丁目
		水内川	左岸 佐伯区湯来町字水内大橋以下太田川合流点に至る 右岸
		三篠川	左岸 安芸高田市向原町見坂川合流点以下直轄河川区域に至る 右岸
	瀬野川	瀬野川	左岸　安芸区中野東七丁目高部川通 以下海に至る 右岸　安芸区中野六丁目字井原見田
	八幡川	八幡川	左岸　佐伯区利松一丁目 新郡橋以下海に至る 右岸　佐伯区八幡五丁目

※太田川（幹川）の水防警報発表観測所分担は資料編を参照

⑵　高潮時の海岸に関する水防警報

ア　発表機関

広島港湾振興事務所

イ　種類、内容及び発表時期

種類	内　　容	発　令　時　期
待　機・準　備	高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備の必要がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水防機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出　動	水防団員を出動させる必要がある旨を警告するもの。 〈活動内容〉 ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象状況等により高潮が起こるおそれがあるとき。
解　除	高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、さらに水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	高潮の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

ウ　発表区域等

発表機関	海岸名	区　　域
広島港湾振興事務所	広島市海岸	全域

⑶　国管理河川における津波に関する水防警報

ア　発表機関

太田川河川事務所

イ　種類、内容及び発表時期

種　類	内　　容	発　表　時　期
待　　機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出　　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等総合的に判断して、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解　　除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

ウ　発表区間

河川名	発表区間（対象基準観測所）
太田川	江波潮位観測所

⑷　県管理河川及び海岸における津波に関する水防警報

ア　発表機関

西部建設事務所及び広島港湾振興事務所

イ　種類、内容及び発表時期

種　類	内　　容	発　表　時　期
出　　動	消防機関等が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報が発表されたとき。（※１）
解　　除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	気象庁から津波警報が解除され、水防活動の必要があると認められなくなったとき。（※２）

※１　津波による水防活動が緊急性を要することが想定されるため、気象庁から津波警報が発表されたときは、即座に自動的に「出動」の水防警報が発表されたものとみなす。

※２　「解除」の水防警報は、管轄地域の状況により判断し、市町単位で発表する。

ウ　発表区域等

発表機関	区　　域
西部建設事務所 広島港湾振興事務所	広島市全域

⑸　水防警報発表基準観測所の基準水位等

広島市水防計画別表第１参照

⑹　受信及び伝達

ア　太田川河川事務所が発表する水防警報

太田川河川事務所から FAX 及びｅメールで、西部建設事務所から FAX で受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。

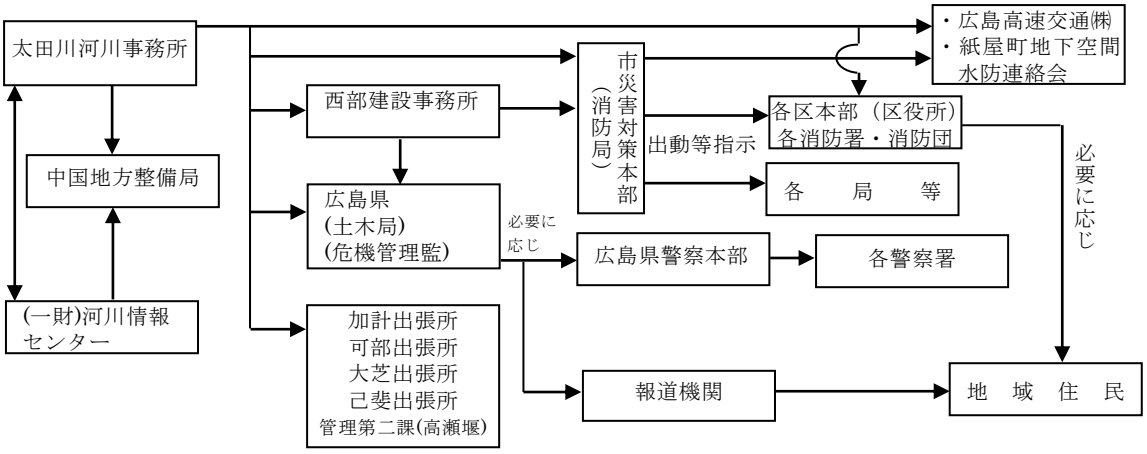

イ　西部建設事務所又は広島港湾振興事務所が発表する水防警報

西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から FAX で受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。

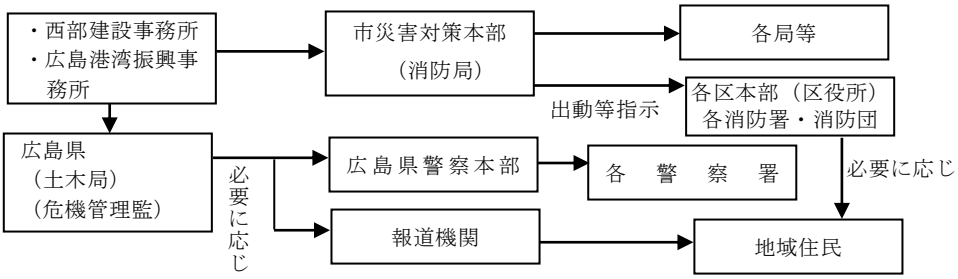

⑺　本市での情報の活用

区役所、消防署及び消防団は、発表された警報の種類に応じ、広島市水防計画の規定に基づき活動を行う。

また、水防活動により入手した情報は、避難勧告の発令等の検討に活用する。

⑻　住民への伝達等

水防警報の発表に伴う区役所、消防署及び消防団等の水防活動により入手した情報は、必要に応じて住民等へ伝達する。

4　避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

【関係法令：水防法第 13 条】

水位周知河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。

⑴　発表機関

太田川河川事務所、西部建設事務所

⑵　避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知が行われる河川及び避難判断水位（特別警戒水位）等

発表機関	河川名	観測所名	避難判断水位(m)	発表機関	河川名	観測所名	避難判断水位(m)
太田川河川事務所	古　川	古　川	4.20	西部建設事務所	安　川	上　安	2.30
	旧太田川	江　波	3.10		瀬野川	石　原	2.40
		三篠橋	4.00		八幡川	中　地	3.20
	元安川	江　波	2.70		三篠川	向　原	1.30
		三篠橋	3.70		根谷川	三入南	1.65
	天満川	江　波	2.60		水内川	菅　沢	3.30
		三篠橋	3.00		府中大川	大　須	1.65
					鈴張川	向　田	1.70
					岡ノ下川	岡ノ下	2.10
					南原川	南　原	1.35

※　天満川、旧太田川及び元安川においては、江波観測所で 2.70m、又は三篠橋観測所で 3.00 m の水位に達した場合のみ水位情報周知を行う。

⑶　通知及び伝達

太田川河川事務所から FAX 及び e メールで、西部建設事務所から FAX で受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。

太田川河川事務所が通知する水位情報の通知及び伝達経路

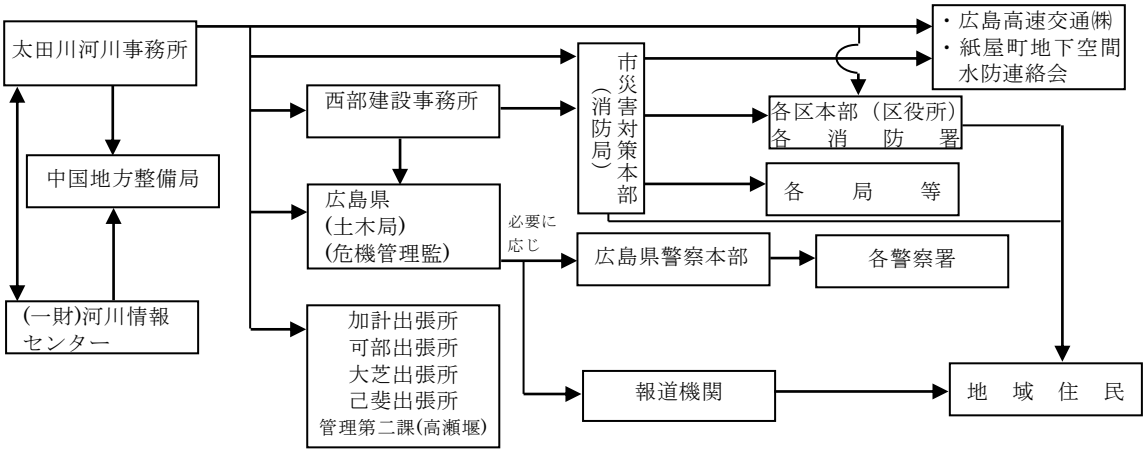

西部建設事務所が通知する水位情報の通知及び伝達経路

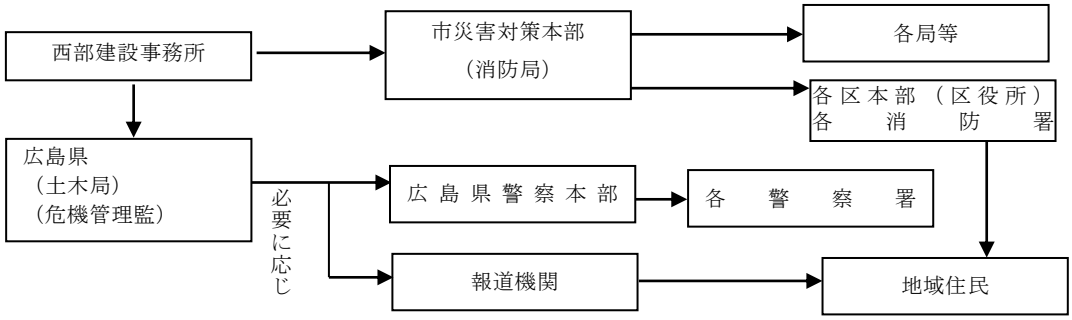

⑷　本市での情報の活用

今後の水位予測を勘案しながら、避難勧告の検討及び発令等を行う。

⑸　住民への伝達等

浸水想定区域内の住民等へ確実に伝達されるよう、防災行政無線、広報車及び広島市防災情報メール配信システム等により伝達及び注意喚起等を行う。

なお、浸水想定区域が示されていない河川にあっては、防災行政無線及び広報車等により河川沿いの住民等へ注意喚起等を行う。

5　ダム等の放流に関する情報

【関係法令：河川法第 48 条、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条】

ダム放流の水位上昇に伴い影響のある河川流域の危害を防止するため、ダム管理者は本市等にダムの放流に関する通知をするとともに、一般住民に周知させるためにサイレン、拡声器、立札により警告を行う。

⑴　ダム等の情報発表機関、情報の種類と内容及び伝達経路

各発表機関から FAX で受信する。

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>発表機関</th><th>情報の種類と内容</th><th>伝達経路</th></tr>
<tr><td>温井ダム</td><td>中国地方整備局温井ダム管理所</td><td>表 3-3-2</td><td>図 3-3-1</td></tr>
<tr><td>高瀬堰</td><td rowspan="3">〃　　太田川河川事務所</td><td>表 3-3-3</td><td>図 3-3-2</td></tr>
<tr><td>祇園水門</td><td rowspan="2">表 3-3-4</td><td rowspan="2">図 3-3-3</td></tr>
<tr><td>大芝水門</td></tr>
<tr><td>魚切ダム</td><td>西部建設事務所魚切ダム管理事務所</td><td>表 3-3-5</td><td>図 3-3-4</td></tr>
<tr><td>宇賀ダム</td><td rowspan="3">中国電力㈱広島北電力所</td><td rowspan="3">表 3-3-6</td><td rowspan="3">図 3-3-5</td></tr>
<tr><td>南原ダム</td></tr>
<tr><td>明神ダム</td></tr>
</table>

⑵　本市での情報の活用

広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合は、状況に応じて、河川堤防の巡視等を行う。

⑶　住民への伝達等

広島地方気象台から洪水注意報又は洪水警報が発表されている場合に通知されるダムの放流に関する通知の情報を、状況に応じて防災行政無線等により、河川沿いの住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。

表 3-3-2　温井ダムの放流等に関する通知の種類と内容

種　　類	内　　容
洪水警戒体制のお知らせ	温井ダムでは、__日__時__分に洪水警戒体制に入りました。 今後、ダムは洪水調節容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダムからの放流量を徐々に増加させます。 今後の降雨状況やダムからの放流状況に注意して下さい。
ダム放流開始についてのお知らせ	温井ダムでは、__日__時__分から__m3/s の放流を開始します。 ダムは洪水調節容量を確保するため、放流量を__日__時頃には__m3/s まで増加させます。　下流河川の水位上昇に注意して下さい。
ダムからの放流による急激な水位上昇に関する情報	温井ダムでは、放流量を__m3/s から__m3/s に増加させます。 下流河川の水位上昇に注意して下さい。 また、河川内へ立ち入らないように注意して下さい。
洪水調節の開始に関する情報	温井ダムでは、ダムへの流入量が洪水量（400m3/s）に達したため、__日__時__分に洪水調節を開始しました。
ダムから放流に関する情報	__日__時__分現在、温井ダムの状況に関するお知らせです。 今後の降雨状況やダムからの放流状況に注意して下さい。
計画規模を超える異常洪水時の操作の可能性に関する情報	温井ダムでは現在、洪水調節を行っています。 今後、計画規模を超える流入量が予想されるため、__日__時__分頃から洪水調節方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作に移行する可能性があります。この操作に移行しますと、貯水位の上昇に応じて「放流量」を「流入量」に等しくなるまで増加させます。このため、下流の河川水位は急激に上昇し、洪水氾濫の恐れがあります。 今後の降雨状況によっては、住民避難等の準備が必要です。 なお、計画洪水を超える洪水時の操作に移行する場合には、概ね移行する１時間前に通知します。
計画規模を超える異常洪水時の操作に関する事前のお知らせ	温井ダムでは、現在洪水調節を行っています。 計画規模を超える流入量が予想されるため、__日__時__分頃から洪水調節方法を変更し、計画規模を超える洪水時の操作を実施します。 この操作に移行しますと、貯水位の上昇に応じて「放流量」を「流入量」に等しくなるまで増加させます。このため、下流の河川水位は急激に上昇し、洪水氾濫の恐れがあります。 避難勧告等の住民避難の対応が必要です。 なお、計画洪水を超える洪水時の操作に移行した場合には、直ちにその旨通知します。
計画規模を超える異常洪水時の操作終了情報	温井ダムでは、流入量が計画最大放流量を下回ったため、__日__時__分に計画規模を超える洪水時の操作を終了しました。 今後、ダムからの放流量を低下させますが、河川の水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。
洪水調節の終了に関する情報	温井ダムでは、ダムへの流入量が放流量を下回ったため、__日__時__分に洪水調節を終了しました。 今後、貯水位を低下させるための放流を継続させます。 河川水位は徐々に低下していきます。 洪水調節は終了しましたが、河川の水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川の水位に注意して下さい。
放流情報終了のお知らせ	温井ダムでは、__日__時__分から__m3/s の放流を行っています。 ダムへの流入量は洪水量以下に減少しており、ダムからの放流量は次第に減少していきます。 この情報をもちまして放流の状況に関する情報提供は終了します。
洪水警戒体制解除のお知らせ	温井ダムでは__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。 この情報をもちまして今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。

図 3-3-1　温井ダムの放流に関する通知の伝達経路

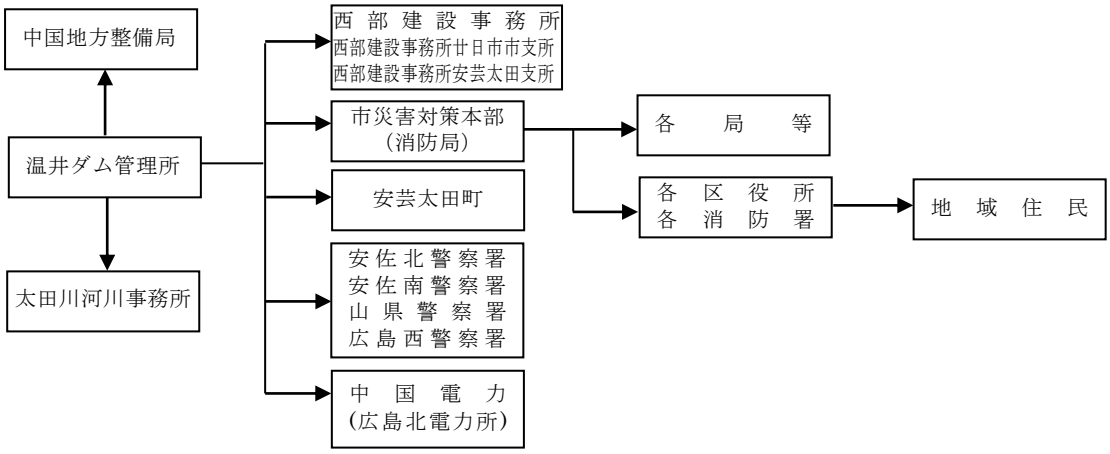

表 3-3-3　高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容

種類		内容
高瀬堰に関する通知	降雨に関する注意報又は警報が発表された時	高瀬堰は、広島地方気象台__月__日__時__分発表の注意・警報により__時__分から洪水警戒体制に入りました。
	流入量が増加した時	高瀬堰は、流入量が 230m3/s を超えなお増加しているため、__月__日__時__分より洪水警戒体制に入りました。
	各水位観測所の流量増加の時	高瀬堰は、____水位観測所の流量が、__m3/s を超えなお増加しているため、__月__日__時__分より洪水警戒体制に入りました。
	各地域の雨量増加の時	高瀬堰は、____流域の__時間連続流域平均累加雨量が__mm を超えなお増加しているため、__月__日__時__分より洪水警戒体制に入りました。
	洪水警戒体制解除	高瀬堰への流入量は、__月__日__時__分現在__m3/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれが無いと判断されますので、__月__日__時__分に洪水警戒体制を解除しました。
高瀬堰放流に関する通知	流入量増加のための放流	高瀬堰は、流入量が__m3/s を超えなお増加しているため、__月__日__時__分から堰の貯留水を放流します。
	細則第 14 条ただし書きに該当する放流	高瀬堰は、__月__日__時__分____のため、__時__分から堰の貯留水を放流します。
	規則第 18 条に該当する放流	高瀬堰は、__月__日__時__分____のため、__時__分から堰の貯留水を放流します。
	ゲート全開の時の通知（内部機関）	高瀬堰は、__月__日__時__分ゲートを全開しました。

図 3-3-2　高瀬堰の放流に関する通知の伝達経路

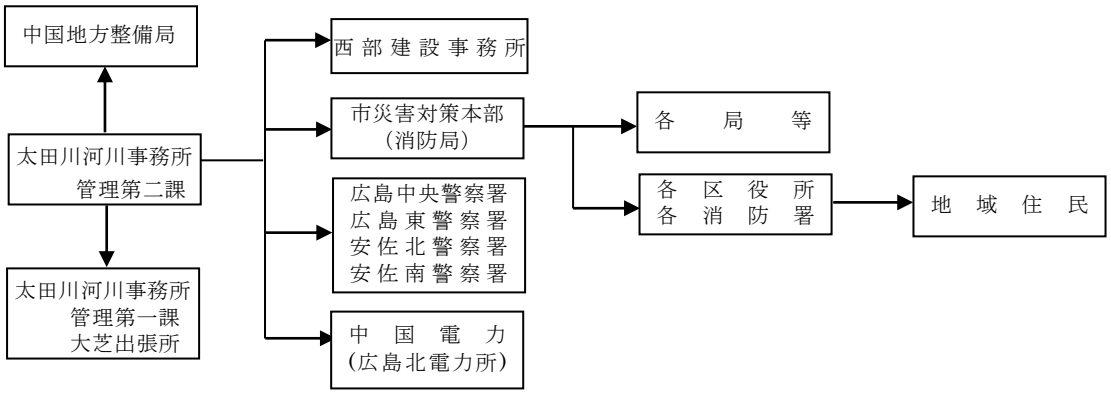

表 3-3-4　大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知

洪水が予想されますので、____月____日____時____分頃から、○○水門のゲートを開きます。

図 3-3-3　大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知の伝達経路

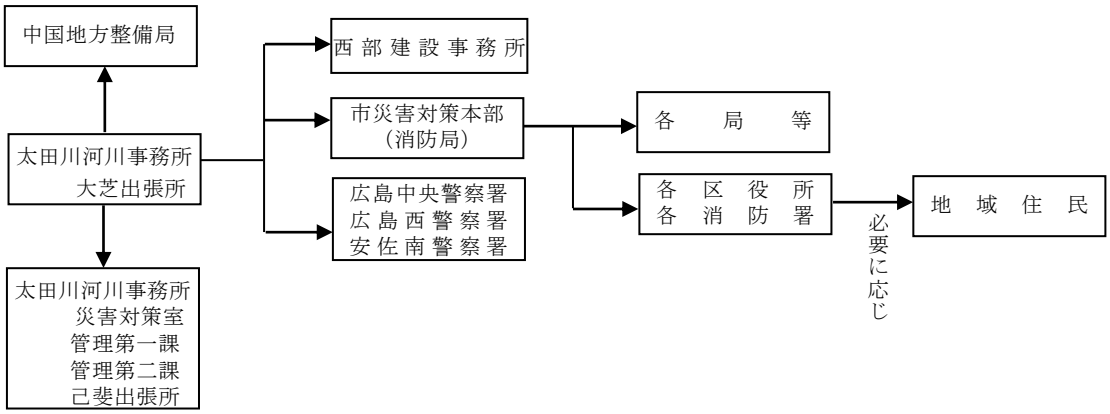

表 3-3-5　魚切ダムの放流に関する通知の種類と内容

種類	内容
洪水警戒体制	魚切ダムでは、__日__時__分（大雨洪水注意報発令）に洪水警戒体制に入りました。__時__分現在、貯水位ＥＬ__m流入量は毎秒__m3 放流量は毎秒 m3 です。
放流開始	日__時__分よりダム放流を開始します。 なお、放流量は、__時__分には毎秒__m3 となる予定であり、十分警戒して下さい。
急激な水位上昇	魚切ダムでは、現在毎秒__m3 の放流を行っていますが、流入量が増加していますので、放流量は、__時__分には、毎秒__m3 となる予定であり、水位上昇が見込まれますので、十分警戒して下さい。
洪水時	魚切ダムでは、__時__分現在、流入量が毎秒 60m3 になりましたので、__時__分より洪水調節に入りました。なお、放流量は__時__分現在、毎秒__m3 です。
ただし書き操作移行 （1 時間前）	魚切ダムでは、__時__分ころ、計画規模を超える異常洪水の操作に移行する予定です。 現在のまま洪水調節操作を実施すると、ダムの洪水調節容量を大幅に上回ることが予想され、__時__分ころには、計画規模を超える異常洪水の操作に移行します。なお、下流河川の水位は急激に上昇する恐れがありますので、厳重な警戒をお願いします。
ただし書き操作移行	魚切ダムでは、__時__分計画規模を超える異常洪水時の操作に移行しました。 今後流入量に等しくなるまで、徐々に放流量を増加させます。下流河川の水位は、急激に上昇する恐れがありますので、非常警戒をお願いします。
最大流入時	魚切ダムでは、__時__分現在、貯水位ＥＬ__m流入量は毎秒__m3、放流量は毎秒__m3 ですが流入量は減少の傾向にあります。
ただし書き操作解除	魚切ダムでは、__時__分流入量が計画最大放流量毎秒 60m3 と等しくなりましたので、ただし書き操作を解除します。 放流量は、減少しますが、引き続き十分警戒して下さい。
洪水時終了	魚切ダムでは、__日__時__分洪水調節を終了しました。__時__分現在、貯水位ＥＬ__m、流入量は毎秒__m3、放流量は毎秒__m3 です。 引き続き洪水警戒体制は続行します。
洪水警戒体制解除	魚切ダムでは、__時__分洪水警戒体制を解除します。 以上をもちまして通報はすべて終了しました。

図 3-3-4　魚切ダムの放流に関する通知の伝達経路

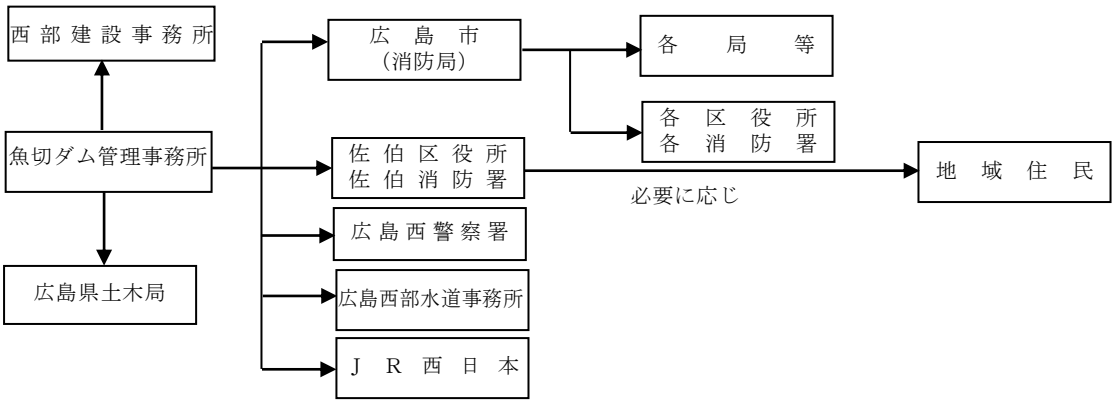

表 3-3-6　中国電力のダムの放流に関する通知

種類	内容
ダム放流開始予告	○○ダムは____日____時現在____m³/s 程度の流入がありますが、出水が予想されますので、____日____時____分頃から____m³/s 程度のダム放流を開始する予定です。 その後の放流量は徐々に増加して、その量が流入量程度になったときから流入量に相当する量を放流する見込みです。
洪水量以上の放流予告	○○ダムは____日____時____分現在____m³/s の流入があり、____m³/s の放流を行っていますが____日____時____分頃から○○m³/s（洪水量）以上の放流を行なう予定で、その後放流量は次第に増加する見込みです。
洪水終了	○○ダムの放流量は____日____時____分に____m³/s（無害流量）に減水しました。これから後もしばらく放流を続けます。
ダム放流終了	○○ダムは____日____時____分に洪水吐ゲートを全閉しダムからの放流は終わりました。これで通知の方も終わります。

図 3-3-5　中国電力のダムの伝達経路

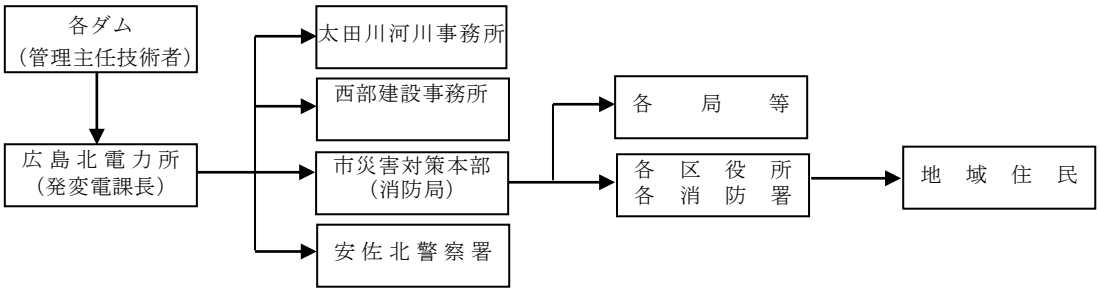

6　河川・潮位等の情報

⑴　提供機関

国、県等

⑵　受信及び伝達

提供機関からの FAX 及び広島県防災情報システム等から河川水位、潮位、雨量等の情報を収集する。

⑶　本市での情報の活用

収集した情報を避難勧告の発令等の参考とする。

⑷　住民への伝達等

災害警戒本部又は災害対策本部設置時、河川上流域の降雨や潮位等の状況に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

7　土砂災害警戒・避難基準雨量

⑴　情報の収集等

広島県防災情報システム及び広島市消防通信指令管制システムから雨量情報を収集し、

土砂災害警戒・避難基準雨量表を作成する。

⑵　本市での活用

「８　土砂災害警戒情報」及び「９　土砂災害緊急情報」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。

⑶　住民への伝達等

災害警戒本部又は災害対策本部設置時、降雨状況等に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

８　土砂災害警戒情報

【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法 11 条】

⑴　発表機関

広島地方気象台と広島県土木局砂防課が共同発表

⑵　発表及び解除の基準

ア　発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した(群発的な土砂災害発生の危険度が高まった)とき、市町単位ごとに発表する。

イ　解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町単位ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み、広島地方気象台と広島県土木局砂防課が協議のうえ解除する。

⑶　受信及び伝達

土砂災害警戒情報の受信及び伝達は次のとおり。

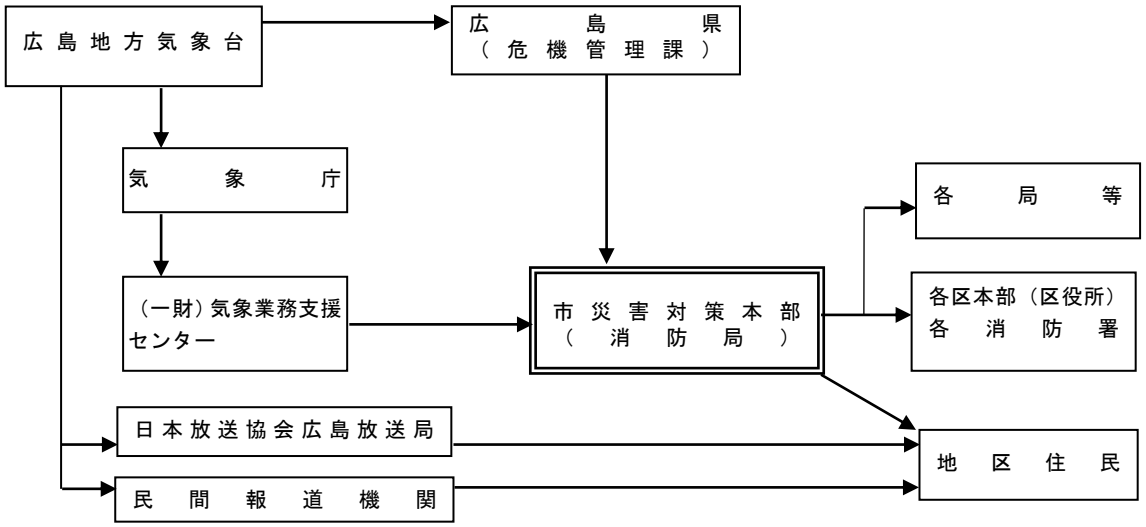

⑷　本市での情報の活用

「７　土砂災害警戒・避難基準雨量」及び「９　土砂災害緊急情報」の情報と併せ、避難勧告等の発令の参考とする。

⑸　住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線等により、注意喚起等を行う。

９　土砂災害緊急情報

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において国又は県が行った緊急調査に基づいて通知する被害

の想定される区域・時期に関する情報

⑴　通知機関

中国地方整備局又は県土木局砂防課

⑵　本市での情報の活用

「７　土砂災害警戒・避難基準雨量」及び「８　土砂災害警戒情報」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。

⑶　住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

10　竜巻注意情報

気象業務法第 13 条に基づく気象についての予報

⑴　通知機関

広島地方気象台

⑵　受信及び伝達

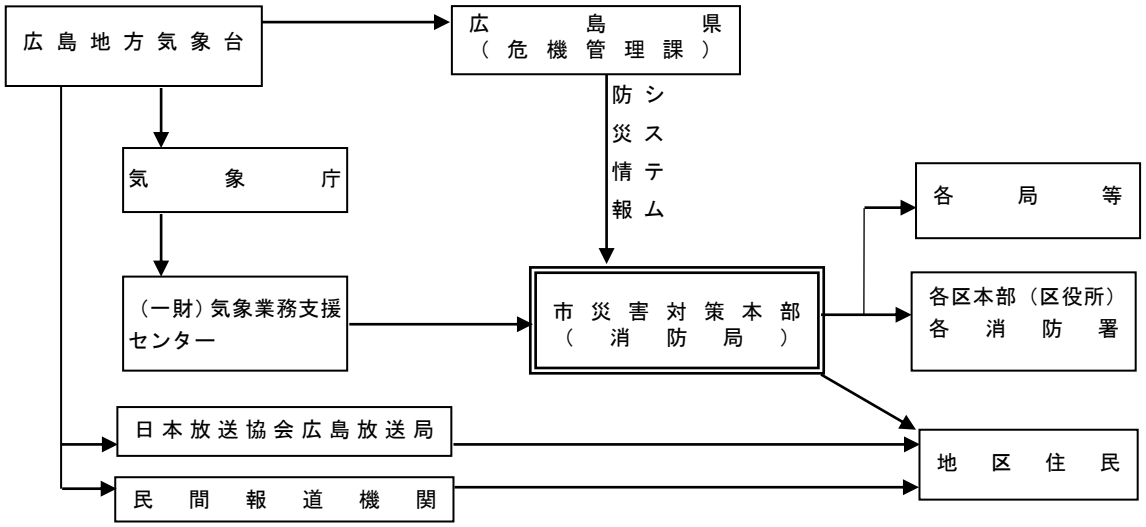

⑶　本市での情報の活用

今後の気象予測等を勘案しながら、必要な体制や対応を検討する。

⑷　住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、気象状況に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

11　火災気象通報

広島地方気象台から火災気象通報が発表された場合の伝達経路は次のとおりである。

なお、火災警報の伝達経路及びこの発令に伴う消防信号等は、広島市消防計画に定めるところによる。

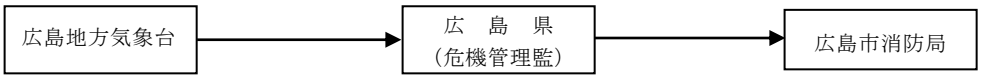

12　異常現象発見者からの通報・伝達

災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、市民等から、放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、津波の前兆である海面の急激な低下、海鳴り等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した旨の通報があった場合の情報の伝達は、次による。

⑴　本市での情報の活用

迅速に状況の確認を行い、必要な体制や対応を検討する。

⑵　住民への伝達等

必要に応じ、関係住民等への周知、関係機関への連絡等を行う。

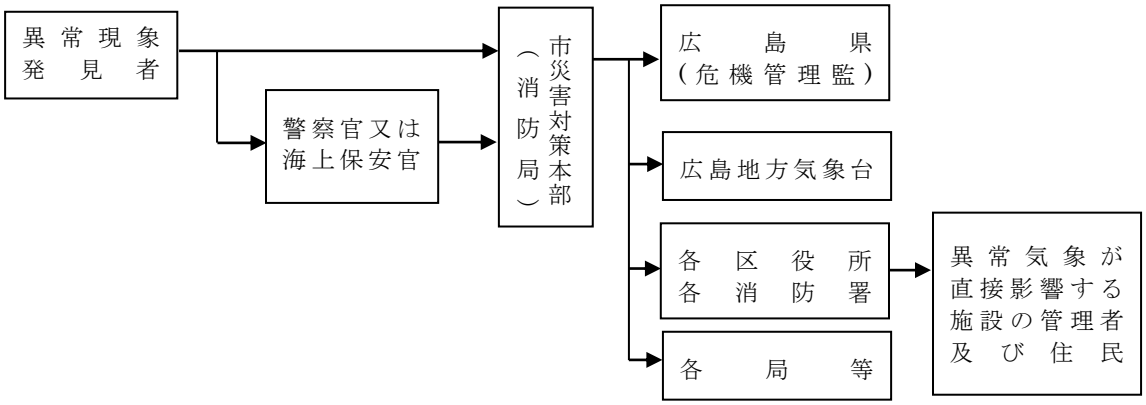

第３　災害情報の収集・伝達及び報告

１　防災関係機関等との情報連絡《消防局防災課》

市災害対策本部は、災害活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、防災関係機関等との連絡を密にし、災害情報の迅速・的確な収集・伝達を図る。

また、緊急迅速な災害応急対策を行うためには、市災害対策本部を通さずに直接防災関係機関相互の情報交換を行う必要もある。

この場合における各種情報の体系は、図 3-3-6～図 3-3-9 のとおりである。（ただし、この体系は、情報を把握している機関と情報を必要としている機関を示したものであり、情報を把握している機関が情報を送らなければならないことを示すものではない。）

なお、連絡窓口等については、他の計画に定めるもののほか、資料編（防災関係機関連絡窓口）による。

⑴　防災関係機関から収集する情報

電気、ガス、水道、通信等ライフラインの停止、公共交通機関の運行状況等市民生活へ影響があると考えられる情報等

⑵　本市での情報の活用

災害応急活動等に活用する。

⑶　住民への伝達等

市民生活等に必要な情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、広島市防災情報メール配信システム等により住民等へ周知する。

図 3-3-6　人的被害情報体系

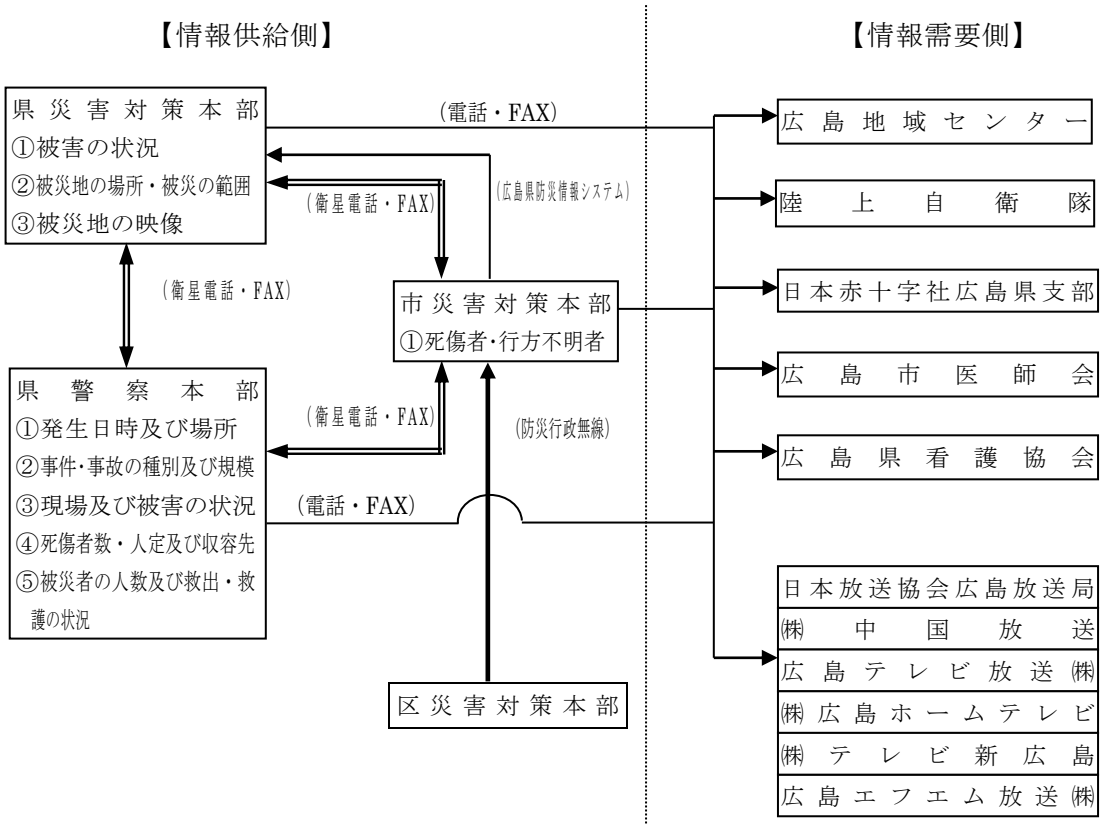

凡 例
⟹ 県総合行政通信網（衛星回線）
⟶ 市防災行政無線
⟶ その他の通信手段

図 3-3-7　道路･橋梁情報体系

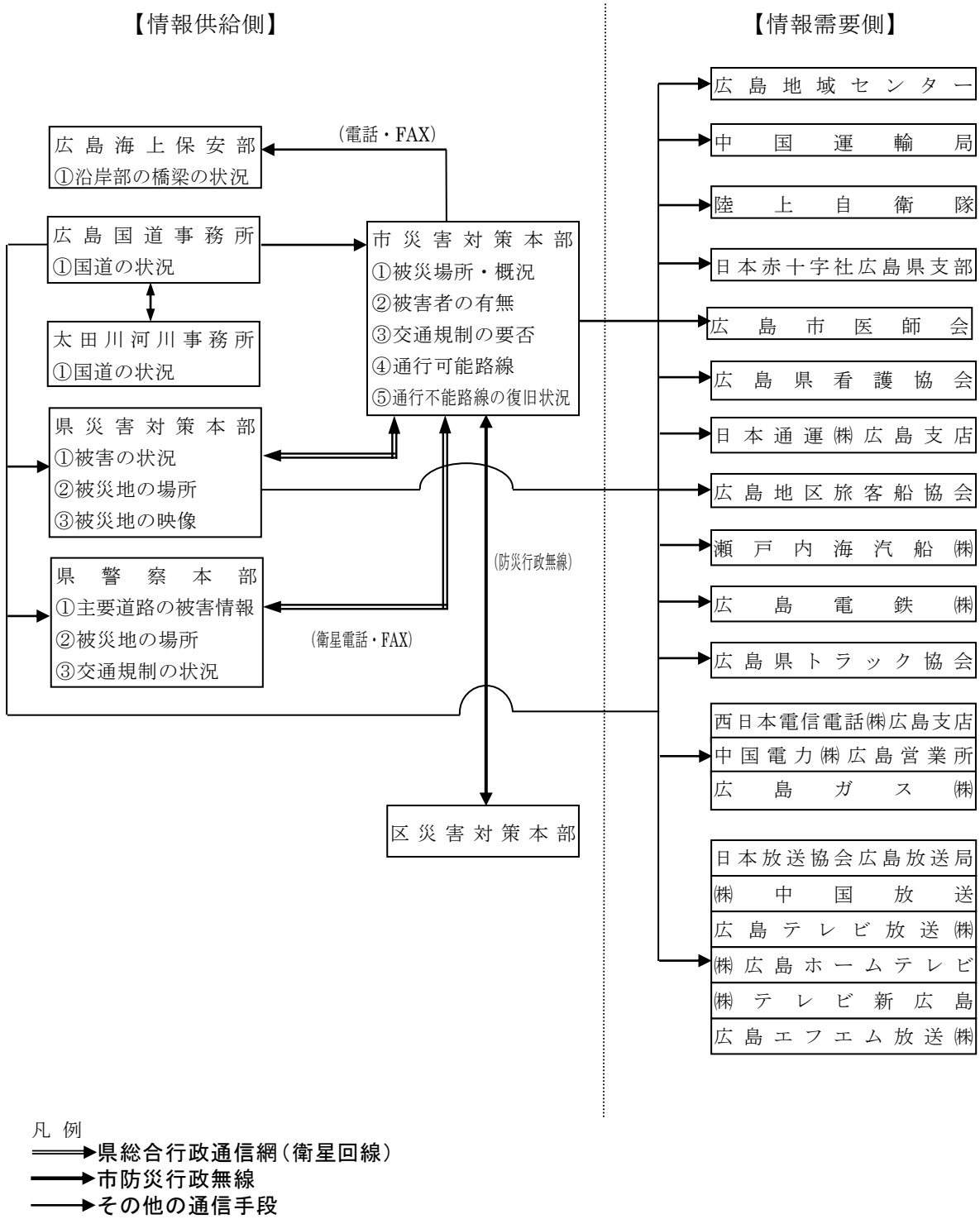

図 3-3-8　堤防･護岸･桟橋等施設情報体系

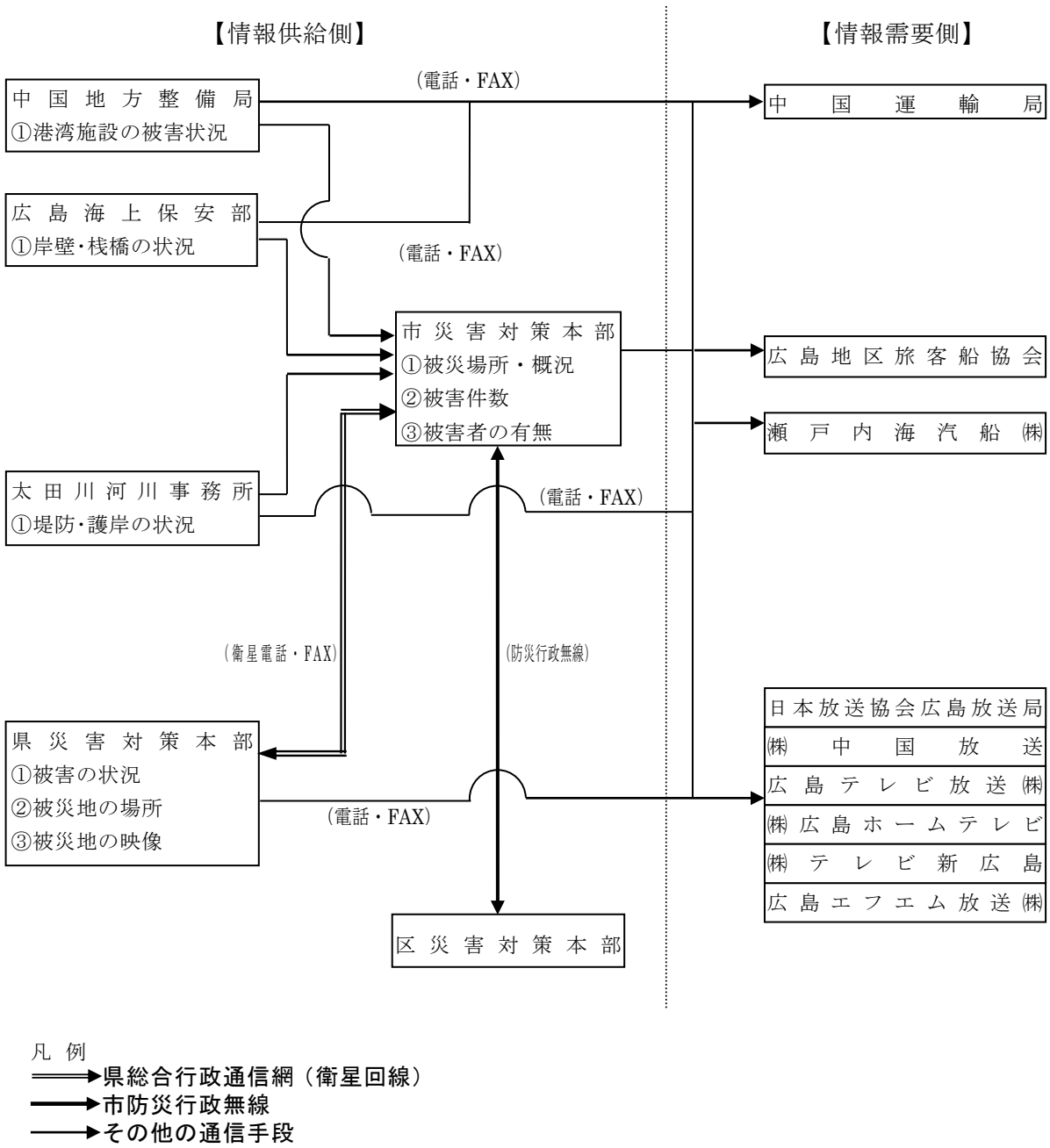

凡 例

⇒県総合行政通信網（衛星回線）

→市防災行政無線

→その他の通信手段

図 3-3-9　ライフライン情報体系

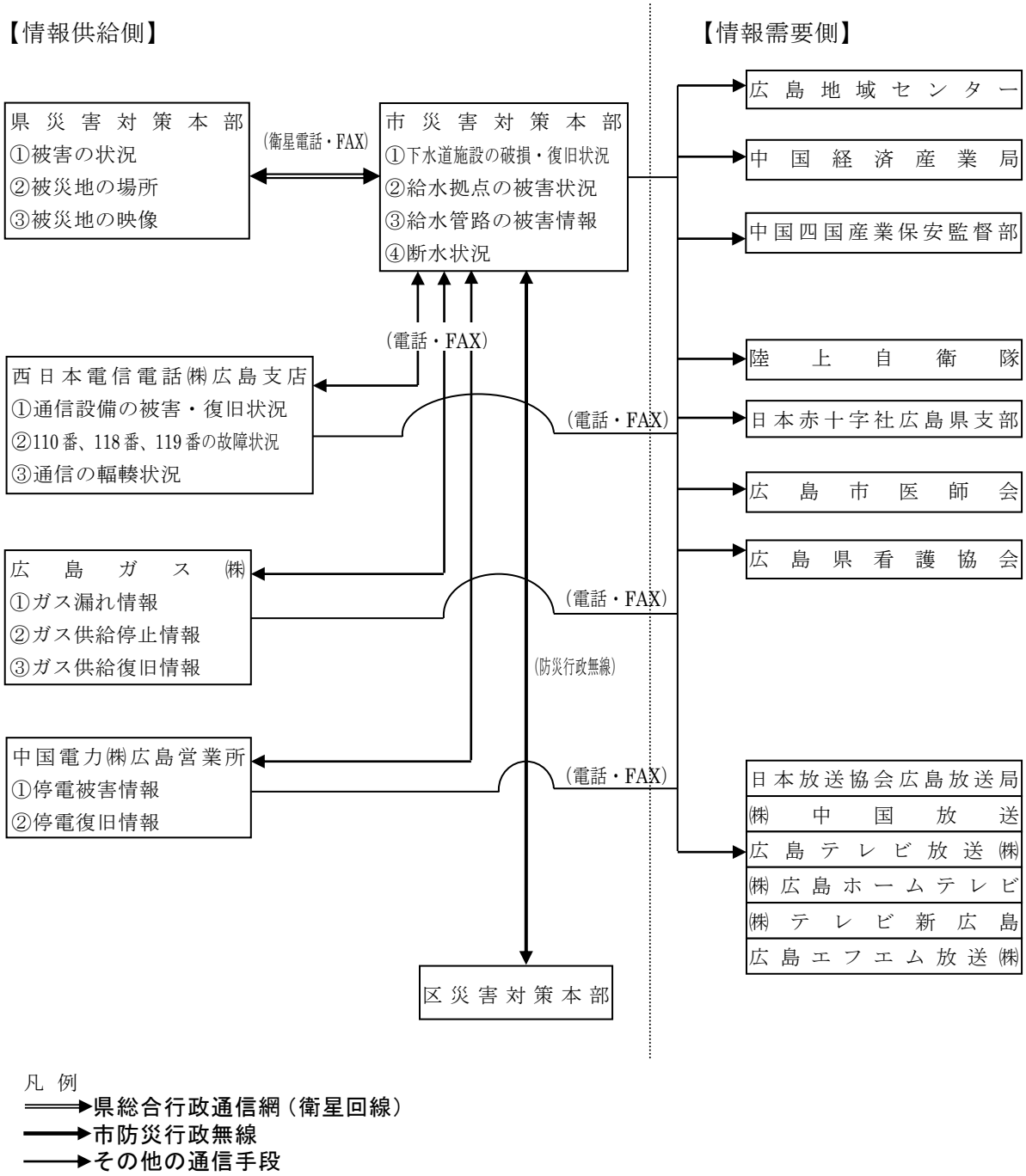

2　被害状況の報告

災害が発生したときは、航空機等を効果的に活用して被害発生状況の把握に努めるとともに、区長又は消防署長は被害の程度、応急対策の要否等必要な事項を調査し、その状況を消防局（災害対策本部設置時には、同本部。以下同じ。）へ逐次報告する。なお、状況に応じて区長及び消防署長は、合同で被害調査班を編成し、被災直後の早期状況把握に努める。

⑴　被害報告要領

ア　被害発生報告（被害速報）

(ｱ)　人的被害

区長又は消防署長は、人的被害の発生を覚知したときは、知り得た情報を直ちに消防局へ報告し、その後新たな情報を入手する都度報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

(ｲ)　その他の被害

区長は、区域内の被害状況を表 3-3-7 に基づき確認できる範囲内で消防局へ報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

イ　被害集計報告

(ｱ)　中間報告

区長は、被害速報後、被害状況が確定するまでの間、様式 3-3-1（被害総括表）により区域内の被害状況を集計し、逐次消防局へ報告する。

(ｲ)　確定報告

被害状況の確定後は、各局等の長は、速やかに前記(ｱ)の要領により、消防局へ報告する。なお、災害救助法が適用されたときは、災害救助に関する事項については健康福祉局を通じて消防局へ報告する。

⑵　被害情報の区分及び種別

種々の情報を緊急の災害対応に必要とする情報又は市災害対策本部で集約し整理する必要のある情報など、その緊急度・重要度を勘案し、３段階に区分し、区分ごとの適正な伝達経路を確立することにより、迅速かつ的確な情報伝達を確保する。

ア　情報の区分

区　分	内　　容	伝　達　先
A 情報	緊急に応急対策を要する情報 （人命に係る情報、防災拠点の被害状況、緊急輸送道路・通信施設等の被害状況）	災害対策本部及び本庁等所管課
B 情報	災害対策本部の運営に係る情報 （被害速報、災害対策本部の運営に必要な情報）	災害対策本部 (災害対策本部事務局を経由して所管課へ伝達する情報)
C 情報	その他の情報 (災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報)	

イ　情報の種別

(ｱ)　緊急に収集・伝達する情報

区　　分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
人命に係る情報	A・大規模又は集中的な被害発生 A・要救出者情報 A・負傷者情報 A・要避難勧告等情報 A・地震（各区震度）・津波情報 A・気象情報（二次災害の防止）	B・消防隊等出動状況 B・応援要請（他都市・自衛隊等） B・救助出動、救助者状況 B・救急出動、負傷者状況 B・避難勧告等対象者情報 B・避難勧告等の状況
防災拠点の被害状況	A・防災拠点の被害状況 A・市有施設（優先度１）の被害状況	B・防災拠点の応急復旧状況 B・生活避難場所の応急復旧状況

区　　分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
緊急輸送道路・通信施設等の被害状況	A・緊急輸送道路の被害状況 A・通信施設等の被害状況	A・緊急輸送道路のう迂路の設定 B・緊急輸送道路の応急復旧状況 B・緊急輸送の手配 B・道路交通の規制 B・通信施設等の応急復旧状況

(ｲ)　順次収集・伝達する情報

区　　分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
被害速報	B・被災者数（り災世帯数・人員） B・生活避難場所への避難者数 B・死者数、行方不明者数、死者氏名 B・負傷者数（負傷程度別） B・ライフラインの被害状況 B・市内一般建物の倒壊等の被害状況（程度） B・一般道路の被害状況	B・区災害対策本部の設置 B・区災害対策本部動員状況 C・捜索体制、捜索状況、身元確認 C・遺体安置場所の設置 B・救護所等の設置 B・ライフラインの応急復旧状況 C・工事関係者への要請 C・一般道路の応急復旧状況 C・一般道路のう迂路の設定
災害対策本部の運営に必要な情報	B・本部要員の過不足 B・職員の安否	B・応援派遣（本部・区本部要員等） C・職員の動員状況
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	C・市有施設（優先度２及び３）の被害状況 C・医薬品、医療資機材の要請 C・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） C・市民からの要望、苦情、相談 C・猛獣の逃走 C・下水道施設の被害状況 C・伝染病発生 C・食中毒発生 C・世界遺産の被害状況 C・ボランティアへのニーズ C・社会福祉施設の被害状況 C・仮設便所の設置要請 C・し尿の収集要請 C・ごみの収集要請 C・消毒必要箇所 C・災害対策本部要員用食糧等の必要数　等	C・市有施設の復旧状況 C・医薬品、医療資機材の調達状況 C・食糧、物資等の調達・配給状況 C・広報状況 C・捕獲対策状況 C・下水道施設の応急復旧状況 C・患者隔離、消毒の状況 C・健康診断、予防接種の状況 C・食中毒患者の状況 C・食中毒予防広報の実施状況 C・地区災害協力団体の状況 C・社会福祉施設の応急復旧状況 C・仮設便所の設置 C・し尿の収集体制、収集状況 C・ごみの収集体制、収集状況 C・消毒の状況 C・公用負担命令の措置状況 C・り災証明書の発行状況 C・埋火葬許可の状況 C・本部要員用食糧等の確保状況 C・学校の休校・再開情報 C・義援金配分情報 C・仮設住宅情報 C・営業店舗・銭湯の情報 C・交通機関情報（運休・運行情報） C・ボランティアの活動情報　等

※　被害状況確定後の被害集計は、各局等庶務担当課で取りまとめて報告する。

ウ　災害情報の伝達経路

各災害情報の区分による伝達経路は次による。

なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入手したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制班）へ直接報告する。

また、区災害対策本部は避難の勧告・指示等を行うときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制班）へ直接報告する。

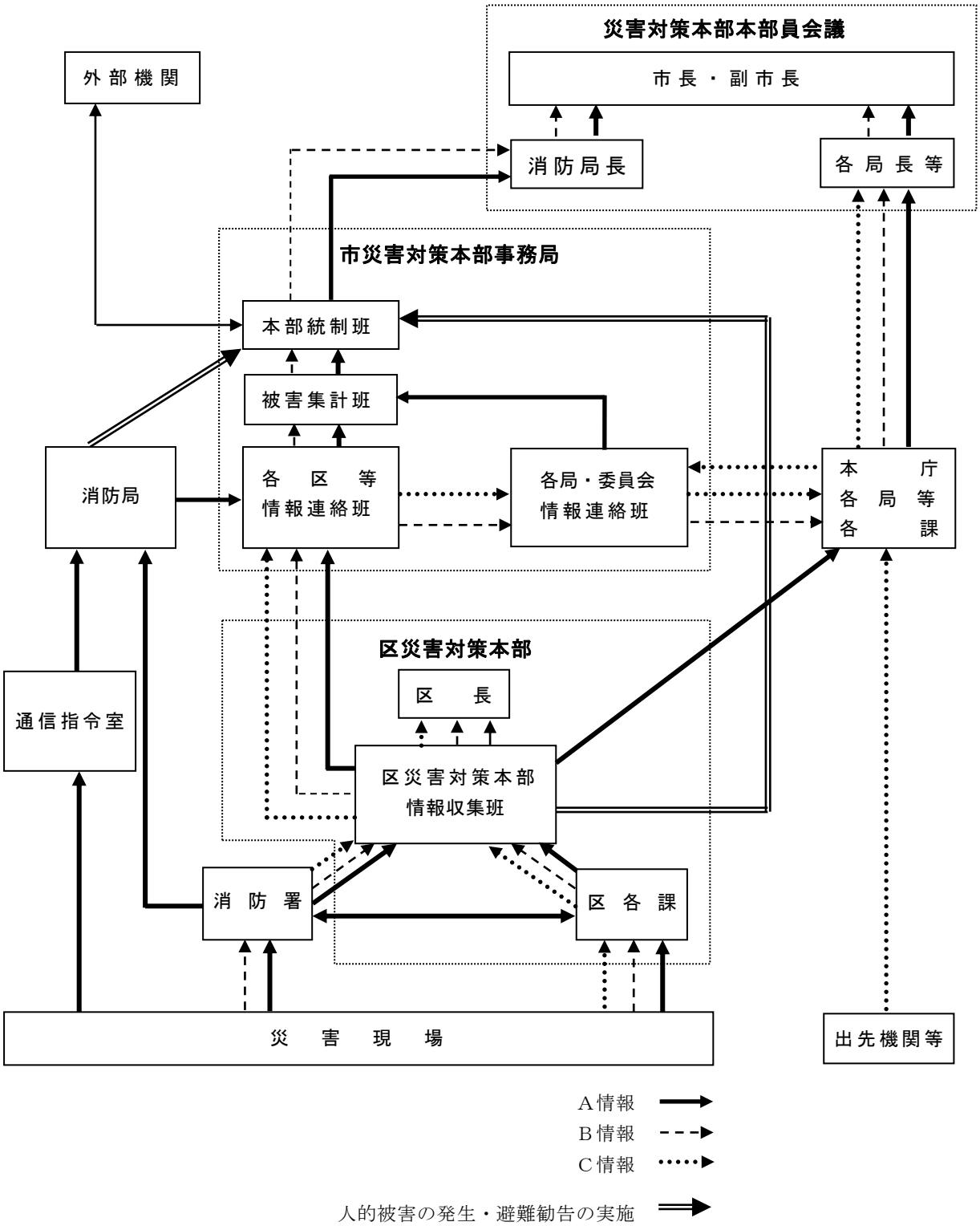

⑶　県への報告

災害対策基本法第 53 条第 1 項、同法施行令第 21 条及び同法施行規則第 2 条の規定並びに県地域防災計画に基づく県への被害状況報告については、消防局が分掌する。

なお、県との通信の途絶等により県に報告できない場合には、総務省消防庁に対して報告するものとし、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

［被害情報の伝達要領］

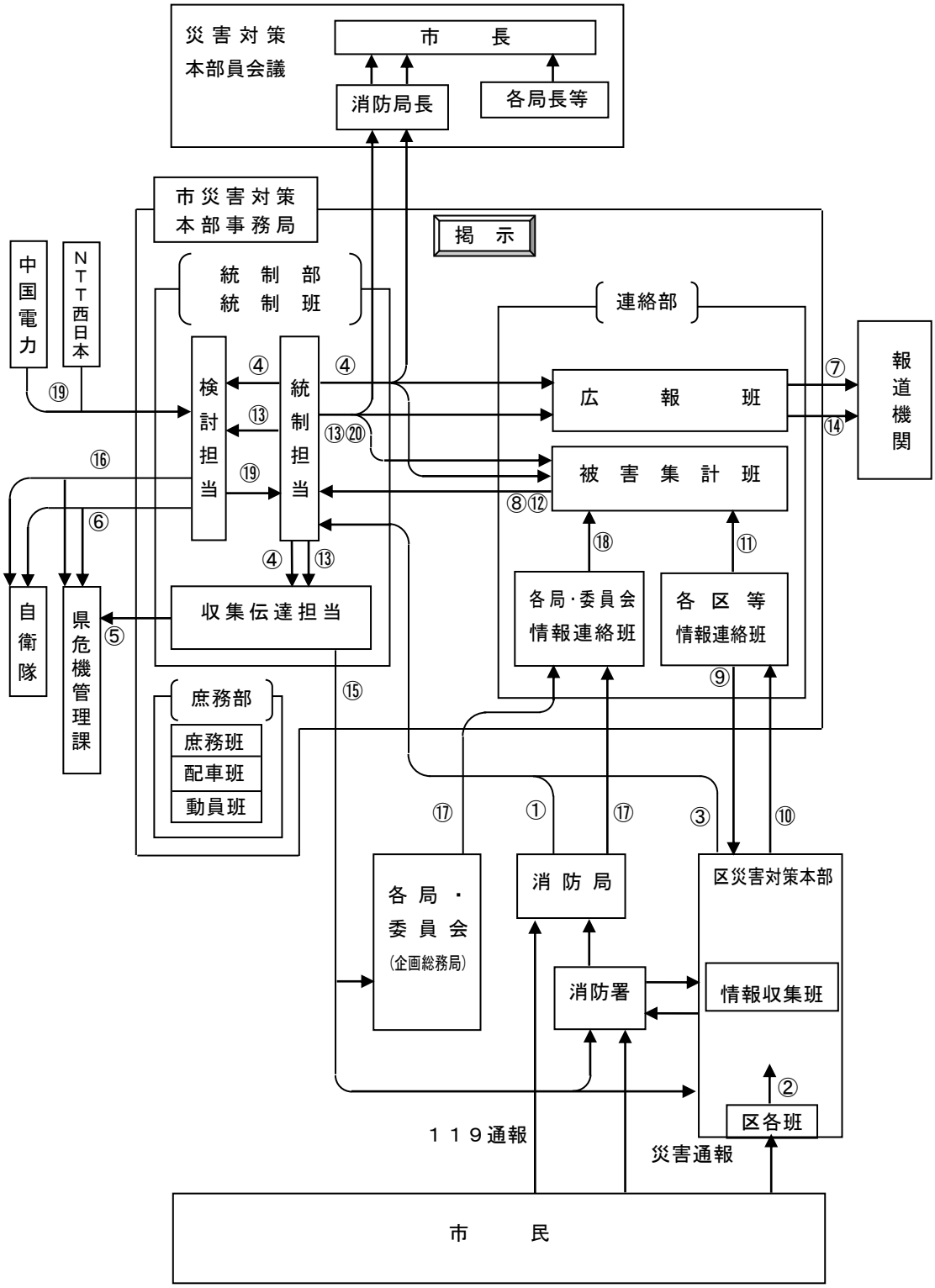

1　人的被害情報の伝達経路

①　消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
- 　市災害対策本部・統制班統制担当へ電話報告（ただし、統制担当が話し中のときは、各局・委員会情報連絡班へ報告）
- 　〔付属様式１〕、〔付属様式１－２〕を確認できる範囲で作成及び提出
（統制担当　92－560 ～563 （消防局６階講堂）、81－6903～6906（市役所２階講堂））

②　区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。

③　区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
- 　市災害対策本部・統制班統制担当へ電話報告（ただし、統制担当が話し中のときは、各区等情報連絡班へ報告）
- 　〔様式１－２〕、〔様式３〕を確認できる範囲で作成及び提出
（統制担当　92－560 ～563 （消防局６階講堂）、81－6903～6906（市役所２階講堂））

④　人的被害の通報報告を受けた統制班統制担当は、(1)統制班収集伝達担当、(2)統制班検討担当、(3)広報班、(4)被害集計班へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、消防局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。

⑤　統制班収集伝達担当は、県防災情報システムに人的被害情報を入力する。

⑥　統制班検討担当は、〔様式１〕及び〔様式３〕の情報により、人的被害情報を県防災行政無線ＦＡＸにより、県危機管理課へ報告〔様式２〕するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。

⑦　広報班は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道用Ｆネットにより報道機関へ情報提供を行う。

⑧　被害集計班は、毎正時に被害集計表〔様式４〕を作成し、統制班統制担当へ報告する。

⑨　各区等情報連絡班は、上記④により周知された人的被害情報を関係する区に、直ちに電話報告する。

2　その他の被害情報の伝達経路

⑩　区災害対策本部・情報収集班は、消防署と区署連絡員を通じ、区域内の被害情報を確認できる範囲内で、その都度、〔様式３〕を作成し、市災害対策本部・各区等情報連絡班へ報告する。

⑪　各区等情報連絡班は、受信した被害情報を〔様式４〕及び〔様式５～５－６〕にとりまとめ、被害集計班へ報告する。

⑫　被害集計班は、各区の被害情報を全市分とりまとめ、毎正時に被害集計表〔様式４〕及び〔様式５～５－６〕を作成し、統制班統制担当へ報告する。

⑬　統制班統制担当は、必要に応じ、⑴統制班収集伝達担当、⑵統制班検討担当、⑶広報班、⑷被害集計班へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、消防局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。

⑭　広報班は、上記⑬の情報に基づき報道用資料を作成し、報道用Ｆネットにより報道機関へ情報提供を行う。

⑮　統制班収集伝達担当は、各局・区・署等へ一斉ＦＡＸにより情報提供を行う。（被害集計表〔様式４〕）

⑯　統制班検討担当は、県危機管理課へ、原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して報告するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。

⑰　各局・委員会は、各局等に属する情報及び被害状況を各局・委員会情報連絡班へ報告する。

⑱　各局・委員会情報連絡班は、各局等から受信した被害状況等を、被害集計班へ報告するとともに、本部事務局内へ周知（掲示）する。

⑲　統制班検討担当は、中国電力、ＮＴＴから被害状況を受信した場合は、統制班統制担当へ伝達するとともに、事務局内へ周知（掲示）する。

⑳　統制班統制担当は、必要に応じ、上記⑱及び⑲の情報を関係部署へ伝達する。

付属様式１

人　的　被　害　の　概　要

番号	覚知時分	復旧（救出）完了時分	災害発生場所	事案の概要	活動状況	措置・被害の状況	活動機関・人員	活動資機材
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	
						措置： 被害：	消防職員 消防団員 区職員 その他	

付属様式１－２

人の被害情報速報（個表）

<table>
<tr><td>受信日時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td><td>受信者</td><td></td></tr>
<tr><td>発信者所属(住所)
氏名・電話</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>発生日時</td><td colspan="4">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>発生場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">被災者</td><td>ふりがな
氏名</td><td colspan="3">男・女</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">M・T・S・H　年　月　日生（満　才）</td></tr>
<tr><td>世帯主との続柄</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="12">程度及び状況</td><td colspan="4">死亡、重傷、入院（　病院・医院）
行方不明、軽傷、通院　全治　月</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">世帯主</td><td>ふりがな
氏名</td><td colspan="3">男・女</td></tr>
<tr><td>年齢</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

付属様式２

被　害　状　況

平成　　年　　月　　日
：　　現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏　　名	
	電話番号	
	報告時刻	

【人の被害】

番号	日　　時	発 生 場 所	原　　因	被 害 状 況	備　考
	受信日時 発生日時			死亡　　人 行方不明　　人 重傷　　人 軽傷　　人	
	受信日時 発生日時			死亡　　人 行方不明　　人 重傷　　人 軽傷　　人	
	受信日時 発生日時			死亡　　人 行方不明　　人 重傷　　人 軽傷　　人	
	受信日時 発生日時			死亡　　人 行方不明　　人 重傷　　人 軽傷　　人	
	受信日時 発生日時			死亡　　人 行方不明　　人 重傷　　人 軽傷　　人	
計		箇所		死亡　　人 行方不明　　人 重傷　　人 軽傷　　人	

※　死亡、行方不明者、重傷者については、状況が判明次第、別紙個表を作成し報告すること。

付属様式３

平成　　年　　月　　日	区　　号	水防計画附図番号	縦	横

被　害　速　報

１　情報入手

通報者	⑴通行人・付近者　⑷警察官　住所 ⑵本人　⑸その他　氏名 ⑶親族・友人・関係者　電話番号	受信 時　分	受信者

時　分頃　区　町　丁目　方（目標　）付近の（　）が（　）により（　）したため（　）被害が発生したので直ちに調査してください。
措置　危険

最重要項目
□人的被害有り（　名）
□住家被害有り（　棟）
□避難要有り（　世帯）

２　調査結果（被害状況）

調査時分（出動）　時　分	調査者（区・署・出張所）

発生時分	発生場所	目標	関係者	氏名　生年月日
時　分頃				住所　職業　TEL

人		死者	行方不明	重傷者	軽傷者	被害者氏名その他必要事項
	男					
	女					

家屋	区分		棟	世帯	人員
	住家	全壊（流出・埋没・焼失）			
		半壊（埋没・焼失）			
		一部破損（埋没・焼失）			
		床上浸水			
		床下浸水			
	非住家	全壊（流出・埋没・焼失）			
		半壊（埋没・焼失）			
		一部破損（埋没・焼失）			
		床上浸水			
		床下浸水			

公共建物等	区分	管理	棟	建面	延面
小・中・高校 その他学校 官公庁等 神社・仏閣 文化財 福祉施設 病院施設 宿泊施設	全壊（流出・埋没・焼失）				
	半壊（埋没・焼失）				
	一部破損（埋没・焼失）				
	床上浸水				
	床下浸水				

公共土木施設		管理区分	被害区分	延長	巾・奥行	高さ	通行の可否
	道路 橋梁	国	流　出				通行可否
		県	損　壊				大型車　可
		市	冠　水				普通車　可
		その他	土砂流入				人のみ　可
	その他	砂防施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・海岸施設（被害状況）					

河川堤防護岸	管理区分	被害区分	延長	巾・奥行	高さ
	国	決　壊			
	県	欠け崩れ			
	市	越水溢水			
	その他	そ の 他			

農地農林水産施設	被害区分	田	畑	田畑以外	区分	被害区分	箇所数	延長	巾・奥行	高さ
	流　失				農道、林道	路面決壊 橋梁流失				
	埋　没				溜池、水路、頭首工 農林水産施設					
	冠　水									

山がけ崩れ	区分			被害区分	延長	巾・奥行	高さ
	自然・人工	山・がけ	宅地・その他	崩壊・流失・腹出し・キレツ			

その他	鉄軌道	路線名	流失	冠水	船舶	流失	沈没	大破	小破

その他	木材流失・山林焼失・通信施設・工業用水 水道施設・環境関係施設・商工業関係施設 都市施設（街路・公園等）・自然公園施設 その他（　）	状況

３　判断

応急措置の要否		措置方法（工法等）		人員		資機材等の使用			
	1　要なし			消防職員	名	車両	品名	数量	倉庫
				市・区職員	名				
	2　要あるも措置方法なし	時間経過	出動　時　分	消防団員	名				
				警察官	名				
	3　工作隊で処理する		開始　時　分		名				
					名				
			終了　時　分		名				
				計	名				

避難要否	避難対象	世帯数			避難	開始　時　分	世帯数			自主勧告・指示
						完了　時　分	男	女	計	
		人員				避難先・救援措置・その他				
		男	女	計						

公用負担

付属様式4

被　害　集　計

月　日　時　分　～　月　日　時　分　現在

被害種別及び工作件数 / 災害発生件数 / 被害発生件数	人			住家													非住家	公共建物		神社・仏閣・文化財	公共土木施設									農地農林水産施設				山・がけ崩れ		その他	避難		工作件数	応急工作								
			死者・行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊（流失・埋没・焼失）			半壊（埋没・焼失）			一部破損（埋没・焼失）			床上浸水			床下浸水			学校	官公庁等		道路・橋梁				河川（堤防・護岸）				田・畑			田畑以外	山・がけ崩れ（自然）	がけ崩れ（人工）		世帯	人員		人員					資材				
						棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員				流失	損壊	冠水	土砂流入	決壊	欠け崩れ	越水・溢水	その他	流失	埋没	冠水							消防職員	市・区職員	消防団員	その他	計	万年土俵	水防シート	パック縄	丸太 1.2m	丸太 2.0m
全市																																															
中区																																															
東区																																															
南区																																															
西区																																															
安佐南区																																															
安佐北区																																															
安芸区																																															
佐伯区																																															

付属様式５

被　害　状　況

平成　　年　　月　　日
:　　現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏　　名	
	電話番号	
	報告時刻	

【住家の被害】

〔全壊〕

発 生 場 所	原 因 等	棟　数	世帯数	人　数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

（注）１　把握した都度、県に速報する。
　　２　人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔半壊〕

発 生 場 所	原 因 等	棟　数	世帯数	人　数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

（注）１　把握した都度、県に速報する。
　　２　人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔一部破損〕

発 生 場 所	原 因 等	棟　数	世帯数	人　数	発生日時	人的被害
計		棟	世帯	人		

（注）１　把握した都度、県に速報する。
　　２　人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

〔床上浸水〕

発　生　場　所	棟　数	世帯数	人　数	発生日時	人的被害
合計　　地区	棟	世帯	人		

（注）把握した都度、県に速報する。

〔床下浸水〕

発　生　場　所	棟　数	世帯数	人　数	発生日時	人的被害
合計　　地区	棟	世帯	人		

（注）把握した都度、県に速報する。

付属様式５－３

被害状況（避難指示・勧告・自主避難）

平成　　年　　月　　日　　時　　分現在

報告者	市町村名	
	所属・職	
	氏　　名	
	電話番号	
	報告時刻	

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿区

Ｎｏ	地域名	発令等日時	避難世帯	避難人員	避難所		理由	解除日時	備考
					場所	開設日時			
1		月　　日				月　　日			
		時　　分				時　　分			
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※　備考欄は、避難者の健康状態等を記入

付属様式５－４

被　害　状　況

平成　　年　　月　　日
:　　現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏　　名	
	電話番号	
	報告時刻	

【河川の状況】（　　月　　日　　:　　現在）

場　　所	河 川 名	発生日時	被害の状況	概算被害額（千円）

（注）把握した都度、県に速報する。（概算被害額は、「調査中」でもよい。）

【環境関係施設の状況】（　　月　　日　　:　　現在）

場　　所	施 設 名	発生日時	被害の状況	概算被害額（千円）

（注）把握した都度、県に速報する。（概算被害額は、「調査中」でもよい。）

付属様式５－５

被　害　状　況

平成　　年　　月　　日
：　　現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏　　名	
	電話番号	
	報告時刻	

【商工業関係の被害】（単位：箇所・棟）

部　門	全　　壊	半　　壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	概算被害額（千円）
商業関係						
工業関係						
合　　計						

〔その内訳〕

	場　　所	施　設　名	発生日時	被害の状況	備　考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

（注）把握した都度、県に速報する。（概算被害額は、「調査中」でもよい。）

【宿泊施設の被害】

	場　　所	施　設　名	発生日時	被害の状況	人的被害
1					
2					
3					
4					
5					

（注）１　把握した都度、県に速報する。（概算被害額は、「調査中」でもよい。）
　　２　人的被害欄は、死者、行方不明者、負傷者があればその状況を簡記する。

付属様式５－６

被　害　状　況

平成　　年　　月　　日
：　　現在

報告者	市町村名	広島市
	所属・職	
	氏　　名	
	電話番号	
	報告時刻	

【福祉施設の被害】（　　月　　日　　：　　現在）

	場　　所	施　設　名	発生日時	被害の状況	概算被害額（千円）
1					
2					
3					
4					
5					

（注）把握した都度、県に速報する。（概算被害額は、「調査中」でもよい。）

【病院施設の被害】（　　月　　日　　：　　現在）

	場　　所	施　設　名	発生日時	被害の状況	概算被害額（千円）
1					
2					
3					
4					
5					

（注）把握した都度、県に速報する。（概算被害額は、「調査中」でもよい。）

【市町村水道（簡易水道）の被害】（　　月　　日　　：　　現在）

	場　　所	施　設　名	発生日時	被害の状況	概算被害額（千円）
1					
2					
3					
4					
5					

（注）把握した都度、県に速報する。（概算被害額は、「調査中」でもよい。）

様式３－３－１　被害総括表

月　　日　　時　　分現在　　（　　）市町村

被害区分		被害内容		
①人	ア　死者	人		
	イ　行方不明者	〃		
	ウ　重傷者	〃		
	エ　軽傷者	〃		
②住家	ア　全壊（全壊・焼失）	棟	世帯	人
	イ　半壊（半焼）	〃	〃	〃
	ウ　一部破損	〃	〃	〃
	エ　床上浸水	〃	〃	〃
	オ　床下浸水	〃	〃	〃
③非住家	ア　全壊（全壊・焼失）	公共建物	棟	
		その他	〃	
	イ　半壊（半焼）	公共建物	〃	
		その他	〃	

被害区分			被害内容	被害額（千円）
④公共建物	ア　小学校	公	か所	
		私	〃	
	イ　中学校	公	〃	
		私	〃	
	ウ　高等学校	公	〃	
		私	〃	
	エ　大学	公	〃	
		私	〃	
	オ　高等専門学校		〃	
	カ　特別支援学校		〃	

被害区分			被害内容	被害額（千円）
④公共建物	キ　幼稚園	公	棟	
		私	〃	
	ク　専修学校 各種学校	公	〃	
		私	〃	
	コ　病院		〃	
	サ　官公庁その他		〃	
⑤　神社・仏閣・文化財			〃	
⑥公共土木施設	ア　道路被害		か所	
	イ　橋梁被害		橋	
	ウ　河川被害		か所	
	エ　砂防設備被害		〃	
	オ　地すべり防止施設被害		〃	
	カ　急傾斜地崩壊防止施設被害		〃	
	キ　治山施設被害		〃	
	ク　港湾施設被害		〃	
	ケ　漁港施設被害		〃	
	コ　海岸施設被害		〃	
	サ　その他		〃	
⑦農林水産施設	ア　田	流失・埋没	ha	
		冠水	〃	
	イ　畑	流失・埋没	〃	
		冠水	〃	
	ウ　農道決壊		か所	
	エ　溜池・水路決壊		〃	
	オ　頭首工被害		〃	

被害区分			被害内容	被害額（千円）
⑦ 農林水産施設	カ 林道	路面決壊	か所	
		橋梁流失	橋	
	キ 水産施設被害		か所	
	ク その他			
⑧ その他	ア 農産被害			
	イ 林産被害			
	ウ 水産被害			
	エ 商工被害			
	オ 山くずれ	山腹崩壊 ha		
		渓流 〃		
	カ 地すべり		か所	
	キ がけ崩れ		〃	
	ク 木材流失		m³	
	ケ 山林焼失		ha	
	コ 鉄軌道被害		か所	
	サ 船舶	沈没	隻	
		流失	〃	
		破損	〃	
	シ 清掃施設被害		か所	
	ス 都市施設被害		〃	
	セ 自然		〃	
	ソ 工業用水被害		〃	
	タ 水道施設被害		〃	
	チ 水道（断水）		戸	
	ツ 電話（不通）		回線	
	テ 電気（停電）		戸	
	ト ガス（停止）		〃	

被害区分		被害内容	被害額（千円）
⑧	ナ ブロック塀等被害	か所	
	ニ その他		
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
被害総額		千円	
⑨ 火災発生	ア 建物	件	
	イ 危険物	〃	
	ウ その他	〃	

災害に対してとった措置					
災害対策本部設置	月 日 時 分				
避難の指示・勧告状況	地区名	避難場所	世帯数	人数	
	合計				
消防職員等出動状況	消防職員	人			
	消防団員	〃			
	警察官	〃			
	その他	〃			
	計	〃			
その他					

表３－３－７　用語の定義

人の被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全　　壊（全焼・流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	世　　帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
	（注）①　住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 ②　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 ③　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	
非住家被害	非　住　家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。

公共土木施設	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸施設被害	海岸法にいう海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園施設被害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
被害総額		物的被害の概算額とする。（千円単位）
火災発生		火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

第４節　災害広報・広聴の実施《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害時において、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民や報道関係者等に対し、気象情報、災害に関する情報や対策等を、迅速かつ的確に周知徹底するとともに、災害に関する要望、苦情、相談等に応じる。

第１　広報活動

災害時における広報活動については、企画総務局広報課のほか関係部局又は各区は広報窓口を設置し、それぞれの所管する広報事項について各種の広報媒体を有効に活用して適時適切に実施するとともに、聴覚障害者、視覚障害者など要配慮者への十分な配慮を行う。

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
1　気象情報 2　災害情報 3　被害状況 4　本市の防災態勢 5　停電状況 6　交通機関運行状況 7　避難状況 8　災害復旧状況 9　交通規制状況	企画総務局 道路交通局 消防局	・報道機関に依頼して行う方法 ・緊急情報連絡システムを利用して行う方法 ・臨時災害放送局を利用して行う方法 ・市ホームページ(インターネット)を利用して行う方法 ・広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法 ・広報紙を利用して行う方法 ・テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法 ・新聞広告を利用して行う方法 ・文字多重放送を利用して行う方法 ・その他メディアを利用して行う方法 ・警察の機関へ依頼して行う方法 ・サイレン・警鐘を利用して行う方法 ・市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法 ・河川の放流警報設備を利用して行う方法 ・有線放送を利用して行う方法 ・航空機を派遣して行う方法 ・広報車を派遣して行う方法 ・必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
10　断水・給水状況	水道局	
11　防疫・保健衛生活動	健康福祉局	
12　特別清掃活動	環境局	
13　猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	
14　被害者救済制度	健康福祉局等	
15　その他防災関係情報	関係部局・各区	

摘要	①　企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。 ②　実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。 ③　被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。 ④　災害時における放送要請は別に定める協定により行う。 ⑤　臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。

第２　広聴活動

1　市民からの災害に関する要望、苦情、相談等については、企画総務局市民相談センターのほか対応部局又は各区は、関係部局又は防災関係機関と相互に連絡をとり、必要に応じて調整を行い、適切な処理に努める。

2　市長は災害の状況により必要と認めたときは、市民相談窓口を区役所等に設置し、適切な対応を図る。なお、この場合の連絡調整は、企画総務局市民相談センターが行う。

第３　広報・広聴状況の報告

広報を実施した場合又は市民からの要望・苦情・相談等について、関係部局等の長は、その状況を企画総務局長へ報告する。

（資料編）　３－４－１　要望・苦情・相談等の所管課一覧表

第５節　避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難のための立退きの準備等を促すための注意喚起、自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）、避難の勧告･指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示、避難誘導、避難場所の開設等の避難対策を講じる。

第１　注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

区長、消防局長又は消防署長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要と認める地域に防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて避難の準備の確認をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、要配慮者等の避難行動に時間を要するものに対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の伝達であることに、特に留意して行う。

第２　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

１　避難の勧告・指示等の発令者

⑴　避難の勧告・指示の発令者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し､及び急を要すると認めるときは､これらの者に対し避難のための立退きを指示する。

⑵　屋内での待避等の安全確保措置の指示などの避難措置の発令者

災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示する。

⑶　市長が避難の勧告・指示等の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施する。

⑷　避難の勧告・指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下「避難の勧告・指示等」という。）などの避難措置は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。

ア　災害対策基本法に基づく避難措置

実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するために必要な場合	避難のための立退きを勧告し、又は急を要すると認めるときは避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	第60条第1項・第3項
知事及び知事の命を受けた職員	同上の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	第60条第6項
警察官・海上保安官	市長が、避難のための立退きの又は屋内での待避等の安全確保措置の指示をできないとき、又はその代行を要求したとき。	急を要すると認めるときは避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	第61条第1項

イ　その他の法令に基づく避難措置

実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市長（水防管理者）	洪水、高潮のはん濫により著しい危険が切迫した場合	立退きを指示する。	水防法第29条
知事及び知事の命を受けた職員	同上	同上	同上
	地すべりの危険が切迫した場合	同上	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた自衛官	同上の場合において、警察官がその場にいないとき。	同上	自衛隊法第94条

2　避難の勧告・指示等の実施

⑴　実施担当機関：市長（補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

⑵　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令者 (ｲ) 避難等をすべき理由 (ｳ) 避難等の時期 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 避難の経路 (ｶ) 危険区域及び危険の度合 ※(ｴ)及び(ｵ)は、避難場所を指定する場合に限る。	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ｱ) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (ｲ) 市防災行政無線（同報系）の利用 (ｳ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (ｴ) ＦＡＸ（聴覚障害者用） (ｵ) 市ホームページ（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）の利用 (ｶ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (ｷ) 緊急速報メール (ｸ) 河川の放流警報設備 (ｹ) 緊急情報連絡システムの利用 (ｺ) 航空機の利用
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

（注）災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。

⑶　市長は、避難の勧告・指示等を実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難の勧告・指示等に関する事項について助言を求めることができる。

⑷　区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示等の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示等を発令し、事後速やかに市長に報告する。

⑸　市長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示等の実施について協力を要請する。

⑹　区長又は消防署長は、避難の勧告・指示等を実施する場合は、必要に応じて県警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

⑺　避難の勧告･指示等を伝達する場合は、必要と認める地域の居住者等に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第４信号とする。

　また、自主防災組織の代表者等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。

　なお、聴覚障害者（申請によりＦＡＸ登録した者）に対しては、上記の方法に加え、ＦＡＸを併用する。

⑻　市長は、避難の勧告・指示等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。

⑼　避難の勧告･指示を実施する場合において、立退き先を指定するときは、地域防災計画資料編に定める避難場所（候補施設）の中から選定する。

⑽　区長、消防局長又は消防署長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において､人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

⑾　区長、消防局長又は消防署長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、警戒区域の設定に関する事項について助言を求めることができる。

３　報告及び公表

市長は、避難の勧告・指示を行ったときは、速やかにその旨を県知事へ報告する。

また､避難の必要がなくなったときも､その旨を公表するとともに､県知事へ報告する。

（資料編）　参考 17　災害時における放送要請に関する協定

第３　避難誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課、財務局各市税事務所・収納対策部各課、各消防署》

１　避難誘導は、消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等と連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。

２　避難場所、避難路沿いの要所等に誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、避難者の速やかな避難誘導を行う。

　また､帰宅途上者に対しては､交通情報等を伝達するとともに､帰宅困難な場合には適切な避難場所等へ誘導を行う。

３　避難誘導に当たっては、要配慮者を優先することとし、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に対しては、事前に援助者を決めておくなどの支援体制を整備し、危険が切迫す

る前に避難できるよう配慮する。

4　避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

5　避難誘導に当たる本市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難路の状況が悪化した場合には､時機を失することなく再避難等の措置を講じる。

第４　避難路の確保《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、避難誘導を行うため、避難路の確保が必要と認めるときは、市災害対策本部を通じ、防災関係機関に対し、協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できる。

第５　避難場所の開設等

１　避難場所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、財務局各市税事務所・収納対策部各課》

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、地域防災計画資料編に定める避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、職員を派遣し、避難場所を開設する。

開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努める。また、仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあっては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

２　避難場所の管理運営《各区区政調整課・地域起こし推進課、財務局各市税事務所・収納対策部各課》

⑴　区長は、原則として、開設した避難場所に職員を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。

⑵　区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。

⑶　区長は、避難場所の衛生管理に努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保並びに要配慮者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。

また、避難場所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

⑷　区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、避難場所の安全と秩序の維持に努める。

３　避難状況等の報告《各区区政調整課・地域起こし推進課、財務局各市税事務所・収納対策部各課》

⑴　区長は、避難場所を開設したときは、直ちにその旨を市長（消防局）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局へ報告する。

⑵　区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長（消防局）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局へ報告する。

４　男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営のための支援《市民局男女共同参画課、消防局防災課》

男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営を確保するため、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）と連携して、避難者等からの相談を受け、必要な指導・支援に

努める。

第６　警戒避難体制に基づく避難対応《下水道局河川課、消防局防災課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

区　　分	警戒避難に関する内容	個別計画	実　施　担　当 （根拠法令等）
浸水想定区域	1　洪水予報の伝達方法 2　避難場所 3　その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川課 消防局防災課 関係区 （水防法第１５条）
土砂災害警戒区域	1　土砂災害に関する情報の収集及び伝達 2　予報又は警報の発令及び伝達 3　避難 4　救助その他土砂災害を防止するために必要な事項	水防計画に定めるところによる。	下水道局河川課 消防局防災課 各区 （土砂災害防止法第７条）
上記以外の災害常習地区	必要に応じて、上記内容に準じ、地区別に警戒避難体制を確立		消防局 （消防庁通達）

第７　市域外への避難者の受入要請《消防局防災課》

１　県内他市町への受入要請

⑴　市長は、災害が発生し、本市避難者について県内他市町における一時的な滞在の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町の市町長（以下「協議先市町長」という。）あてに協議する。

県知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議の開始の後、遅滞なく報告する。

⑵　協議先の市町における受入施設の決定及び通知

市長は、協議先市町長から受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事あてに報告する。

⑶　本市避難者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。

⑷　本市避難者の受入要請が不要となった場合

市長は、本市避難者の市域外における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を協議先市町長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示を行うとともに、県知事あてに報告する。

２　県外市町村への受入要請

⑴　市長は、災害が発生し、本市避難者について県外市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、県知事に対し、当該都道府県の都道府県知事と本市避難者の受入について協議することを求める。

⑵　県外市町村における受入施設の決定及び通知

市長は、県知事から県外市町村における受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、内閣府令で定める者に通知する。

⑶　本市避難者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に

努める。

⑷　本市避難者の受入要請が不要となった場合

市長は、本市避難者の県外市町村における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を県知事に報告し、及びその他の内閣府令で定める者に通知する。

第６節　衣食等生活必需品の供給

災害発生によって、多数の市民が家屋の倒壊・焼失等により食料・自炊手段・被服寝具その他生活必需品を失った場合、り災者に対し速やかにこれらの応急配給を行う。

第１　物資の調達《健康福祉局健康福祉企画課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》

１　備蓄物資の優先活用

市民が日頃から備蓄している食料・生活必需品等の消費を最優先するとともに、市立小学校及び広島市総合防災センター等に震災対策用として備蓄している食料・生活必需品等の活用を図る。

２　物資の調達

災害時における食品等必要物資の調達は、原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）において数量等の取りまとめを行い、これを基に経済観光局長（経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場）が、関係団体・企業等と締結した供給協力協定に基づき行う。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議のうえ調達を行う。

なお、備蓄物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請し、又は求めるものとする。

また、大規模災害の発生により本市が機能喪失した場合などに、県が本市の要請又は要求を待たずに供給する物資又は資材の受入場所は、事前に県と協議し決定した場所とする。

３　物資の供給フロー

物資の供給は、次のフロー図による。

なお、救援物資の受入･配分については、「第４章第５節　義援金及び救援物資の受入・配分計画」の定めるところによる。

⑴　市災害対策本部長が行う場合

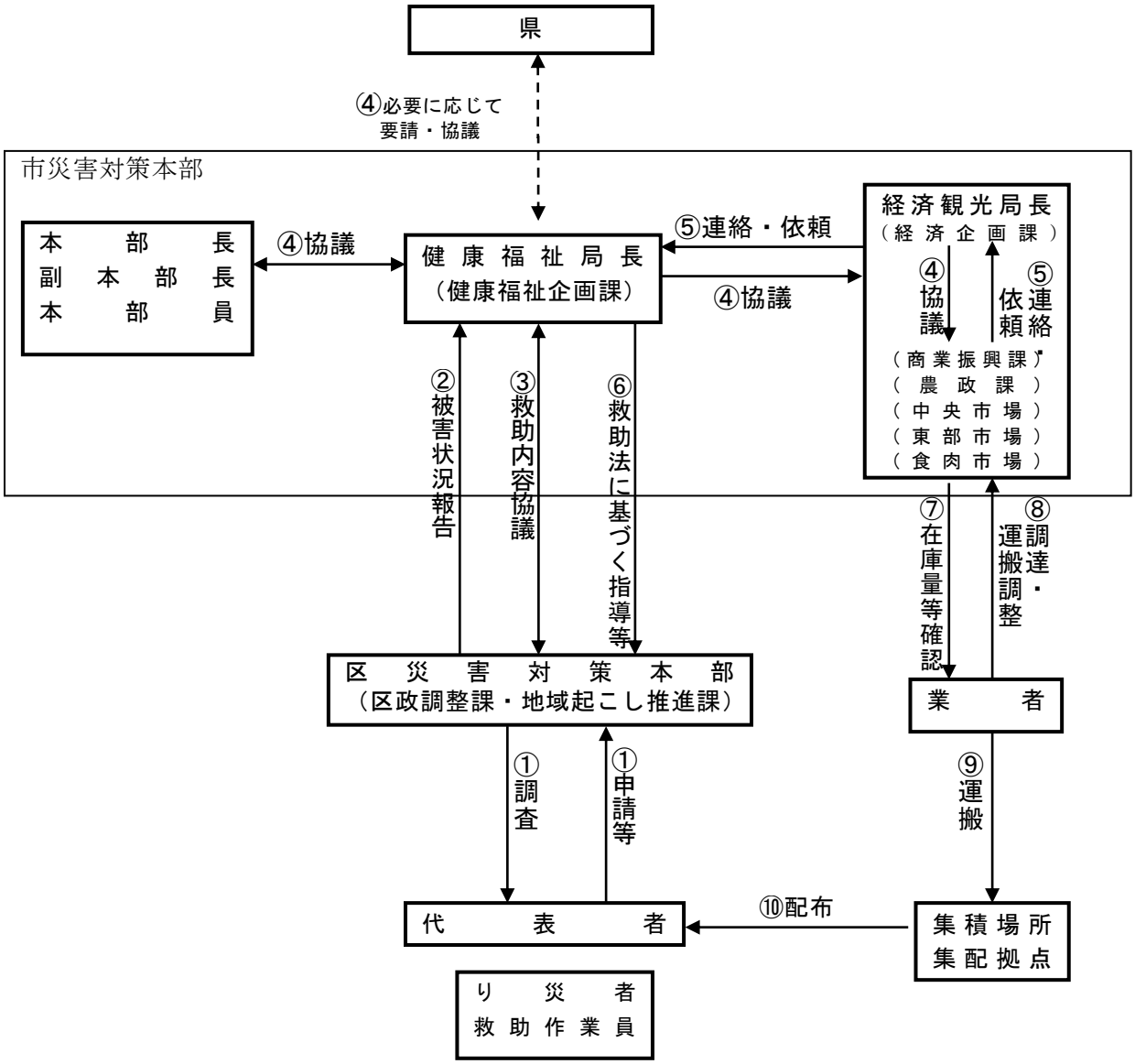

注）①　り災者の数、食料・生活必需品の必要数等を的確に把握する。
⑦⑧　大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。
⑨　集積場所については、被害状況を勘案し、健康福祉局長が区災害対策本部本部長等と協議し、決定する。運搬にあたり業者だけでは運搬に支障をきたすか、運搬が不可能な場合は、道路交通局又は区災害対策本部において対応する。また、区災害対策本部長は、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行わせる。

⑵　被害状況により区災害対策本部長が行う場合

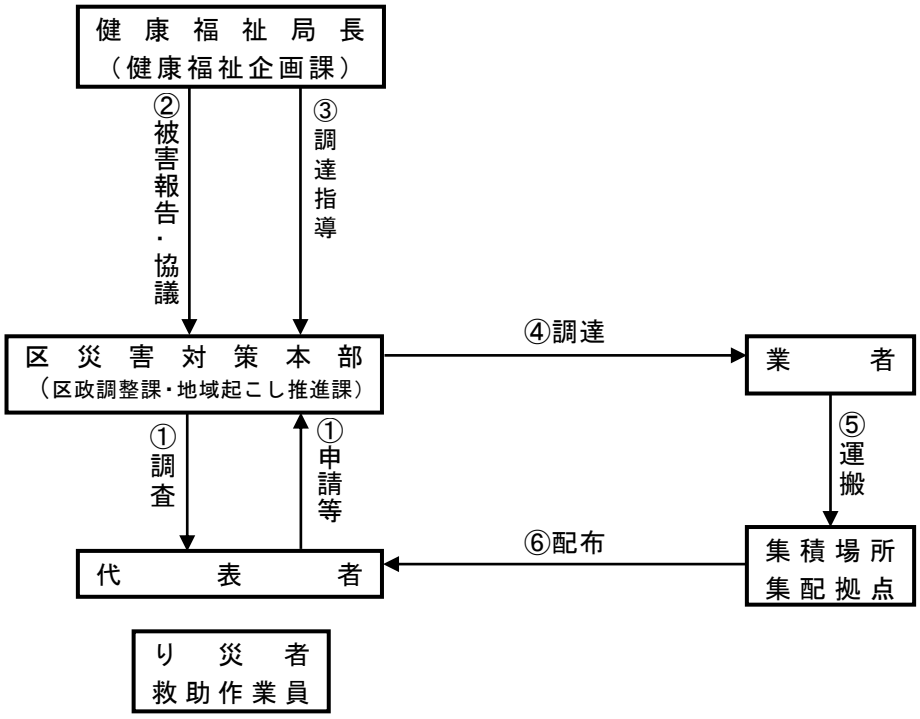

（注）③　健康福祉局長が区災害対策本部長からの被害・物資必要数量の報告を受け、他区の状況を把握し、経済観光局長等と協議し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。
④　大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。

4　中国経済産業局への要請

生活必需品等の調達について、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、中国経済産業局に必要な措置を講じることを要請する。

5　農林水産省への要請

米穀、その他の主要食品の調達については、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、農林水産省に必要な措置を講じることを要請する。

（資料編）　参考 25　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書（共同組合広島総合卸センター）
参考 26　災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書（全国農業協同組合連合会広島県本部他４社）
参考 27　災害時における生鮮食料品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書（広島市中央市場連合会・広島市中央卸売市場東部市場運営協議会・広島市食肉市場売買参加者組合）
参考 33　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書（イオンリテール㈱西日本カンパニー）
参考 34　災害時のおける食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書（マックスバリュ西日本㈱）
参考 35　災害時のおける食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書（生協ひろしま）
参考 40　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定（㈱イズミ）
参考 49　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書（㈱ファミリーマート）
資料 50　災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書（フレスタグループ）

第２　食品の供給《健康福祉局健康福祉企画課、各区市民課・保険年金課・生活課》

１　応急配給

市災害対策本部長が災害の状況を踏まえ、必要と認めた場合に応急配給を行う。

⑴　り災者に対し炊出しによる給食を行う必要がある場合

⑵　被災により米穀の配給機関が通常の配給を行うことができない場合

⑶　災害時における救助作業、災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して配給を行う必要がある場合

２　配給対象

次に該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

⑴　避難場所に収容された者

⑵　住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者

⑶　被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食料品の持ち合わせのない者

⑷　その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

３　配給基準

⑴　１人１日当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。

⑵　方法は炊き出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

第３　生活必需品の供給《健康福祉局健康福祉企画課、各区市民課・保険年金課・生活課》

１　衣料・生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

次に該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

⑴　災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水した者

⑵　被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

⑶　被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２　被服・寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品　目	内　　容　　（例）
寝　　具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外　　衣	洋服、作業衣、子供服、ジャージ等
肌　　着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等
食　　器	コップ、皿、箸等
日　用　品	トイレットペーパー、石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、ＬＰガス、懐中電灯、電池等

３　物資の供給基準額

１人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

第７節　給水及び上水道施設応急対策

災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急資器材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。

第１　災害発生時の連絡系統《水道局企画総務課》

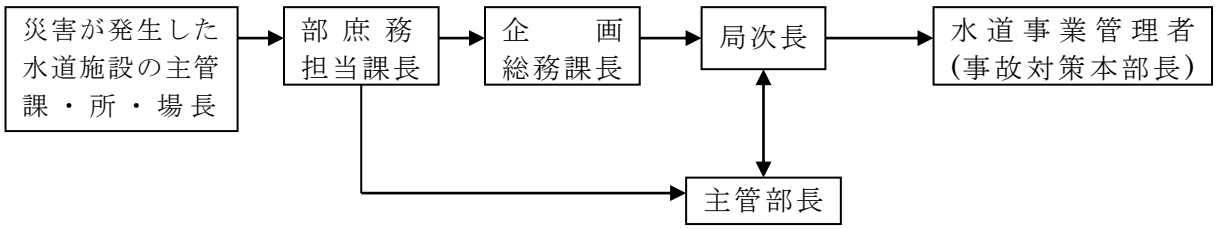

第２　組織及び体制《水道局企画総務課》

１　事故対策本部の設置

非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の者で構成する事故対策本部を設置する。

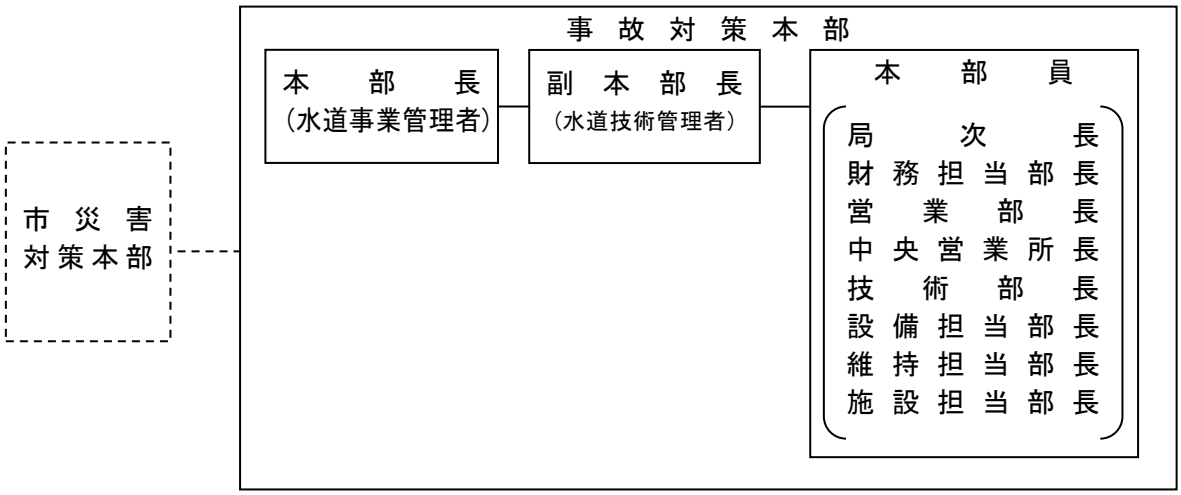

２　指令室の設置

本部が設置された場合において必要があるときは、次の者で構成する指令室を設置する。

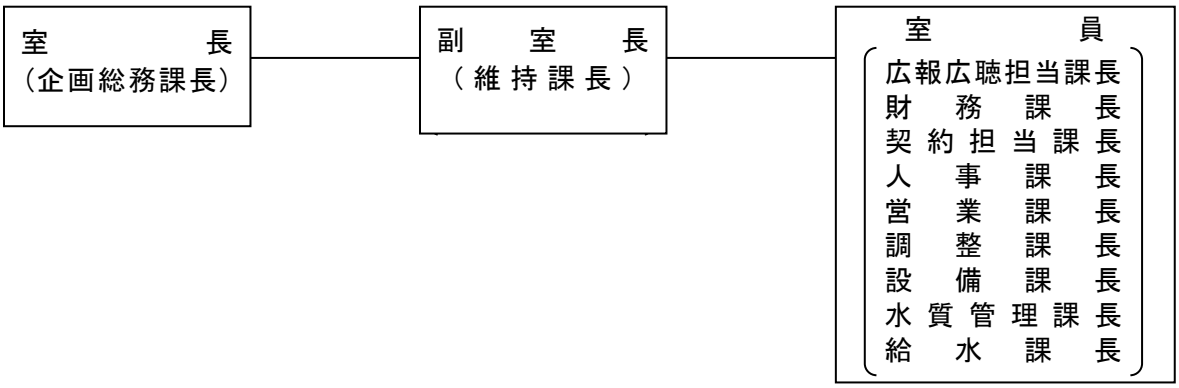

３　連絡員の設置

本部が設置された場合の局内における連絡体制を確実にするため、次のとおり連絡員及び総括連絡員を置き、企画総務課庶務係長が総括する。

①　連　絡　員　あらかじめ定められた者（各課の正副連絡員）

②　総括連絡員　企画総務課庶務係長
営業部営業課庶務係長
技術部調整課庶務係長
技術部設備課浄水係長
技術部維持課維持係長

4　連絡員及び総括連絡員の職務

⑴　連絡員の職務

ア　指令室（指令室が設置されていない場合は本部。以下同じ。）からの指令を、直ちに課長及び職員へ伝達すること。

イ　事故現場の状況、作業の進行状況、人員配置状況等を記録簿に記載し、総括連絡員に報告すること。

⑵　総括連絡員の職務

ア　指令室からの指令を、直ちに課長及び職員へ伝達すること。

イ　指令室からの指令を、速やかに部内各課の連絡員へ通報すること。

ウ　部内各課の情報を収集整理して、指令室へ報告すること。

⑶　連絡系統

事故対策本部連絡系統図

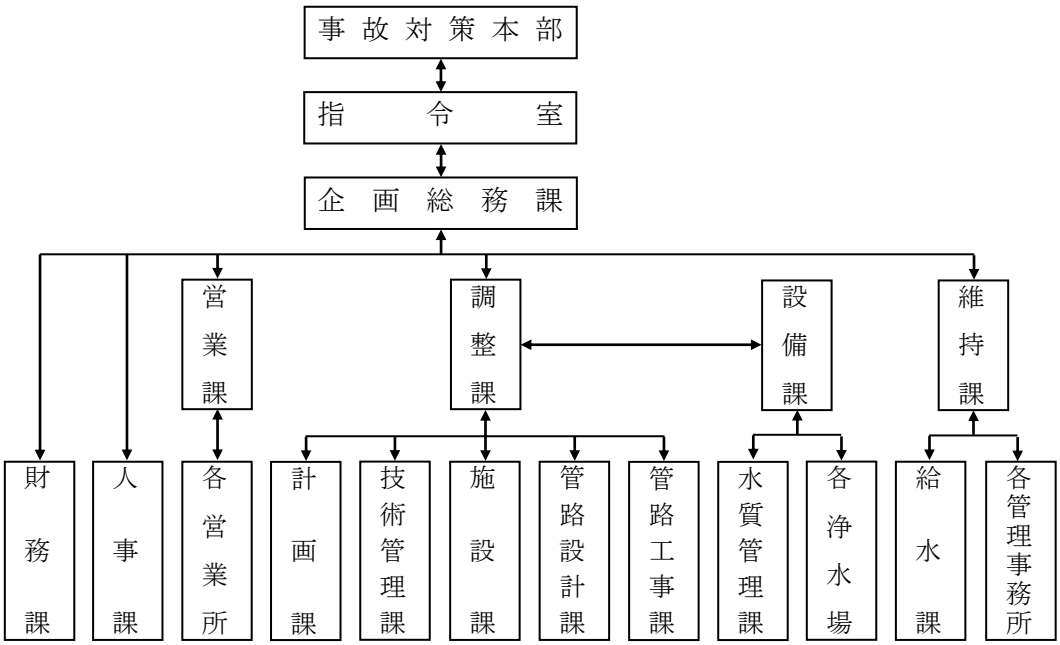

5　各課の所掌事務

各課の所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

第３　給水対策

発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。

1　給水方法《水道局維持課》

給水タンク等の応急給水用資器材により近くの浄水場、配水池、調整池から取水し、市災害対策本部及び事故対策本部の指定する場所において給水する。

2　応急給水用資器材の調達《水道局財務課》

応急給水用資器材を、必要に応じて業者から調達する。

3　応急給水用資器材の輸送《水道局企画総務課・維持課》

応急給水用資器材の輸送は、局保有の車両等により行うこととし、なお不足するときは、市災害対策本部及び民間会社に対して協力要請を行う。

4　給水能力《水道局維持課》

給水用資器材名	容　量（ℓ）	数　量（個）	基本給水量（ℓ）	給水能力（ℓ／日）	給水対象人口（人／日）
給水タンク車	2,000	2	4,000	28,000	9,333
	3,800	1	3,800	26,600	8,866
給水タンク（積載用）	1,000	13	13,000	91,000	30,333
	1,500	3	4,500	31,500	10,500
	2,000	2	4,000	28,000	9,333
仮設水槽	1,000	43	43,000	172,000	57,333
	300	12	3,600	14,400	4,800
非常用飲料水パック装置	25ℓ／分	2	―	72,000	24,000
ポリ容器	20	340	6,800	47,600	15,866
	10	1,773	17,730	124,110	41,370
ポリ袋	10	13,863	138,630	138,630	46,210
計			239,060	773,840	257,944

（注）①　１人当たりの給水量は、３ℓ／日として算定。
②　１日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、７回として算定。
③　ポリ袋は再使用しないため、１回として算定。
④　仮設水槽への補給は、１日４回として算定。

（資料編）　３－７－１　緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表
３－７－２　広域避難場所と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図
参考 12　地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

第４　施設の応急対策《水道局維持課・設備課》

１　施設の応急復旧順位

施設の応急復旧順位は、次のとおりとする。

①　取水・導水・浄水施設
②　送配水施設
③　給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、下記のものについて実施する。

ア　配水管の通水機能に支障を及ぼすもの（漏水多量なものの復旧、被災給水装置の閉栓）
イ　道路上の漏水で特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
ウ　建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

２　配水管路の応急復旧順位

配水管路の応急復旧順位は、次のとおりとする。

①　配水本管（300 ミリメートル以上）
②　指定避難場所、学校、病院等の公共施設への配水管
③　その他の配水管

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して貯水量の確保及び給水の早期開始を図るとともに、路上又は浅い土被りによる仮設配管を行い、適当な間隔で仮設給水栓を設置する。

３　応急復旧用資器材等の調達

⑴　応急復旧用資器材

配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資器材を調達する。

ア　250 ミリメートル以下の鋳鉄管及び給水装置材料
（ｱ）鋳鉄管は、水道局保有のものを使用する。
（ｲ）給水装置材料については、広島市指定給水装置工事事業者の手持分による。

イ　300 ミリメートル以上の鋳鉄管

水道局保有のものを使用するが、必要量をまかなえない場合は、他都市及び生産業者から調達する。

⑵　応急復旧用機械・器具

応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する広島市指定給水装置工事事業者等の関係業者の協力により対処する。

（資料編）　参考 11　19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
参考 13　災害時における応急措置の協力に関する協定
参考 30　公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
参考 31　日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

第５　水質事故対策《環境局環境保全課》

公共用水域において水道水源の汚染等、市民生活に重大な影響を及ぼす水質事故が発生した場合、速やかに事故処理体制を確立し、汚染物質の流出、拡散防止を図る。

１　水質事故発生時の連絡系統

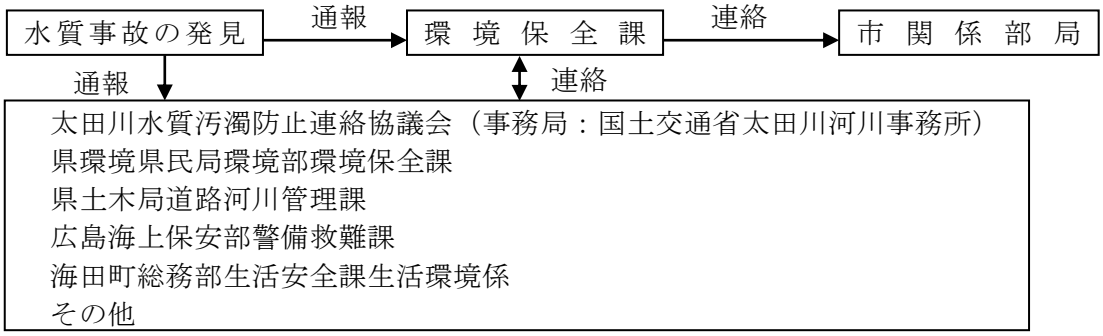

２　初動活動

連絡を受けた関係課は直ちに事故状況の把握、検体の採取、汚染源の調査を行い、必要な対策を実施する。

３　事故処理体制

体制区分		体制の基準
第一次体制	事故処理班 班長　環境保全課長	汚染の影響は軽微であるが発生源を特定するため継続して調査が必要な場合
第二次体制	事故対策班 班長　環境局次長	汚染の影響が相当程度に及ぶおそれがあると環境局長が判断した場合
第三次体制	事故対策本部 本部長　環境局担任副市長	水道水源が汚染され取水停止による断水が回避できないと水道局長が判断し、環境局長と協議のうえ環境局担任副市長の指示を受けた場合
市本部体制	市災害対策本部 本部長　広島市長	被害が継続・拡大するおそれがあり、これに対する総合的な対策を講じる必要があると市長が認めた場合

４　対応措置

水質事故が発生した場合の取組事項は、次のとおりとする。

⑴　発生源の特定

現況調査及び水質検査を迅速に行い、発生源を特定する。

⑵　発生源対策

発生源が特定できた場合には、汚染物質の流出・拡散防止に必要な措置を講じ、汚染の拡大を防止する。

⑶　市民への広報

事故の発生場所、規模等を勘案して市民に被害が及ぶと判断される場合は、広報車等により周知を図る。

⑷　水質の監視

公共用水域の安全が確認されるまで、水質検査を実施する。

⑸　汚染の拡散防止及び除去

水質事故により公共用水域に流出した油類等の拡散防止及び除去の実施を図る。

第８節　停電応急対策

長時間にわたる停電は、単に電気だけでなく、水、交通、通信などのライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、市民生活に不安と混乱を招くことに鑑み、停電時における都市機能の確保と市民生活の安定を図る。

１　停電状況等の情報収集及び伝達《消防局防災課》

中国電力㈱は、停電状況、復電見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、本市及び関係機関に定期的に報告・通報するとともに、報道機関への情報提供、市民への広報活動を積極的に実施するものとする。

本市は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対策に必要な情報を収集し、これを関係部局等に伝達して、応急対策の迅速な実施を図る。また、市民に対し、適時適切な情報提供を行い、市民生活の不安と混乱の解消を図るものとする。

２　公共施設の機能確保《消防局防災課、市有建築物管理担当課》

⑴　市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期するとともに、窓口業務等の市民サービス機能の確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても､早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。

⑵　平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達することが困難な場合には､次のフローにより､「大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定」（参考資料 23）に基づき、広島県石油商業組合に対して協力を要請する。

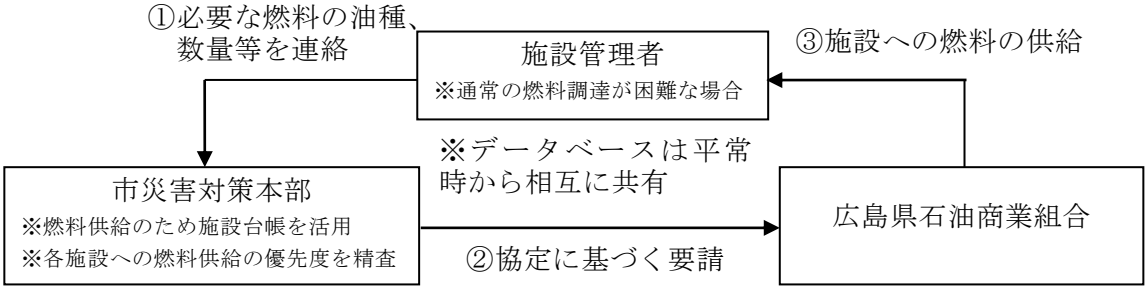

なお、不足する場合には、中国経済産業局に必要な措置を要請する。

３　応急給水活動《水道局維持課》

飲料水・生活用水等の供給については、本章第７節「給水及び上水道施設応急対策」に定めるところにより対応するとともに、関係機関等と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、拠点・運搬・仮設給水方式による応急給水を実施する。

4　**交通輸送機能の確保**《道路交通局道路管理課》

信号機停止に伴う交通輸送の混乱の解消については、県公安委員会、警察署と密接な連携を保ちながら、早急な対応を図る。また、公共輸送機関の協力を得て輸送機能の確保を図る。

5　**通信機能の確保**《消防局防災課》

無線通信機能の確保に万全を期するとともに、電話通信機能の確保については、西日本電信電話㈱に対して、関係機関・部局等への臨時回線の設置、また、市民が使用できる臨時公衆電話の設置等を要請する。

⑴　特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要　　請　　先	応　　答　　先
082-505-4800	ＮＴＴ西日本広島支店災害対策室

⑵　臨時電話（有償）の申込み

30 日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区　　分	申込み先ダイヤル番号	応　　答　　先
臨時電話等	１１６	１１６センタ

※　一般の電話申込みもこの番号である。

⑶　臨時携帯電話（有償）の申込み先（ＮＴＴドコモ）

臨時携帯電話の申込み先	電　　話　　番　　号
ドコモ　モバイル	０８２－５０１－２１２７

6　**医療機関の機能確保**《健康福祉局保健医療課》

医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。また、民間医療機関については、県、医師会、病院協会の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

7　**要配慮者対策**《健康福祉局健康福祉企画課、高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課》

要配慮者については、次により二次的な被害の防止を図る。

⑴　戸別訪問、電話等による安否確認

⑵　非常通報装置等の機能確認

⑶　近隣居住者、自主防災組織への支援協力要請

⑷　救護のための職員等の派遣

⑸　社会福祉施設等の状況の把握

8　**衛生対策**《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課、各区生活衛生担当》

停電・断水等に伴う食品衛生上の注意を市民に呼びかけるとともに、食品取扱い施設、流通食品等の衛生監視・指導並びに環境衛生の監視・指導を徹底する。

9　**清掃対策**《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・業務第二課》

災害により副次的に生じたごみ及びし尿の収集、運搬、処分については、本章第 15 節「清掃対策」に定めるところにより、迅速な対応を図る。

10　**文教対策**《教育委員会健康教育課》

信号機の停止に伴う児童生徒の通学時の安全確保を図るため、主要交差点での交通安全指導等必要な対応を行う。

11　**消防・救急救助体制の強化**《消防局警防課・救急課・予防課》

出動体制の強化、通信連絡機能の確保、貯留水利の確保により災害対応に万全を期する。

また、警戒巡視の実施により出火防止を図るとともに、医療機関と密接な連携を保ちながら、救急救助事案への迅速な対応を図る。

12　**食料品・生活関連用品の確保**《市民局消費生活センター、経済観光局経済企画課・中央卸売市場》

⑴　食料品及び照明器具、乾電池、燃料等の確保並びに安定供給について関連業者への協力要請、指導を行うとともに、便乗値上げ等への監視体制を強化し、その防止を図る。

⑵　食料品の確保が困難な市民に対しては、食料品の供与等の便宜を図る。

13　**支援協力の実施**《各関係課》

⑴　防災関係機関等への支援協力

電力施設のほか、医療機関や社会福祉施設など、その機能の維持・確保、災害復旧が早急に必要なものについては、本市の保有する資機材等の貸与、職員の派遣等による支援協力を積極的に実施する。

⑵　市民への支援協力

災害復旧及び市民生活の安定化を図るため早急に実施する必要があるものについては、本市の保有する資機材等の活用､必要資機材の斡旋などの支援協力を積極的に実施する。

14　**広報・広聴活動**《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

広報・広聴活動については、本章第４節「災害広報・広聴の実施」に定めるところにより、適時適切に実施する。

第９節　消防活動対策《消防局総務課・職員課・消防団室・施設課・防災課》

消防の施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災、地震等の災害に係る被害を軽減するため、次に掲げる事項について規定するものとし、その内容は、別に定める広島市消防計画による。

1　消防の組織に関する事項
2　消防力等の整備に関する事項
3　事前調査に関する事項
4　消防職員の訓練・教育に関する事項
5　火災予防に関する事項
6　警報の発令及び伝達に関する事項
7　消防隊の出動態勢に関する事項
8　避難に関する事項
9　救助救急に関する事項
10　応援協力に関する事項
11　その他消防活動に必要な事務に関する事項

（資料編）　広島市消防計画

第 10 節　水防活動対策《消防局防災課・警防課》

洪水又は高潮、豪雨及び津波により生じる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ・土石流等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、次に掲げる事項について規定するものとし、その内容は、水防法の規定により別に定める広島市水防計画（以下「水防計画」という。）による。

1　気象情報、水防情報等の収集及び連絡に関する事項
2　警戒・広報活動、被害状況等の調査・応急工作の実施、水防資機材の整備・運用等水防応急活動に関する事項
3　避難の勧告・指示等及び避難場所の開設等避難対策に関する事項
4　水防訓練及び教育に関する事項
5　その他水防活動に必要な事務に関する事項

第 11 節　救難対策

災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防対策マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。

第１　被災者の救出《各消防署》

災害の程度	実　施　内　容	実施担当機関
通常の場合	住民の生命、身体及び財産に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察の協力の下に行う。
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同　　上

第２　水難救助の措置《各消防署》

本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。

第 12 節　医療・救護対策

災害時において、医療体制の混乱、傷病者の多数発生等により受療の機会を失った被災住民に対して、応急的に医療又は助産活動を実施する。

第１　医療救護対策部の設置《健康福祉局保健医療課》

１　設置時期

次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に医療救護対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
⑵　災害対策本部が設置されない場合で、医療救護対策部の設置が必要があると健康福祉局長が特に認めたとき。

２　組織編成及び所管事務

医療救護対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

区　分	所　属　等	担当業務
医療救護対策部長	健康福祉局長	・総括
同副部長	保健部長	・医療救護対策部長の補佐
同構成員	保健医療課 地域コーディネーター※	・医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供 ・医療救護班等の編成及び活動 ・ＤＭＡＴの活動支援 ・医療機関等への応援要請

※　**地域コーディネーター**
県の要請に基づき県医師会があらかじめ任命する、地域の緊急医療に精通した医師
市町村災害対策本部に参画し、災害時の医療救護活動が円滑に行えるようサポートする。

第２　医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供《健康福祉局保健医療課》

１　健康福祉局長は、医療機関の被災状況について、県や市域医師会から情報収集を行い、次の情報を関係機関に提供する。

⑴　診療の可否
⑵　後方支援の可否（災害拠点病院、救急告示医療機関等）
⑶　搬送を要する患者の有無
⑷　医薬品等の備蓄状況
⑸　ライフライン等の状況

２　健康福祉局長は、搬送を要する患者を確認した場合、速やかに消防局長に連絡する。

第３　医療救護班等の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。なお、医療救護班の編成にあっては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請する。

１　医療救護班等の編成機関及び編成班数

区　分	編　成　機　関	編成班数	事務担当	摘　　要
医療救護班	広　島　市　民　病　院	3	広島市立病院機構	広島市民病院については、３班編成のうち１班は助産救護班とする。
	舟　入　市　民　病　院	2		
	安　佐　市　民　病　院	2		
	リハビリテーション病院	1		
医療支援班	中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	
	東区　　〃	1	〃	
	南区　　〃	1	〃	
	西区　　〃	1	〃	
	安佐南区　〃	1	〃	
	安佐北区　〃	1	〃	
	安芸区　　〃	1	〃	
	佐伯区　　〃	1	〃	
	精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。

（備考）①　上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。
②　健康福祉局保健医療課は、各班の取りまとめを行う。

２　医療救護班等の編成基準

区　分	構　成　単　位　例
医療救護班	１班当たり医師１名、看護師又は助産師１～２名、事務職員１名 （状況に応じて薬剤師１名を加える。）
医療支援班	１班当たり医師１名、保健師１～２名、事務職員１名

3　医療救護班等の活動範囲

区　分	活　動　範　囲	摘　　要
医療救護班	ア　処置、手術、その他の治療 イ　診察･トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ　薬剤又は治療材料の支給 エ　病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ　看護の実施	助産救護班は、分べんの介助及び分べん前後の処置等を行う。
医療支援班	ア　応急処置 イ　診察･トリアージの実施（治療及び搬送優先順位の選別） ウ　薬剤又は治療材料の支給 エ　病院又は診療所への収容（消防局救急隊等への引継） オ　看護の実施	

4　医療救護班等の装備する医薬品・衛生材料等

⑴　医療救護を円滑に実施するため、医療救護班等の各編成機関は医薬品・衛生材料等の備蓄を行う。

⑵　医療救護班等が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄・保有するものを使用する。

⑶　健康福祉局長は、医薬品･衛生材料等に不足が生じた場合は、関係機関と連絡をとり、次の優先順位により速やかに調達する。

優先順位	供　給　元	備　考
1	市立病院機関が備蓄するもの	供給元の診療に支障の出ない範囲に限る。
2	県が備蓄するもの	現物備蓄及び流通備蓄
3	関係機関から応援を受けるもの	「第 25 節　応援要請及び協力要請」参照

5　医療救護資機材の調達・輸送

区　　分	調　　達	輸　　送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 （広島市民病院、舟入市民病院、安佐市民病院、リハビリテーション病院、各保健センター、精神保健福祉センター）	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6　救護活動

⑴　健康福祉局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるときは、医療救護班及び医療支援班に出動を命じる。

出動を命じられた医療救護班については健康福祉局長の指示に、医療支援班については災害が発生した区の災害対策本部長の指示に従う。

⑵　大規模災害発生時には、医療救護班等の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班等を編成し、医療救護活動を行う。

7　救護所の設置

⑴　健康福祉局長は、区災害対策本部長と協議し、避難場所その他必要と認められる場所に救護所を設置する。

⑵　区災害対策本部長は、救護所が設置された場合は、住民に対し救護所開設の広報を行う。

8　救護の方法

⑴　医療救護班等による救護

ア　医療救護班等は、初期救急医療等を行う。さらに治療等の必要な傷病者は、災害拠点病院等へ搬送する。

イ　医療救護班等の活動場所は、災害発生直後においては、災害現場に設置された救護所や患者の集中する医療機関等を中心とし、その後は、避難所等に設置された救護所を中心とする。

⑵　災害拠点病院等への搬送体制

健康福祉局長は、災害発生後速やかに、傷病者の搬送先となる災害拠点病院等の情報を収集し、消防局長や区災害対策本部長と協力して、搬送体制を整備する。

⑶　災害拠点病院等への搬送

ア　災害拠点病院等への傷病者の搬送は、消防局救急隊等により行う。

イ　消防局救急隊等による車両搬送が困難であり、航空搬送が有効と判断される場合は、消防局航空隊等により行う。また、海上搬送が有効と判断される場合は、消防局の船艇等により行う。

ウ　健康福祉局長は、消防局救急隊等ではその活動が十分に行えない場合、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

⑷　緊急に対応を要する個別疾患患者の救護

人工透析等に必要な医療情報を提供し、受療の確保を図る。

第４　災害拠点病院《健康福祉局保健医療課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

1　災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。

2　平常時において、防災関係機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。

3　発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、当該施設の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。

4　機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点病院に応援を要請するものとする。

5　自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入れに対応するものとする。

第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局保健医療課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

1　健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請を行う。

2　災害拠点病院（広島市民病院・安佐市民病院）は、県の指定するＤＭＡＴの拠点本部となる場合には、統括ＤＭＡＴを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、ＤＭＡＴの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。

3　健康福祉局長は、県からの要請に基づき、ＤＭＡＴの活動支援を行う。

ＤＭＡＴの拠点本部となるべき前線の災害拠点病院が、その機能を十分に果たせない場

合、本節第１により設置する医療救護対策部において、統括ＤＭＡＴの受入れなどを行う。

第６　医療機関等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課・保健医療課、消防局防災課・警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本市の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第５によりＤＭＡＴの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要　請　機　関	要 請 内 容	摘　　要	連 絡 担 当 課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編 3-12-1 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康福祉総務課）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康福祉総務課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 健康福祉企画課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・医師等の派遣 ・被災者の収容 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「市内医師会との協定書」という。資料編参考 19）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 保健医療課
安佐医師会 安佐南区八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5－13 823-4931			
広島市歯科医師会 中区富士見町 11-9 244-2662	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与		
安佐歯科医師会 安佐南区西原 9-19-24 874-4188			
安芸歯科医師会 安芸郡海田町新町 19-10 822-9009			
佐伯歯科医師会 佐伯区城山 1-15-8 921-2652			
広島市薬剤師会 中区富士見町 11－42 244-4899	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与		
安佐薬剤師会 安佐南区相田 1-10-15 （相田薬局内） 878-2525			
安芸地区薬剤師会 安芸郡府中町青崎南2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957			
災害医療派遣チーム（DMAT）	医療・救護全般	「第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	
広島県看護協会 中区広瀬北町 9－2 293-3362	看護師・助産師等の派遣		
国及び地方公共団体	医療・救護全般 （原則として、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合）		消防局 防災課
陸上自衛隊第 13 旅団 安芸郡海田町寿町 2-1 822-3101		県（危機管理課）を通じて要請。ただし、県に要請できない場合は、本市より自衛隊に状況を通知し、事後速やかに県知事に要請した旨を連絡	
海上自衛隊呉地方総監部 呉市幸町三丁目 8-1 0823-22-5511			

（資料編）　３－12－１　救急告示病院等一覧表

参考 19　広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

第 13 節　遺体の捜索・処理及び火葬対策

災害により行方不明又は死者が多数発生した場合において、遺体の捜索・収容、検視場所の確保等及び遺体安置所の開設等必要な応急対策を講じる。

第１　遺体の捜索・収容《各区市民課・保険年金課・生活課、各消防署》

１　捜索の対象

捜索の対象は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）とする。

２　収容の対象

収容の対象は、災害により死亡した者のうち、次の一に該当する遺体とする。

⑴　身元不明の遺体

⑵　遺体引受人（遺体を引き取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない死体

⑶　住家の倒壊その他の理由により、自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理・火葬）の要請があった遺体

⑷　その他区災害対策本部長が特に必要と認める遺体

３　行方不明者・死者の届出の受理等

行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区災害対策本部において受理し、住所、氏名、年齢、性別、着衣等必要な事項について、行方不明者等受付簿（様式３－13－１）により記録する。

４　行方不明者の捜索活動

行方不明者の捜索活動は、消防局、消防団、区災害対策本部等及び県警察、海上保安庁等の関係機関が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、自主防災組織等の協力を得て、可能な限り早期の収容に努める。

５　遺体発見時の措置

人命救助、救急活動及び行方不明者の捜索中に遺体を発見したときは、区災害対策本部に連絡し、併せて所轄警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）に連絡するとともに、身元確認を行う。

６　死体調書の作成

区災害対策本部は、死体調書（様式３－13－２）に、遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る。）、遺体の性別、身長、着衣、所持品等を詳細に記録する。

第２　検視場所の確保等《各区市民課・保険年金課・生活課》

災害により多数の死者が発生した場合、区災害対策本部長は遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

第３　遺体安置所の開設及び管理《各区市民課・保険年金課・生活課》

１　災害により多数の死者が発生し、遺体の収容・安置が必要なときは、区災害対策本部長は、公共施設等に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。

２　区災害対策本部は、遺体安置所の維持・管理等に必要な資材等の購入を行う。

３　遺体安置所に派遣された職員は、次のように遺体の収容・管理を行う。

⑴　遺体を収容するに当たり、多数死体調査調書及び所持品等を併せて引き継ぐとともに、遺体に氏名又は符号を記載した名札を付し、他と混同しないよう明示する。

⑵　調査（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）と連絡を取り、調査（検視）を受け、検案を行う。

⑶　身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として上半身の写真を撮る。

⑷　調査（検視）・検案の済んだ遺体は、感染症の予防等に配意し、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。その後に遺体を納棺し、安置する。

⑸　遺族等から遺体引受けの申出があった場合は、調査（検視）・検案が終了した後に所持品等とともに引き渡す。

⑹　調査（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区長が身元引受人となり、死体火葬許可証の交付を受ける。

⑺　遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで一時保存する。

（資料編）　参考 28　災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材等の緊急調達及び供給の協力に関する協定書

第４　遺体の検案《健康福祉局保健医療課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

１　検案班の編成

⑴　災害により死者が多数発生した場合は、県警察と協議のうえ、健康福祉局において、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。

⑵　検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。

⑶　医師が不足する場合は、広島市医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。

２　検案の実施

⑴　身元不明の遺体等収容対象の遺体の検案は、原則として調査（検視）終了後、現場で行うこととする。ただし、現場での検案が困難なときは、別に確保した検視場所又は遺体安置所において実施する。

⑵　上記以外の遺体の検案は、原則として区災害対策本部長からの要請に基づき実施する。

３　検案時の処理事項

遺体の検案に当たっては、死亡診断のほか、必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。

第５　遺体の搬送《健康福祉局環境衛生課、各区市民課・保険年金課・生活課》

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおり行う。

１　区災害対策本部長は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に健康福祉局長に報告する。

２　健康福祉局長は、区災害対策本部長の報告及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を立て、区災害対策本部長に連絡する。

３　区災害対策本部長は、遺体搬送計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送については、原則として遺族に行わせる。ただし、その手段がない場合は、区災害対策本部長が民間葬祭業者等に委託して行う。

４　遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。

５　健康福祉局長は、民間葬祭業者等の搬送が困難な場合は、県と連携し、周辺市町村等への協力を依頼する。

第６　遺体の火葬《健康福祉局環境衛生課》

遺体の火葬は、次のとおり行う。

１　遺体は、原則として死体火葬許可証に基づき火葬する。

死体火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は死体検案書により火葬する。

２　身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、区長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬する。

なお、火葬した後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、区長に引き渡し、区長は当該遺骨を保管する。

3　火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場を使用する。

永安館、西風館、可部火葬場、湯来火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合には、健康福祉局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

様式３－13－１　行方不明者等受付簿

<table>
<tr><td>種　別</td><td colspan="5">1　行方不明者　　2　身元不明の死体　　3　死体引受人のない死体　4　その他</td><td>受付
番号</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td>性
別</td><td></td><td>年
齢</td><td>歳位</td><td colspan="2">受付者
氏　名</td></tr>
<tr><td>本　籍</td><td colspan="5"></td><td colspan="2" rowspan="3">届出人
（氏名）

（住所）

（電話）</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>死体の
現　場</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="8">識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）</td></tr>
<tr><td>種　別</td><td colspan="5">1　行方不明者　　2　身元不明の死体　　3　死体引受人のない死体　4　その他</td><td>受付
番号</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td>性
別</td><td></td><td>年
齢</td><td>歳位</td><td colspan="2">受付者
氏　名</td></tr>
<tr><td>本　籍</td><td colspan="5"></td><td colspan="2" rowspan="3">届出人
（氏名）

（住所）

（電話）</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>死体の
現　場</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="8">識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）</td></tr>
</table>

様式３－13－２　死体調書

番　号

捜索収容者	所属・機関等名　　代表者 氏　名							
死体の種別	1　身元不明の死体　　2　死体引受人のない死体　　3　その他							
死体発見日時	年　　月　　日　　時　　分							
死体発見場所								
死体の身元	本　籍							
	現住所							
	氏　名		身元不明者の符号		性別	男・女	年齢	歳位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺族その他の関係者	現住所	（電話）						
	氏　名	（死者との続柄）						
	死体の引受け	可　‥　不可　　（引渡し　　年　　月　　日）						
	遺骨の引取り	可　‥　不可　　（引渡し　　年　　月　　日）						
調査(検視)日時	月　　日　　時　　分　（調査(検視)者　　）							
検案日時	月　　日　　時　　分　（検案医師　　）							
火葬許可証交付日	年　　月　　日							
火葬日	年　　月　　日							
（所持品の処理）								
（備考）								

（死体発見現場の概略図）

＊　写真は裏面に貼り付けてください。

第 14 節　防疫及び保健衛生対策

災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、感染症のまん延の防止、被災者の健康管理、食品等の衛生の確保、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。

第１　防疫対策

１　防疫対策本部の設置《健康福祉局保健医療課》

⑴　設置時期

次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に防疫対策本部を設置する。

ア　災害対策本部が設置され、防疫の必要性があると市長が認めたとき。

イ　災害対策本部が設置されない場合で、防疫の必要性があると健康福祉局長が認めたとき。

⑵　組織編成

防疫対策本部の組織編成は、次のとおりとする。

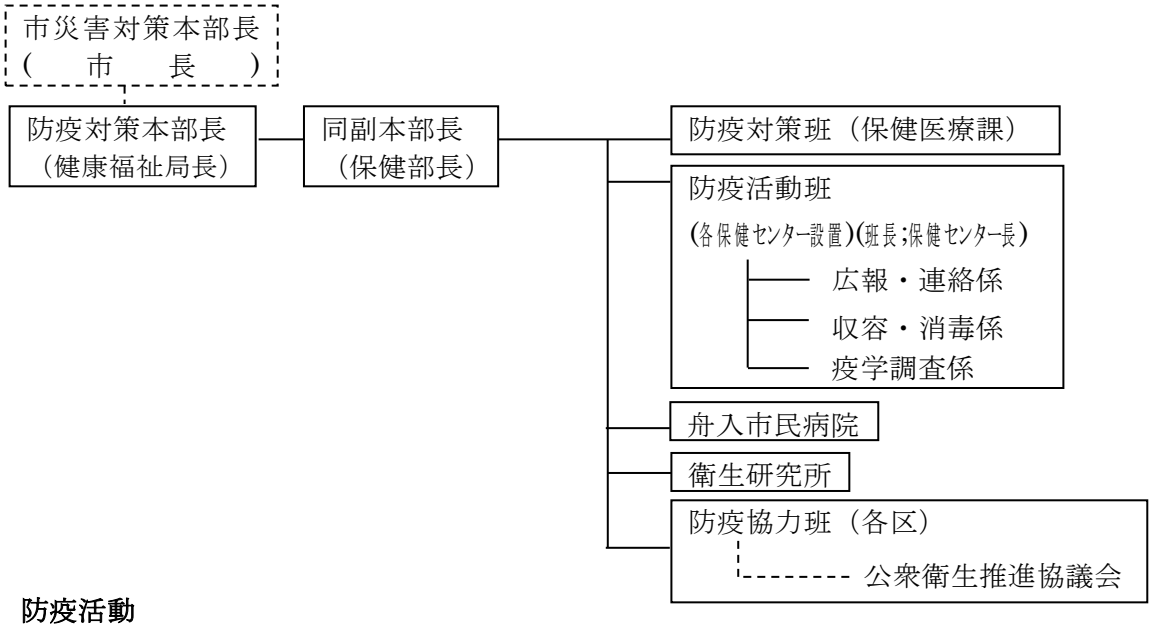

２　防疫活動

⑴　防疫対策班《健康福祉局保健医療課》

防疫対策班は、舟入市民病院、衛生研究所、各区役所の連絡調整を行う。また、各保健センター防疫活動班からの要請により資機材・薬品の調達、他の保健センター防疫活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県、自衛隊、厚生労働省への応援要請を行う。

なお、感染症患者の多発により、舟入市民病院へ入院できない場合は、他の医療機関へ入院措置を行う。

⑵　防疫活動班《健康福祉局各保健センター》

防疫活動班は、次の係を編成し、防疫活動を実施する。

ア　広報・連絡係

(ｱ) 感染症まん延防止のため、その予防方法等について広報活動を行う。

(ｲ) 感染症予防に必要な資機材・薬品の確保、防疫活動に必要な人員の派遣要請、区への協力要請を行う。また、消毒薬品の配布については、区を通じ公衆衛生推進協議会等へ配布する。

イ　収容・消毒係

(ｱ) 患者が発生した場合は、直ちに保健センター長の指示に基づき、舟入市民病院又はその他の適当な施設へ入院勧告（措置）を行う。

(ｲ) 患者家屋、患者発生場所、感染症発生のおそれのある場所（避難場所等）の消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、原則として１班２名編成で行う。

ウ　疫学調査係

感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路、接触者状況の調査、及び接触者、感染症の患者と思われる者、感染のおそれのある者について検便採取、健康状態のチェック等を実施する。疫学調査の実施に当たっては、原則として１班２名編成で行う。

⑶　舟入市民病院

感染症患者の入院・治療を行う。

⑷　衛生研究所

保健センター防疫活動班から運搬された検便等の検査を実施し、直ちに結果を防疫活動班に還元する。

３　資機材・薬品等の備蓄

防疫活動の初期に使用する資機材及び薬品等については、各保健センターに備蓄しておく。

４　関係機関への協力要請等

要請機関	要請内容	連絡担当	備考
陸上自衛隊	衛生隊の派遣	消防局防災課	県（危機管理課）を通じて要請
公衆衛生推進協議会	消毒活動	保健センター　→　区役所	消毒薬を供与
広島県	防疫活動要員の派遣	健康福祉局保健部保健医療課	
県内市町	防疫活動要員の派遣		
他の政令指定都市	防疫活動要員の派遣		
他の都道府県	防疫活動要員の派遣		
国（厚生労働省）	隣接県の防疫員の派遣		

５　予防接種

インフルエンザ等感染症がまん延するおそれがある場合は、広島県と協議のうえ予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく臨時の予防接種について、これを実施する。

第２　被災者の心身の健康管理《健康福祉局保健医療課・各保健センター、こども未来局こども・家庭支援課》

生活状態の悪化による疾病の発生や慢性疾患の増悪の可能性が高くなることを踏まえ、市民の健康を維持・管理するための保健活動は、次のとおりとする。

１　保健活動の範囲

⑴　在宅におけるひとり暮らし高齢者や要介護者・要介護高齢者・障害（児）者・難病患者等の安否確認と訪問指導

⑵　避難場所及び応急仮設住宅における要配慮者等に対する相談支援や保健指導

⑶　避難場所及び応急仮設住宅における衛生環境の整備及び被災者の健康調査と必要な処置

⑷　市民の医療・保健ニーズの把握とそれに基づいた保健指導

ア　疾病の予防・健康の保持増進のための健康教育や健康相談等

イ　エコノミークラス症候群等災害の二次被害防止のための正しい知識の普及等

ウ　被災者のストレスに対する心のケアと心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対し、専門家による心理的なカウンセリングの実施

エ　孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援

２　保健対策班・保健活動班の編成

防疫対策本部の中に、保健対策班（保健部保健医療課）及び保健センター保健活動班（各保健センター）を組織する。

保健対策班は、防疫対策班とともに各区との連絡調整や、他の保健センター保健活動班への派遣要請及び県、県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等への保健活動要員の派遣要請を行う。保健センター保健活動班員は、保健師・栄養士等とし、必要に応じ医療支援班員とする。

第３　食品衛生・環境衛生の監視《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課》

衛生状態の悪化等により危害の発生するおそれのある飲食、理容業・美容業、公衆浴場業及び旅館業の営業等について、衛生状態による危害発生等を防止するための監視活動等は、次のとおりとする。

１　食品衛生監視の活動範囲

避難場所・臨時営業施設等に対する監視指導

⑴　食品の取扱いに関する指導及び不良食品の排除

⑵　消毒器具、消毒液等の衛生機材の確保

⑶　食品衛生上の注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発

⑷　食中毒発生時の調査・指導

２　環境衛生監視の活動範囲

⑴　避難場所等における飲料水の衛生指導

ア　次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保

イ　飲料水に関する注意事項の広報紙・ラジオ等による啓発

ウ　貯水槽の浸水汚染の調査・指導

⑵　避難場所・臨時営業施設等における理容師･美容師への衛生指導

ア　使用器材の消毒等の指導

イ　従事者等の手指消毒の指導

⑶　引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導

⑷　公衆浴場への指導・支援

ア　被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導

イ　建築専門家との合同調査に基づいた応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

⑸　宿泊施設の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

３　緊急時の営業許可・開設届出の取扱い

区分		開設届	営業許可	備考
食品衛生	飲食店営業等		要	食品衛生法に規定する営業を行う場合に限る。
	給食施設		不要	緊急時に設置される仮設設備に限る。
環境衛生	理容業･美容業	不要		施設を設置しない場合に限る。
		要※		施設の所在場所を変更して開設する場合や仮設の場合は該当する。
	クリーニング業	要		施設の所在場所を変更して開設する場合は該当する。
	公衆浴場業		免除	緊急時に設置される仮設設備に限る。
	旅館業		免除	緊急時に設置される旅館施設に限る。

※　被災により施設の所在場所は変更することなく部分使用する場合や仮設使用する場合は、施設基準（作業面積等）の適用は行わない。
なお、本特例の適用については、災害対策本部の解散時期までを目安とする。

4　監視班の編成

原則として、保健所食品保健課・食品指導課及び環境衛生課ごとに編成することとし、班員は食品衛生監視員及び環境衛生監視員とする。

5　その他

検査を必要とする食品等については、衛生研究所で検査を実施する。

また、必要に応じて、水道局等と連携して実施するための連絡調整等を行う。

第４　特定動物の監視《健康福祉局動物管理センター》

市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。

1　監視活動の範囲

⑴　災害発生時における特定動物の飼養状況の監視

⑵　逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報

⑶　逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定

2　監視班の編成

動物管理センターは、特定動物の監視班を編成する。

3　その他

特定動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。

なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。

第５　愛護動物の保護管理《健康福祉局動物管理センター》

動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

第 15 節　清掃対策

被災地域における生活環境を保全するため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集･運搬･処分、生活避難場所等への仮設便所の設置等必要な対策を講じる。

第１　特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課》

1　設置時期

災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは生活避難場所等に多数の仮設便所を設置する必要が生じた場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第６条第１項の規定による一般廃棄物の処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

２　組織編成と所掌事務

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

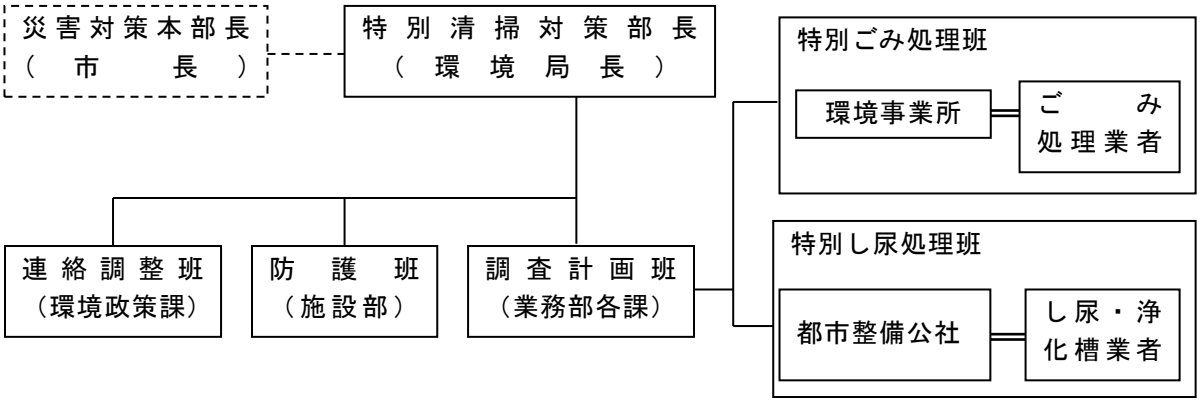

第２　特別清掃活動

１　活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》

⑴　特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設便所の設置並びに一般廃棄物の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。

特別清掃対策部長は、災害により排出された多量のごみの収集・運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。

⑵　特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所や収集方法等について住民に周知を図る。

２　ごみの処理

⑴　ごみの集積《環境局業務第一課・各環境事業所》

排出されたごみは、所定の集積場所に住民の協力を得て集積する。

なお、本市の環境事業所施設等が損傷し、又はその処理能力を超えるごみが生じたときは、特別清掃対策部長は臨時の集積場所を指定する。

⑵　ごみの収集・運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》

集積場に集積されたごみの収集・運搬は、次により「特別ごみ処理班」を編成し行う。

ア　特別ごみ処理班の編成と区域

編成機関		収集・運搬の所管区域	摘要
中環境事業所	委託業者	中区、東区	１　編成数は各地域のごみの排出量に応じて特別清掃対策部長が指示する。 ２　収集・運搬の所管区域は災害状況に応じて特別清掃対策部長が調整する。
南環境事業所		南区	
西環境事業所		西区	
安佐南環境事業所		安佐南区	
安佐北環境事業所		安佐北区	
安芸環境事業所		安芸区	
佐伯環境事業所		佐伯区	

イ　収集・運搬車両

ごみの収集･運搬は､本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、土木業者等へ応援を依頼する。

⑶　ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》

被災地から収集したごみは、本市のごみ焼却施設及び埋立地で処分を行う。

なお、伝染病予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

⑷　アスベストを使用しているごみの収集・運搬・処分

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準」に沿って実施する。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

3　し尿の処理《環境局業務第二課》

⑴　生活避難場所等への仮設便所の設置

特別清掃対策部長は、生活避難場所等に仮設便所設置の必要が生じた場合は、「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」に基づき、仮設便所レンタル業者に対し、所要の仮設便所の確保及び設置の協力を要請する。

設置された仮設便所の清掃等の衛生管理は、原則として、自主防災組織等が中心となって行うものとする。

また、仮設便所を設置するまでの間の避難生活では、原則として、自主防災組織等が中心となって、生活避難場所等に備蓄してある簡易トイレを設置・使用するものとする。

なお、仮設便所設置において、公共下水道接続型仮設トイレ受入施設が整備されている場合は、同施設の使用可否を確認のうえ、同施設に仮設便所を設置するものとする。

また、仮設便所の確保が困難な場合においては、県に対して仮設便所のあっせんを要請する。

⑵　特別し尿処理班の編成

特別清掃対策部長は、浸水地域におけるし尿の応急収集及び生活避難場所等に設置した仮設便所のし尿収集を行うため、次により「特別し尿処理班」の編成を要請する。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">編成機関</th><th>処理区域</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">要請</td><td>（一財）広島市都市整備公社</td><td rowspan="2">浄化槽清掃業許可業者</td><td>中区
東区（旧安芸町を除く。）
南区
西区（新庄町を除く。）</td><td rowspan="3">① 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき、特別清掃対策部長が要請する。
② 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。
③ 東区（旧安芸町）及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。</td></tr>
<tr><td>し尿収集運搬業務委託業者</td><td>西区（新庄町）
安佐南区
安佐北区
佐伯区</td></tr>
<tr><td colspan="2">安芸地区衛生施設管理組合</td><td>東区（旧安芸町）
安芸区</td></tr>
</table>

⑶　し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿処理班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り（５～６割程度）を実施し、各戸の便所の使用を可能とする。

また、生活避難場所等に仮設便所を設置した場合は、生活避難場所等の公衆衛生を保持するため、汲取りを実施する。

⑷　し尿の運搬

し尿の運搬は、（一財）広島市都市整備公社及びし尿・浄化槽業者が保有する車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、関係業者等へ応援を依頼する。

⑸　し尿の処分

被災地から収集したし尿の処分は、本市の西部水資源再生センター及び安芸地区衛生

施設管理組合の安芸衛生センターで行う。なお、各施設の処理能力を超えて搬入された場合は、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。さらに処理能力を超えて搬入された場合は、近隣市町等に処理を依頼する。

4　**有害物質の飛散防止対策**《有害物質の取扱を指導する関係課》

有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

（資料編）　３－15－１　環境事業所施設等一覧表
３－15－２　公共下水道接続型仮設トイレ受入施設整備箇所図
参考 18　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書
参考 47　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

第 16 節　下水道施設応急対策

災害が発生した場合において、雨水・汚水の疎通に支障のないよう下水道施設の応急復旧を行い、平常時の機能を維持する。

第１　**下水道対策部の設置**《下水道局経営企画課》

1　**設置時期**

次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。

2　**組織編成**

下水道対策部の組織編成は、次のとおりとする。

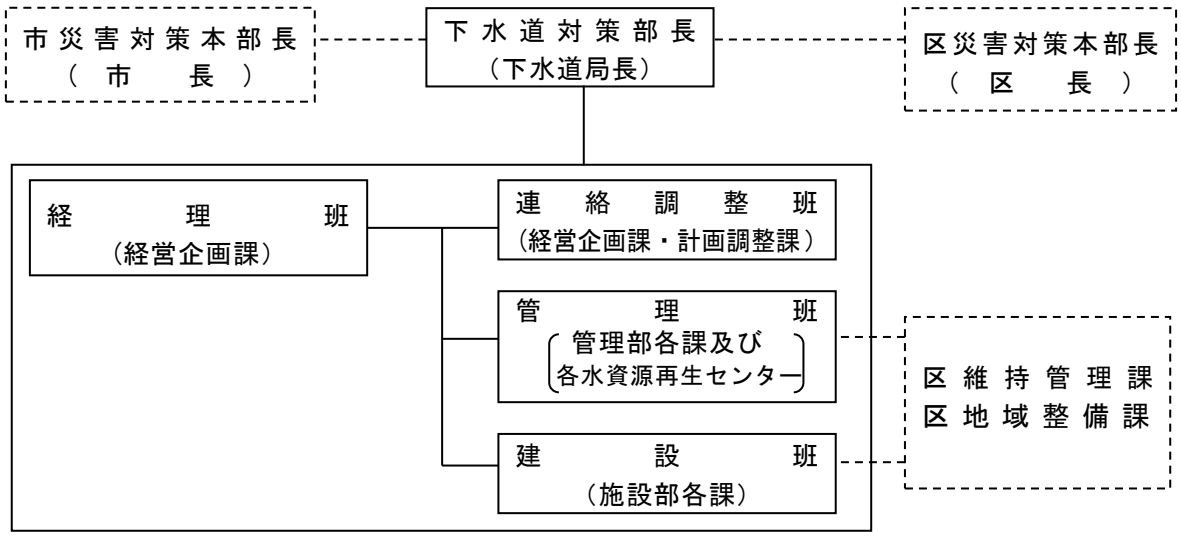

第２　**施設の応急対策**《下水道局維持課・管路課・施設課・各水資源再生センター》

下水道施設の破損は、相当の広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあり、この復旧については、速やかに実施することを基本とし、次の対策を講じる。

1　水資源再生センター、ポンプ場等が停電した場合は、直ちにディーゼル機関直結ポンプ又はディーゼル発電機等の予備動力装置を使用し、下水処理及び排除に万全を期する。

2　使用燃料及び冷却水の緊急確保を図る。

3　下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう、その他の工法等により、浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理及び排除を行う。
4　管渠の破損、水質源再生センター・ポンプ場の機器類等の破損により、排水不能の事態が生じた場合には、移動式ポンプ等により仮排水を行い、応急復旧に努める。
5　多量の塵芥等により、管渠の閉そく又は流下が阻害された場合は、速やかに仮排水等を行い、応急復旧に努める。
6　工事施工中の箇所においては、請負業者とともに工事現場の安全確保及び復旧に努める。
7　施設・地区ごとの応急復旧の優先順位については、ライフライン連絡調整会議において、ライフライン関係機関が協調して応急復旧を行う施設・地区が定められた場合には、その結論に配慮するものとする。
8　応急復旧に必要な最小限の資機材を備蓄しておくものとし、災害の規模により、多くの資機材を必要とする場合には、関係業者から緊急調達を行う。
9　下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ・ラジオによる放送を報道機関に依頼する。
10　その他被害の想定できない事態が発生した場合は、最良の方法を検討し、速やかに応急復旧に努める。

第３　下水のひ門の操作《下水道局維持課・各水資源再生センター》

ひ門の管理者（操作員を含む。）は、河川の洪水等の逆流の防止、若しくは内水の疎通を図るため、水位の変動及び状況に応じて、門扉等の適正な開閉を行う。

第 17 節　輸送対策

災害により道路、橋梁、港湾施設等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全を図るとともに、緊急輸送の確保を図るため、通行の禁止又は通行制限等の交通規制の実施や輸送車両等の確保等必要な対策を講じる。

第１　道路交通応急対策《道路交通局道路管理課・道路課》

1　道路交通規制の実施責任者

災害時の道路交通の規制は、次の区分により行う。なお、道路管理者と警察機関は常に緊密な連絡を保ち応急措置に万全を期する。

実　施　者	範　　囲	根　拠　法
道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第 46 条
公安委員会 警察署長 警　察　官	①　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 ②　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 ③　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	災害対策基本法 第 76 条 道路交通法 第４条、第５条 道路交通法 第６条

2　発見者からの通報等

災害時に道路・橋梁等の交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見し

た者は、速やかに市長又は警察機関に通報するものとする。

この通報による被害が大規模な場合又は道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、本市（道路交通局）は、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所に連絡する。

3　二次災害の防止

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるものとし、特に、危険物の流出が認められたときには、警察及び消防等の関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

4　交通規制の措置要領

各実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努めるとともに、危険な状況が予想され、又は被害が発生した場合は、速やかに次の要領により交通規制を行う。

⑴　道路管理者

災害等により交通施設の危険な状況が予想されるとき、若しくは発見したとき、又は通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を実施する。ただし、市長は、本市以外の者が管理する道路・橋梁施設でその管理者に通知して規制するいとまがない場合は、直ちに警察機関に連絡して道路交通法に基づく規制を実施する等応急措置を講じる。この場合、市長は、速やかに当該道路管理者に連絡して、正規の規制を要請する。

なお、異常気象時等における道路の通行規制・区間については、別に定める要領による。（資料編３－17－２参照）

⑵　警察機関

警察機関は、災害等により道路・橋梁等の危険な状況が予想されるとき、若しくは発見したとき、又は通報等により覚知したとき、並びに災害が発生した場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、速やかに必要な規制を行うものとする。

5　交通規制の実施

⑴　危険箇所の交通規制

ア　道路の破損、欠壊その他の事由により、通行の禁止又は制限をする必要があると認められるときは、道路管理者又は警察機関は、禁止又は制限の対象・区域又は期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、迂回道路等の案内看板を設置して一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

イ　交通規制を行った場合は、標識等を法令に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識等を設置することが困難なときは、適宜の方法により、通行を禁止し、又は制限したことを明示して、必要に応じ警察官等が現場において整理に当たるものとする。

ウ　交通規制を行ったときは、次の事項について報道機関等を通じて一般に周知徹底を図る。

(ｱ) 禁止又は制限の対象

(ｲ) 区域又は区間

(ｳ) 期間及び理由

(ｴ) 迂回路等の状況

エ　災害対策本部等への通報

上記各号により交通規制を行ったときは、市災害対策本部又は消防局防災課に通報する。

⑵　緊急通行のための交通規制

ア　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、その旨の標示及び適当な迂回路を設定する等、直ちに必要な措置を行うものとする。

〈標示〉

（備考）
①　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
②　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
③　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
④　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

イ　本市は、災害時において応急対策に従事する者又は必要な資機材の緊急輸送を実施しようとするときは、次の事項についてあらかじめ県公安委員会に連絡する。

(ｱ) 日時
(ｲ) 種別
(ｳ) 輸送量
(ｴ) 車両の種別
(ｵ) 発着地
(ｶ) 経路
(ｷ) 理由等

⑶　緊急通行車両の確認手続き

ア　災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》

県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を区域又は区間を指定して行った場合、緊急通行車両とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。

(ｱ) 県又は県公安委員会（警察署）に緊急通行車両の証明書及び標章の交付を申請する。
(ｲ) 標章は、当該車両前面の見えやすい箇所に掲示する。

イ　事前届出による確認手続き《消防局防災課》

災害時に緊急通行が必要とされる車両を事前に県公安委員会（警察署）に届け出ることにより、緊急通行車両の確認を迅速・円滑に行うことができる。手続は、次のとおりである。

(ｱ) 対象車両

本市が保有する車両、契約等により常時本市の活動のために専用に使用される車両及び災害時に本市が調達する車両のいずれかに該当し、災害対策基本法第 50 条第１項各号に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両

(ｲ) 事前届出者

関係課長等（庶務担当又は緊急通行に係る業務担当の責任者）

(ｳ) 事前届出先

緊急通行車両として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課

(ｴ) 必要書類

a　当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し）

b　緊急通行車両等事前届出書（２通）

c　自動車検査証の写し

(ｵ)　緊急通行車両等事前届出済証の交付等

緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、紛失防止に配意し，適正に保管しておく。

災害発生時には、緊急通行車両等事前届出済証を県警察本部又は最寄りの警察署等に持参して確認申請を行い、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

〈標章〉

（備考）①　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

②　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

③　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

証明書

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号　　年　　月　　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事　印

公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　用　者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

（上申書作成例）

平成　　年　　月　　日

広島県公安委員会　　様

広島市長　○○　○○

緊急通行車両の確認に係る事前届出について

広島市が所有し、かつ、災害時に災害対策基本法第 50 条第１項各号に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両は次のとおりです。

ついては、当該車両の緊急通行車両等事前届出受理済証を交付していただくようお願いします。

記

１　事前届出車両

普通貨物自動車　○○台　（別紙事前届出車両一覧表参照）

２　送付書類

①　緊急通行車両等事前届出書　各２通（計○○通）

②　輸送協定書の写し　○通

③　自動車検査証の写し　各１通（計○○通）

３　その他

◇　◇

別紙

事前届出車両一覧表

【広島市】

番　号	登録（車両）番号	車両の使用者（氏名）	用　　途 （緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）
1	広島 88 い 1234	広　島　　太　郎	施設応急復旧（法第 50 条第１項第５号）
2	広島 88 い 5678	広島市（総務課長）	防疫（同項第６号）、○○社と契約

※　緊急通行車両等事前届出書の使用者の欄は、当該車両を運転する者又は運転予定の者を記入してください。（運転者が未定の場合は、当該車両を管理する課（係）の責任者の氏名又は職名を記入してください。）

地震防災
災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　　月　　日

広島県公安委員会　殿

届出者住所
(電話)
氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	
	氏　名	
出　発　地		

(注)　この事前届出書は２部作成して，当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上，車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。

地震防災　　第　　号
災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　　月　　日

広島県公安委員会　　印

(注)

1　大規模地震対策特別措置法，災害対策基本法，原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには，この届出済証を最寄の警察本部，警察署，交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し，滅失し，汚損し，破損した場合には，公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

3　次に該当するときは，本届出済証を返還してください。
⑴　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
⑵　緊急通行車両等が廃車となったとき。
⑶　その他，緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考　1　届出者は，氏名を記載し及び押印することに代えて，署名することができる。
　　2　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とする。

6　道路施設の応急復旧活動

⑴　応急復旧順位

災害により道路が被害を受けた場合は、緊急輸送道路（震災対策編　第２章　第９節第７参照）を優先的に応急復旧することとし、必要に応じてその他の道路の応急復旧を行う。

⑵　応急復旧目標

緊急輸送道路は、原則として２車線の通行が確保できるように応急復旧を行う。

⑶　応急復旧方法

ア　路面の亀裂、地割れについては土砂、砕石等を充填する。なお、状況によっては、仮舗装を行う。

イ　路面の大きな沈下については、土砂、砕石等により盛土する。なお、状況によっては仮舗装を行う。

ウ　路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。

エ　がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル、クラムシェル等）により崩壊土の除去を行う。

オ　倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積後、速やかに撤去する。

カ　落橋した場合については、次により応急復旧を行う。

(ｱ) 落橋部分にＨ型鋼を架けわたし、覆工板等により応急復旧する。なお、状況によっては、中間に仮橋脚を設ける。

(ｲ) 上記(ｱ) による方法が困難な場合は、使用できる橋までのう回道路の応急復旧を行う。

（資料編）　３－17－１　道路現況表

３－17－２　異常気象時における道路通行規制要領

参考 24　災害時における公共土木施設等の応急対策の協力に関する協定

第２　海上交通応急対策《広島海上保安部》

1　海上交通規制の実施責任者

災害時の船舶交通等の規制は、次により行う。

区　分	実　施　者	範　　囲	根 拠 法
航　路	広　島　港　長 （広島海上保安部長）	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合	港 則 法 （第 37 条）

2　交通規制の措置要領

広島海上保安部は海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

⑴　航行警報の周知

⑵　漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去

⑶　異常水路の応急的な検測及び周知

⑷　港内における船舶交通の制限又は禁止

⑸　航路標識の応急復旧及び応急標識の設置

3　交通規制時の応急措置

災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物により港内の交通が規制された場合、広島海上保安部等は、障害物除去等により、海上交通の確保を図るものとする。

⑴　港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。

　また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導の下、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出・転落しないよう措置するとともに、災害時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

⑵　広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ､又は生じるおそれがあるときは､速やかに必要な応急措置を講じるものとする。また、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を取るべきことを命じ、又は勧告するものとする。

⑶　広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

⑷　広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに六管区地域航行警報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知するものとする。

⑸　広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、六管区地域航行警報等、安全通報並びに船舶又は航空機による巡回等により速やかに周知するものとする。

4　流木対策《消防局防災課》

災害時において、木材の流出防止、木材係留施設の整備、流出が予想される木材の移転等の実施については、貯木場管理者、木材取引業者及びその他木材に対して直接責任のある者が責務を有するものであるが、流出した木材対策として、市長（広島港域内については広島港長）は、次の措置を講じる。

実　施　要　領		実施担当機関 （根拠法令）
指　示	災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる流木等について、所有者又は管理者に対し、除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。	広島海上保安部 消　防　局 （港則法第 26 条 災害対策基本法 第 59 条）
警戒の区域設　定	流木等により、その区域の住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命じる。	消　防　局 （災害対策基本法 第 63 条）

（貯木場の位置及び管理者は水防計画による。）

5　在港船舶対策《消防局防災課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市は、広島海上保安部長の要請に基づき、物資の調達、人員の動員その他必要な措置について協力する。

第３　緊急輸送対策

災害時における被災者の避難、応急対策に必要な人員及び物資の輸送等の確実を期するため、緊急輸送用車両及び船舶等の確保と、この有効・適切な利用を図る。

１　緊急輸送車両等の確保《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

⑴　本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両による。

⑵　市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、各局等が保有するものにあっては道路交通局が、区が保有するものにあっては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。

なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。

⑶　市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あっせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。

⑷　区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。

⑸　市災害対策本部長は、前記⑶による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、次に掲げる機関に連絡し、あっせんを依頼し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

なお、大規模災害時等においては、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する被災者の運送の要請又は指示について、県に要請する。

輸送機関	協　　力　　機　　関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部
船 舶 輸 送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航 空 輸 送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所

⑹　上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

２　緊急輸送車両等の配車《道路交通局道路管理課》

⑴　市有車両及び民間車両

道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。

⑵　船舶・航空機等

船舶・航空機等については、車両と同様の手続きによる。

なお、船舶等については陸上輸送と接続する場合があるので、調達を依頼した局等及び区災害対策本部の長は、陸上輸送と行き違いのないよう、市災害対策本部と十分連絡調整を図りながら対応する。

３　緊急輸送車両等の燃料の確保《消防局防災課》

緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、広島県石油商業組合に対し協力を要請する。なお不足する場合には、中国経済産業局に必要な措置を要請する。

４　輸送の原則《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

⑴　自動車輸送

災害時における緊急輸送は、原則として自動車輸送とする。従って各関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

⑵　鉄軌道輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は鉄道又は軌道によって輸送することとし、依頼を受けた各関係機関は、必要な対応をするよう努めるものとする。

⑶　船舶による輸送《広島海上保安部、消防局防災課》

ア　広島湾内の被害情報の収集

広島海上保安部及び本市は、大規模災害発生後、直ちに海上から広島湾内の護岸、桟橋等の被害状況及び船舶接岸可能地点、船舶航行の障害物等の調査を行い、相互に情報を提供する。

イ　発着地点の決定

道路・橋梁等の被害又は交通渋滞等のため、陸上輸送よりも海上輸送の効率が良いと認められる場合は、本市は、輸送に係る船舶の発着地点、その他安全かつ効率の良い海上輸送航行について、広島海上保安部と協議のうえ、船舶により被災者、災害応急要員、救援物資、食糧、飲料水等を海上輸送する。

ウ　海上緊急輸送の実施

広島海上保安部は、本市の行う海上緊急輸送に協力するとともに、同輸送が迅速に行うことができるよう他の船舶の航行を誘導又は制限する等の措置を講じる。

⑷　航空機による輸送

災害の状況により、航空輸送を必要とするときに実施する。

5　輸送拠点の開設《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課、消防局防災課》

⑴　輸送拠点

大規模災害時の救援物資の受入等のため、救援物資の受渡し拠点となる候補施設を定め、救援物資の輸送・受入及び被災地への配送の迅速・円滑な実施を図る。

施設名		機能		受入手段			接続する直近緊急輸送道路
		受入	配送	陸	海	空	
集配拠点	広島市民球場(ﾏﾂﾀﾞｽﾀｼﾞｱﾑ)	○	○	○			広島海田線
	県立広島産業会館	○	○	○			国道 2 号
	中小企業会館	○	○	○			草津鈴が峰線、 西 5 区観音井口線
	城南中学校	○	○	○			国道 54 号
	東区スポーツセンター	○	○	○			国道 54 号
	安佐北区スポーツセンター	○	○	○			高陽可部線
	安芸区スポーツセンター	○	○	○			国道 2 号
	広島サンプラザホール	○	○	○			草津鈴が峰線、 西 5 区観音井口線
東部市場		○	○	○			国道 2 号
中央市場・草津岸壁・草津漁港		○	○	○	○		草津鈴が峰線
広島ヘリポート		○				○	南観音観音線
広島港宇品地区・宇品内港地区		○	○		○		国道 487 号
太田川河川敷		○				○	国道 54 号

※「中央市場・草津岸壁・草津漁港」及び「広島港宇品地区・宇品内港地区」は、それぞれ一つの輸送拠点として集配を行う。

⑵　輸送拠点の開設

市災害対策本部は、輸送拠点を開設するときは、関係機関等に通知するとともに、配送等に要する人員・車両等を確保する。

（資料編）　３－17－３　広島市有自動車等一覧表
参考 20　災害時における緊急輸送の協力に関する協定（トラック輸送）
参考 21　災害時における緊急輸送の協力に関する協定（バス輸送）
参考 22　災害時における船舶輸送に関する協定
参考 23　大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定

第 18 節　警備対策《県警察本部》

県警察は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生するおそれがある場合には早期に警備体制を確立して、情報の収集に努め、災害発生時には住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした警備活動を実施する。

第１　災害警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、概ね次のとおりとする。

種　別	基　　準	活　動　内　容
災害警備情報連絡室	災害が発生するおそれがあるが、差し迫ってはいない場合など、警備実施活動に必要な準備を行う余裕のある場合	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により災害警備対策室又は災害警備対策本部に迅速に移行できる体制とする。
災害警備対策室	短時間に災害が発生するおそれがある場合など、十分な注意と警戒を必要とする場合	情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに災害警備対策本部に切り替える体制とする。
災害警備対策本部	災害により既に相当な被害が発生し、又は被害の拡大が予想される場合	一切の災害警備活動の実施

第２　災害警備活動

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じて所要の部隊編成を行い、概ね次の警備活動を行う。

1　災害情報の収集及び伝達
2　被害実態の把握
3　被災者の救出・救助等の措置
4　避難路及び緊急交通路の確保
5　交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
6　行方不明者の捜索及び死体の調査・検視
7　危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
8　不法事案の予防及び取締り
9　被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
10　広報活動
11　関係機関の災害救助及び復旧活動に対する協力

第 19 節　住宅等応急対策

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、応急仮設住宅を建設するとともに、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力によって応急修理ができない者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

第１　応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課》

１　建設の決定

応急仮設住宅の建設は、市災害対策本部長の決定に基づき都市整備局が建設する。

２　建設方法

応急仮設住宅は、災害救助法に準じ建設する。ただし、災害救助法が適用された場合は県知事が建設する。なお、県知事が直接建設することが困難な場合は、市長がその委任を受けて建設する。

⑴　建設戸数

全壊全焼世帯数の 30%の範囲内とする。ただし、これによりがたいときは、市災害対策本部長の決定に基づき、必要な戸数を建設する。

⑵　建設基準

ア　構造及び規模

軽量鉄骨プレハブ造・連戸式

１戸当たり規模　29.7 ㎡（9 坪）を基準とする。

イ　住宅の概要

間取り	4.5 ＋６帖（タタミ数）、押入、台所（流し取付）、便所、ユニットバス（ＵＢ）
基　礎	柱下コンクリートブロック据付又は木杭打
屋　根	鉄板葺、下地木製パネル
外　壁	鉄板張、下地木製パネル
建　具	木製建具（内部）、アルミサッシ（外部）
内　部	床：和室…タタミ敷、台所…ベニヤ板張り 12m/m＋ビニールシート張り 壁：ベニヤ板、一部フレキシブルボード張り 界壁：石膏ボード 12.5m/m（両面張）＋ベニア板、グラスウール 天井：ベニヤ板張り、一部フレキシブルボード張り
電　灯	和室２灯、台所・便所・ＵＢ各１灯、計５灯
その他	コンセント９か所、換気扇３か所、テレビ端子・電話引き込み口各１か所
給　水	共同水栓…４戸当たり１か所
設　備	給排水：台所、便所、ＵＢ、屋外洗濯機置場 給湯：台所、ＵＢ（給湯器１台） ガス：台所（二口ガスコック１個、ガスコンロ１台） 衛生器具：洋風大便器・洗面器各１か所 冷暖房：ルームエアコン和室１か所

ウ　工事費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

⑶　着工時期

原則として災害発生の日から 20 日以内とする。

３　建設予定地

⑴　応急仮設住宅は、あらかじめ把握している建設可能用地の中の適地（公園その他公有地）に建設する。ただし、これによりがたい場合には、市災害対策本部長が決定した用地とする。

⑵　建設予定地は、応急仮設住宅の建築面積の２倍程度とし、当該予定地については、財政局（管財課）及び都市整備局が協議して選定する。

４　応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、応急仮設住宅の管理を行う。

⑴　供与の期間

供与の期間は、災害救助法の定める２年以内で、必要な期間とする。ただし、特別の事情がある場合には、市災害対策本部長が決定した期間とする。

⑵　入居者の決定

応急仮設住宅の供与対象者のうち、住宅の必要度の高い順に、抽選その他の方法により入居者を決定する。

第２　一時的な収容施設の供与《都市整備局住宅政策課》

市長は、市営住宅の空家を、応急仮設住宅の供与対象者に一時的な収容施設として可能な限り供与するとともに、他の地方公共団体や企業等に対し、その所有する住宅・寮及びその他宿泊施設を、一時的な収容施設として可能な限り提供するよう協力要請する。

第３　住宅の応急修理《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法が適用された場合には、市長は県知事の委任を受けて、県知事の定める基準に基づき、その他の場合には、これに準じて住家の応急修理を行う。

１　対象住宅の調査及び決定

対象住宅の調査及び決定については、県知事の定める危険住宅判定調査・修理対象基準により決定する。

２　応急修理戸数等

⑴　戸数

災害救助法が適用された場合には、県知事が決定した配分戸数とし、その他の場合には、市災害対策本部長が必要と決定した戸数とする。

⑵　修理費の限度額

災害救助法に規定する限度額とする。

⑶　実施期間

災害発生の日から１か月以内とする。

第４　被災建築物に関する指導・相談《都市整備局建築指導課、各区建築課》

被災建築物の復旧等に関する技術的指導及び融資に関する相談を行うため、その窓口を市役所本庁及び必要な区役所に設置する。

第５　被災宅地の応急危険度判定《都市整備局宅地開発指導課》

本市は、災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、宅地の危険度判定を実施し、二次災害を防止又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。

また、被災状況に応じ必要と認められる場合には、県に対して当該資格職員の派遣等を要請する。

第 20 節　公共施設等応急対策《市有建築物管理担当課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市が管理又は運営し多数の者が利用する公共施設等における被害を最小限にとどめるための必要な対策を講じる。

第１　応急対策の実施

公共施設等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき応急対策として概ね次の事項について、あらかじめ計画を作成・習熟のうえ、これに基づき適切に対処する。

１　利用者の安全対策
２　出火防止措置
３　避難誘導
４　施設の点検
５　被害状況の報告
６　二次災害の防止措置
７　施設の開閉基準
８　その他必要と認める応急対策事項

第２　情報の収集及び連絡

１　情報の伝達等

公共施設等の所管局等は、気象情報等を所管施設に伝達するとともに、施設の特殊性や状況に応じて必要な指示を行い、施設の状況把握に努める。

２　被害状況の報告等

公共施設等の管理者は、施設に被害が発生した場合、利用者の安全対策に万全を期すとともに、所管局等へ直ちに状況報告を行う。

公共施設の所管局等は、災害対策本部に報告する。

３　応急復旧

公共施設等の管理者は、被災状況を調査し、速やかに応急復旧を図る。

第３　市民への広報等

本市及び公共施設等の管理者は､施設に被害が発生し､又は発生するおそれのある場合は、施設の利用者及び市民に対し広報する等必要な措置を講じる。

第４　避難場所としての対応

施設が避難場所となる場合は、区災害対策本部と連携し、避難場所として十分な対応を図る。

第 21 節　文教対策

災害が発生した場合には、園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、文教施設の保全、応急教育の実施等必要な措置を講じる。

また、災害時において、学校や社会教育施設が被災者の避難場所として使用されることとなった場合、学校教育等に支障を及ぼさないよう適切な運用に努める。

第１　文教対策部の設置《教育委員会総務課》

１　設置時期

次のいずれかに該当するときは、教育委員会に文教対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されない場合で、文教対策部の設置の必要があると教育長が特に認めたとき。

２　組織編成及び所掌事務

文教対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

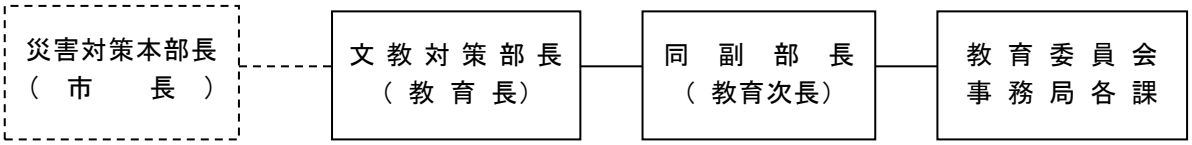

第２　学校教育における応急対策

１　学校施設の管理に係る応急措置《教育委員会施設課・各学校》

⑴　災害が発生した場合、学校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育長に報告する。

⑵　教育長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

２　生徒等の措置と応急教育の実施《教育委員会施設課・学事課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》

⑴　生徒等の措置

ア　震度４以下の地震発生の場合

地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、学校長は、教育長からの指示により、又はそれが不可能なときは学校長の判断により、下記の措置を講じる。

(ｱ)　あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。

(ｲ)　授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。

(ｳ)　被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、通学路の状況について把握し生徒等の安全対策を図るものとする。

(ｴ)　災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。

(ｵ)　地震災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡が取れないなど生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

イ　震度５弱以上の地震発生の場合

市域において「震度５弱」以上の地震が発生した場合は、上記ア(ア)(イ)(エ)の措置を講じるとともに、全ての学校（幼稚園）において下記の対応とする。

※　市内の一つの区でも「震度５弱」と出れば、市立全校（園）で同じ対応とする。

(ｱ) 臨時休校（園）について

校種	申し合わせ事項
幼稚園 小学校 中学校 高等学校（全日制） 特別支援学校	17 時から 24 時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。 0 時から 8 時 30 分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。
高等学校（定時制）	各学校の取り決めによる。

(ｲ) 生徒等の下校について

「登校中に地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に地震が発生した場合」、「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」は、下記のとおりとする。

校　種	申し合わせ事項
幼稚園 小学校 中学校	保護者が引き取りに来るまで、生徒等を学校（幼稚園）等所定の避難場所に待機させる。 引き取り開始時刻は、各学校（幼稚園）で定める。
高等学校（全日制）	原則として、保護者が引き取りに来るまで、生徒を学校に待機させる。 引き取り開始時刻は、各学校で定める。 （方法は、各学校と保護者で協議する。）
高等学校（定時制）	各学校の取り決めによる。
特別支援学校	保護者が引き取りに来るまで、児童・生徒を学校等所定の避難場所に待機させる。 引き取り開始時刻は、学校で定める。

⑵ 応急教育の実施

学校長は、校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し、あらかじめ作成された応急教育計画に基づき、授業を実施するよう努める。この場合において、市教育委員会は学校長の要請に基づき、応急教育実施場所を別に定めたときは、直ちに学校長に通知する。また、二部授業を行うときは、学校長の報告に基づき、市教育委員会はその旨を県教育委員会に届け出る。

また､応急教育の実施に当たっては､生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

ア　校舎の被害が比較的軽微なとき。

各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ　校舎の被害が相当に甚大なとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ　校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容・方法の指示、家庭訪問、生活指導を行う。

エ　校舎が甚大な被害を受け、復旧に長時間を要するとき

隣接に被害軽微な学校があるときは、その学校において授業を行い、生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に入学をさせ授業を行い、生徒等が集団避難したときは、二部授業又は合併授業を行う。

3　**教科書の調達等**《教育委員会学事課》

災害により教科書をそう失し、又はき損した生徒等に対して教科書が支給されるよう実情調査のうえ、その必要数を特約供給所へ報告し、あっせん又は確保に努める。

4　**教職員の確保**《教育委員会教職員課》

学校施設の被害が甚大で復旧に長時間を要するため、生徒等を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添う。

また、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、教育長は、他校の教職員の臨時的派遣又は補完要員の臨時的任用を行うなど必要な教職員の確保に努める。

5　**学校給食の措置**《教育委員会施設課・健康教育課・教職員課・各学校》

⑴　給食施設・設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。

⑵　給食の実施が可能な学校から給食を再開する。給食の再開に当たっては、施設・設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、感染症のまん延防止等保健衛生対策に万全を期する。

なお、給食施設を被災者炊出し用に使用しなければならなくなった場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

6　**高等学校生徒等の災害応急対策への協力**《各高等学校》

高等学校において、登校可能な生徒を、必要に応じて教職員の指導監督の下に学校の施設・設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導することができる。

7　**授業料等の減免**《教育委員会学事課》

市立幼稚園及び市立高等学校の園児・生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。

8　**生活避難場所としての対策**《教育委員会施設課》

⑴　市教育委員会は、生活避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

生活避難場所の運営については、自主防災組織、区職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者の快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

⑵　市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、避難場所の規模の縮小又は早期の撤去について調整する。

第３　社会教育における応急対策

1　**利用者への措置等**《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全措置を講じるとともに、被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。

2　**地域の避難場所となる場合の対策**《市民局生涯学習課、教育委員会青少年育成部育成課》

公民館等社会教育施設の管理者は、避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

３　文化財対策《市民局文化振興課》

⑴　文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関等に通報させるとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。

⑵　市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、国指定文化財及び県指定文化財については、県教育委員会に被災状況を報告し、市指定文化財については、広島市文化財審議会の意見に基づいて所要の措置を講じる。

（資料編）　３－21－１　指定文化財一覧表

第 22 節　応急公用負担《消防局防災課・各消防署警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・農林課・建築課・地域整備課》

第１　公用負担命令権限の委任

１　災害応急対策のため緊急の必要があるときは、市長又は消防局長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、災害対策基本法第 64 条又は水防法第 28 条の規定による権限を行使できる。

２　前項の受任者は、次に示す職員とする。

所　属	職　　名
消防署	消防署長、副署長、警防司令官、警防副司令官、警防係長、救助係長、出張所長、副出張所長
区役所	区長、区政調整課長、地域起こし推進課長、維持管理課長、農林課長、建築課長、地域整備課長

第２　公用負担命令の行使

１　受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、表３－22－１に示す公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを提示するとともに、表３－22－２に示す公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡して行使する。

２　受任者は、公用負担命令の権限を行使した場合は、その旨を市長に報告する。

表３－22－１　公用負担命令権限書

公　用　負　担　命　令　権　限　書

年度　第　　号

所　　属　……

職　　名　……

氏　　名　……

上記の者、災害対策基本法第 64 条第１項及び水防法第 28 条第１項の権限行使を委任したことを証明する。

広島市長　　印

表３－22－２　公用負担命令書

公　用　負　担　命　令　書　　年度　　第　　号

年　　月　　日

殿

広　島　市　長　　印

（事務取扱者　　）

種　　別	員　　数	負　担　内　容		
		使　用	収　用	処　分

第 23 節　災害時における要配慮者等への避難支援等《市民局人権啓発課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課、こども未来局保育企画課・保育指導課・こども･家庭支援課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい要配慮者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

要配慮者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、要配慮者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の要配慮者の安否確認や避難支援、状況把握などの対策を講じる。

1　要配慮者の安否確認と要望の把握

⑴　介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握

ア　区災害対策本部及び消防局は、要配慮者、とりわけ避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿等を活用し、避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。

イ　自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要配慮者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。

区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。

なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。

ウ　病院や社会福祉施設等要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。

⑵　避難

ア　自主防災組織、民生委員及び地区社会福祉協議会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要配慮者の避難の介助に努める。

イ　個別計画が作成されている避難行動要支援者については、当該個別計画に基づき、避難支援等関係者の協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって避難行動要支援者の避難支援を行う。

ウ　避難支援者は、自主避難の呼びかけ段階から避難支援に要する時間を考慮し、避難勧告の発令前であっても、個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。

エ　避難支援者及び避難支援等関係者も発災時には被災することもあり得ることから、避難行動要支援者の避難支援については、自身及びその家族の安全を確保した上で、できる範囲の避難支援を行う。

オ　社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

⑶　避難場所での要配慮者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報

の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所に避難した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。

ア　高齢者、障害者や病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。

イ　視覚障害者・聴覚障害者・外国人への災害情報の提供に配慮する。

なお、外国人への避難支援の充実を図るため、避難場所に「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を配備し、外国人への情報提供に活用する。

ウ　避難場所において、障害者や高齢者等要配慮者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

エ　障害の程度や体力又は病状等により、生活避難場所での生活が困難な者については、市災害対策本部及び区災害対策本部の措置により、福祉避難所や社会福祉施設、集会所等環境条件の良い施設へ移動させる。

⑷　要配慮者の実態把握

健康福祉局は、要配慮者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期（２～３日を目処とする。）に避難場所に避難している要配慮者及び在宅の要配慮者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区（地区）社会福祉協議会等と協力して、避難場所や在宅の要配慮者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

⑸　広島市災害多言語支援センター

災害対策本部体制発令時に広島市災害多言語支援センターを設置し、以下の業務を行う。

ア　外国人（外国人市民、旅行者等の短期滞在者）の安否・所在情報の収集を行う。

イ　日本語に不慣れな外国人等に対して正しい情報を提供するための多言語発信を行う。

ウ　外国人被災者やその関係者の相談・問い合わせに対する対応を行う。

２　緊急援護の実施

健康福祉局は、要配慮者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

⑴　救急入院・緊急一時入所

避難場所での生活が困難で援護を必要とする要配慮者又は被災により在宅で十分に介護できない要配慮者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

⑵　在宅援護

ア　訪問介護（ホームヘルプサービス）

発災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度で訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣する。

イ　介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要配慮者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

ウ　補装具及び日常生活用具の交付・給付

盲人安全つえ（白杖）等要配慮者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。

エ　ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者に対して、必要に応じ、外出時に付添いを行うガイドヘルパーを派遣する。

オ　ボランティアによる援助

社会福祉協議会等と協力して、ボランティアによる在宅支援活動に努める。

第 24 節　災害救助法の適用等《健康福祉局健康福祉企画課》

災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるとき、被災した者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

第１　災害救助法による応急救助

１　災害救助法の適用基準

災害救助法は、本市の全域又は区の地域において、原則として同一原因により、災害救助法施行令第１条第１項各号に定める次の程度の災害が発生し、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときに適用される。

⑴　全壊・全焼及び流失等により住家が滅失した世帯（以下「被災世帯」という。）が、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	算定基礎人口（H22.10 国勢調査）	摘　　要
全　　市	150 世帯	1,173,843 人	被災世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を１世帯とする。なお、半壊（焼）する等著しく損傷したときは２世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないときは３世帯をもって、住家の滅失した１世帯とみなす。（以下同じ。）
中　　区	100	130,482	
東　　区	100	120,751	
南　　区	100	138,190	
西　　区	100	186,985	
安佐南区	100	233,733	
安佐北区	100	149,633	
安 芸 区	80	78,789	
佐 伯 区	100	135,280	

⑵　被災世帯が上記⑴の世帯数に達しないが、被害が県内の相当広範囲な地域にわたり、県内の被災世帯が 2,000 世帯以上に達した場合で、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適　用　地　域	被 災 世 帯 数	摘　　要
全　　市	75 世帯	
中　　区	50	
東　　区	50	
南　　区	50	
西　　区	50	
安　佐　南　区	50	
安　佐　北　区	50	
安　　芸　　区	40	
佐　　伯　　区	50	

⑶　被災世帯が上記⑴又は⑵の基準に達しないが、県内の被災世帯が 9,000 世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。

⑷　災害が前各号に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2　応急救助の実施

災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。

⑴　救助の種類

ア　避難場所の設置

イ　応急仮設住宅の供与

ウ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ　医療及び助産

カ　被災者の救出

キ　被災した住宅の応急修理

ク　学用品の給与

ケ　埋葬

コ　死体の捜索及び処理

サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

⑵　救助の程度、方法及び期間

「災害救助法による救助の基準」（資料編３－24－１）のとおり。

⑶　救助の実施

被害の発生から災害救助法による救助の実施に至るまでの事務を図解すると、次のとおりである。

災害救助法適用事務

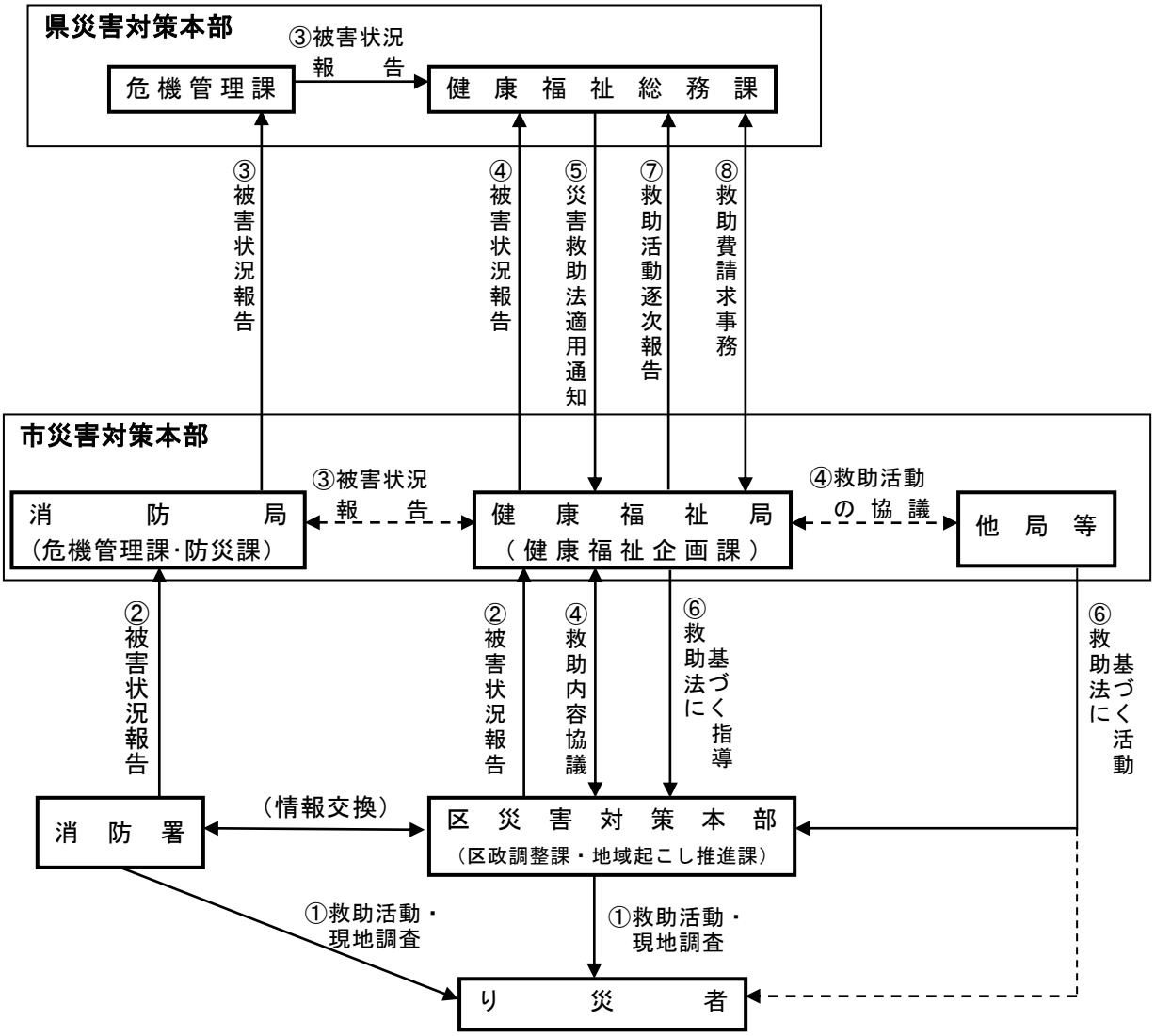

第２　小規模・中規模災害時の応急救助

１　応急救助の実施及び救助の種類

災害救助法が適用されるに至らない程度の災害の発生に際し、市長は、特に必要があると認めたときは、現に救助を必要とする者に対して、次に掲げる救助を行う。この場合において、市長が必要と認めるときは、これらの救助に替えて金銭を支給してこれを行うことがある。

ア　一時入所施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

イ　炊出しその他による食品の給与

ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

２　災害救助組織の編成方法

災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「小規模･中規模災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編３－24－２）による。

３　救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の基準に準じる。

（資料編）　３－24－１　災害救助法による救助の基準

３－24－２　小規模・中規模災害にかかる応急救援組織の編成要領

第 25 節　応援要請及び協力要請

災害時における災害応急対策又は災害復旧に当たり、本市の災害対応能力をもって対処し得ない場合には、災害対策基本法や協定等に基づき、他の地方公共団体及び防災関係機関等に応援･協力を要請する。

第１　民間団体等への協力要請《消防局防災課》

１　協力を要請できる公共的団体等

協力を要請できる公共的団体等は、次のとおりである。

⑴　赤十字奉仕団
⑵　青年団
⑶　町内会等住民自治組織
⑷　自主防災組織
⑸　社会福祉協議会等社会福祉関係団体
⑹　(一財)広島市都市整備公社防災部
⑺　(一社)建設コンサルタンツ協会災害対策中国支部
⑻　広島市指定上下水道工事業協同組合
⑼　広島市地域女性団体連絡協議会
⑽　(一社)広島県タクシー協会
⑾　その他

２　協力を求める事項

協力を求める事項は、次のとおりである。

⑴　救助物資の輸送又は配付に対する協力
⑵　避難の周知徹底及び避難者への炊出しに対する協力
⑶　清掃等に対する協力
⑷　救護活動に対する協力
⑸　その他災害応急対策の実施に対する協力

３　公共的団体等への協力要請手続き

協力要請に当たっては、原則として、次の事項を記載した文書により行う。

⑴　応援を必要とする理由
⑵　従事場所
⑶　作業の種別
⑷　作業予定時間
⑸　所要人員
⑹　集合場所
⑺　その他必要事項

４　具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協　力　内　容	団　　体　　名	資料番号
災害時における応急措置 《水道局調整課》	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考 13
災害時における放送 《消防局予防課》	日本放送協会広島放送局、㈱中国放送、広島テレビ放送㈱、㈱広島ホームテレビ、㈱テレビ新広島、広島エフエム放送㈱	資料編参考 17

災害時における仮設トイレの設置《環境局業務第二課》	㈱レンタルのニッケン広島営業所、㈱プレコ、エフユーレンタル㈱岡山営業所、日野興業㈱広島営業所、㈱リョーキ	資料編参考 18
災害時の医療救護活動《健康福祉局保健医療課》	㈳広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会	資料編参考 19
災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等の緊急輸送、被災者の緊急輸送《道路交通局道路交通企画課、消防局防災課》	㈳広島県トラック協会、(公社)広島県バス協会、広島地区旅客船協会	資料編参考 20 資料編参考 21 資料編参考 22
応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等《消防局防災課》	広島県石油商業組合	資料編参考 23
災害時の公共土木施設等の応急対策等《道路交通局道路課》	広島安全施設業協同組合	資料編参考 24
災害時における食料、生活必需品の緊急調達等《経済観光局商業振興課》	協同組合広島総合卸センター	資料編参考 25
災害時における食料の緊急調達等《経済観光局農政課》	全国農業協同組合連合会広島県支部、山崎製パン㈱広島工場、㈱アンデルセンサービス、広島駅弁当㈱、㈱千鳥	資料編参考 26
災害時における生鮮食料品の緊急調達等《経済観光局中央卸売市場》	広島市中央市場連合会、広島市中央卸売市場東部市場運営協議会、広島市食肉市場売買参加者組合	資料編参考 27
災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等《健康福祉局健康福祉企画課》	㈳広島県トラック協会	資料編参考 28
被災車両の撤去等《消防局防災課》	(一社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 29
ガス漏れ及びガス爆発事故の防止《消防局予防課》	広島ガス㈱	資料編 広島市消防計画
災害時における食料・生活必需品の緊急調達等《経済観光局商業振興課》	イオンリテール㈱西日本カンパニー	資料編参考 33
	マックスバリュ西日本㈱	資料編参考 34
	生協ひろしま	資料編参考 35
	㈱イズミ	資料編参考 40
	㈱ファミリーマート	資料編参考 49
	フレスタグループ	資料編参考 50
災害時における飲料品の緊急調達等《経済観光局農政課》	㈱アクアクララ中国	資料編参考 52

福祉避難所の設置及び管理運営《健康福祉局健康福祉企画課》	(公財)広島原爆被爆者援護事業団、（社福）広医会、（社福）広島常光福祉会、（社福）広島東福祉会、（社福）かきつばた福祉会、（社福）交響、（社福）藤田長生会、（社福）広島光明学園、（社福）寿老園老人ホーム、（社福）古家真会、（社福）光清学園、（社福）三篠会、（社福）広島和光園、（社福）広島平和養老館、（社福）藤愛会、（社福）くすの木の会、（社福）広島県同胞援護財団、（社福）ＩＧＬ学園福祉会、（社福）慈光会、（社福）信々会、（社福）和楽会、（社福）広島良城会、（社福）正仁会、（社福）かつぎ会、（社福）可部大文字会、（社福）フェニックス、（社福）慈楽福祉会、（社福）芸南福祉会、（社福）順源会、（社福）広島博愛会、（社福）平和会、（社福）双樹会、（社福）つつじ	資料編参考 36 資料編参考 38 資料編参考 43 資料編参考 53
福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等《健康福祉局健康福祉企画課》	（公社）広島県介護福祉士会、（公社）広島県社会福祉士会	資料編参考 54 資料編参考 55
広島市災害多言語支援センターの運営《市民局人権啓発課》	（公財）法人広島平和文化センター	資料編参考 51
大規模災害時における応急対策等の協力《消防局防災課》	(一社)広島県建設工業協会	資料編参考 41
防災情報の提供や防災に関する訓練等に関する協力《消防局防災課》	広島呉地区郵便局長会	資料編参考 42
災害一般廃棄物の収集運搬に関する協力《環境局業務第一課》	広島市廃棄物処理事業協同組合	資料編参考 47
災害時における放送、臨時災害放送局の運営《消防局防災課》	㈱中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考 48
災害時における空調設備等の応急対策《消防局防災課》	広島県冷凍空調工業会	資料編参考 56

第２　広島市災害応急対策に係る協力事業者（以下「災害協力事業者」という。）への協力要請《各区担当課》

１　協力を求める事項

災害応急対策の実施（台風、豪雨等による風水害、地震による災害等により公共施設に被害が発生した場合等における土のう積み、土砂及び倒木の撤去等の応急措置並びに人命救出、行方不明者の捜索の補助等を行うことをいう。）

２　応援要請の方法

災害応急対策が必要となったときは、区災害対策本部又は当該災害応急対策を行う担当課は、災害協力事業者のうち、迅速かつ円滑に作業すること及び確実な対応をすることが可能であると認められる事業者に対して、災害応急対策を行うよう要請する。

⑴　要請は文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請する。電話等で要請した場合においては、その後速やかに要請した旨の文書を交付する。

⑵　要請に基づき災害応急対策を実施した災害協力事業者は、実施内容を速やかに文書により要請担当課に報告する。

第３　国及び他の地方公共団体等への応援要請《企画総務局情報政策課、健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路計画課、下水道局河川課、消防局防災課、水道局企画総務課》

１　応援要請の基準

市長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

⑴　各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

⑵　特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

⑶　その他市長が応援要請の必要があると認めた場合

２　応援要請の方法

⑴　具体的な応援要請については、被害状況の把握ができるかどうか、また、被害状況の把握ができる場合には、応援要請の種類・規模を決定できるかどうかについての判断を行う。

被害状況の把握が全くできないほどの多発的・大規模な被害が生じている場合には、本部長等の事後承諾による応援要請を行うことができる。

⑵　他の地方公共団体等への応援要請等にあっては次のとおりとする。

ア　県及び県内の市町と締結している「災害時の相互応援に関する協定書」に基づく応援要請は、県に対して行う。

イ　中国・四国地区の県庁所在都市と締結している「中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定」に基づく応援要請は、同協定実施細目において被災市に対する支援を行う市をあらかじめ定めたカウンターパート制による支援担当市である松山市に対して行う。

ウ　東京都及び各政令指定都市と締結している「21 大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請は、当該年度の幹事都市に対して行う。

エ　瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会を構成する会員（市町村）と締結している「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請は、当該年度の地域ブロック幹事等に対して行う。

オ　宮崎県日南市と締結している「災害時相互応援に関する協定」に基づき応援要請を行う。

カ　上記の協定以外の災害対策基本法第67条第１項の規定に基づく応援要請は、県に対して行う。

⑶　応援を要請した都市から派遣された応援部隊が市内の地理に不案内な場合には、各局等において独自に締結している応援協定に基づき集結場所が定まっているものを除き、広島市立大学、広島市総合防災センター、広島港等を応援部隊の第一次集結場所とする。

また、第一次集結場所における本市と応援部隊との連絡は、第一次集結場所の連絡員が行う。

３　応援部隊等の受入体制

⑴　市長は、他の地方公共団体等への応援要請を行った場合は、応援部隊等の要員や資機材のための宿泊施設・駐車場等について各機関の要請に応じて可能な限り準備・あっ旋を行う。

⑵　市長は、応援部隊等の要員の受入体制を整えるための一時的な宿泊施設を設置すること等について、旅館業に係る営業許可を免除するなど、宿泊施設の確保に努める。

４　警察の救援部隊の受入れ

県が行う警察の救援部隊の集結場所として、広島県運転免許センターが指定されている。

５　日本郵便株式会社中国支社との相互協力

「災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」又は「災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定」に基

づき、日本郵便株式会社中国支社と本市は、市域に災害が発生した場合は、次に掲げる事項について相互に協力を要請することができる。

区分	協力事項
日本郵便株式会社中国支社	ア　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱事務及び救護対策 イ　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請のあった場合の取扱い ウ　業務中に収集した被災者の避難先及び道路等の被害状況などの情報提供 エ　避難場所への臨時郵便差出箱の設置 オ　郵便局ネットワークを活用した広報活動 カ　上記に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

6　国土交通省中国地方整備局との相互協力

「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、国土交通省中国地方整備局と本市は、市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に掲げる内容の相互協力を行う。

⑴　被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携・調整を行い、最大限の協力を行う。

⑵　国土交通省中国地方整備局は、広島市災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めたときは、速やかに当該広島市災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派遣し、相互に必要な協力体制を整える。

7　西日本高速道路株式会社との相互協力

「広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」に基づき、西日本高速道路株式会社と本市は、双方の資源を有効に活用し、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上を図るため、相互協力を行う。

8　国土地理院への協力要請

「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」に基づき、国土地理院と本市は、災害対応等において相互に情報の共有を図り　、同院から被災地域の写真・地図等の防災に関連する地理空間情報の提供を受けるなど、迅速かつ効果的な防災の実施に向けて協力する。

9　国等による応急措置の代行

⑴　県は､被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が実施すべき権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置に実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を本市に代わって行うものとする。

⑵　指定行政機関等は、被災により本市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が応急措置を実施すべき権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急阻止の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、本市に代わって行うものとする。

（資料編）参考６　21 大都市災害時相互応援に関する協定
参考７　中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時応援協定
参考８　災害時の相互応援に関する協定書
参考９　21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書
参考 10　21 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書
参考 11　19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
参考 12　地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定
参考 14　災害時における郵便事業株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定
参考 15　災害時における郵便局株式会社中国支社及び広島市との相互協力に関する協定
参考 30　公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
参考 31　日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱
参考 32　全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定
参考 37　災害時における相互協力に関する基本協定
参考 39　広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書
参考 44　瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
参考 45　広島市と宮崎県日南市との災害時相互応援に関する協定
参考 46　地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

第４　自衛隊の災害派遣要請《消防局防災課》

大規模な災害発生により、自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第 68 条の２及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は必要に応じて、同時に自衛隊に対し派遣要請した旨及び市域に係る被災状況を通知する。

１　情報連絡体制

自衛隊への迅速かつ適切な派遣要請を行い、自衛隊の派遣に係る時間の短縮に供するため、本市は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、県及び自衛隊と緊密な連絡体制を保ち、被害や応急対策の状況などの防災情報を適宜提供する。

⑴　県危機管理課　　電話　082-228-2111（内線 2783～2786）
082-228-2159、082-511-6720（直通）

⑵　陸上自衛隊第 13 旅団

ア　平日　第 46 普通科連隊　第２科　電話　082-822-3101（内線 2501・2506）
不在時（内線 2535･2536･2537：第３科）

イ　休日及び夜間　第 46 普通科連隊　部隊当直司令室
電話　082-822-3101（内線 2505）

２　災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に行う。

３　災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

⑴　被災状況の把握及び通報
⑵　避難の援助
⑶　遭難者の捜索救助
⑷　消防活動
⑸　水防活動

⑹　救助物資の輸送
⑺　道路及び水路の確保
⑻　応急の医療・救護・防疫
⑼　人員及び救援物資の緊急輸送
⑽　給食・給水・入浴支援
⑾　通信支援
⑿　救援物資の無償貸与又は譲与
⒀　危険物の保安及び除去

４　災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式３－25－１の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。

なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。

市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

様式３－25－１　災害派遣要請依頼書

年　　月　　日

知　　事　　様

市　長　名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
　　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　　派遣を要請する理由
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
　　派遣を希望する区域
　　活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）
４　その他参考となるべき事項
　　作業用資材・宿営施設の準備状況

５　防衛大臣が指定する通知先

県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合にあって、防衛大臣が指定する通知先は次のとおりである。

⑴　陸上自衛隊第 13 旅団長
　陸上自衛隊第 13 旅団司令部　　安芸郡海田町寿町２－１
　　第３部（防衛班）　電話　082－822－3101　内線 2410
　　（夜間・土日・祝日等）　内線 2440（当直幕僚）

⑵　海上自衛隊呉地方総監
　海上自衛隊呉地方総監部防衛部　　呉市幸町８－１
　　オペレーション　　電話　0823－22－5511　内線 2222、2823（当直）

⑶　航空自衛隊西部航空方面隊司令官
　航空自衛隊西部航空方面隊　　福岡県春日市原町３－３－１
　　司令部防衛部運用課　　電話　092－581－4031　内線 2348
　　（課業時間外）内線 2203（SOC 当直）

6　自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、部隊等の自主派遣を行うことができる。

7　自衛隊受入れに際しての注意事項

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣要請をした市長は、次の点に十分留意して、派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

⑴　災害派遣部隊到着前

ア　本市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

イ　派遣部隊指揮所及び連絡員が市災害対策本部と緊密な連絡をとるために必要な適切な施設（場所）の提供

ウ　派遣部隊到着後速やかな作業開始ができるよう計画の立案及び資機材等の準備

エ　現場責任者の指名及び配置

オ　必要に応じた派遣部隊の宿営適地及び駐車場等の準備（平常時からの宿営候補地の検討を含む。なお、県は、派遣部隊の集結場所として広島広域公園を指定している。）

カ　臨時ヘリポートの設定（平常時からの臨時ヘリポート候補地の選定を含む。）

キ　艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

⑵　災害派遣部隊到着後

ア　派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、かつ、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ　派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

⑶　ヘリコプターの受入れ時

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項に留意し、受入態勢に万全を期する。

なお、災害時のヘリコプターの離着陸に適当と思われる場所は、資料編３－25－２に示すとおりである。

ア　臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

イ　離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水をしておくこと。また、積雪時は除雪又はてん圧をしておくこと。

ウ　離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにすること。

エ　臨時ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し又は旗を立てること。これが準備できないときは、ヘリコプターの進入方向を示す発煙筒をたき安全進入方向を示すこと。

オ　着陸地には Ⓗ の記号を次図のとおり標示して着陸中心を示すこと。

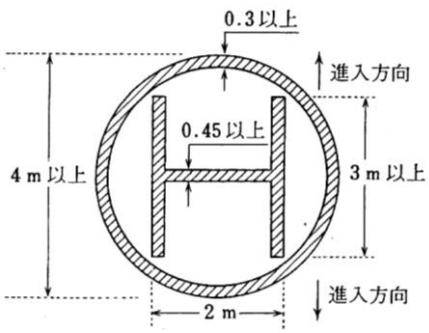

斜線内は通常白色（石灰）
積雪時は赤色

カ　物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備すること。

キ　臨時ヘリポートの使用に当たっては、県危機管理課及び施設管理者に連絡を行うこと。

8　派遣に要する経費の負担

部隊等の派遣を受けた場合の経費は、次に掲げるものを除き、本市の負担とする。

⑴　部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。）

⑵　隊員の給与

⑶　隊員の食糧費

⑷　その他部隊に直接必要な経費

9　自衛隊の撤収要請手続

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階にはいった場合には、速やかに県知事に対し自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

（資料編）　３－25－１　臨時ヘリポート可能箇所の目安

３－25－２　災害時の臨時ヘリポート適地

第５　緊急消防援助隊の出動要請《消防局警防課》

1　出動要請の基準

市長は、大規模災害又は特殊災害の発生により、本市及び県内消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、本市において、震度５強以上の大規模地震が発生した場合、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成 20 年 7 月 1 日消防応第 104 号消防庁次長通知）及び「緊急消防援助隊運用要綱」（平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号）に基づき、発災後直ちに、あらかじめ定められた他都市の緊急消防援助隊が出動する体制となっている。

2　出動要請の方法

⑴　出動要請は、総務省消防庁の定める「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく様式により県知事に行う。この場合において、県知事と連絡が取れない場合には、直接総務省消防庁長官に対して要請する。

⑵　出動の要請後、引き続き次の内容を速やかに連絡する。

ア　災害の種別・状況

イ　人的・物的被害の状況

ウ　道路・交通の被災状況

エ　応援を必要とする地域

オ　緊急消防援助隊の進出拠点

カ　緊急消防援助隊の到着ルート

キ　その他必要な情報

3　受け入れ体制

⑴　緊急消防援助隊の部隊配備等を行うため県等に設置される、「消防応援活動調整本部」へ職員を派遣する。

⑵　市長は、緊急消防援助隊の消防活動に必要な資機材の貸与、燃料補給体制の確保及び野営空地や宿泊施設の準備等、円滑な活動に必要な手配に努める。

⑶　緊急消防援助隊の第１次集結場所は、「第３　国及び他の地方公共団体等への応援要請」「２　応援要請の方法⑶」に規定する場所及び消防局航空隊基地とする。

なお、県は進出拠点として広島市立大学を指定している。

第 26 節　災害ボランティアの受入《市民局市民活動推進課・国際交流課、消防局防災課》

災害時における市内外からの多数の災害ボランティアの受入体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的に災害ボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施できるよう努める。

災害ボランティア関係機関と相互に協力し、以下の項目についての実施を促進し、自発的支援の申入れに対して適切に対応する。

1　平常時における災害ボランティアの組織化

災害時における災害ボランティア活動を迅速かつ有効に進めるため、医療、介護、通訳、無線通信、建築物の応急危険度判定、ボランティアコーディネート等の資格・技能を要する職員を把握し、本人の意思に基づいて登録するとともに、資格を有する市民の専門ボランティアやボランティア団体の情報についても、県や関係機関等との連携により、平常時から把握しておく。

2　市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設

⑴　市（区）災害ボランティア本部（センター）の開設については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議を開催し、同会議において決定する。なお、市災害ボランティア本部が設置された場合には、同本部をボランティアに係る情報拠点とする。

⑵　次に該当する場合に、連絡調整会議を開催する。

ア　市内で震度５弱以上の地震が発生したとき。

イ　連絡調整会議の議長が開催の必要があると判断したとき。

⑶　連絡調整会議の開催場所は、建物の被災状況により、次の順位で移行する。

ア　広島市社会福祉センター

イ　広島市まちづくり市民交流プラザ

ウ　広島市役所本庁舎会議室

3　広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携

災害発生時において、緊急時の広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。

4　受付窓口の設置

災害発生時においては、多くの善意の支援の申入れが殺到することが予想されるため、市（区）災害ボランティア本部（センター）に災害ボランティアの受付窓口を設置し、広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動の実施を図る。

5　災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保する。

また、災害ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの各種資機材についての貸出しを行う等、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

6　海外からの支援の受入

⑴　国等から、海外からの支援の受入計画が示された場合には、市災害対策本部で受入の規模・受入体制等を決定する。

⑵　海外からの支援の申出が直接本市にあった場合には、市民局国際交流課を窓口とし、申し出があったことを外務省に報告し、市災害対策本部で受入れの要否を決定する。

第 27 節　区の応急対策

第１　活動方針《各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害発生時には、その被害状況等に応じて、区は、応急対策実施の要として「区本部」を設置し、区民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活動する。

第２　活動体制《各区区政調整課・地域起こし推進課》

１　組織・運営

本章「第２節　災害応急組織の編成･運用」の「第３　災害警戒本部」及び「第４　災害対策本部」に定めるところによる。

２　職員の動員

本章「第２節　災害応急組織の編成･運用」の「第５　職員の動員」に基づき、区ごとに作成する動員計画による。

３　分掌事務

本章「第２節　災害応急組織の編成･運用」の「第３　災害警戒本部」及び「第４　災害対策本部」に定めるところによる。

第３　被害情報の収集・連絡《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課》

本章「第３節　情報収集及び伝達」に定めるところによる。

第４　災害広報・広聴《各区区政調整課・地域起こし推進課》

１　広報活動

区災害対策本部は、災害に関する正しい情報を区民に提供し、パニック等の混乱を防止するとともに、区民の生命の安全を確保することを目的として、災害発生後直ちに広報活動を開始し、以後応急対策の進展に伴い、適時適切に実施する。

なお、災害広報に当たって、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、要配慮者への十分な配慮を行う。

⑴　広報窓口の設置

災害広報に当たっては、広報窓口を設置して行う。

広報窓口は、市災害対策本部設置と同時に各局等及び各区に設置し、広報班の統制の下、各局等及び各区が連携を密にして広報対応の万全を図る。

⑵　広報事項

ア　災害発生直後の広報

(ｱ) 気象・災害に関する情報

(ｲ) パニック防止の呼びかけ

(ｳ) 避難の勧告・指示等

(ｴ) 出火防止の呼びかけ

(ｵ) 消火、人命救助の協力呼びかけ

(ｶ) 区内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）

(ｷ) 区の応急対策実施状況

(ｸ) その他必要な事項

イ　災害の状況が静穏化した段階の広報

(ｱ) 気象・災害に関する情報

(ｲ) 被害状況及び応急対策実施状況

(ｳ) 安心情報
(ｴ) 生活関連情報
a　電気・ガス・水道
b　食料・生活必需品の供給状況
(ｵ) 通信施設の復旧状況
(ｶ) 道路交通状況
(ｷ) 交通機関の運行状況
(ｸ) 医療機関の活動状況
(ｹ) ボランティアの活動状況
(ｺ) 臨時相談所に関する情報
(ｻ) その他必要な事項

ウ　救援期の広報
(ｱ) 避難場所の状況
(ｲ) 生活援護情報
a　災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
b　市税の減免等
(ｳ) 企業援護情報
(ｴ) 義援金等の支給手続き
(ｵ) 公共施設復旧状況
(ｶ) り災証明の発行手続き
(ｷ) 応急対策実施状況及び今後の見通し
(ｸ) 死者・行方不明者の状況
(ｹ) 仮設住宅の設置及び申込手続き
(ｺ) その他必要な事項

⑶　広報事項の伝達系統

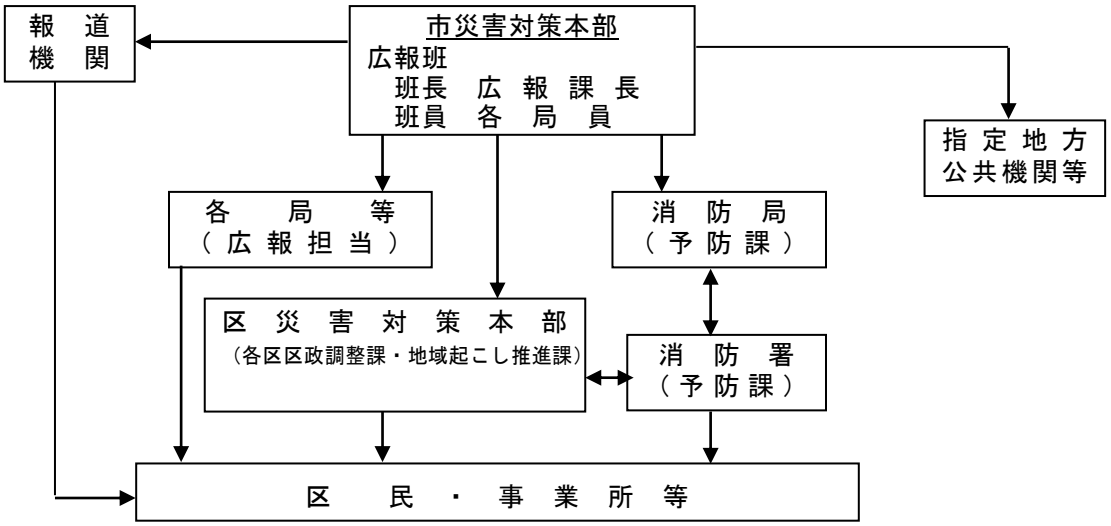

⑷　広報の方法

ア　テレビ・ラジオの利用

区災害対策本部長は、区域内の広範囲に広報する必要がある場合又はテレビ・ラジオの利用により、その効果が絶大と認められる場合は、市災害対策本部長へ放送の依頼を要請する。

イ　既存の無線放送の利用

既存の無線放送の有効な活用を図る。

ウ　広報車の利用

(ｱ) 災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。

(ｲ) 広報車による広報は、音声のみならず、必要に応じてチラシ等の配布も行う。

エ　職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

オ　チラシ等の配布

区災害対策本部は、市災害対策本部の指示により、又は必要に応じ、安心情報等のチラシ等を作成し、情報提供を行う。

⑸　報道機関への情報提供

報道機関から、災害報道のための資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

２　広聴活動

区災害対策本部は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

⑴　市民相談窓口の設置

区災害対策本部は､災害状況の推移により必要と認めた場合､市民相談窓口を区役所、その他必要に応じて市有施設等に設置する。

⑵　要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等は、関係部局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整をするなど、適切な処理に努める。

第５　避難対策《各区区政調整課・地域起こし推進課》

本章「第５節　避難対策」及び「水防計画第４章　避難対策」に定めるところによる。

第６　応急救助活動

区災害対策本部は、災害によるり災者に対し、次により応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法の適用基準、救助の種類及び内容については、本章「第 24 節　災害救助法の適用等」に定めるところによる。

１　応急救助の実施に関する協議・報告《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、応急救助の実施に際し、救助内容等について市災害対策本部（健康福祉局健康福祉企画課）と協議して救助活動を実施するとともに、実施状況・被害状況について報告する。

２　区災害対策本部が行う応急救助に関する事務

⑴　衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア　調達に関すること。

原則として市災害対策本部長（健康福祉局健康福祉企画課）が行うが、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長が健康福祉局長と協議のうえ行う。

また、衣食等生活必需品供給のための集積場所等については、健康福祉局長・経済観光局長と協議して決めるほか、集積場所に職員を派遣し、受入・保管及び配分等を行う。

イ　食品の供給に関すること。

(ｱ) 配給の対象者

ａ　避難場所に避難した者

b　住家の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等であって、炊飯ができない者

c　被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者

d　その他区災害対策本部長が必要と認める者

(ｲ) 配給基準

１日１人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とする。方法は炊出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当、パン、牛乳等で代えることができる。

ウ　生活必需品の供給に関すること。

(ｱ) 配給の対象者

a　災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水した者

b　被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者

c　被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(ｲ) 被服、寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品　　目	内　　容
寝　　具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外　　衣	洋服、作業衣、子供服、ジャージ等
肌　　着	シャツ、パンツ等下着、靴下の類
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、傘等
炊事用具	鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等
食　　器	コップ、皿、箸等
日　用　品	トイレットペーパー、石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、ローソク、ＬＰガス、懐中電灯、電池等

(ｳ) 物資の供給基準額

１人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

⑵　医療・救護対策《各区健康長寿課・保健福祉課》

ア　医療救護資機材の調達・輸送

区災害対策本部長は、救護所設置に必要な資機材や救援物資を調達し、搬入を行う。

イ　救護所の設置

区災害対策本部長は、健康福祉局長と協議し、避難場所その他必要と認める場所に救護所を設置する。

なお、医療救護班の編成基準及び活動範囲等については、本章「第 12 節　医療・救護対策」に定めるところによる。

⑶　遺体の処理及び火葬対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア　遺体の捜索・安置

区災害対策本部長は、行方不明者等の届出並びに遺体安置の要請があれば受理し、受付簿に記録するとともに、速やかに警察、消防等関係機関の協力を得て捜索活動を行い、早期の収容に努めるとともに、死体調書を作成する。

イ　遺体安置所の開設及び管理

区災害対策本部長は、災害により多数の死者を安置する必要が生じた場合、公共施設等に遺体安置所を開設するとともに、施設の運営・維持管理を行うため職員を派遣し、適切な措置を講じる。

ウ　遺体の搬送及び火葬

区災害対策本部長は、健康福祉局長に対し、遺体安置所別に火葬に付すべき遺体数

の報告を行い、健康福祉局長が作成する遺体搬送計画に基づき、火葬場への搬送の手配を行う。また、身元不明の遺体又は遺体引受人のない遺体については、火葬後は区長が当該遺骨を保管する。

第７　応急復旧活動《各区維持管理課・農林課・地域整備課》

区災害対策本部長は、応急復旧活動を実施するため、災害現地において技術指導を行うとともに、関係機関と協力して必要な措置を講じる。

第８　緊急輸送《各区建築課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合、応援活動のための人員の輸送、物資の運搬を迅速かつ効果的に行うために、次のとおり緊急輸送車両の確保等を行う。

１　車両等の確保

⑴　区保有車両の確保

区災害対策本部長は、事前に区が保有する車両台数を把握し、市災害対策本部へ実数報告を行うとともに、一定数の車両を待機させる。

⑵　民間車両の活用

区災害対策本部長は、現有車両台数では人員の輸送、物資の運搬が困難と認められる場合は、市災害対策本部へあっせんを要請するとともに、現地において民間車両の調達を行うことができる。

２　車両等の配車及び緊急通行車両の表示手続き

区災害対策本部長は、調達車両の適切な配車を実施するため、車両等の用途別配車計画を作成するほか、県又は県公安委員会（警察署）に緊急通行車両の証明書及び標章の交付を申請し、緊急通行車両に掲示する。

第９　応援要請《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合において、応急対策あるいは応急措置を実施するために必要があると認めるときは、市災害対策本部長に応援の要請を行う。

１　職員の応援要請

⑴　区災害対策本部長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、市災害対策本部長へ職員の応援を要請する。

⑵　応援職員は、区災害対策本部長の指揮を受けてその指示に従う。

２　他の地方公共団体等及び自衛隊に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、他の地方公共団体等及び自衛隊の応援の要請を依頼する。

３　防災関係団体等に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、防災関係団体等の応援の要請を依頼する。

４　応援隊の受入れ

区災害対策本部長は、応援隊の受入れにあたっては、応援隊の市内進入路、集結地点及び救援物資の受取り場所等を選定し、適切に誘導を行う。

第 10　区応急対策実施計画の策定《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、災害時における区災害対策本部の応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、本計画に基づき、区応急対策実施計画を策定し、その充実整備に努める。

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　目　　的《消防局防災課》

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることが必要である。

この計画は、災害に対する応急対策を行った後の被災施設の復旧及び被災者の生活又は生業の維持、回復のための資金の確保等について必要な事項を定め、迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを目的とする。

第２節　地域の復旧・復興の方針《消防局防災課》

第１　基本方向の決定

本市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中・長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

また、被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

第２　防災まちづくり

１　基本姿勢

本市は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な都市環境の創造を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の意見や、男女共同参画の視点が反映されるよう、環境整備に努める。

これにあたっては、市は、住民に対し新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行う。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

２　災害に強い都市構造の形成

本市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第３節　生活援護計画

災害により被害を受けた市民に対して生活援護のための措置を講じることにより、市民生活の安定と早期回復を図る。

第１　生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策《市民局消費生活センター》

本市（市民局）は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のため、次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

1　価格及び需給動向の監視並びに情報の提供

2　関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

第２　被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課》

本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

局　等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係
企画総務局	1	証明手数料の免除（住民票の写し等）	②	総務課区政係
財政局	2	市税の減免等（市民税、固定資産税等）	①	税制課税制係
	3	市税証明等の交付手数料の免除	②	
健康福祉局	4	災害弔慰金、災害見舞金等	②③	健康福祉企画課政策調整係
	5	被災者生活再建支援補助金	③	
	6	災害援護資金、生活福祉資金貸付制度	②③	
	7	養護老人ホーム入所負担金の減免	②	高齢福祉課福祉係
	8	高齢者住宅整備資金償還金の支払猶予	②	
	9	高齢者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①	
	10	介護保険料の減免	②	介護保険課管理係
	11	介護保険利用者負担額の減免	②	介護保険課認定・給付係
	12	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	①	障害福祉課
	13	障害者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①	
	14	障害者住宅整備資金償還金の支払猶予	①	
	15	広島市心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	①②	
	16	障害福祉サービス利用者負担額の減免	①	障害自立支援課
	17	重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	②	
	18	補装具費等支給に係る利用者負担額の減免	①	
	19	成人及び高齢者の健康相談	－	保健医療課保健予防・指導係
	20	メンタルヘルス相談	－	精神保健福祉課 精神保健福祉ｾﾝﾀｰ相談課
	21	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	②	保険年金課保険係
	22	国民健康保険料の減免	②	
	23	老人保健医療費(75 歳以上等)の一部負担金の減免	②	保険年金課福祉医療係
	24	老人医療費補助(65～69 歳の方)の支給要件の緩和	①	
	25	老人医療費補助(65～69 歳の方)の一部負担金の減免	②	
	26	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	①	
	27	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	②	
	28	国民年金保険料の免除	①	保険年金課管理係
	29	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	①	
こども未来局	30	保育料の減免	②	保育企画課
	31	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	①	こども・家庭支援課家庭支援係
	32	児童福祉施設（保育園を除く）入所者負担金の減免	②	
	33	母子・寡婦福祉資金の貸付制度	②③	

環　境　局	34	被災ごみの処理	①	業務第一課庶務係
	35	液状一般廃棄物（し尿）処理手数料の減免	①	業務第二課指導係
経済観光局	36	中小企業特別融資（災害復旧資金）	②	ものづくり支援課
	37	農業災害特別対策資金利子補給	②	農政課
	38	被害漁業者救済資金利子補給	②	水産課
都市整備局	39	応急修繕等に係る建築確認申請の免除	①	建築指導課第二指導係
	40	建築確認申請手数料等の減免	①	
	41	宅地等防災工事資金融資	①	宅地開発指導課指導調整係
	42	宅地造成許可申請手数料の減免	①	
	43	災害復興住宅特別貸付	②	住宅政策課計画係
	44	市営住宅の提供	②	住宅政策課管理係
下 水 道 局	45	下水道使用料の減免	②	管理課使用料係
	46	下水道事業受益者負担金等の徴収猶予	②	計画調整課調整係
	47	水洗便所設備資金貸付金等の償還猶予	②	管理課普及促進係
消　防　局	48	救急搬送証明書の交付手数料の免除	②	救急課
	49	り災（火災）証明書の交付手数料の免除	②	警防課調査係
	50	り災（火災以外）証明書の交付手数料の免除	②	防災課防災係
	51	ビニールシートの貸与	－	警防課警防企画係
水　道　局	52	水道料金の減免	②	営業課庶務係
	53	被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事各手数料等の免除	②	給水課給水装置係
教育委員会	54	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係
	55	市立幼稚園・高等学校授業料減免	②	

【分類の内訳】
① 一定の要件を満たせば該当する支援策
② 条件等により市長が必要と認めれば適用される支援策
③ 災害救助法や被災者生活支援法など法の適用による支援策

第３　被災者等に対する生活相談《各区区政調整課・地域起こし推進課》

各区は、生活援護のための相談窓口を区役所内又は必要に応じて他の公共施設等に設置し、各種の要望・苦情等を聴取するとともに、関係部局及び関係機関に連絡し、必要に応じ調整を行い、適切な処理に努める。

なお、区役所外等に窓口を設置する場合は、設置場所、相談内容等について、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

第４　災害弔慰金・見舞金等の支給《健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》

制度の概要等は次のとおりである。(自然災害の場合)

制　　度	適用要件	弔　慰　金	見　舞　金（品）	
			負　傷　者	住家被害
1 災害弔慰金、災害障害見舞金 （国制度）	①住家が５世帯以上滅失した災害 ②県内において災害救助法が適用された市町村がある場合 ③上記と同等と認められる災害	災害による死亡者の遺族 生計維持者　500 万円 その他　250 万円	災害により重度の障害を受けた者 生計維持者　250 万円 その他　125 万円	制度なし
2 広島市災害弔慰金及び災害見舞金 （市制度）	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象	災害による死亡者の遺族　50 万円 ※	１か月以上の加療を要する者　10 万円 ※	全壊　30 万円 半壊　10 万円 床上浸水　5 万円

制　　度	適用要件	弔　慰　金	見　舞　金（品）	
			負　傷　者	住家被害
3 広島県災害弔慰金及び災害見舞金 （県制度）	気象台等の発表する注意報・警報の発表に起因する災害等	災害による死亡者の遺族 50万円 ※	制度なし	全壊　30万円 半壊　10万円
4 日赤災害香華料及び災害見舞金	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象	災害による死亡者の遺族 2万円 ※	入院2週間以上の重傷者 1万円 ※	全壊、半壊、床上浸水 毛布、寝衣、日用品セット等

（注）①　住家被害の全壊、半壊は、それぞれ全焼、半焼も含む。
②　※の表示がある項目は、1の法による弔慰金及び見舞金の支給がある場合は除外される。

1　災害弔慰金及び災害障害見舞金

対象災害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ・　住家が5世帯以上滅失した災害 ・　都道府県内で、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合 ・　上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害		
災害弔慰金	災害による死亡者の遺族 〔配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹〕 ※兄弟姉妹については、死亡者と死亡当時同居、又は生計を同じくしていた者で、死亡者に配偶者、子、父母、孫、祖父母のいない場合に限る	生計維持者	500万円
		その他の者	250万円
災害障害見舞金	災害により、次の障害が残った者 ①　両眼が失明したもの ②　そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥　両上肢の用を全廃したもの ⑦　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧　両下肢の用を全廃したもの ⑨　精神又は身体の障害が重複する場合における重複障害が、上記と同等以上のもの	生計維持者	250万円
		その他の者	125万円
支　　給	区生活課		
根　　拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例		

2　広島市災害弔慰金及び災害見舞金《健康福祉局健康福祉企画課》

対象災害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象		左記以外の災害	
			単身世帯	複数世帯
災害弔慰金	災害による死亡者の遺族	50万円	10万円	
災害見舞金	1か月以上の治療を要する者	10万円	3万円	
	住家の全壊・全焼・流出世帯	30万円	3万円	4.5万円
	住家の半壊・半焼世帯	10万円	2万円	3万円
	住家の床上浸水世帯	5万円	1万円	1.5万円
支　　給	区生活課			
根　　拠	広島市災害見舞金等の支給及び応急救助要綱			

※　上記のうち、災害弔慰金及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

3　広島県災害弔慰金及び災害見舞金

対象災害	広島地方気象台及び大阪管区気象台の発表する注意報及び警報が発表された場合における自然現象に起因して被害が生ずること等	
災害弔慰金	災害による死亡者の遺族	50 万円
災害見舞金	住家の全壊・全焼・流出世帯	30 万円
	住家の半壊・半焼世帯	10 万円
支給	区生活課で市見舞金等の手続きと同時に手続きを行い、県から支給	
根拠	広島県災害見舞金等支給要綱	

※　上記のうち、災害弔慰金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

4　日本赤十字社広島県支部災害香華料、災害見舞金及び災害救援物資

対象災害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象及び日常の火災		
災害香華料	災害による死亡者の遺族		2 万円
災害見舞金	２週間以上の入院を要する者		1 万円
災害救援物資	住家の全壊・全焼・流出世帯	小災害	①毛布１　②バスタオル１ ③衣１　④学用品セット１ ⑤緊急セット１以上 支給の単位は①～④は人、⑤は世帯
		大災害	①毛布１　②緊急セット１以上
	住家の半壊・半焼・床上浸水世帯		被害の状況を勘案して支給できる。
支給	区生活課（日赤広島県支部各地区）		
根拠	災害による死者・重傷者に対する香華料・見舞金取扱要領 災害救援物資取扱要領		

※　上記のうち、香華料及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。
　大災害とは災害救助法適用災害で、小災害はそれ以外の災害である。

第５　被災者生活再建支援金の支給≪健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課≫

１　被災者生活再建支援金（国制度）

<table>
<tr><td>対 象 災 害</td><td>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、
①　災害救助法の適用(1 号・2 号適用のみ）となる災害が発生した市区町村の災害
②　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の災害
③　100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の災害
④　①又は②の適用を受ける市区町村を含む都道府県内の市区町村（人口 10 万人未満に限る。）で、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害
④　①～③の適用を受ける市区町村に隣接する市区町村(人口 10 万人未満に限る。）で、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害</td></tr>
<tr><td>対象世帯・
支給金額等</td><td>支給金額は①、②の合計額
①　基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額
（複数世帯）</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td>支給額
（単数世帯）</td><td>75 万円</td><td>75 万円</td><td>75 万円</td><td>37 万 5 千円</td></tr>
</table>
②　加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額
（複数世帯）</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td>支給額
（単数世帯）</td><td>150 万円</td><td>75 万円</td><td>37 万 5 千円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>受付及び支給</td><td>区生活課
〔申請期間
①　基礎支援金：災害発生日から１３月以内
②　加算支援金：災害発生日から３７月以内〕</td></tr>
<tr><td>根　　拠</td><td>被災者生活再建支援法</td></tr>
</table>

２　広島市（県）被災者生活再建支援補助金

対　象　災　害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ・県内に被災者生活再建支援法が適用される市町村が１以上あり、広島市において法適用がない場合の災害
対象世帯、支給額及び支給要件等	上記国制度に同じ
受 付 及 び 支 給	上記国制度に同じ
根　　拠	広島市（県）被災者生活再建支援補助金交付要綱

第６　貸付制度等《健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》

１　災害援護資金貸付制度

対象災害		都道府県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害
貸付対象		上記災害により次に掲げる被害を受けた世帯（所得制限有り） ・①療養に要する期間が概ね１か月以上の世帯主の負傷 ・②住居の滅失、③全壊、④半壊又は⑤家財の１／３以上の損害
貸付限度額 （○付き数字は上記被害程度）	① ⑤ ④ ③ ②	150 万円 150 万円 170(250)万円 250(350)万円 350 万円 250 万円 270 万円 (350) 350 万円 ※（　）は特別の事情がある場合
所得制限		世帯人員　～　市町村民税における総所得金額 １人～ 220 万円　２人～ 430 万円　３人～ 620 万円 ４人～ 730 万円　５人以上は１人増すごとに＋30 万円
償還期限／据置期間		10 年（据置期間を含む。）／３年（特別の場合５年）
貸付利子		年３％（据置期間中は無利子）　※利子補給あり（実質無利子）
受付		区生活課
保証人		連帯保証人　１人
申込期間		災害の翌月から３ケ月以内
根拠		災害弔慰金の支給等に関する法律 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例

２　生活福祉資金貸付制度

区分	災害援護資金	住宅資金
対象災害	火災、風水害、地震など	火災、風水害、地震など
貸付対象	低所得世帯（住民税非課税世帯・生活保護需給基準の 1.7 倍）	低所得世帯、障害者世帯、要介護高齢者世帯
貸付限度額	150 万円（被害の状況に応じ住宅資金との重複貸付で 350 万円）	150 万円（災害時など特別の場合 245 万円）
据置期間	１年以内（状況に応じ２年以内）	６ケ月以内（同左２年以内）
償還期限	据置期間経過後７年以内	同左６年以内（特別７年以内）
貸付利子	年３％（据置期間中は無利子）　※利子補給あり（実質無利子）	
受付	区社会福祉協議会・民生委員（調査書が必要）	
保証人	連帯保証人　１人	
申込期間	災害援護資金の申込は、災害の翌月から６ケ月以内	
根拠	生活福祉資金貸付制度要綱	

（注）前掲１の制度の対象となる世帯は除く。

３　災害援護資金貸付等利子補給（平成 11 年６月豪雨災害及び平成 13 年芸予地震に適用）

支給要件	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付、生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）貸付又は母子・寡婦福祉資金（住宅資金・転宅資金）貸付を受け住宅の補修等を行う者
支給額	貸付金支払利子（年３％）相当額

第７　市税の減免等《財政局税制課・各市税事務所・収納対策部各課》

災害により被害を受けた者に対し、広島市市税条例等の定めるところにより、市民税（県民税を含む。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の減免並びに徴収猶予等を行う。

1　市税の減免

⑴　個人の市民税（県民税を含む。）

<table>
<tr><th colspan="3">減免の対象となる者</th><th>減免する税額</th></tr>
<tr><td colspan="3">死亡した者</td><td>災害を受けた日の属する年度（1月1日から3月31日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度）において同日以後に到来する納期限に係る税額</td></tr>
<tr><td colspan="3">障害者となった者</td><td>（A）の9／10の額</td></tr>
<tr><td rowspan="6">自己所有の住宅又は家財に損害を受けた者
（控除対象配偶者又は扶養親族を含む）</td><td rowspan="3">※
損害金額が住宅又は家財の価格の5/10以上</td><td>前年の合計所得金額が500万円以下</td><td>（A）と同じ額</td></tr>
<tr><td>〃　500万円を超え　750万円以下</td><td>（A）の1／2の額</td></tr>
<tr><td>〃　750万円を超え1,000万円以下</td><td>（A）の1／4の額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">※
損害金額が住宅又は家財の価格の3/10以上5/10未満</td><td>〃　500万円以下</td><td>（A）の1／2の額</td></tr>
<tr><td>〃　500万円を超え　750万円以下</td><td>（A）の1／4の額</td></tr>
<tr><td>〃　750万円を超え1,000万円以下</td><td>（A）の1／8の額</td></tr>
</table>

※　保険金、損害賠償金等によって補てんされるべき金額は含まない。

⑵　固定資産税・都市計画税

<table>
<tr><th colspan="2">減免の対象となる固定資産</th><th>減免する税額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">土地</td><td>被害面積が当該土地の面積の8／10以上</td><td>災害を受けた日の属する年度（1月2日から3月31日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度）において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額（B）</td></tr>
<tr><td>〃　6／10以上8／10未満</td><td>（B）の8／10の額</td></tr>
<tr><td>〃　4／10以上6／10未満</td><td>（B）の6／10の額</td></tr>
<tr><td>〃　2／10以上4／10未満</td><td>（B）の4／10の額</td></tr>
<tr><td rowspan="4">家屋・償却資産</td><td>全壊等の場合</td><td>（B）と同じ額</td></tr>
<tr><td>6／10以上の価値を減じた場合</td><td>（B）の8／10の額</td></tr>
<tr><td>4／10以上6／10未満の価値を減じた場合</td><td>（B）の6／10の額</td></tr>
<tr><td>2／10以上4／10未満の価値を減じた場合</td><td>（B）の4／10の額</td></tr>
</table>

⑶　軽自動車税

減免の対象となる軽自動車等	減免する税額
災害により減失し、又は損壊した軽自動車等で、使用不能となったもの	災害を受けた日の属する年度において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額

⑷　手続き

減免を受けようとする被災者は、納期限前7日までに、減免申請書を財政局各市税事務所（給与所得に係る特別徴収に係る市民税については財政局市民税課）に提出しなければならない。

2　徴収猶予等

災害のため市税に係る申告書等の書類の提出や市税の納付（納入）を期限までに行うことができない被災者は、期限の延長や徴収猶予が認められる。

申告等の期限の延長を受けようとする者は、財政局各市税事務所（給与所得に係る特別徴収に係る市民税、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税については財政局市民税課）へ、徴収猶予を受けようとする者は、財政局収納対策部各課へ、それぞれ災害がやんだ後、速やかに申請をしなければならない。

第８　住宅復旧融資等

１　広島市災害復興住宅特別貸付要綱による貸付《都市整備局住宅政策課》

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受けて、広島市内に自ら居住するための住宅を建設、購入又は補修する者に対し、広島市災害復興住宅特別貸付要綱により貸付を行う。

２　住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度による貸付《都市整備局建築指導課》

災害により住宅が滅失し、又は損傷した場合に災害復興住宅資金の貸付が、住宅金融支援機構において行われる。本制度の融資を受けるには、り災地域を管轄する区長（各区地域起こし推進課）が発行するり災証明書が必要となる。

⑴　建設の場合

住宅の構造	建設資金		土地取得資金	整地資金	融資金利	返済期間	申込場所
	基本融資	特例加算					
耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	1,460 万円	450 万円	970 万円	390 万円	1.45% (特例加算額は 2.35%)	35 年以内	住宅金融支援機構
木造（一般）						25 年以内	

⑵　新築住宅購入の場合

住宅の構造	購入資金		土地取得資金	整地資金	融資金利	返済期間	申込場所
	基本融資	特例加算					
耐火構造 準耐火構造 木造（耐久性）	2,430 万円 (土地取得資金 970 万円を含む。)	450 万円	－	－	1.45% (特例加算額は 2.35%)	35 年以内	住宅金融支援機構
木造（一般）						25 年以内	

⑶　リ・ユース住宅購入の場合

区　分	購入資金		土地取得資金	整地資金	融資金利	返済期間	申込場所
	基本融資	特例加算					
リ・ユース住宅 リ･ユースマンション	2,130 万円 (土地取得資金 970 万円を含む。)	450 万円	－	－	1.45% (特例加算額は 2.35%)	25 年以内	住宅金融支援機構
リ・ユースプラス住宅 リ･ユースプラスマンション	2,430 万円 (土地取得資金 970 万円を含む。)					35 年以内	

⑷　補修の場合

区　分	補修資金	引方移転資金	整地資金	融資金利	返済期間	申込場所
区分なし	640 万円	390 万円	390 万円	1.45%	20 年以内	住宅金融支援機構

注１　詳しくは、住宅金融支援機構へ確認する必要がある。
注２　融資金利は、平成 24 年 12 月 19 日現在で、金融情勢によって変更されることがある。

３　災害公営住宅の供与等《都市整備局住宅政策課、住宅整備課》

本市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、市営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、市営住宅の空家を活用する。

さらに、被災者の住宅に対する需要を満たすことができない場合は、関係機関と調整して、本市以外の公営住宅等への特定入居や空家の活用により対応する。

第４節　企業等援護計画

災害により被害を受けた企業等の復旧を促進するための措置を講じることにより、生産力の回復と経営の安定を図る。

第１　農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

災害により被害を受けた農林漁業等の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増強と経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号)、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 38 年法律第 136 号）及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）等に基づき融資する。

１　農業関係

平成 26 年 1 月 23 日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	主務大臣の指定する農業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧	最高　いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②１施設当り 300 万円（特認 600 万円） 最低　1 件 10 万円	0.7～1.50%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
		果樹の改植・補植			25 年以内	10 年以内	
	共同利用施設	農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	＜最高限度＞ （融資対象事業費－国庫補助金）×80%	0.7～1.50%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農業基盤整備資金		農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	最高　貸付を受ける者が当該年度に負担する額 最低　1 件 10 万円	0.4～1.45%	25 年以内	10 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金		災害等により被害を受けた経営の再建	600 万円 （特認　年間経営費等の 12 分の 3 以内）	0.4～0.85%	10 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る)、家畜、家きん等の購入資金その他農業経営に必要な資金	個人 200～500 万円 （激甚災害の場合 250～600 万円） 法人 2,000～2,500 万円	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	６年以内 (激甚災害の場合 7 年以内)	－	農業協同組合
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	単協　2,500 万円 （激甚災害の場合 5,000 万円） 連合会　5,000 万円 （激甚災害の場合 7,500 万円）		３年以内	－	広島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫

資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農業災害特別対策資金	県知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得当に必要な資金	経営資金 個人　200 万円 法人　1,000 万円 施設資金 個人　1,800 万円 法人　2 億円	経営資金 3.0% 以内 施設資金 3.0% 以内	経営資金 7 年以内 施設資金 7～17 年以内	経営資金 1 年以内 施設資金 2～7 年 以内	農業協同組合

2　林業関係

平成 26 年 1 月 23 日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額又は1施設当たり 300 万円 （特認 600 万円）	0.50～ 0.85%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80%に相当する額	0.50～ 1.00%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額	0.50～ 1.15%	30 年以内 （林業経営改善計画による:40 年以内、森林施業計画による：50 年以内）	20 年以内 （林業経営改善計画による:25 年以内、森林施業計画による：35 年以内）	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額	0.50～ 1.15%	15 年以内	5 年以内	
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%に相当する額	0.50～ 1.15%	20 年以内 （林業経営改善計画による:25 年以内）	3 年以内 （林業経営改善計画による：7 年以内）	
農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）		災害等により被害を受けた経営の再建	一般　600 万円 特認　年間経営費又は粗収益のいずれか低い額の 12 分の 3 以内	0.50～ 0.65%	10 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金	薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他林業経営に必要な資金（市長の被害認定が必要）	融資を受ける者の負担する額の 45%に相当する額（激甚災害の場合 60%） 個人　200 万円 （激甚災害の場合 250 万円） 法人　2,000 万円 のどちらか低い額	6.5% 以内で法律の発動の都度定める	6 年以内 （激甚災害の場合 7 年以内）	－	森林組合
	事業資金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金（県知事の被害認定が必要）	単協　2,500 万円 （激甚災害の場合 5,000 万円） 連合会 5,000 万円 （激甚災害の場合 7,500 万円）		3 年以内	－	県森林組合連合会

3　漁業関係

平成 26 年 1 月 23 日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 １施設当り 300 万円 （特認　600 万円） （漁船 1,000 万円）	0.50～0.85%	15 年以内	３年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%に相当する額	0.50～1.00%	20 年以内	３年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁船資金		漁船の復旧 （原則20㌧以上の漁船）	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 １隻当り ４億 5,000 万円	0.50～0.85%	12 年以内	２年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.50～1.00%	20 年以内	３年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場並びに水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000 万円 （激甚災害の場合 250～5,000 万円） 法人 2,000～5,000 万円	6.5% 以内で法律の発動の都度定める	６年以内（激甚災害適用の場合は７年以内）	－	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協　2,500 万円 （激甚災害の場合 5,000 万円） 連合会　5,000 万円 （激甚災害の場合 7,500 万円）		３年以内	－	農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）		災害等により被害を受けた経営の再建	600 万円 （特認　年間経営費等の１２分の３以内）	0.50～0.65%	10 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会

第２　中小企業関係の融資《経済観光局ものづくり支援課》

１　株式会社商工組合中央金庫

平成 26 年 1 月 1 日現在

融資対象	使　　途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備　考
災害復旧資金 異常な自然現象などにより生じる被害または武力攻撃災害の影響を受けた被災事業者であって、商工中金株主団体及びそのメンバー	○運転資金 ○設備資金 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金	１億5,000 万円（組合４億5,000 万円）	所定の利率	○運転資金 10 年以内（据置期間３年以内） ○設備資金 20 年以内（据置期間３年以内）	商工中金 広島支店、広島西部支店	

２　株式会社日本政策金融公庫中小企業事業

平成 26 年 1 月 1 日現在

融資対象	使　　途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備　　考
災害復旧貸付 別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	○直接貸付 別枠１億5,000 万円（組合４億5,000 万円） ○代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500 万円（組合２億2,500 万円）	基準利率 但し、閣議決定により特別利率が適用される場合がある。	10 年以内（据置期間２年以内）	直接貸付 日本政策金融公庫広島支店中小企業事業 代理貸付 代理店	特利適用災害については、市町村長その他の官公署の発行するり災証明を要する。

３　株式会社日本政策金融公庫国民生活事業

平成 26 年 1 月 1 日現在

融資対象	使　　途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備　　考
災害貸付 災害により被害を受けた方	災害の復旧に要する運転資金及び設備資金	通常の貸付限度額に１災害につき 3,000 万円を加えた額	各貸付ごとの利率を適用 但し、閣議決定により特別利率が適用される場合がある。	各融資制度の返済期間以内	直接貸付 日本政策金融公庫広島支店国民生活事業 代理貸付 代理店	

4　広島県信用保証協会

平成 26 年 1 月 1 日現在

保証制度名	保証対象	使　　途	保証金額の限　　度	保証期間	保証料率	備　　考
災害関係特別保証制度	災害救助法が適用された地域または、主務省において指定した地域内に事業所を有し、直接激甚災害を受けた中小企業者、協同組合等	災害からの再建資金	一般保証とは別枠 ○個人・会社 28,000 万円 ○協同組合等 48,000 万円	○運転資金 7 年 ○設備資金 10 年	普通保証・無担保保証 年 0.70% 無担保無保証人保障 年 0.60%	○市町村長のり災証明書が必要 ○申込みは通常の保証申込みに同じ

5　広島市

平成 26 年 1 月 1 日現在

融資対象	使　　途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	申込場所	備　　考
中小企業特別融資（災害復旧資金） 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は組合で、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とする方	運転資金及び設備資金 ※設置場所が広島市外である設備についても、これを認める。	運転資金・設備資金 7,000 万円以内	年 1.2%以下	運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内） 設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合	市町村長等の発行する「り災証明書」を添付し、保証協会又は金融機関へ申し込む

第５節　義援金及び救援物資の受入・配分計画

災害が発生した場合において、市民及び他都市等から寄託された義援金及び救援物資（緊急物資及び民間企業等からの義援物資）を被災者に確実かつ迅速に配分する。

第１　義援金の受入の決定《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課、各区区政調整課・生活課》

1　健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、被災者に対する義援金の必要性を検討し、義援金の受入の適否を決定する。

2　健康福祉局長は、義援金の受入を決定した場合は、災害対策本部が設置されていない場合を除き、企画総務局長へ報告する。

3　受入の決定までの間に、市民（他都市市民及び市民から寄託を受けた自治体を含む。）から義援金の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。

4　受入を行わない場合は、必要に応じ義援金に関する問い合わせ窓口を各区区政調整課（災害対策本部が設置されていない場合は、各区生活課）に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。

第２　義援金の受付及び保管《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課、各区区政調整課・生活課》

１　寄託された義援金は、企画総務局総務課及び区（区政調整課）において受け付けるとともに、寄託者に領収書（義援物資の場合は、受領書）を交付する。

ただし、特定の被災者へ送金するなど条件を付して行われる義援金は受け付けない。

２　義援金は、速やかに市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。

３　日本赤十字社（所管：健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課）でも義援金の受付を行う場合は、広島市が行う義援金の受付と日本赤十字社が行う義援金の受付のいずれとするかは、申出者の意向を優先する。

４　区が義援金を受け付けたときは、寄託者名・金額等を所定様式により、企画総務局へ報告する。

５　災害対策本部が設置されていない場合の義援金の受付及び保管については、災害対策本部が設置されている場合に準じて行う。この場合において、「企画総務局総務課」とあるのは「健康福祉局健康福祉企画課」、「区（区政調整課）」とあるのは「区（区生活課）」、「企画総務局」とあるのは「健康福祉局」とする。

第３　救援物資の受入等《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課》

１　健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、被災者に対する救援物資の必要性を検討し、救援物資の受入の適否を決定する。

２　健康福祉局長は、救援物資の受入を決定した場合は、災害対策本部が設置されていない場合を除き、企画総務局長へ報告する。

３　企画総務局は、避難者が必要とする物資を取りまとめ、広島県及び相互応援協定を締結している地方公共団体に連絡する。

４　市災害対策本部に、救援物資対策チームを編成するとともに、広島市民球場（マツダスタジアム）防災備蓄倉庫及び集配拠点に担当職員を配置し、下表のとおり業務を行う。

区分	担当部局	主な担当業務	編成時期
救援物資対策チーム	（総括） 健康福祉局健康福祉企画課 （スタッフ） 企画総務局総務課 道路交通局道路交通企画課	・救援物資受入の統括 ・避難場所ニーズの把握 ・配分計画の決定 ・輸送車両の確保 ・道路等の被害情報、規制情報等の把握 ・救援物資受入に関する広報 ・集配拠点の設置・廃止の決定 ・その他	市長が必要と認めるとき
広島市民球場（マツダスタジアム）担当	企画総務局	・広島市民球場（マツダスタジアム）運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・救援物資の払出に係る外部との調整 ・在庫管理 ・集配拠点との連絡調整 ・その他	

集配拠点担当	企画総務局	・集配拠点運営の統括 ・救援物資の受入・払出 ・施設管理者との調整 ・広島市民球場（マツダスタジアム）との連絡調整 ・その他	健康福祉局長が必要と認めるとき

5　健康福祉局長は、災害の程度、被災地の状況により、救援物資対策チーム等への物流専門家の派遣の必要性を検討し、必要と認めた場合には、広島県にその派遣を要請し、救援物資の配分方法等について助言を受けることとする。

6　救援物資のうち、民間企業等からの義援物資の受入については、健康福祉局長が災害の程度、被災地の状況により、その必要性を認めた場合に、物資の品目などを指定して受け入れることとする。ただし、特定の被災者へ搬送するなど条件を付して行われる義援物資は受け入れない。

7　発災直後から、救援物資の受入等の状況について、報道機関等を通じて公表する。

第４　義援金及び救援物資の配分《企画総務局総務課、健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課》

1　義援金の配分に当たっては、健康福祉局に配分委員会を設置し、同委員会による使途の決定を受け、企画総務局においてこれを行う。

配分方法を決定したときは、速やかに報道機関等を通じて公表する。

2　救援物資の配分に当たっては、被災状況等を勘案し、救援物資対策チームが配分方法等を決定し、これに基づき、被災者に対する円滑な配分を行う。

なお､配分方法等を決定するに当たっては､物資の種類に偏りが生じないように努める。

第５　他の市町村が被災した場合の措置《健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》

1　健康福祉局は、他の市町村が被災した場合、被災地から受入物資及び受入期間等の情報を入手する。

健康福祉局長は、被災地のニーズ、被災地近隣自治体の救援状況により、被災者に対する義援金等の必要性を検討し、義援金等の受入を決定する。この場合において、義援物資の受入の決定に当たっては、事前に被災した市町村の了解を得る。

2　受入の決定までの間に、市民から義援金等の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。

3　受入を行わない場合は、必要に応じ義援金等に関する問い合わせ窓口を各区生活課に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。

4　健康福祉局は、義援金等の受付期間及び被災地への送付時期等を報道機関を通じて公表する。

5　義援金等の受付及び保管については、本市が被災した場合の取扱いに準じる。

6　受け付けた義援金等は、適宜、被災地の受入機関に送金又は送付する。

第６節　公共施設災害復旧計画《各関係課》

1　基本方針

⑴　本市は、応急対策を実施した後の被災公共施設の復旧にできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。

⑵　公共施設の災害復旧に当たっては、再度災害の原因とならないようにするとともに、原型復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど、災害対応力の向上に

配慮する。

2　復旧計画

⑴　公共施設の災害復旧に関しては、現存の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工・短期完成を図る。

⑵　公共施設の災害復旧に関する主な法律及び事業は、次のとおりである。

法　　律	主　な　事　業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）	公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 （河川、道路、下水道等）
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）	農地・農業用施設等災害復旧事業 農業用施設等災害関連事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）	公立学校施設災害復旧事業
公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）	公営住宅災害復旧事業
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	上水道施設災害復旧事業
海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）	海岸保全施設災害復旧事業
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	道路災害復旧事業
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	河川災害復旧事業
砂防法（明治 30 年法律第 29 号）	砂防設備災害復旧事業
地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）	地すべり防止施設災害復旧事業
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）	急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	生活保護施設災害復旧事業
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	児童福祉施設災害復旧事業
障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）	障害福祉サービス事業所災害復旧事業
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	老人福祉施設災害復旧事業
売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）	婦人保護施設災害復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	感染症指定医療機関災害復旧事業 感染症予防事業
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 法律第 150 号）	開拓者施設災害復旧事業 公立社会教育施設災害復旧事業 私立学校施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 湛水排除事業 森林災害復旧事業 公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

第７節　り災証明書の交付《消防局防災課、各区地域起こし推進課》

国・県及び本市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、遅滞なく、被害状況を調査し、被災者に対してり災証明書を交付する。

なお、その取扱いについては、り災証明書取扱要領による。

＜り災証明書取扱要領＞

（この要領の趣旨）

第１条　この要領は、震災、風水害その他これらに類する災害によって被災したことの証明（広島市火災調査規程（昭和 52 年広島市消防局訓令第 10 号）に定める証明を除く。以下「り災証明」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（り災証明の範囲）

第２条　り災証明は、災害による死傷者、建築物及びその他の物件について、その事実が確認できる場合に限り行うものとする。

（り災証明を行う者等）

第３条　り災証明は、り災場所を管轄する区長が行うものとし、受付窓口を各区の地域起こし推進課に設置する。

２　区長は、被災状況を調査のうえ、り災者台帳（第１号様式）を調製し、保管しておくものとする。

（り災証明の申請）

第４条　り災証明の申請は、り災した本人からり災証明書交付願（第２号様式）を提出させて行うものとする。ただし、死亡等によりやむを得ず本人に申請させることができない場合は、この限りでない。

２　前項のり災証明書交付願は、申請者からこれに代わる書類の提出があった場合は、この様式によらないことができる。

（り災証明書の交付）

第５条　区長は、前条の申請があった場合において、り災者台帳（第１号様式）と照合する等により、被災の事実を確認したときは、り災証明書（第３号様式）を当該申請者に交付するものとする。

２　区長は、り災証明書を交付したときは、り災証明書交付簿（第４号様式）にその旨を記録しておくものとする。

（委任）

第６条　この要領の実施に関し必要な事項は、消防局長が定める。

第１号様式

り　災　者　台　帳

整理番号 第　　号

①り災日時 年　月　日　午 前 後　時　分 ごろ	
り災場所 広島市　区　町　丁目　番　号	②関係者氏名
り災者の住所	生年月日　・　・

		続柄	氏　名	性別	生年月日	④り災状況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
③り災者	1	世帯主			・　・					
	2				・　・					
	3				・　・					
	4				・　・					
	5				・　・					
	6				・　・					
	7				・　・					
	8				・　・					

⑤り災建物	区分	□ 住家　□ 非住家	災害種別	□ 風水害　□ 震　災 □ 火　災　□ その他
	程度	□ 全壊（流出、埋没、焼失） □ 半壊 （□ 半壊のうち大規模半壊に該当） □ 一部破損 □ 床上浸水 □ 床下浸水		
⑥その他				

調査日時 年　月　日 午 前 後　時　分	⑦ 調査員の職氏名 区（署）　課　係 印

①～り災日時が特定できない場合は、関係者の供述に基づき記入する。
②～関係者の氏名を記入する。（事業所にあっては、その名称・代表者氏名）
③～り災者については、人的被害が発生した場合のみ記入する。
④～次の定義に基づき認定し、記入する。

ア　死　　者‥当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ　重　傷　者‥当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月以上の治療を要する見込みの者とする。

ウ　軽　傷　者‥当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月未満で治療できる見込みの者とする。

エ　行方不明者‥当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。その他の欄に記入する。

⑤～次の定義に基づき認定（非住家についても準用する。）し、□欄に✔印を付す。

ア　住 家 全 壊‥住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

イ　住 家 半 壊‥住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のものとする。

ウ　大規模半壊‥「イ　住家半壊」に該当した住家のうち、損壊部分が、その住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、40%以上 50%未満のものについては、被災者生活再建支援制度の「大規模半壊」に該当するため、「半壊」、「大規模半壊」のいずれの□欄にも✔印を付す。

エ　一 部 破 損‥全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のものは除く。

オ　床 上 浸 水‥住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ　床 下 浸 水‥床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

⑥～人、建築物以外の物件について、そのり災状況を記入する。
　また、見舞金等の受取人等、事後の事務処理において必要な事項について記入する。
⑦～調査を実施しないで、他の調書から転記して調査に代える場合は、その旨を⑥の欄に付記しておくこと。

（参考）当台帳は、災害見舞金等給付に関するり災者状況調査表を兼ねるものとする。

第２号様式

証明書番号
号

り　災　証　明　書　交　付　願

年　　月　　日

区　　長　　様

申請者

住所

氏名

り災世帯主
との関係

り災証明書提出先	

り災日時 年　　月　　日　午 前 後　　時　　分ごろ	
り災場所 広島市　　区　　町　　丁目　　番　　号	
り災世帯主住所	り災世帯主氏名
り災状況	

証明年月日
年　　月　　日

受付印

領収書番号

公印

係	係長	課長

太枠欄の中に記入してください。

第３号様式

証明書番号 号

り　災　証　明　書

申請者
住 所

氏 名

り災世帯主
との関係

り災証明書提出先	

り災日時 年　月　日　午 前 後　時　分ごろ			
り災場所 広島市　区　町　丁目　番　号			
り災世帯主住所		り災世帯主氏名	
り災状況			

上記のとおり相違ないことを認めます。

年　月　日

広島市　区長　印

共消防 004　8.3 改　Ａ４　再生 45　永年

第４号様式

り　災　証　明　書　交　付　簿

月　日	証明書 番　号	領収書 番　号	申請者の住所 氏　　名	り災証明書提出先	摘　要
／					
／					
／					
／					
／					
／					
／					
／					
／					
／					
／					
／					

共消防 003　8.3 改　Ａ４　再生 45　永年

第５章　公益事業等防災計画

第１節　電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所）

中国電力㈱広島営業所・広島電力所・広島北電力所においては、「中国電力防災業務計画」に基づき、電力施設の災害対応及び復旧対策に万全を期する。

１　事業所の現況

中国電力㈱の広島市地域にある事業所は別表１のとおりである。

２　防災組織

⑴　防災組織の編成

本社、営業所及び電力所の業務機関は、担当区域内に非常災害が発生した場合又は発生が予測される場合には、防災体制を発令する。防災体制には警戒体制と非常体制及び特別非常体制がある。防災体制の発令・解除の基準は別表２のとおりである。

防災体制が発令されると次の表のとおり、本社には状況に応じて各災害対策総本部が、営業所及び電力所には状況に応じて各災害対策本部をそれぞれ編成する。

区　　分	本　　社	営業所・電力所
警　戒　体　制	災害対策準備総本部	災害対策準備本部
非　常　体　制	災害対策総本部	災害対策本部
特別非常体制	特別災害対策総本部	特別災害対策本部

⑵　各災害対策総本部と各災害対策本部の構成と任務

ア　本社における各本部の組織編成並びに本部長・副本部長の役割は、別表３のとおりである。

イ　営業所・電力所における各災害対策本部の組織編成並びに本部長・副本部長の役割は、別表４のとおりである。

ウ　本社における防災体制下の各班の任務は、別表５のとおりである。

エ　営業所・電力所における防災体制下の各班の任務は、別表６のとおりである。

⑶　防災体制時の動員基準

防災体制時の動員基準は、あらかじめ定めておき、災害の規模・その他の状況により増員を行う。

３　情報連絡体制

情報連絡・報告経路

防災体制下の情報・指令伝達経路は、別表７－１～３のとおりである。

４　防災業務施設および設備の整備

⑴　観測・予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ・テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図る。

⑵　通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡・指示・報告等のため、必要に応じ諸施設および設備の強化・整備を図る。

5　風害予防対策

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限度にとどめるため、次の対策を講じる。

⑴　予防広報

・　断線した電線への接触注意呼び掛け

・　停電に備えラジオ・懐中電灯等の準備呼び掛け

⑵　現在設備の被害防止

・　発・変電所構内及び周辺の臨時巡視

・　碍子水洗の事前実施

・　飛散あるいは倒壊による設備被害防止対策実施

・　窓・扉等開閉部の点検・補修

⑶　工事中設備の第三者への被害防止

・　工事中箇所の臨時巡視

・　工事中設備の飛散・飛来あるいは倒壊による被害防止対策実施

⑷　復旧資器材の点検・整備

・　碍子・電線等復旧資材の点検・整備

・　移動発電機等非常用機器の運転確認

⑸　長期計画による整備事項

・　送電線新設ルート決定に際し風の収束する地点の回避

・　耐塩碍子への取替え推進

・　電線接近樹木の計画的伐採

・　耐風強度を持った設備の建設

・　電線の地中化推進

6　浸水予防対策

高潮等による浸水被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

⑴　現在設備の被害防止

・　発・変電所構内及び周辺部の臨時巡視

・　土のう、排水ポンプ等の点検・整備

・　漏水が予想される箇所があれば応急修理

⑵　工事中設備の第三者への被害防止

・　工事中箇所の臨時巡視

・　掘削現場（地中埋設管路工事等）の崩壊防止実施

⑶　復旧資器材の点検・整備

・　移動発電機等非常用機器の運転確認

⑷　長期計画による整備事項

・　防水扉、角落し等浸水対策推進

・　発・変電所新設時浸水対策の考慮

7　停電応急対策計画

停電の社会的影響の重大さに鑑みライフライン確保を中心に、次の対策を講じる。

・　設備被害に対しては原則として応急の仮復旧工法により早期送電を図る。

・　系統切替・転負荷等停電時の復旧マニュアルを作成する。

・　停電復旧のための支援要請箇所及び連絡方法を整備する。

8　災害広報・広聴計画

災害時のお客さま、報道関係者等に対する停電状況及び復旧状況等の情報周知を迅速・的確に行うとともに、お客さまの要望、苦情、相談等に親切に対応する。

⑴　広報活動

・　フリーダイヤルによる停電情報のお知らせ（停電状況、復旧状況等）

・　広報車両・拡声放送によるお知らせ

・　ラジオ、テレビ、新聞等を活用したタイムリー情報の提供

・　電話、ポスター、文書等によるお知らせ

⑵　広聴活動

・　災害の状況により、営業所等のお客さま対応窓口の拡充を図る。

9　応急復旧活動

⑴　電力施設の応急復旧

非常災害の防護、復旧の任務は、復旧班が当たるが、対策命令の伝達経路は、社内規程の「組織管理規程」に定める組織系列による。

非常災害が発生した場合は、社内要員は各持場に待機し、応変の活動を行う。また、工事請負者に協力を依頼する。

復旧に際しては、被害の状況、施設の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短時日の復旧に努める。

⑵　復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先する。

⑶　火災発生の場合

火災発生の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。送電を継続することが危険と認められる場合は、送電を停止する等の措置を行う。

⑷　震災時における危険防止措置

震災時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険防止措置を講じる。

⑸　要員及び資機材の確保

ア　復旧要員

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況によっては協力会社等及び他の電力会社に応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は、応援要員の宿舎と工事車両の駐車場を確保する。

イ　復旧資器材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

⑹　行政機関への協力要請

応急復旧の工事を実施するため必要な用地・資材の緊急確保等については、状況により県知事、市長に協力を要請する等適切な方途を講じる。

⑺　地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣する等連携を緊密にする。

10　広島市との連絡体制

⑴　連絡窓口

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>昼　　間</th><th>夜　間（休日）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">中国電力㈱
広島営業所
（災害対策本部）</td><td>設　置　中</td><td colspan="2">支援班（企画総括課）TEL　545-2106
FAX　545-2127</td></tr>
<tr><td>設置されていない場合</td><td>企画総括課
TEL　545-2106
FAX　545-2127</td><td>企画総括課
TEL　090-9507-6815</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広島市災害対策本部</td><td>設　置　中</td><td colspan="2">災害対策本部/消防局防災課
TEL　546-3490（消防局庁舎設置時）
又は　TEL　504-2595（市役所本庁舎設置時）</td></tr>
<tr><td>設置されていない場合</td><td>消防局防災課
TEL　546-3446</td><td>消防局警防課
TEL　546-3456</td></tr>
</table>

※停電情報については、中国電力㈱広報部門　地域共生担当が専用 FAX により情報提供を行う。

⑵　情報連絡員の派遣

有線の途絶等により広島市（災害対策本部）から情報連絡員の派遣を要請された場合または中国電力株式会社から派遣すべきと判断した場合に、中国電力株式会社は広島市（災害対策本部）へ要員派遣を行うものとし、次の任務を行う。

【派遣要員の役割】

○停電状況・復旧状況等の自治体への情報提供

○道路等の被災・復旧状況の自治体からの情報収集

別表１　事業所

名　　称	所　　在　　地	
中国電力㈱本社	広島市中区小町 4-33	(082) 241-0211
広島営業所 （中区・南区・西区・東区）	広島市中区竹屋町 2-42	0120-297-510
廿日市営業所 （佐伯区）	廿日市市串戸六丁目 5-12	0120-517-270
広島北営業所 （安佐南区・安佐北区）	広島市安佐南区緑井一丁目 25-28	0120-516-830
矢野営業所 （安芸区）	広島市安芸区矢野新町二丁目 3-21	0120-525-079
広島電力所	広島市中区竹屋町 2-42	(082) 240-3540
広島北電力所	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30	(082) 810-0200

別表２

防災体制発令・解除の考え方ならびに発令手順

１．防災体制発令の考え方

いずれかに該当する場合は，発令するものとする。

区分		発令の考え方
警戒体制	準　備 総本部	○ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ○ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合
	事 業 所 準備本部 (支社を除く)	○ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ○ 担当区域に被害が発生し，応急対応を実施する必要がある場合
非常体制	総本部	○ 担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合または担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合
	事業所 本部 (支社を除く)	○ 担当区域に大規模な被害が発生し，応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制	総本部	○ 担当区域に甚大な被害が発生し，復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ○ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合
	事業所 本部 (支社を除く)	○ 担当区域に甚大な被害が発生し，復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合

（注）支社対策室は、総本部に準じた発令の考え方とする。

２．防災体制解除の考え方

区分		解除の考え方
警戒体制	準　備 総本部	○ 非常体制が発令されている担当区域の現業機関がなくなり，かつ警戒体制が発令されている担当区域の現業機関がわずかとなった場合
	事 業 所 準備本部 (支社を除く)	○ 応急対応をする必要がなくなり，かつ担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなった場合
非常体制	総本部	○ 特別非常体制が発令されている担当区域の現業機関がなくなり，かつ非常体制が発令されている担当区域の現業機関がわずかとなった場合
	事業所 本部 (支社を除く)	○　担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなり，大規模な応急対応をする必要がなくなった場合
特別非常体制	総本部	○ 特別非常体制が発令されている担当区域の現業機関がわずかとなった場合
	事業所 本部 (支社を除く)	○　担当区域で新たに甚大な被害が発生する恐れがなくなり，かつ非常に大きい社会的影響がなくなった場合

（注）原則として，特別非常体制を解除した場合は非常体制へ，非常体制を解除した場合は警戒体制へ移行する。

支社対策室は、総本部に準じた解除の考え方とする。

別表３

総本部における各体制の組織編成および本部長・副本部長・総合復旧班長・被災従業員支援班長の役割

組織編成

警戒体制

災害対策準備総本部

準備総本部長
部長（系統運用）
・準備総本部の統括

副準備総本部長
流通事業本部ﾏﾈｰｼﾞｬｰ
・準備総本部長の補佐

情報班
班長：流通事業本部
ﾏﾈｰｼﾞｬｰ（給電担当）

広報班
班長：広報部門
ﾏﾈｰｼﾞｬｰ（報道担当）

復旧班（お客さまｻｰﾋﾞｽ本部のみ）
班長：お客さまｻｰﾋﾞｽ本部
ﾏﾈｰｼﾞｬｰ
（配線系統技術担当）

支援班
班長：ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門
ﾏﾈｰｼﾞｬｰ（総務担当）

（注）お客さまｻｰﾋﾞｽ本部以外の事業本部・部門も必要により復旧班を設置することがある。
この場合の班の構成等は，非常体制に準ずる。

非常体制

災害対策総本部

総本部長
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門長
・総本部の統括
・副総本部長の指名
・総合復旧班長の指名

副総本部長
流通事業本部長
お客さまｻｰﾋﾞｽ本部長
・総本部長の補佐

情報班
班長：部長（系統運用）

広報班
班長：広報部門部長

復旧班
班長：設備主管部長
管財部門部長（建築）

支援班
班長：ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門部長
（総務）

（注）災害の規模に応じて，総合復旧班長を指名する。
総合復旧班長を指名したときの組織編成は，特別非常体制に準ずる。

特別非常体制

特別災害対策総本部

総本部長
社長
・総本部の統括
・副総本部長の指名
・被災従業員支援班の設置

副総本部長
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門長
流通事業本部長
・総本部長の補佐

総合復旧班長
お客さまｻｰﾋﾞｽ本部長
・復旧班相互の調整
・総合的な復旧目標・復旧計画の策定

被災従業員支援班
・被災従業員・家族の支援
班長：人材活性化部門長
副班長：人材活性化部門部長（労務）

情報班
班長：部長（系統運用）

広報班
班長：広報部門部長

復旧班
班長：設備主管部長
管財部門部長（建築）

支援班
班長：ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門部長
（総務）

（注）総合復旧班長は，必要により事務局員を指名する。

別表４

事業所（支社を除く）における各体制の組織編成および本部長・副本部長の役割

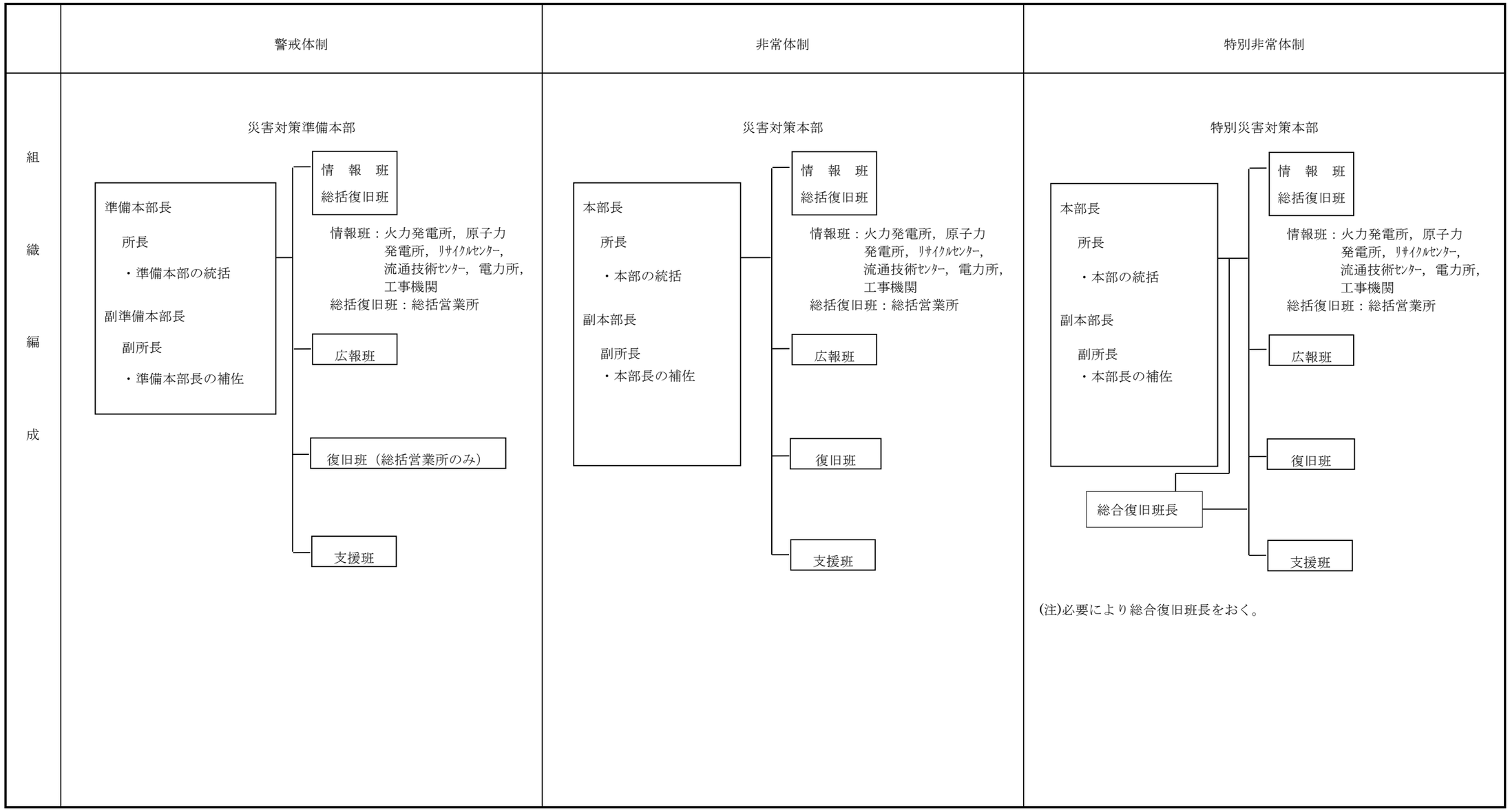

※各班の長は，事業所の長が指名するものとする。

別表５

総本部における防災体制下の各班の任務

	各班の任務					
	情報班	広報班	復旧班	支援班	総合復旧班長事務局	被災従業員支援班
情報収集・報告	・気象情報,停電状況,事故状況,設備被害,復旧状況,復旧目標等の集約・連絡・報告 ・各班情報の総合とりまとめ ・原子力安全･保安院，内閣府，中国経済産業局，中国地方整備局，電力系統利用協議会との対応・報告 ・本部の運営・記録	・お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告	・復旧対応に必要な設備被害・復旧状況の把握および報告	・復旧資機材の調達・輸送情報の集約および報告	・復旧班，支援班との連絡・記録 ・総合的な復旧目標・復旧計画の策定に関する事務	
復旧対応			・復旧目標・復旧計画の調整 ・本部間の復旧資機材，要員に関する関係事業所本部間の調整 ・応急対策，復旧方法等の技術的指導･助言 ・部門間・他電力への復旧要員応援依頼	・復旧資機材の確保，輸送手段の確保 ・他電力への復旧資機材応援依頼 ・官公庁への応援依頼 ・建物被害の復旧対応および車両修理手配 ・社宅，寮，自宅居住者の家屋被害復旧対応		
お客さま対応		・お客さま関係対応(電話対応ほか) ・お客さま対応要員に関する関係事業所本部間の調整				
報道対応		・報道資料の関係事業所本部間との調整および報道機関への発表，対応				
復旧活動支援				・本部の設営および運営の支援 ・宿舎･食料等対策要員の支援 ◎従業員･応援者の健康管理 ◎従業員と家族間の安否状況連絡 ◎防疫対策		・交通網寸断に伴う通勤対策
被災従業員･家族支援				◎住宅，寮，自宅居住者の家屋被害復旧対応		・従業員･家族仮住居の手配 ・生活物資の緊急配布 ・医療支援(ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽを含む) ・被災土地･家屋･財産に関する法律相談 ・その他必要な支援

(注)支援班の任務のうち，◎印については，被災従業員支援班が設置された場合には任務を引継ぐ。

別表６

事業所（支社を除く）における防災体制下の各班の任務

	各班の任務				
	総括復旧班	情報班	広報班	復旧班	支援班
情報収集・報告	・総括大での気象情報，停電状況，事故状況，設備被害，復旧状況，復旧目標等の集約・連絡・報告 ・各班情報の総合とりまとめ ・本部の運営・記録	・気象情報,停電状況,事故状況,設備被害,復旧状況,復旧目標等の集約・連絡・報告 ・各班情報の総合とりまとめ ・本部の運営・記録	・お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 総括営業所は上記に加え以下任務を実施 ・特別高圧のお客さまの停電状況の集約および報告	・復旧対応に必要な設備被害・復旧状況の把握および報告 総括営業所は上記に加え以下任務を実施 ・担当地域の気象情報,停電状況,事故状況,設備被害,復旧状況,復旧目標等の集約・連絡・報告	
復旧対応				・復旧目標・復旧計画の作成 ・復旧対応 ・NTT への復旧依頼，復旧協力	・官公庁への応援依頼 ・建物被害の復旧対応および車両修理手配 ・社宅，寮，自宅居住者の家屋被害復旧対応
お客さま対応			・お客さま関係対応(電話対応ほか)		
報道対応			・報道資料の支社広報班との調整および報道機関への発表，対応		
復旧活動支援					・本部の設営および運営の支援 ・宿舎･食料等対策要員の支援 ・従業員･応援者の健康管理 ・従業員と家族間の安否状況連絡 ・防疫対策
被災従業員･家族支援					・社宅，寮，自宅居住者の家屋被害復旧対応

別表７－１　防災体制下の情報・指令伝達経路１

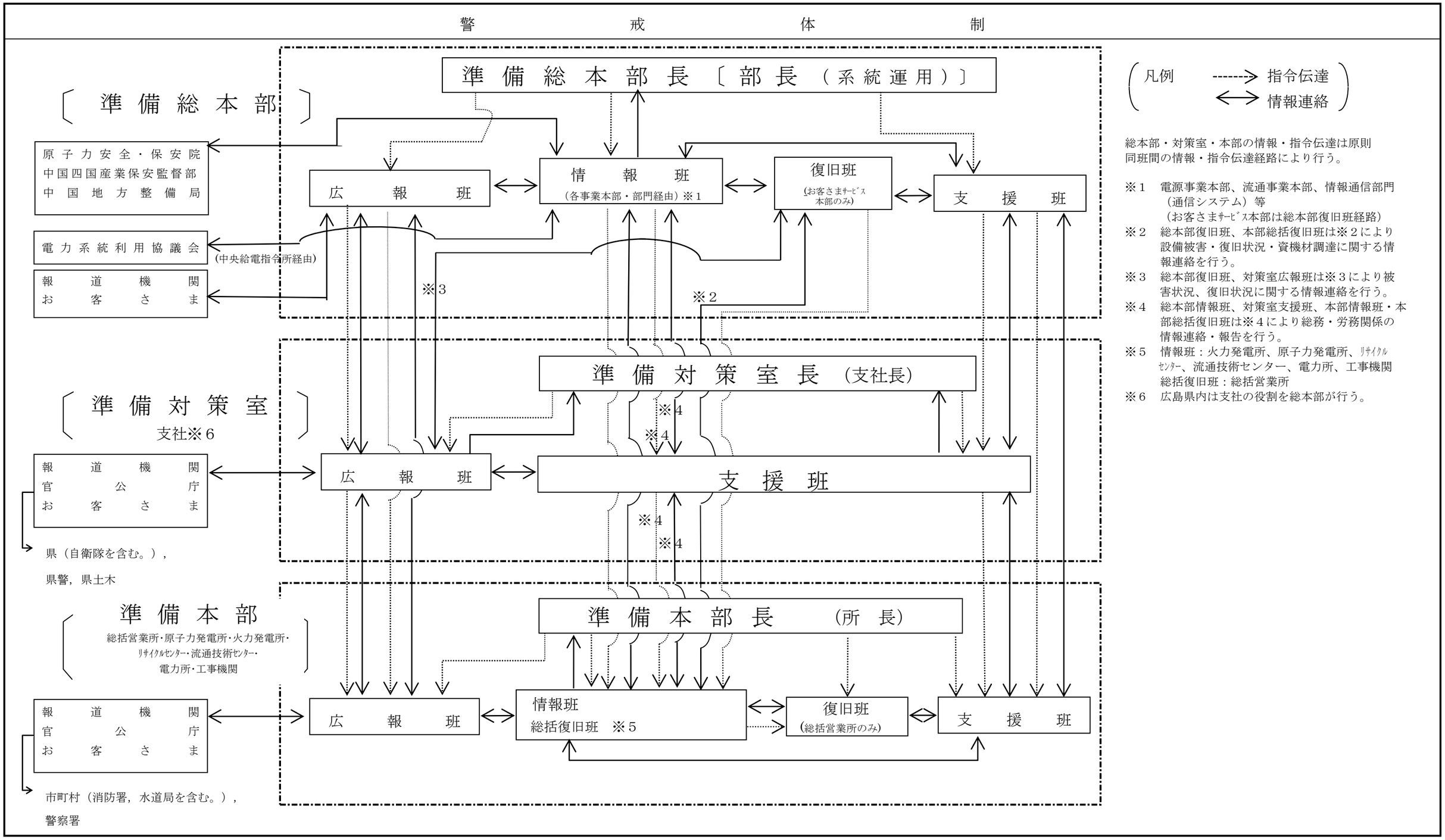

（注）１．　原子力安全･保安院をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。

２．　総本部から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は，原則として次による。

支社…総務担当，総括営業所…配電総括課(当直者)，火力発電所（大崎を除く）…発電課，原子力発電所…発電部，流通技術センター…計画課，電力所…企画課(制御所)，大崎発電所・リサイクルセンター・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所

別表７－２

防災体制下の情報・指令伝達経路２

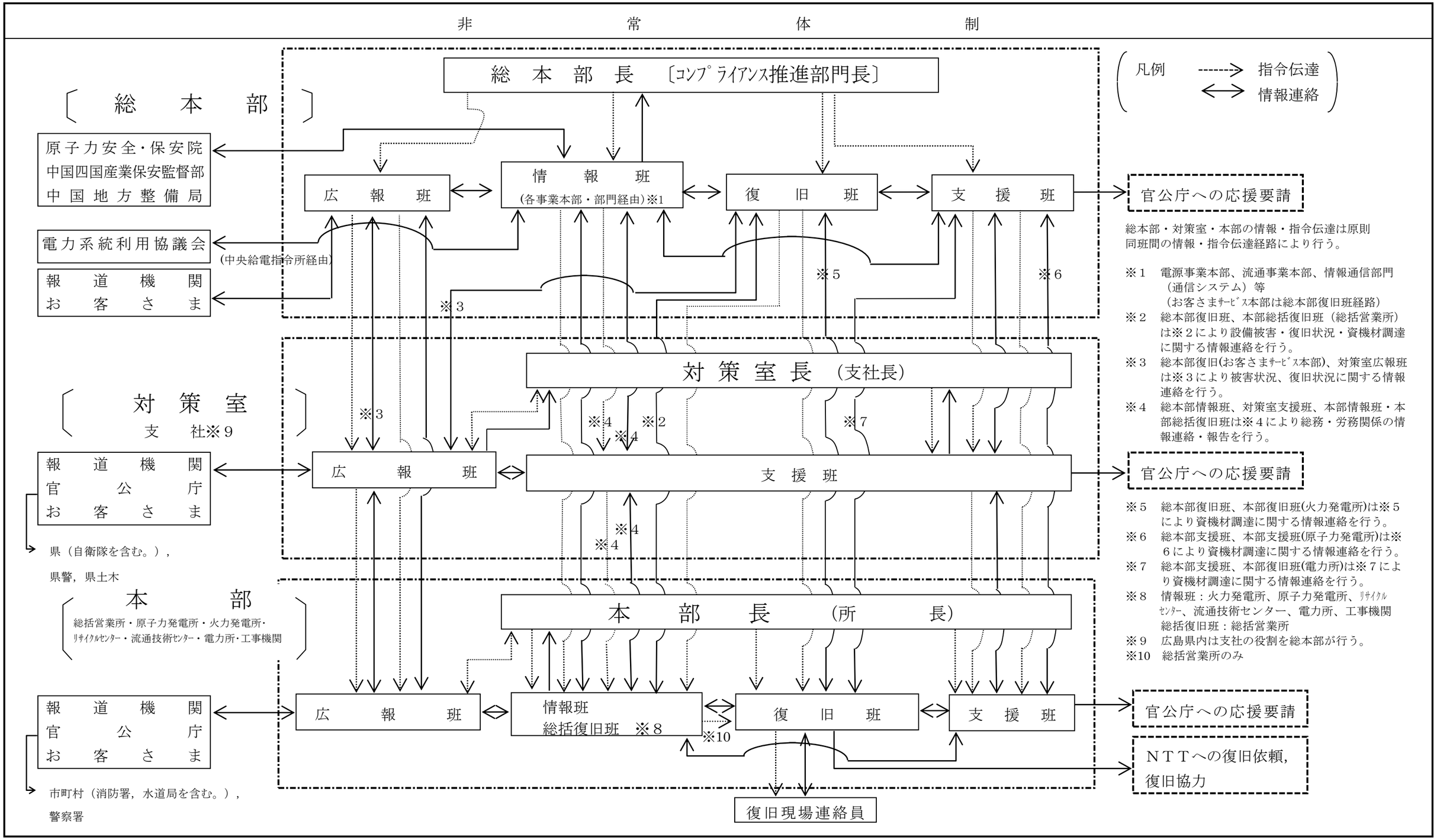

総本部・対策室・本部の情報・指令伝達は原則同班間の情報・指令伝達経路により行う。

※１　電源事業本部、流通事業本部、情報通信部門（通信システム）等（お客さまｻｰﾋﾞｽ本部は総本部復旧班経路）

※２　総本部復旧班、本部総括復旧班（総括営業所）は※２により設備被害・復旧状況・資機材調達に関する情報連絡を行う。

※３　総本部復旧(お客さまｻｰﾋﾞｽ本部)、対策室広報班は※３により被害状況、復旧状況に関する情報連絡を行う。

※４　総本部情報班、対策室支援班、本部情報班・本部総括復旧班は※４により総務・労務関係の情報連絡・報告を行う。

※５　総本部復旧班、本部復旧班(火力発電所)は※５により資機材調達に関する情報連絡を行う。

※６　総本部支援班、本部支援班(原子力発電所)は※６により資機材調達に関する情報連絡を行う。

※７　総本部支援班、本部復旧班(電力所)は※７により資機材調達に関する情報連絡を行う。

※８　情報班：火力発電所、原子力発電所、ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ、流通技術センター、電力所、工事機関
総括復旧班：総括営業所

※９　広島県内は支社の役割を総本部が行う。

※10　総括営業所のみ

（注）１．　原子力安全･保安院をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。

２．　総本部から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は，原則として次による。支社…総務担当，総括営業所…配電総括課(当直者)，火力発電所（大崎を除く）…発電課，原子力発電所…発電部，流通技術センター…計画課，電力所…企画課(制御所)，大崎発電所・リサイクルセンター・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる箇所

別表７－３

防災体制下の情報・指令伝達経路３

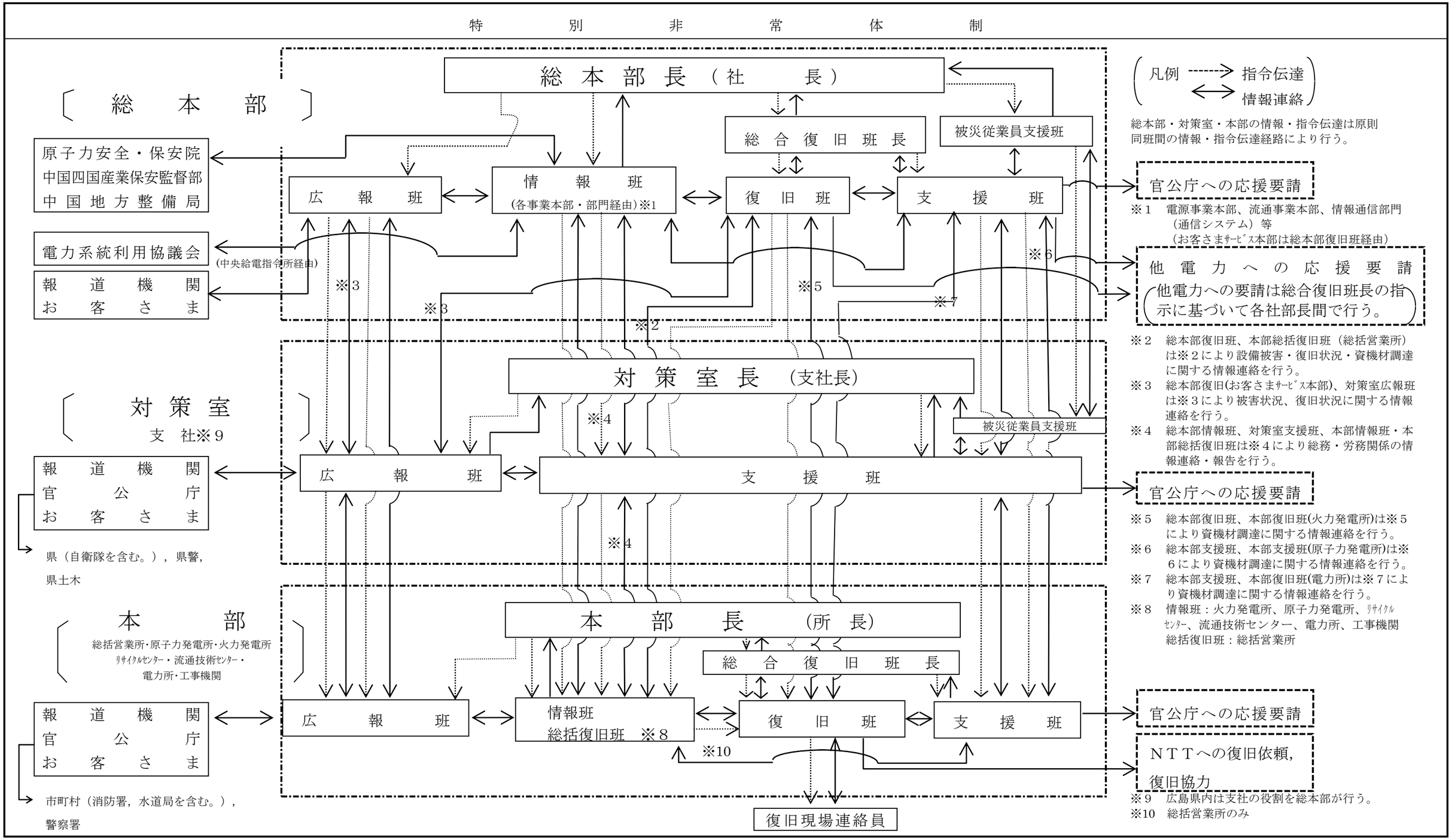

（注）１．　原子力安全・保安院をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は東京支社が対応する。

２．　総本部から防災体制が発令されていない事業所へ情報連絡を行う場合の連絡窓口は，原則として次による。支社…総務担当，総括営業所…配電総括課(当直者)，火力発電所（大崎を除く）…発電課，原子力発電所…発電部，流通技術センター…計画課，電力所…企画課(制御所)，大崎発電所・リサイクルセンター・工事機関ほか…事務課またはこれに準ずる

第２節　ガス施設（広島ガス株式会社）

災害発生に際し、ガス供給施設を防護し、被害の拡大を防止し、もって市民の安全確保及び被災者に対するガス供給を確保することを目的とする。

１　ガス施設の現況

広島ガスは、広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市及びその周辺の約４３万戸のお客さまに対し、導管により都市ガスを供給しており、広島地区お客さま件数は、約３５万戸である。

広島地区で使用されるガスは、廿日市工場より天然ガスを供給している。ガスの供給方式は、高圧、中圧Ａ、中圧Ｂ、低圧の４段方式としており、それぞれの圧力に整圧器を用いて調整されている。

都市ガスの安定供給をめざして、ガス導管の拡充、整備に努めている。

⑴　事務所・事業所等　（広島地区）

名　　称	所在地（電話番号）	所　管　業　務
本　　社	広島市南区皆実町二丁目 7-1 (082-251-3219)	お客さま対応、供給設備の新設及び維持管理
可部事業所	広島市安佐北区亀山南五丁目 33-1 (090-3176-2795)	お客さま対応、供給設備の維持管理
廿日市工場	廿日市市木材港南 12-20 (0829-32-9802)	都市ガスの製造

⑵　ガス導管の延長　（広島地区）

圧力別の導管	ガ ス の 圧 力 範 囲	延長数(km)
低　　圧	0.1Mpa 未満	2,501
中　圧　B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	265
中　圧　A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	187
高　　圧	1.0Mpa 以上	9
合　　計		2,962

⑶　ガスの供給方式

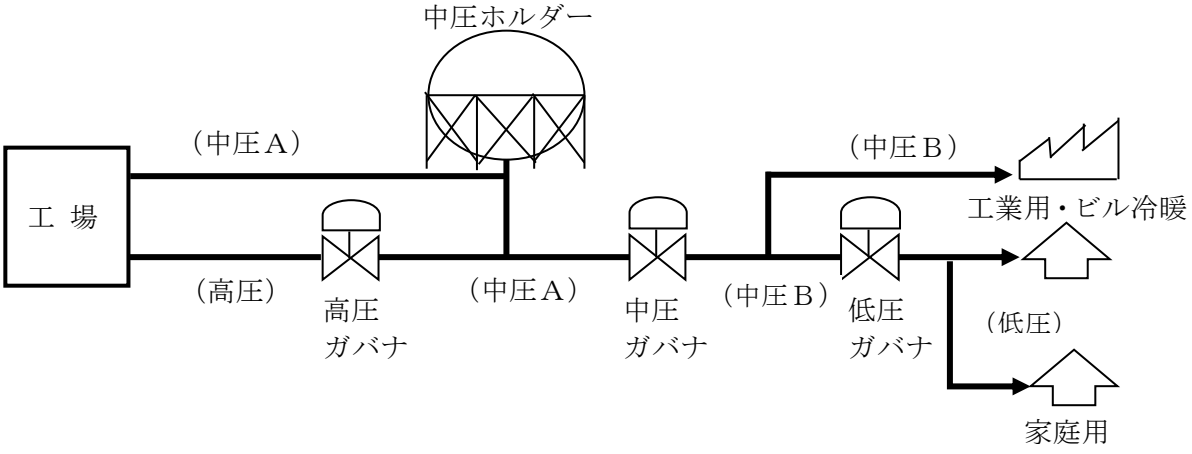

⑷　ガスホルダー設置数　　（広島地区）

事 業 場	型　　式 （圧力 Mpa/㎤）	幾何容量 （千㎥）	所　　在　　地
海　　田	球　形　（0.95）	4	安芸郡海田町明神町 2-118
皆　　実	球　形　（0.62） 〃　（0.635） 〃　（0.99）	4 10 15	南区皆実町一丁目 10-18 〃 〃
高　　陽	球　形　（0.65）	15	安佐北区亀崎四丁目 24-1
廿 日 市	球　形　（0.95）	15	廿日市市木材港南 12-20

⑸　整圧器設置数　　（広島地区）

台　　数	530 台
箇　所　数	324 ヶ所

⑹　供給エリア　　（広島地区）

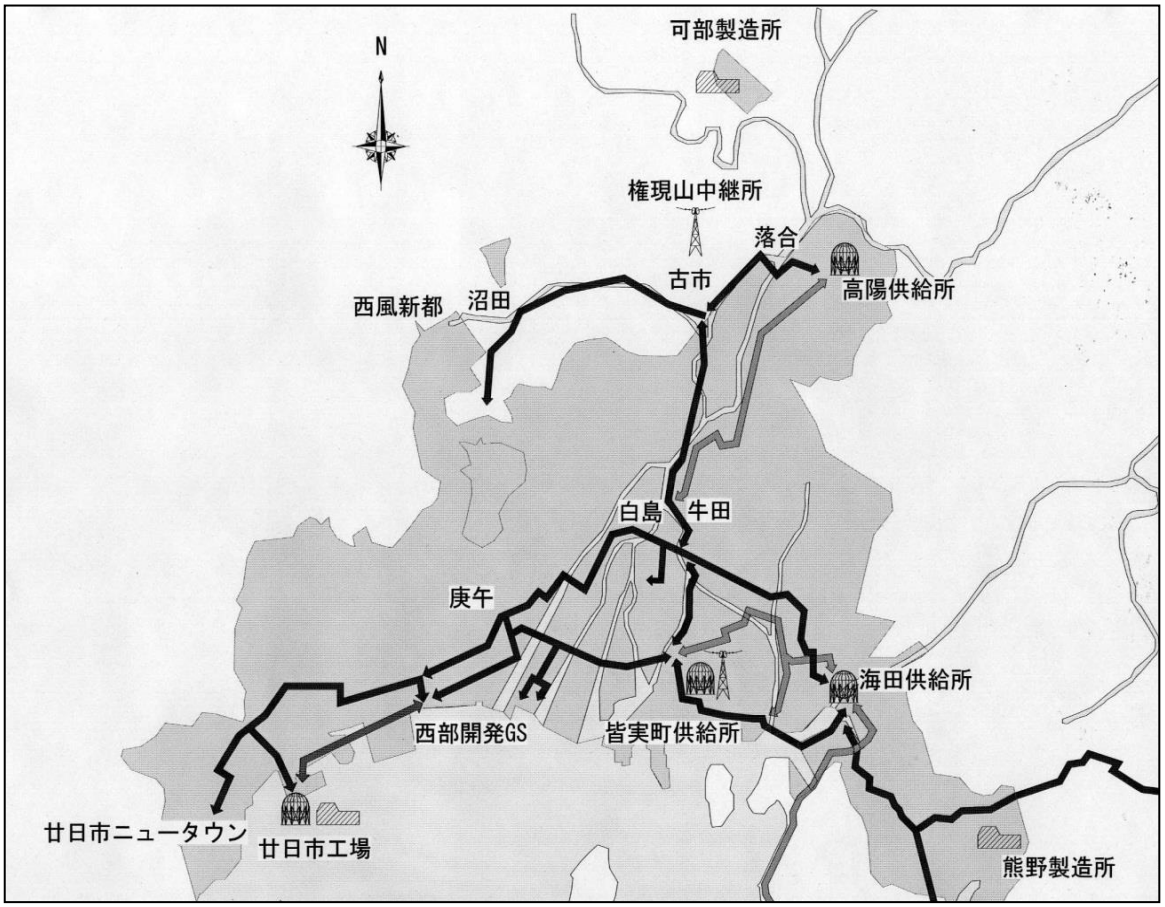

2　防災措置

⑴　災害防止のための体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、津波、火災、その他による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、災害復旧活動の組織、人員及び器材の整備を図り、迅速な復旧をなしうる体制を確立するものとする。

災害の発生が予想され又は発生した場合には、災害の程度に応じて速やかに次に掲げる態勢をとるものとし、そのそれぞれの組織及び分担業務は別に定める。

ア　第１非常態勢　被害又は被害予想が軽度又は局部の場合

イ　第２非常態勢　被害又は被害予想が中程度の場合

ウ　第３非常態勢　被害又は被害予想がはなはだしい場合

⑵　ガス漏えい及び導管事故等に対する措置

ガス漏えい及び導管事故等の未然防止及びその拡大防止を図るため、お客さま等からのガス漏えい等の通報に対する受付及び連絡を迅速かつ確実に行うものとする。

ガス漏えい及び導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には通報の内容に応じて一般出動、緊急出動又は特別出動により現場に出動し、状況に応じた適切な処理を迅速に講じるものとする。（別表１「事故内容と特別出動体制」参照）

⑶　事故発生時の体制

事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、保安統括者があらかじめ定める事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講じるものとする。（別表２「特別出動体制と役割」参照）

⑷　器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るため、必要な器材を備えておくものとする。

3　地震災害への対応

⑴　地震時の考え方

ア　一定震度（震度５弱以上）の地震が発生した場合、社員は速やかに自動出社し、点検あるいは復旧に必要な要員を確保する。

イ　ガス設備に被害が発生し、重大な二次災害が予測されるときは、供給停止を行う。ただし、部分的にガスの供給を停止することにより、保安の確保が可能な場合は、バルブを操作する等により導管を遮断することで、これを行う。

ウ　ガスの供給停止を行ったときは状況によって中圧導管内残留ガスの大気放散を行う。

⑵　地震発生に対する諸施策

ア　地震計の設置

地震発生時の情報収集のため、地震計を設置している。

イ　ブロック化バルブの設置

ガスの供給停止後の早期復旧を図るため、復旧ブロックを前もって設定しブロックバルブを設置している。

ウ　ポリエチレン管の敷設

ガス導管の新設及び入替に対し、耐震性を有するポリエチレン管を積極的に敷設している。

エ　マイコンメータの設置

震度５弱程度の地震が発生した時に、自動的にガスを遮断する機能を有したマイコンメータを設置している。

オ　テレメータ装置による監視

平常時及び地震発生後、供給状態の異常の有無を早期に把握するため、各地区の主要な中央監視制御室にテレメータ装置を設置し、圧力、流量を常時監視している。

カ　無線設備の配備

保安車両に無線設備を配備するとともに、基地局、中継局には非常用自家発電機を設置し、地震等災害による停電時の通信手段を確保している。

⑶　地震発生時の応急措置

ア　地震発生直後、ガスによる二次災害を防止するため、下記の情報を早期に把握するとともに、防災関係機関に通報し、緊急の措置の必要なときは、積極的にガスの供給停止等二次災害の防止に必要な措置を行う。

(ｱ) 主情報

・　テレメータにより収集された供給所、整圧室の流量及び圧力変化の状況
・　ラジオ、テレビによる情報
・　県、市災害対策本部からの情報
・　消防、警察からの情報

(ｲ) 補助情報

・　住民からの情報
・　橋梁、路線巡回のため派遣した調査班からの情報

イ　災害が発生、あるいは発生のおそれがあると判断されるときは、「災害対策本部」を設置し、次の事項を行う。

・　被災情報の収集
・　ガス供給停止の要否の判断、停止措置の指示
・　工場の製造量、送出量の調整、停止措置の指示
・　ホルダー出入弁の遮断の要否判断及び操作指示
・　工場、整圧器、中圧ラインの放散の要否判断及び操作指示

ウ　広島市災害対策本部との連携

(ｱ) 災害対策本部を設置し、広島市災害対策本部（災害対策本部が設置されていない時は消防局危機管理部）に連絡する。

(ｲ) 広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>平日・昼間</th><th>休日・夜間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">広島ガス㈱</td><td rowspan="2">災害対策本部設置前</td><td colspan="2">保安センター　TEL　251-3219</td><td rowspan="2">TEL251-3219 はガス漏れ、供給支障専用</td></tr>
<tr><td>導管事業部　供給部
制御指令グループ
TEL　252-3030</td><td>宿直
TEL　251-3219</td></tr>
<tr><td></td><td>災害対策本部設置後</td><td colspan="2">災害対策本部
TEL　251-2162
TEL　251-2163</td><td>災害時優先電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広島市</td><td>災害対策本部設置前</td><td>消防局防災課
TEL　546-3446</td><td>消防局警防課
TEL　546-3456</td><td>災害時優先電話</td></tr>
<tr><td>災害対策本部設置後</td><td colspan="2">災害対策本部/消防局防災課
TEL　546-3490（消防局庁舎設置時）
又は TEL　504-2595（市役所本庁舎設置時）</td><td>災害時優先電話</td></tr>
</table>

(ｳ) 有線の途絶等により広島市災害対策本部から情報連絡員の派遣要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。

(ｴ) 災害対策本部は、次に掲げる事項について随時、市災害対策本部に連絡する。

・　地震によるガス設備の被害状況（特に市民生活に関わる事項を中心として）
・　市民に対して伝達（広報）した、又はすべき事項
・　その他必要と認める事項

(ｵ) 災害対策本部を解散したときは、広島市災害対策本部（広島市に災害対策本部が設置されていないときは、消防局危機管理部）に連絡する。

⑷　復旧計画

ア　復旧計画の作成

復旧計画の作成には、早期に被害状況を把握する必要があり、当社の行う被害調査及び行政機関からの被害情報を含めて、被害状況図を作成する。被害状況図をもとに、お客さまの被害の程度及び早期に供給再開可能な導管路線を調査し、復旧順位を決定する。

イ　復旧作業

お客さま、行政機関、他公益事業者との協力を得て、迅速に復旧作業を行う。また、導管の復旧作業中の連絡方法として、移動無線機等を有効活用する。

・　復旧地区のブロック化（ブロックバルブの閉止、導管の切断）
・　需要家メーターガス栓の閉栓
・　復旧ブロック内の漏洩検査
・　本支管、供給管損傷箇所の修理
・　都市ガスの供給再開（需要家ガス供給）
・　内管検査（需要家のガス設備点検、検査）
・　内管損傷箇所の修理
・　メーターガス栓の開栓
・　ガス器具の燃焼確認

ウ　応援体制

工事関連業者に対しては、震度５弱以上の地震が発生した場合、速やかに自動出社し、責任者は広島ガス㈱導管事業部供給部へ集合するとともに、復旧作業員を確保するよう申し合わせておく。

地震災害によって、お客さまのガスの供給を停止した時、復旧までに長時間を要し、お客さまに大きな影響を及ぼすと判断される場合は、日本ガス協会に対し、必要な救援要請を行い、人員や資機材の確保を行う。

復旧作業時、応援事業者との連絡体制は復旧応援波を活用し、移動無線機による連携を図る。

エ　平常からの準備

地震発生時における広島市公表の震度階分布図、液状化分布図等をもとに、ガス導管の被害想定状況を作成し、復旧規模の算定、応援復旧要員の職能別編成、復旧所要日数の算定を行う。

また、行政が主催する大規模災害を想定した防災訓練に積極的に参画するとともに、関連業者を含めた緊急措置訓練を行う。

別表１　事故内容と特別出動体制

特別出動体制	事故内容（例）				
	中毒・爆発	着火・ガスによる火災	導管の損壊によるガスの噴出	供給支障	その他
第1次	○多数の中毒者 ○地下室の爆発	○低圧本管	○低圧本管	○30～100 件	○大規模な火災 ○事故による大規模避難勧告、大規模交通制限、家屋の破壊
第2次	○集合住宅、マンホールの爆発	○中圧管	○中圧管 ○他工事の覆工内の損壊	○101～300 件	
第3次	○地下街の爆発	○高中圧管	○高中圧管 ○大規模他工事覆工内の損壊	○301 件以上	

別表２　特別出動体制と役割

特別出動態勢	体制及び役割
第1次	保安主任者〔担当部長又はマネジャー〕 連絡担当（事業所、消防等との連絡） 広報担当（報道、広報、情報収集） 修繕担当（緊急出動、本修理作業） 供給担当（中圧等供給操作、圧力管理）
第2次	対策本部 本部長 ― 保安統括者 保安主任者 連絡担当（事業所、消防等との連絡） 広報担当（報道、広報、情報収集） 修繕担当（緊急出動、本修理作業） 供給担当（中圧等供給操作、圧力管理） 保安主任者 庶務担当（庶務全般） 被災調査担当（被災状況調査） 被災対策担当（被災対策） 本部長 導管事業部長 エネルギー事業部長 保安統括者 供給部長 営業技術部長
第3次	対策本部 本部長 ― 副本部長 ― 委員 ― 保安統括者 保安主任者 連絡担当（事業所、消防等との連絡） 広報担当（報道、広報、情報収集） 修繕担当（緊急出動、本修理作業） 供給担当（中圧等供給操作、圧力管理） 保安主任者 庶務担当（庶務全般） 被災調査担当（被災状況調査） 被災対策担当（被災対策） 本部長　代表取締役執行役員 副本部長　導管事業部長 エネルギー事業部長 委員　常勤役員

（注）必要に応じて事業所間の応援体制等により要員を確保する。

別表３　保安センター（休日夜間における緊急出動体制）

担　　当	人　　員
保安責任者 受付担当者 通信担当者 処 理 要 員	1 1 1 １０

災害対策本部の組織

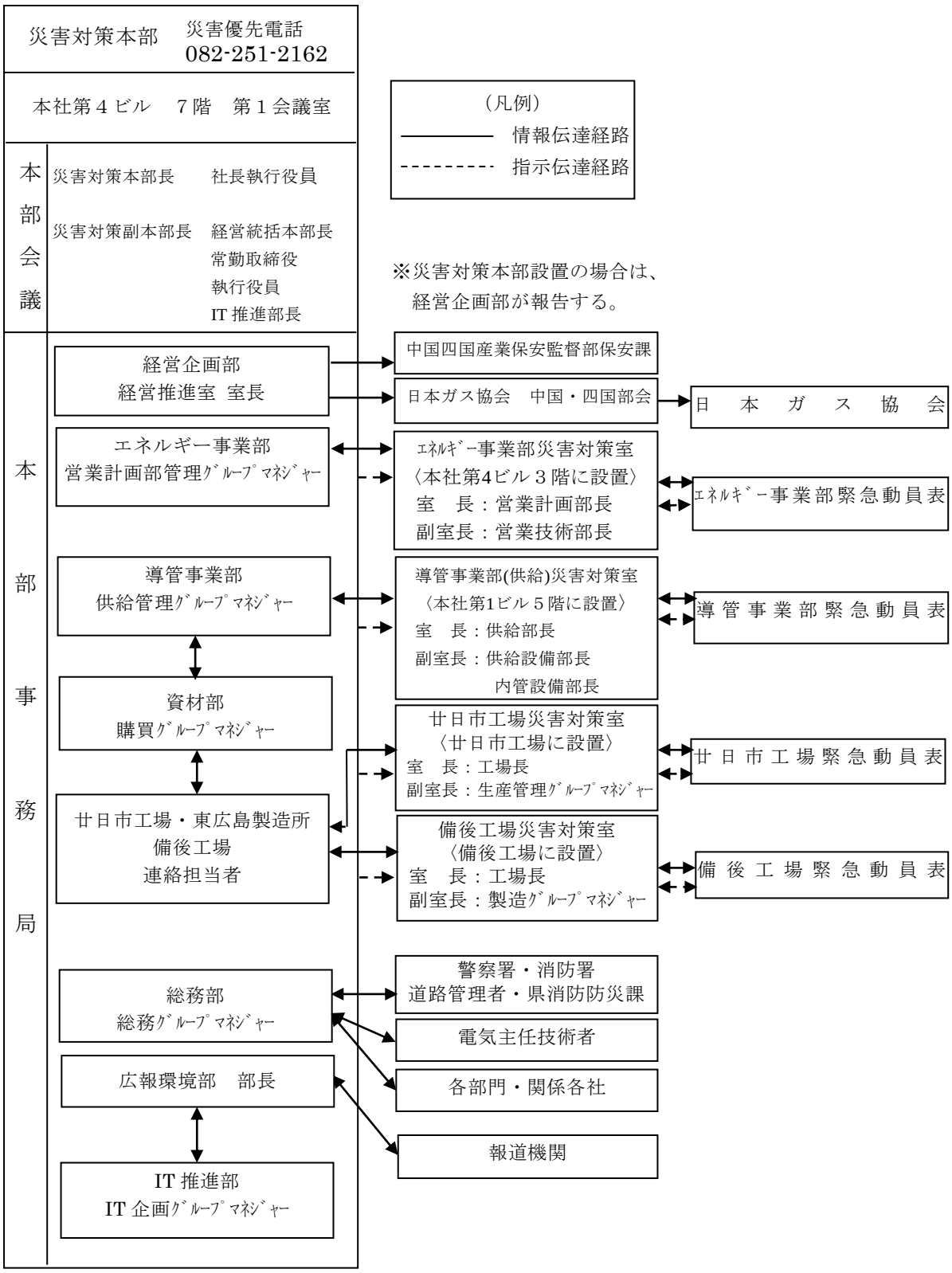

第３節　電信電話施設（西日本電信電話株式会社広島支店、株式会社ＮＴＴドコモ中国支社）

ＮＴＴグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

１　防災組織

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

・　災害対策本部組織　・・・・・・・・　別表１

２　応急対策

⑴　重要通信の確保

ア　通信利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ　重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」の承認を受けておくものとする。

※　通話・緊急通話「１０２」（非常電報・緊急電報「１１５」）扱い

⑵　非常通信の確保

ア　特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

イ　臨時電話の設置

ウ　公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

エ　携帯電話及び衛星携帯電話の貸出し【ドコモ中国支社】

⑶　通信設備の応急復旧

被害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

⑷　災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用伝言板「Web１７１」の提供

震度６弱以上の地震の発生時及び噴火等の発生により被災地に向けた電話が混み合ってかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に、安否等の情報を円滑に伝達する災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用伝言板「Web１７１」を速やかに運用する。

また、災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用伝言板「Web１７１」を運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ・ラジオ・防災行政無線等で利用案内を依頼する。

⑸　災害用伝言板サービスの運用

震度６弱以上の地震の発生時及びその他の災害等により被災地のドコモ携帯電話に向けた電話が込み合ってかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に、安否等の情報を円滑にする災害用伝言板サービスを速やかに運用する。

また、災害用伝言板サービスを運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を依頼する。

⑹　広報活動

ア　広報車による広報活動を行う。

(ｱ) 被災地と被災模様

(ｲ) 復旧のための措置と復旧見込み時期

イ　掲示板等による広報（ホームページによる広報【ドコモ中国支社】）

ウ　必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

３　広島市災害対策本部との連携

⑴　広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

区　　分	昼　　間
ＮＴＴ西日本広島支店	082-505-4800

⑵　有線の途絶等により広島市災害対策本部から情報連絡員の派遣の要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。

⑶　災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、広島市災害対策本部（災害対策本部が設置されていないときは、消防局危機管理部）に連絡する。

⑷　災害対策本部は、次に掲げる事項について随時、広島市災害対策本部に連絡する。

ア　被害状況（特に市民生活に関わる事項を中心として）

イ　市民に対して伝達（広報）した、又はすべき事項

ウ　その他必要と認める事項

４　情報ネットワークの整備

災害等が発生した場合において、電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

⑴　電気通信設備等の高信頼化

ア　豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。

イ　暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐雪構造化を行う。

ウ　地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

⑵　電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ　多様な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、とう道網（共同溝を含む。）を構築する。

エ　通信ケーブルの地中化を推進する。

オ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ　災害時優先電話について、加入者と協議し２ルート化を推進する。

キ　移動体通信設備の高信頼化【ドコモ中国支社】

別表　1

ＮＴＴ広島支店の災害対策本部組織

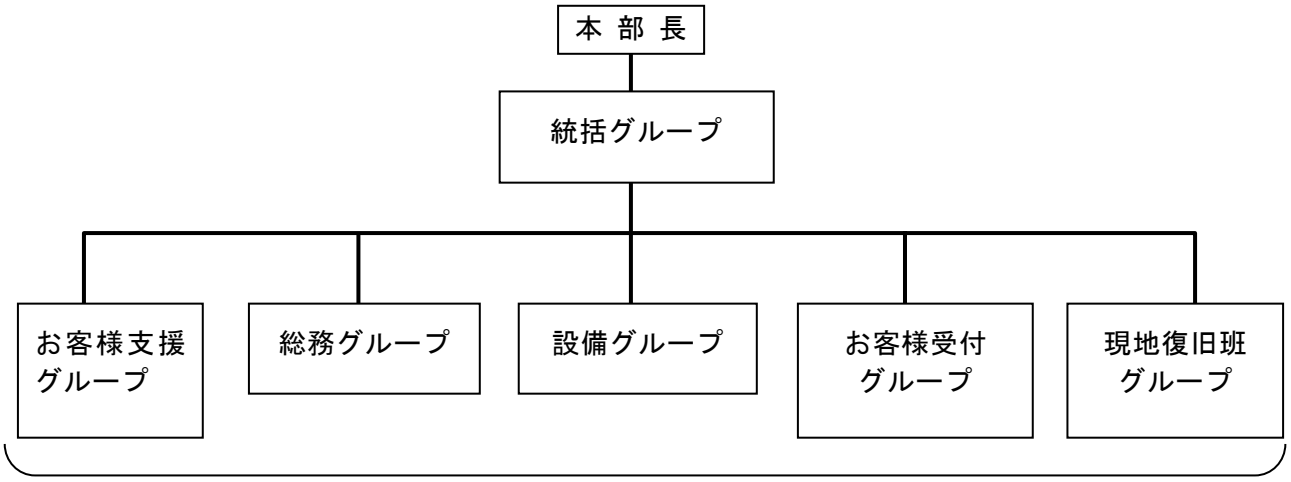

参考

ＮＴＴグループの情報連絡体制

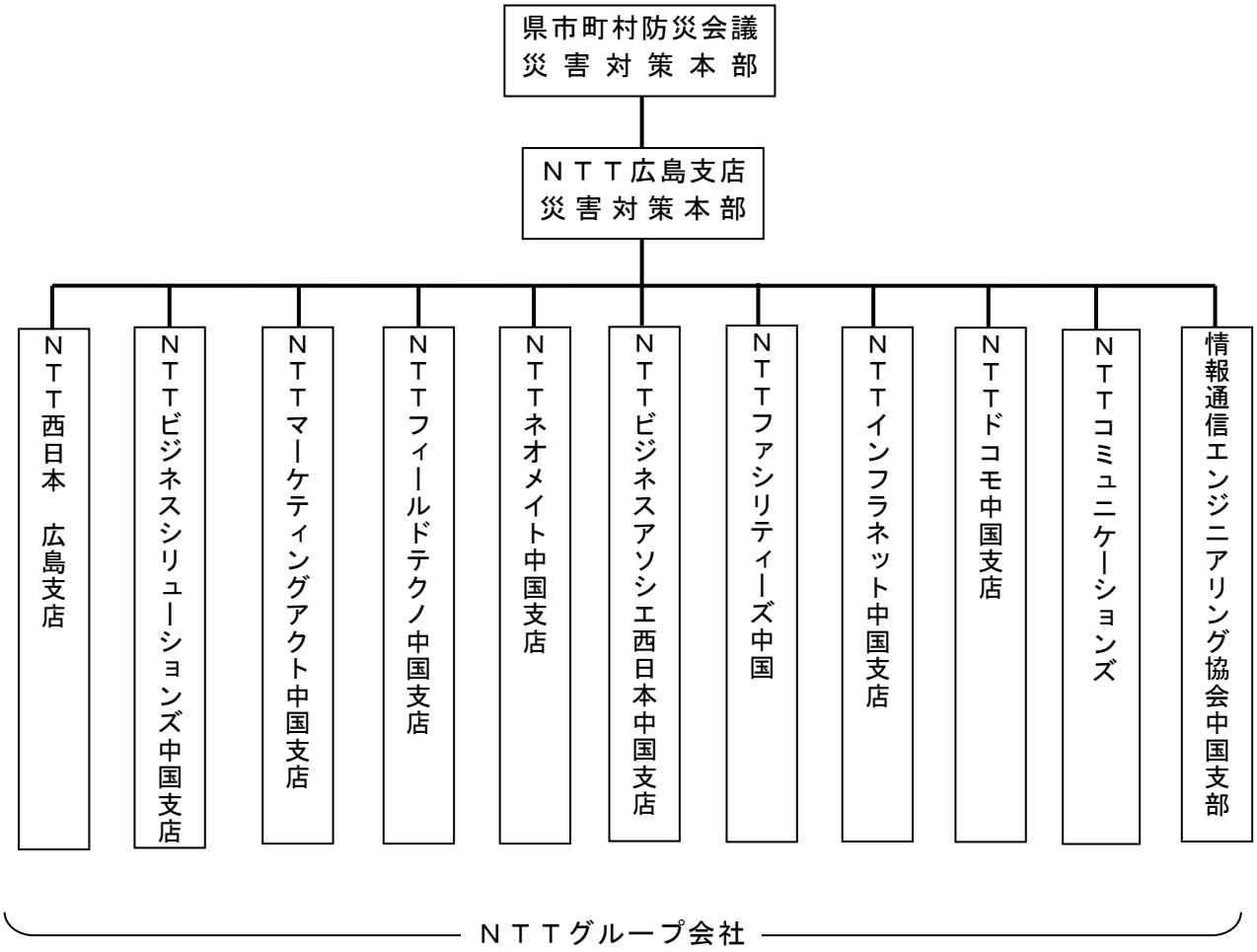

第４節　交通輸送施設

第１　西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

１　施設の概況

広島市内には、山陽新幹線をはじめ山陽本線、芸備線、可部線、呉線の５線が営業しており、駅本屋、橋りょう、トンネル等状況は、別表－１のとおりである。

２　主な現業機関等

広島市内に関係する主な現業機関等は、以下のとおりである。

主な現業機関等

支社名	区所名	所在地	電話番号
広島支社	広島駅	南区松原町 2-37	261-4697
広島支社	広島総合指令所	東区二葉の里三丁目 8-21	261-0033
広島支社	広島保線区	東区上大須賀町 16-1	261-0516
広島支社	広島土木技術センター	東区二葉の里三丁目 8-21	261-2147
広島支社	施設指令（在来線）	東区二葉の里三丁目 8-21	263-7545
新幹線管理本部	広島新幹線保線区	南区松原町 1-1	263-6230
新幹線管理本部	広島新幹線土木技術センター	南区松原町 1-1	263-3115
新幹線管理本部	山陽新幹線地区指令（施設）	大阪市淀川区西中島 7-16-76	06-7662-0902

３　応急対策

⑴　防災組織

ア　災害対策本部の設置

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るため、必要により支社に災害対策本部を設置し、次の業務を行う。

①　防災及び災害の情報に関すること。

②　災害の未然防止に関すること。

③　被害の拡大防止に関すること。

④　災害復旧及び救護に関すること。

⑤　応急輸送に関すること。

⑥　その他の防災に関し必要なこと。

イ　現地復旧本部の構成

事故又は災害が発生した場合、災害の復旧を図るため、必要により現地に災害復旧本部を置く。

⑵　その他の事項

その他の事項については、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部の内部規程等により対処するものとする。

４　地震に対する対策

⑴　地震計の設置箇所

ア　在来線の設置箇所

設　置　場　所	関　係　指　令	電話番号
東区二葉の里三丁目	広島支社　広島総合指令所	261-0033

イ　新幹線の設置箇所

設　置　場　所	関　係　指　令	電話番号
安芸区畑賀町	新幹線管理本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0902
西区山手町	新幹線管理本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0902

⑵　地震に対する情報収集

地震を感知した場合の駅長、保線区長等、乗務員の対応手順を定めているほか、在来線では運転を取り扱う指令室にある地震計が一定の加速度を検知すると警報が鳴動するシステムを、新幹線では変電所に設置している地震計が一定の加速度を検知すると、指令室に表示されているシステムをとっている。さらに気象台への震度の確認も行うこととしている。

⑶　地震発生時の応急措置

指令又は駅長は、地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保線区長等から要請があった場合は、その区間に進入する列車の乗務員にその旨を通報し、旅客の安全を確保する。また、列車乗務員は、運転中地震を感知したときは、直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めたときは、見通し範囲内に停止できる速度で次の駅まで注意して運転し、旅客に対する被害を防いでいる。

また、新幹線においては、一定の加速度を検知したときは、直ちに送電が停止するシステムを整備して被害を防いでいる。

別表１　ＪＲ西日本施設状況表

区　分	駅　　名	駅舎（本屋）	線路延長	橋　　梁	高 架 橋	トンネル
山　陽 新幹線	広　　島	25,771.3 ㎡	19.03 ㎞	29 ケ所 2,521m	27 ケ所 6,804m	５ケ所 12,930m
山 陽 本 線	瀬　　野	317.1 ㎡	35.8 ㎞	121 ケ所 1,676.54m	２ケ所 280.34m	２ケ所 193.70m
	中 野 東	254.0 ㎡				
	安芸中野	180.9 ㎡				
	海 田 市	557.0 ㎡				
	向　　洋	408.1 ㎡				
	天 神 川	131.5 ㎡				
	広　　島	16,675.3 ㎡				
	横　　川	82.2 ㎡				
	西 広 島	493.5 ㎡				
	新 井 口	301.4 ㎡				
	五 日 市	390.3 ㎡				
呉 線	広　　島	16,675.3 ㎡	3.482 ㎞	25 ケ所 225.32m		１ケ所 215.00m
	天 神 川	131.5 ㎡				
	向　　洋	408.1 ㎡				
	海 田 市	557.0 ㎡				
	矢　　野	181.9 ㎡				
芸 備 線	広　　島	16,675.3 ㎡	38.56 ㎞	80 ケ所 647.31m		９ケ所 1,198.71m
	矢　　賀	176.4 ㎡				
	戸　　坂	76.4 ㎡				
	安芸矢口	172.9 ㎡				
	玖　　村	20.0 ㎡				
	下 深 川	318.2 ㎡				
	中 深 川	60.8 ㎡				
	上 深 川	54.6 ㎡				
	狩 留 家	129.6 ㎡				
	白 木 山	16.3 ㎡				
	中 三 田	33.6 ㎡				
	上 三 田	59.0 ㎡				
	志 和 口	183.3 ㎡				
	井 原 市	81.6 ㎡				
可 部 線	横　　川	82.2 ㎡	14,208 ㎞	51 ケ所 1,212.01m	３ケ所 214.60m	１ケ所 100.0m
	三　　滝	98.6 ㎡				
	安芸長束	73.9 ㎡				
	下 祇 園	213.2 ㎡				
	古 市 橋	75.4 ㎡				
	大　　町	706.8 ㎡				
	緑　　井	48.6 ㎡				
	七軒茶屋	35.3 ㎡				
	梅　　林	72.7 ㎡				
	上 八 木	22.3 ㎡				
	中　　島	33.6 ㎡				
	可　　部	363.2 ㎡				

事故対策本部の体制

⑴　第１種体制

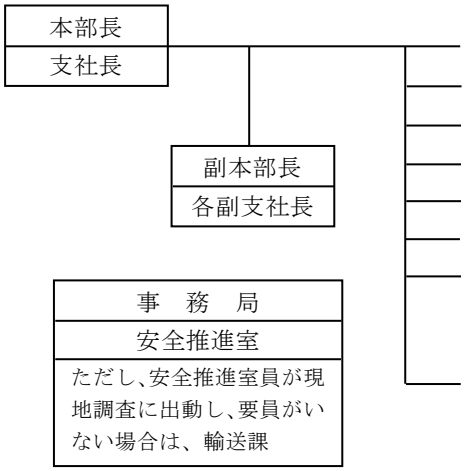

【班別】	【本部員】	【本部連絡員】
総務班	総務課長	総務課員
広報班	企画課長	企画課員
経理・資材班	経理課長	総務課員
被害者対応班	人事課長	人事課員
旅客案内班	営業課長	営業課員
輸送計画班	輸送課長	輸送課員、運用車両課員
復旧計画班	運用車両課長	運用車両課員
	施設課長	施設課員、指令員
	電気課長	電気課員、指令員
事故調査班	安全推進室長	安全推進室員

⑵　第２種体制

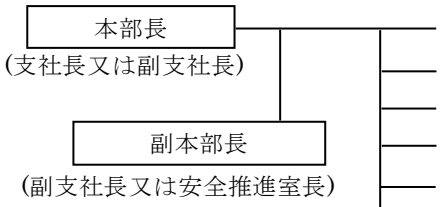

【班別】	【本部員】	【本部連絡員】
総務班	総務課長	総務課員
広報班	企画課長	企画課員
経理・資材班	経理課長	総務課員
被害者対応班	人事課長	人事課員
旅客案内班	営業課長	営業課員
輸送計画班	輸送課長	輸送課員、運用車両課員
復旧計画班	運用車両課長	運用車両課員
	施設課長	施設課員、指令員
	電気課長	電気課員、指令員
事故調査班	安全推進室長又は代理	安全推進室員

⑶　第３種体制

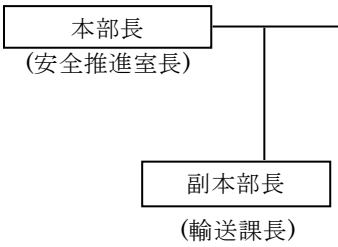

【班別】	【本部員】	【本部連絡員】
総務班	総務課長	総務課員
広報班	企画課長	企画課員
旅客案内班	営業課長	総務課員
輸送計画班	輸送課長代理	輸送課員、運用車両課員
復旧計画班	運用車両課長	運用車両課員
	施設課長	施設課員、指令員
	電気課長	電気課員、指令員
事故調査班	安全推進室長代理	安全推進室員

事故対策本部等の種別、設置基準及び召集範囲

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">設置基準</th><th rowspan="2">間接部門
召集範囲</th><th colspan="2">直接部門召集範囲</th></tr>
<tr><th>当該箇所</th><th>それ以外の箇所</th></tr>
<tr><td>第１種
体制</td><td>・お客様に死傷者を発生させた時又はその恐れがある時
・設備管理に起因して、沿線の住民や通行人等に死傷を及ぼした時又はその恐れがある時
・新幹線及び主要な線区が長時間不通となる時又はその恐れがある時
・特に必要と認めた時</td><td>招集可能者
全員</td><td>招集可能者
全員</td><td>必要最少数の人員を召集し待機する。以後の体制については、事故対策本部長から指示を受ける</td></tr>
<tr><td>第２種
体制</td><td>・上記以外の列車事故が発生した時
・上記以外の線区において、長時間不通となる恐れがある時
・特に必要と認めた時</td><td>招集可能者
の半数</td><td rowspan="2">関係長が計画した非常召集計画に基いた招集範囲とする</td><td rowspan="2">体制については事故対策本部長からの指示を受ける</td></tr>
<tr><td>第３種
体制</td><td>・自然災害により、輸送障害の恐れがある時
・その他必要と認めた時</td><td>必要最少数</td></tr>
</table>

事故対策本部各班の主な業務

<table>
<tr><th colspan="2">班　　別</th><th>主　な　担　当　業　務</th></tr>
<tr><td colspan="2">総務班</td><td>・死傷者等の把握及び死傷者名簿の作成
・死傷者の家族等への連絡、照会及び回答
・見舞者、弔問者の派遣及び見舞金等の計画
・地方自治体及び地域住民対応
・事故荷物、遺留品等の処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">広報班</td><td>・報道関係への情報提供等</td></tr>
<tr><td colspan="2">経理・資材班</td><td>・復旧経費、死傷者等に対する経費の現金出納
・復旧に必要な物品調達及び輸送手配</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害者対応班</td><td>・鉄道病院及び部外医療機関への応援要請
・医療用品の確保、収容病院等の把握
・救助活動に関する指示
・死傷者及び家族の対応
・現地派遣社員動員計画及び本社、他支社への応援要請</td></tr>
<tr><td colspan="2">旅客案内班</td><td>・お客様対応の支援体制の計画
・お客様への案内、誘導、提示対応の指示
・旅客に対する給食の斡旋及び毛布等の手配
・代行輸送の手配
・お客様の休憩箇所の手配</td></tr>
<tr><td colspan="2">輸送計画班</td><td>・復旧作業等の輸送計画
・車両、乗務員の運用手配</td></tr>
<tr><td rowspan="3">復旧計画班</td><td>車両班</td><td>・車両の復旧計画及び指示
・復旧車両の回送準備</td></tr>
<tr><td>施設班</td><td>・線路、構造物、機械設備の復旧計画及び指示
・試運転の実施及び徐行に関すること</td></tr>
<tr><td>電気班</td><td>・電力、変電、信号、通信設備の復旧計画及び指示
・臨時電話機等の仮設
・試運転の実施及び徐行に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">事故調査班</td><td>・事故の状況、原因の調査及び証拠物件の収集
・運輸局、警察、消防等関係機関への対応</td></tr>
</table>

部外機関との情報連絡体制

（広島市との連絡体制）

西日本旅客鉄道株式会社広島支社

運転事故又は災害対策本部設置

電話（昼）　082－261－1796（総務課）
（夜）　082－261－0033（輸送指令）
082－261－2143（施設課）
082－263－7545（施設指令）

災害対策本部未設置の場合

電話（昼）　082－261－1796（総務課）
（夜）　082－261－2143（施設課）
082－263－7545（施設指令）

西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部

運転事故又は災害対策本部設置

電話（昼）　06－4805－7150（管理本部対策本部）
06－4805－7054（総務企画課）
（夜）　06－4805－7150（管理本部対策本部）
06－4805－7054（総務企画課）
06－4805－7057（運輸課）

災害対策本部未設置の場合

電話（昼）　06－4805－7054（総務企画課）
（夜）　06－4805－7054（総務企画課）
06－4805－7057（運輸課）

広　島　市　連　絡　窓　口

広島市災害対策本部設置

電話（昼夜）082－546－3446（消防局防災課）
082－246－8211

広島市災害対策本部未設置の場合

電話（昼）　082－546－3446（消防局防災課）
082－246－8211

電話（夜・休日）082－546－3456（消防局警防課）
082－246－8211

第２　日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

防　災　業　務　計　画

第１章　総　則

第１節　目　的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 39 条第 1 項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、日本貨物鉄道株式会社が管理運営する貨物鉄道事業に係わる車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な促進をはかることを目的とする。

第２節　実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本テレコム株式会社（以下「関係会社」という）並びに関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第２章　防災体制

第１節　施設に対する防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

第２節　災害対策本部の設営・運営

１　災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社及び当該支社に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織をあらかじめ構成しておくものとする。なお、管理職社員は、震度６以上の地震が貨物列車運転区域で発生した場合及び事故・災害等により、多大な輸送障害が想定される場合は、緊急連絡の有無にかかわらず全員出動するものとする。

２　事故・災害等が関東地域で発生した場合で、本社の指令機能が麻痺し本社・支社間の通信が途絶えた際には、社長は、本社の機能が整うまでの間、本社列車の運行指令権を支社に委任する。この場合、東日本エリア（関東支社以北）は東北支社長が、また西日本エリア（東海・関西支社以南）については関西支社長が、それぞれ社長代行をするものとする。

本社指令機能が回復した時点で、東北及び関西支社長による社長代行は中止する。

第３節　防災業務施設及び設備の整備

関係気象官署との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

第３章　災害予防

第１節　防災上必要な教育

防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及をはかるとともに、施設の機能の保全に必要な技術を高度に発揮しうるようその体制を整備し、防災対策の計画的推進をはかるものとする。

第２節　防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動を遂行しうるよう所要の訓練を行うものとし、総合共同訓練等に積極的に参加させるとともに情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせるものとする。

第３節　防災体制

１　災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、関係機関の長は、これに関する諸基準に基づき、すみやかに所定の体制をとるものとする。

２　予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所定の定めをしておくものとする。

３　災害時において、ただちに必要となる人力、機器、資機材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立するものとする。

第４章　災害応急対策

第１節　情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また関係会社、関係行政機関及び地方自治体等と密接な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

第２節　広報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害情報等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表しうるよう、その体制を定めておくものとする。

第３節　水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第４節　建設資材の現状の把握及び運用

当社のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について定めておくものとする。

第５節　技術者の現況把握及び活用

災害業務に従事する技術者及び技能者の技術の程度、人員、把握状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

第６節　災害時における資材の供給等

応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、貯蔵品の保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な配給の確保をはかるものとする。

第７節　通信連絡の方法

１　災害時においては、その必要に応じ非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信規約による官公庁通信系の相互活用をはかるものとする。

２　大規模災害の発生時においては、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど通信回線の輻輳を回避する必要な措置を講じておくものとする。

第８節　電力の確保

災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置等及び予備電源設備の利用方策を定めておくものとする。

第９節　輸送対策

災害時における輸送の円滑を期するため、貨物の引受及び輸送の制限等の輸送対策を策定しておくものとする。

第 10 節　自衛隊への要請

災害時における復旧を迅速に行うため、自衛隊の効率的な派遣を受けられるよう、情報の収集、災害派遣要請等の要領を定めておくものとする。

第 11 節　非常用食料等の備蓄

発災時に備えて、必要に応じ保存食料、飲料水等を備蓄するものとする。

第５章　災害復旧

第１節　災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第２節　災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第３　広島高速交通株式会社

災害の発生が予想され、又は発生した場合は、法令に定めるもののほか、各種運転関係規程及び取扱マニュアルなどに基づき、乗客の生命・身体の保護、運行の安全確保及び施設の保護のため応急対策並びに復旧対策に万全を期する。

１　施設の概況

線名	駅名	駅舎（㎡）	施設概況
広島新交通１号線（本通～広域公園前）	本通	3,787	・軌道延長　18.4km ・構築区分　地下区間　1.9km 高架区間　16.5km ・保有車両　144両（24編成） ・電気施設　変電所数　受電変電所　２箇所 き電変電所　４箇所 電気室　20箇所 通信機器室　22箇所 電気方式　直流　750Ｖ 集電方式　剛体複線式 ・地下防災施設　防災監視盤　３駅 駅内排煙設備　３駅 トンネル排煙設備　６箇所 湧水ポンプ室　３駅 ・車庫内建物　管理棟（５Ｆ）4,360㎡ 機器棟（５Ｆ）4,280㎡ 検車棟（２Ｆ）3,650㎡
	県庁前	6,306	
	城北	2,001	
	白島	1,043	
	牛田	1,105	
	不動院前	1,046	
	祇園新橋北	1,159	
	西原	1,053	
	中筋	970	
	古市	1,359	
	大町	1,162	
	毘沙門台	1,393	
	安東	1,041	
	上安	919	
	高取	1,060	
	長楽寺	880	
	伴	1,003	
	大原	945	
	伴中央	1,174	
	大塚	1,023	
	広域公園前	1,736	

２　防災施設（設備）

⑴　防災システム

駅内で火災が発生した場合は、駅務室若しくは防災管理室に設置している自動火災報知設備が鳴動するとともに、中央指令室の防災監視盤にも火災発生の警報表示を行う。

また、地下３駅には、火災発生時に排煙設備を監視操作するための防災監視盤を設置している。

⑵　防災設備

ア　中央指令室

機器名	設置箇所	警報種別
地震計	長楽寺車庫機器棟	弱震（震度３） 中震（震度４） 強震（震度５弱以上）
風向風速計 風速計	長楽寺車庫機器棟 祇園新橋・安川橋	20㎧　25㎧
火災受信機	各駅（車庫内含む。）	火災受信機鳴動
満水検知器	地下３駅	湧水槽が一定水量以上

イ　地下駅（本通駅、県庁前駅、城北駅）

・　火災発生時には排煙設備操作を行う操作監視装置を設置

・　自動火災報知設備のほか消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、連結送水管、無線通信補助設備、誘導灯等を設置

・　本通、県庁前駅には浸水防止設備（防潮板等）を設置

ウ　高架駅

・　自動火災報知設備のほか消火器を設置

3　防災体制

⑴　防災組織

台風、地震、火災などの災害や事故に際して、乗客の安全対策、運行の確保及び復旧対策にあたるため、必要により、災害（事故復旧）対策本部を設置する。その組織及び任務は、別表１のとおりである。

⑵　情報連絡体制

災害（事故）発生時の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、迅速・適確な情報連絡体制を確保する。（別表２～※広島市との連絡体制）

⑶　災害（事故）発生時の措置

ア　運行管理係長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、直ちに全列車の抑止手配を指示する等適宜の処置をとる。

イ　電力管理係長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、直ちに送電停止をする等適宜の処置をとる。

ウ　乗務係員

災害（事故）が発生し、又は運行管理係長からの指令により列車の運転が危険と認めたときは、直ちに列車を停止する等適宜の処置をとる。また、乗客に対し適切な状況説明や必要により避難誘導等も行う。

エ　管理駅長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、旅客に対し適切な状況説明や避難誘導等適宜の処置をとるよう関係駅に指示する。

オ　管理駅員

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、旅客に対し適切な状況説明や避難誘導等適宜の処置をとる。

カ　保守担当課長（施設課長及び車両課長）

災害（事故）が発生し、又は災害発生の通報若しくは点検の要請を受けたときは、各施設の点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。

(4)　列車運転対策

区　　分		対　　策	記　　事
地震	弱震（震度３）	・特別な運転規制は行わない。	
	中震（震度４）	・全列車一旦停止後、当該区間 20km／ｈ以下の注意運転	・異常がなければ、以後所定運転
	強震（震度５弱以上）	・全列車停止 ・以後、対策本部長の指示	・線路・保安装置点検終了後運転再開
風速	25m以上	・必要により一時運転見合わせ ・以後、対策本部長の指示	・異常がなければ、以後所定運転
火災	駅	・駅舎から乗客の避難誘導 ・駅進入列車の停止手配 ・関係区間の送電停止手配	
	列　　車	・努めて次駅まで運転 ・送電停止後、避難誘導 ・関係列車の停止手配	
地下駅水害		・必要により一時運転見合わせ ・以後、対策本部長の指示	

4　応急対策

⑴　地震対策

ア　運行管理係長は､地震を受信したときは各震度に応じた運転の規制等の処置をとる。

イ　乗務係員は、強い地震を感知するか、又は運行管理係長から地震のため一時停止するよう指示を受けたときは、直ちに停止手配をとる。

ウ　乗務係員は、運行管理係長から地震により注意運転の指示を受けたときは、途中の線路状態に注意しながら運転する。

エ　保守担当者は強震以上の場合、線路の巡回点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。

オ　運行管理係長は、注意運転の結果及び保守担当者から異常なしの報告を受けるまでは、運転の規制を解除しない。

⑵　風速対策

ア　運行管理係長は、風速計が一定風速以上で表示したときは、必要により運転の規制等の処置をとる。

イ　乗務係員は、運転の途中で危険であると認めたときは、努めて安全な箇所に停止する。

⑶　火災対策

ア　運行管理係長は、火災情報を受信したときは、関係箇所に連絡するとともに、送電停止、列車の抑止手配等の処置をとる。

イ　乗務係員は、列車に火災が発生した場合は、努めて次駅まで運転するとともに、送電停止要請、乗客の避難誘導、消火に努める等適宜の処置をとる。

ウ　管理駅員は、駅火災が発生した場合は、旅客の避難誘導、消火に努める等適宜の処置をとる。また、列車火災の場合は、乗務係員の応援体制をとる。

⑷　水害対策（本通駅、県庁前駅、城北駅）

ア　運行管理係長は、駅内に浸水する恐れのあるときは、列車の抑止手配とともに、当該区間から列車を進出させる等の処置をとる。

イ　管理駅員は、乗客を避難させるとともに防潮板等の設置等適宜の処置をとる。

⑸　停電対策

ア　運行管理係長は、電力関係の事故により施設が停電し、列車が運転不能となったときは、関係箇所に連絡する等の処置をとる。

イ　電力管理係長は、停電情報を受信したときは、原因究明に努めるとともに、早期の送電手配等の処置をとる。

ウ　乗務係員は、努めて次駅まで運転するとともに、乗客に対し適切な状況説明を行う等車内の秩序維持に努める。

エ　管理駅員は、旅客に対し適切な状況説明を行う等駅構内の秩序維持に努める。

5　教育及び訓練

社員に対して、次の事項について教育及び訓練を実施し、災害（事故）の未然防止並びに災害（事故）発生時の迅速・適確な対応が図れるようにする。

⑴　教育

ア　災害に関する知識

イ　社員の任務及び具体的措置方

ウ　乗客の安全対策

エ　避難誘導経路、避難方法等の内容

⑵　訓練

ア　情報連絡方

イ　運行の安全確保

ウ　乗客の避難誘導・救護

別表１　災害対策本部の組織及び任務

⑴　組織

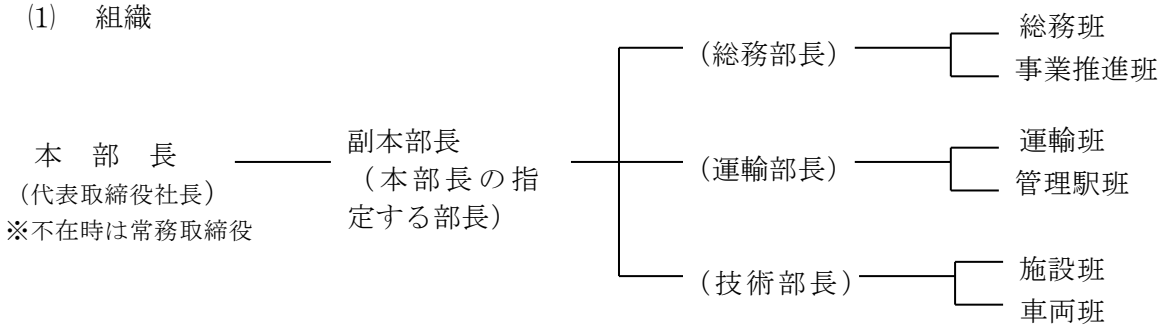

（注）　各班の班長は、課長とする。

⑵　任務

班		任　　務
総　務　部	総　務　班 事業推進班	・各班の連絡調整 ・災害対策上の必要品手配 ・救護関係全般 ・関係機関連絡 ・その他総務関係全般、営業関係全般
運　輸　部	運　輸　班 管 理 駅 班	・乗客の輸送手配 ・運転計画及び輸送調整 ・駅設備保全 ・旅客等への情報伝達、関係機関連絡 ・その他運転、駅務関係全般
技　術　部	施　設　班 車　両　班	・線路、建造物の保全点検 ・電気関係設備の保全点検 ・車両保全及び車両調整 ・その他工務、電気、車両関係全般

別表２　広島市との連絡体制

項　　目		平日・昼間	夜　間　（休　日）
広島高速交通株式会社 災　害　対　策　本　部	設　置　中	災害対策本部 （中央指令室内） 830-3174	災害対策本部 （中央指令室内） 830-3174
	設置されていないとき	総務課 830-3111	中央指令室 830-3132
広島市災害対策本部	設　置　中	消防局防災課 546-3446 246-8211	
	設置されていないとき	消防局防災課 546-3446 246-8211	消防局警防課 546-3456

※　災害情報の伝達経路

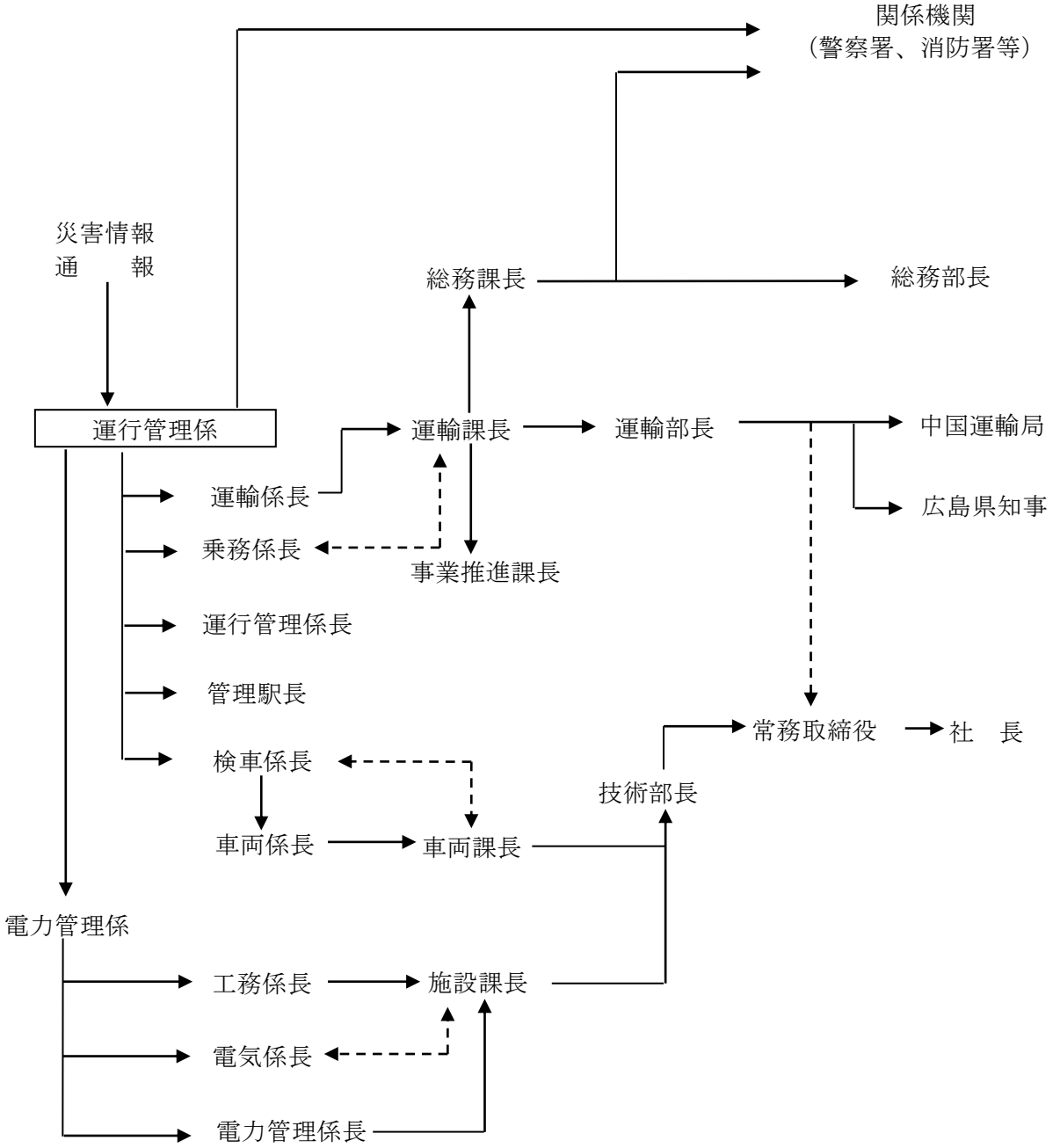

注）--------- は、必要により行う伝達経路を示す。

第４　日本通運株式会社

１　計画の目的

この計画は、日本通運株式会社「防災計画」並びに「災害対策規程」及び「災害に伴なう緊急対策要綱」に基づき、本支店が、非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し防災業務を円滑的確に実施して、輸送の確保を図ることを目的とする。

２　中国ブロック（中国五県）管内の店所の現況

中国ブロックの店所の現況は、別表１のとおりである。

３　防災に関する組織

防災に関する業務を的確かつ円滑に推進するため、管内全組織を通して必要な体制を有機的に組織する。

Ａ　防災団の編成

災害対策にあたるため、管内各支店及び必要と思われる個所に防災団をおく。防災団の編成及び任務は、別表２のとおりである。

Ｂ　災害対策本部

災害に際し、有効適切な防災業務を実施する必要があると認めたときは、執行役員広島支店長は防災団のほかに災害対策本部を設ける。災害対策本部は、災害の範囲が管内の統括支店管内に限られるときはその統括支店に、複数以上の統括支店にわたるときは広島支店におく。

⑴　災害対策本部は、次に掲げる事項をつかさどる。

ａ　管内の防災団を統括すること。

ｂ　災害に関する調査を行ない、情報を集め、これを関係個所に連絡報告すること。

ｃ　建物、荷役施設、運搬具、その他の社有財産及び保管貨物の安全と輸送の確保を図るため緊急措置をとること。

ｄ　社員の生命、財産の保全及び罹災社員の救出について緊急措置をとること。

ｅ　災害の状況に応じ速かに輸送及び作業体制の確立を図るため緊急措置をとること。

ｆ　緊急措置に要する労務者、施設運搬具、物資等の調達及び輸送等に関する緊急計画を樹立し、かつその実施を推進すること。

ｇ　指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等の要請に対して速かに体制を整え協力すること。

⑵　災害対策本部長は、災害の範囲が一統括支店管内に限られるときはその統括支店長が、複数以上の統括支店にわたるときは執行役員広島支店長が、その任にあたる。災害対策本部の構成は、別表３のとおりである。

⑶　災害対策本部長は、災害の状況に応じて災害対策本部の組織、分掌並びに要員の配置を定める。災害対策本部の役員は、防災団の役員を兼ねることができる。

⑷　災害対策本部長は、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等と連絡を密にし､緊急並びに代行輸送体制の確立及び貨物の損害の防止並びに災害復旧に協力し、会社の公共的使命の遂行に万全を期さなければならない。

⑸　災害対策本部は災害が復旧し、その使命を完了したときに解散する。

４　災害応急対策に関する事項

Ａ　災害応急対策の重点

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の拡大を防止し、又は災害の発生を防止するための物資の緊急輸送を実施する。

Ｂ　災害に関する情報の収集

前項の施策を円滑に実施するため、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等との情報の交換を密接にする。

通信経路の確保についてはすべてに優先して努力し早期回復を図る。

C　情報連絡体制

災害発生時の情報収集連絡は情報班がその任にあたる。広島支店における情報班の構成と任務は、別表４－１～２のとおりである。

D　人員把握及び動員計画

各店所は、復旧業務の円滑を図るため出動可能人員を把握し、出動計画をたて出動対策として連絡車の運行を計画し、運行経路、時間、集合地点等を定めて従業員に周知徹底する。

E　緊急輸送計画

各店所は、社会経済活動の早期回復又は災害を防止するため、指定行政機関、指定地方行政機関､地方公共団体等と連絡をとり緊急輸送計画を把握し優先取扱の処置をする。このため、緊急輸送の性質上、輸送方法の選定、輸送要請量を詳細に検討し適切に任務を遂行する。

別表１

中国ブロック管内の店所の現況

中国ブロック	総括支店	一般支店	備考
広島支店（広島市南区西蟹屋）		大竹支店	（大竹市西栄）
		広島海運支店	（広島市南区宇品海岸）
		中国重機建設支店	（広島市南区西蟹屋）
		福山支店	（福山市鋼管町）
	岡山支店（岡山市錦町）	倉敷支店	（倉敷市水島海岸通）
	下関支店（下関市東大和町）	徳山支店	（新南陽市清水）
		防府支店	（防府市駅南町）
		宇部支店	（宇部市中央町）
	松江支店（松江市平成町）	出雲支店	（出雲市長浜町）
	鳥取支店（鳥取市湖山町）	米子支店	（米子市大谷町）

別表２

防災団の構成と任務

・　防災団は、次の班をもって構成する。

構　成	任　務
警　備　班	社屋内外の警戒及び巡視
消　火　班	消火、障害物の除去、類焼の防止
退　避　班	退避場所の選定、退避時間の判定、組織的な退避誘導
搬　出　班	非常持出物品の搬出入、搬出後の警戒
救　護　班	負傷者の応急手当、病院との連絡
情　報　班	指令・情報等の伝達監督、官公庁との連絡等
庶　務　班	他の班に属しない事項

・　防災団の役員

防災団に団長及び副団長を、班に班長をおく。

団長は総務部長とする。副団長及び班長は団長の指名した者とする。

別表３

災害対策本部の構成と任務

構成		任務
本部長	執行役員広島支店長 （統括支店長）	災害対策本部を指揮統轄する。
副本部長	部長 （次長）	本部長を補佐し、総本部長に差支えあるときは、その任務を代行する。
本部員	次長 （課長）	本部長及び副本部長の命を受け、それぞれ各担当員を指揮監督し、非常災害の防護、復旧の任にあたる。

（　　）は、統括支店における構成を示す。

別表４－１

情報連絡の経路

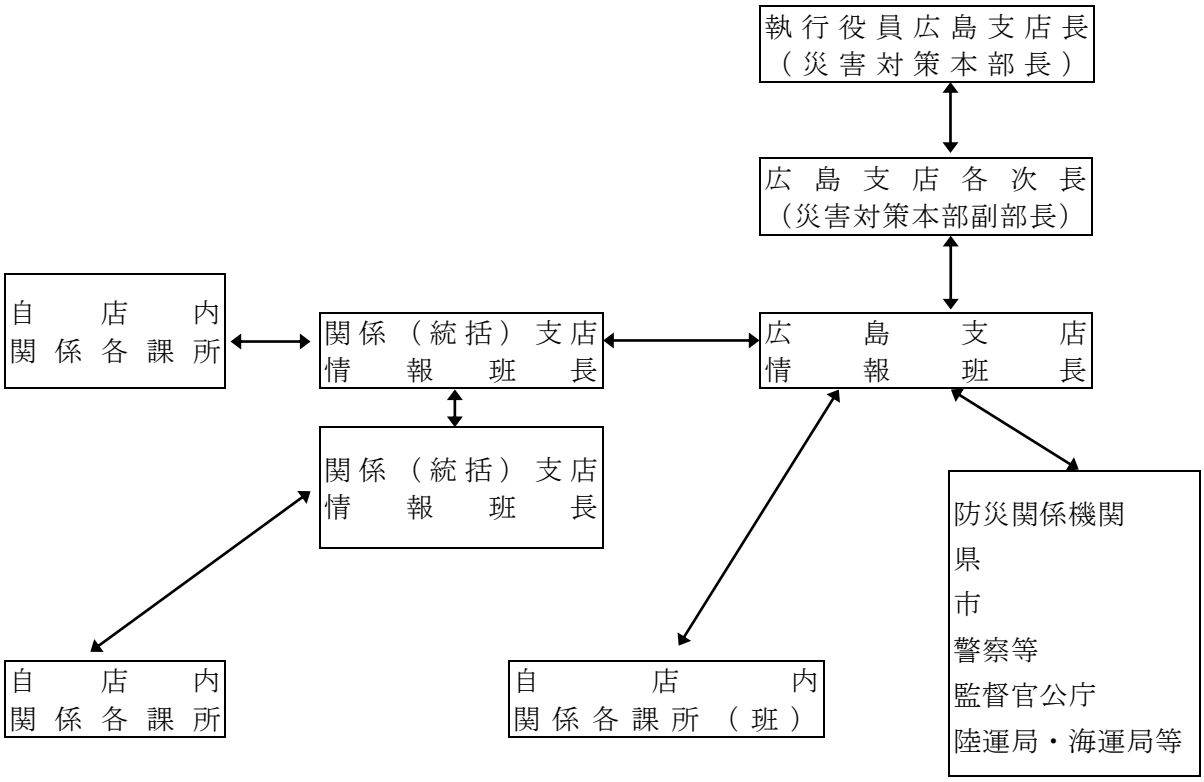

別表４－２

広島支店情報班の構成

区分	構成	人員	任務
班長	総務課長	1	班の総括
副班長	業務課長 作業管理課長	2	班長の補佐、及び班長に事故ある時の代行、本部との連絡、防護体制の発令・解除の伝達
班員	総務担当	2	官庁（県、市、警察等）連絡報告、班内庶務事項、社内の情報連絡、情報整理
	業務担当	2	官庁等（陸・海運局、ＪＲ西日本等）連絡報告、道路、橋梁、鉄道等交通障害状況の把握と社内関係部門に対する伝達、社有設備施設に関する情報収集

第５　広島電鉄株式会社

風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、直ちに応急対策を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。

１　施設の概況

⑴　電車事業本部

ア　営業課運転係の名称・所在地

名　　称		所　　在　　地	電話
千田営業課		広島市中区東千田町二丁目 9-29	242-3552
	江波出張所	広島市中区江波西一丁目 24-59	232-9823
西広島営業課		広島市西区草津南三丁目 9-1	276-1056

イ　車庫の名称、所在地及び保有台数

（平成 26 年 1 月 16 日現在）

車　庫　名	所　　在　　地	車両・編成数
千　田　車　庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	36 両＋18 編成
江　波　車　庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	36 両＋1 編成
荒　手　車　庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	43 編成

⑵　バス事業本部

○　営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

（平成 26 年 1 月 16 日現在）

名　　称	所　　在　　地	車両台数	電　話
曙　営　業　課	広島市東区曙一丁目 7-1	47（1）	262-1982
仁　保　営　業　課	広島市南区仁保沖町 1-92	52（1）	242-3575
江　波　営　業　課	広島市中区江波西一丁目 24-59	60（1）	232-6455
広　島　南　営　業　課	広島市中区西白島町 24-9	49（1）	221-4385
広　島　西　営　業　課	〃	35（1）	207-1112
広　島　中　営　業　課	広島市西区小河内町二丁目 18-1	69（1）	207-1115
広　島　北　営　業　課	〃	52（1）	231-5171
安　佐　出　張　所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16（0）	835-1860

（　　）内は、貸切で内数である。

２　災害予防計画

鉄道、若しくは道路上を運行する電車（軌道）、バスにおいては、災害発生時の車両のおかれた地理的状況により、地震災害の態様が異なると予想されるため、乗務員による状況に応じた適切な応急対策が被害の未然防止のうえで最も重要となる。

従って、乗務員を中心に職員に対しては適宜防災教育及び訓練を実施して、旅客の安全確保と防災意識の高揚に努める。

⑴　防災教育

各営業所では、従業員に対して定期的に次の事項を教育し、防災知識の普及に努める。

①　地震防災対策の現状

②　地震災害に関する知識

③　非常事態の性格

④　従業員の果たすべき役割と具体的措置

⑤　旅客の安全対策

⑥　路線に係る危険箇所・広域避難場所、避難道路、緊急指定道路、並びに指定道路の交通規制内容等の周知徹底

⑵　防災訓練

①　地震情報の収集及び伝達

②　防災組織の編成配備

③　旅客に対する広報

④　防災施設、資機材の緊急点検

3　応急対策

⑴　防災組織

風水害、火災、地震などによる災害に際しては、その被害を最小限にとどめ、速やかに被害の復旧に当るとともに、輸送を確保するため、災害対策本部を設置する。

○　災害対策本部の構成

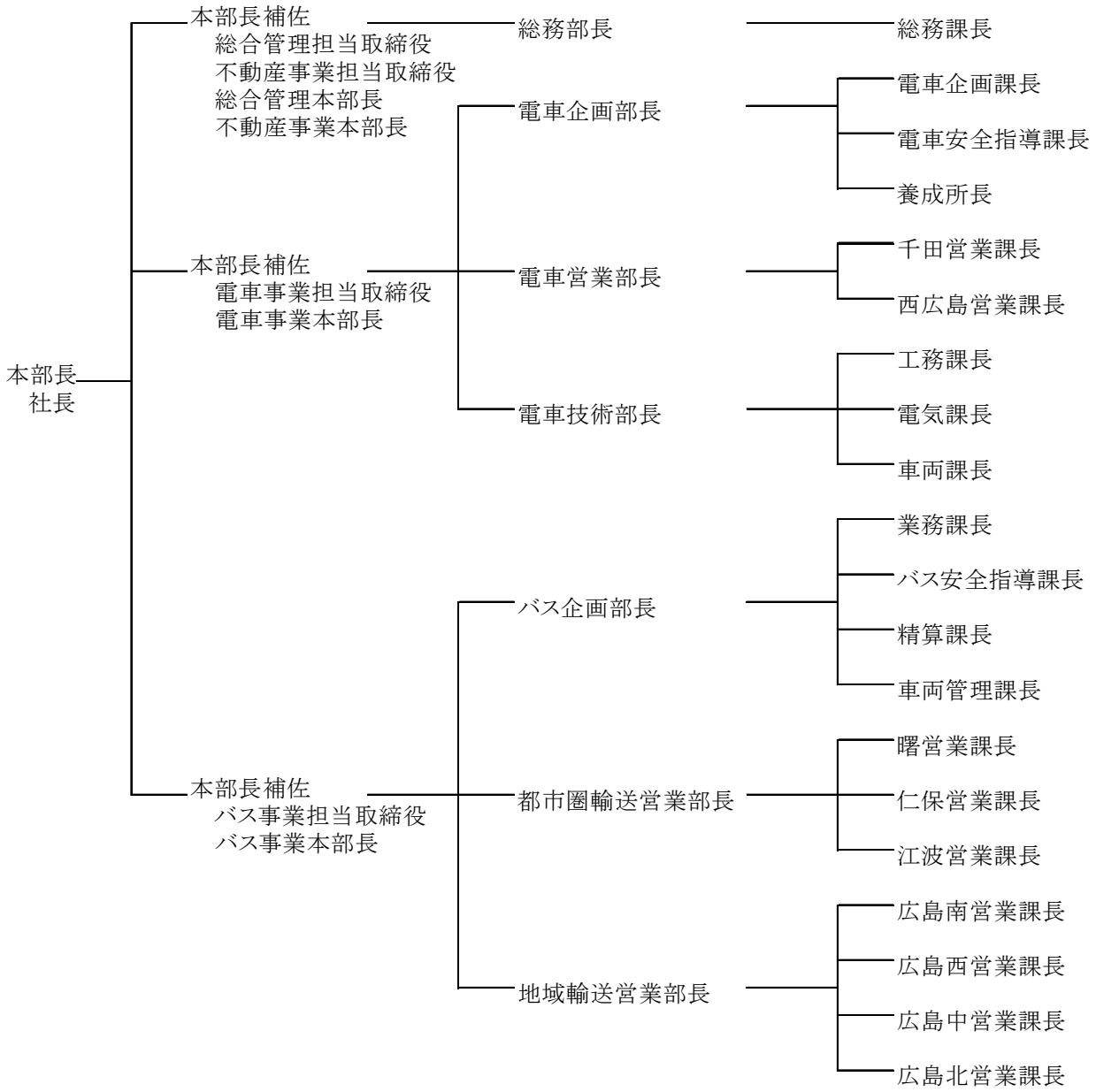

⑵　通報連絡体制

広島市消防局危機管理部との連絡場所をＭ・Ｓカンパニー総合管理グループ総務チームとする。

○　災害発生時の通報ルート

ア　電車事業本部

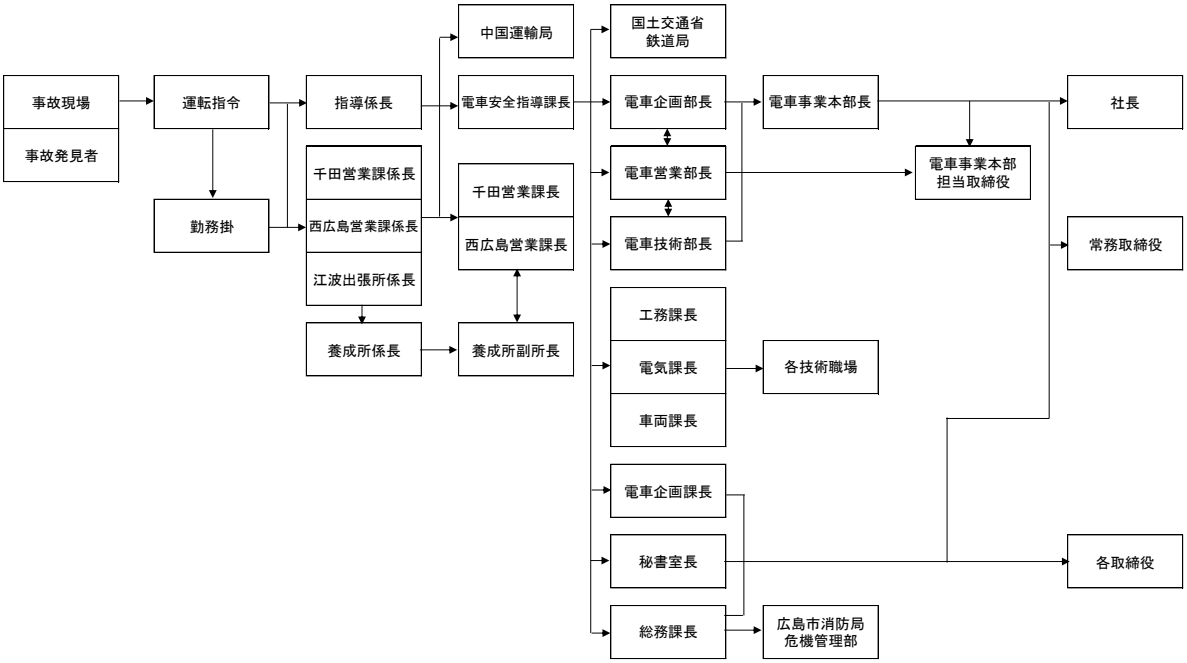

イ　バス事業本部

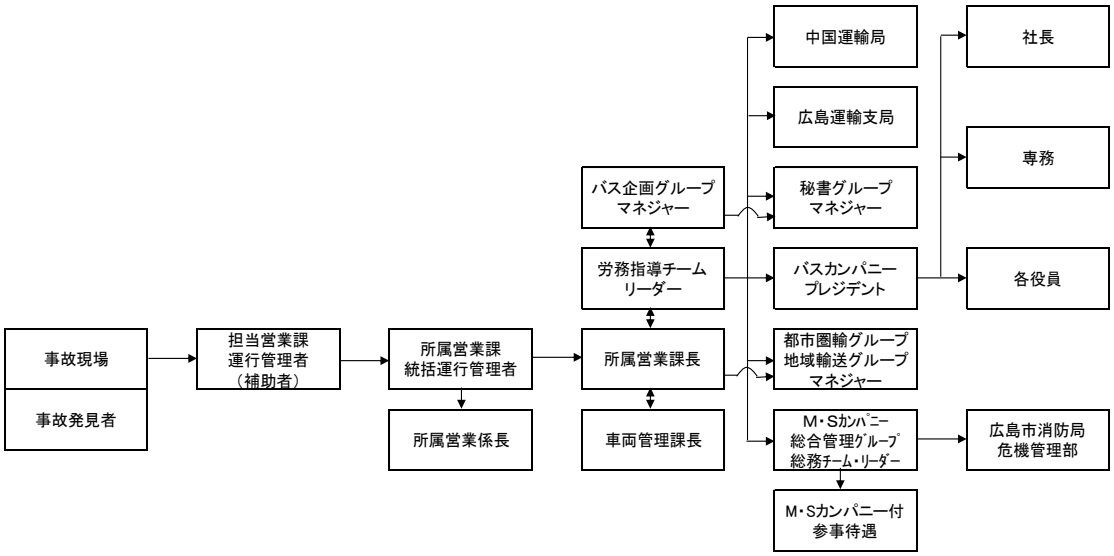

⑶　応急活動計画

①　運行状況、災害の状況に関する情報の収集と分析

② 運行確保
③ 災害復旧対策
④ 広報活動
⑤ 災害調査及び対策

⑷ 従業員の非常招集
状況により、震災対策本部構成員により、対策会議を開催し、要員増強の必要を認めた場合は、非番員の招集を行う。
⑸ 旅客に対する伝達
旅客への伝達は駅・ターミナル・停留所等において放送又は掲示その他適切な方法で伝達する。
⑹ 運行の調整
ア 非常事態発令後の電車・バスの運転は、原則として減速運転を行う。
イ 電車・バスの運行に当たっては、各該当課において、運転整理を行って、安全かつ効率よい運行確保に努めるが、状況が悪化し、駅・ターミナル・停留所に旅客が滞留するような状態が生じた場合は、震災対策本部で速やかに検討を行い、必要な措置を行う。
ウ 状況が更に悪化し、運転の継続に危険を生じた場合は、運転を中止する。
⑺ 施設の緊急点検及び応急補強等
地震発生時の被害・危害を防止するため、施設の点検、整備の再確認と、必要に応じ、応急補強等を行う。
⑻ 大規模地震が発生した場合の応急措置
① 電車事業本部
ア 営業課又は電車信号所は、直ちに電気課電力係に対し、給電停止の要請をするとともに、列車無線により一斉に緊急停止の指示を行い、又は助役による手信号、その他の方法で列車（軌道線は車両）を停止させる。
イ 運転士は、緊急停止の指令又は地震を感知したときは、橋梁等危険な箇所を避けて停止し、運転指令に報告してその指示を受けなければならない。
ウ 車掌は、状況により、運転士と協力して旅客を安全な場所に避難させる。
エ その他、状況により対応した措置をとるとともに、必要な情報伝達及び報告をする。
② バス事業本部
ア 運転士は、大規模地震を感知した場合、橋梁、崖下、急坂路、その危険箇所を避けて停車させ、旅客に冷静な行動を呼びかけ、混乱防止に努める。
イ 道路障害、火災の発生等により、旅客が危険な場合、若しくは警察官、消防職員hから避難又は安全な場所へ避難させる等の応急対策を講じる。
⑼ 人命の保護及び救済
旅客等に死傷者のあるときは、救急を最優先とし、医療機関、警察署、消防署への通報、運搬依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所氏名、年令等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。

4 災害の復旧及び正常な運行の回復

⑴ 公共輸送機関としての社会的使命を自覚し、全従業員は、災害の復旧、正常な運行の回復を早期に達成するため、最善の努力をしなければならない。
⑵ 前項の目的を達成するための具体的行動は、緊急対策本部長の命によるものとする。

第６　広島バス株式会社

異常気象時措置計画

風水害、その他天災地変などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、正確に事態の内容を把握し、営業本部長に報告し、その指示に従い、適切な対策及び被害を最小限に止める手段を講ずるとともに、輸送の確保を図ることを目的とする。

１　施設の概要

名　　称	所　　在　　地	車両数	電話番号
本　　社	広島市中区光南六丁目 1-68	－	545-7950
大州営業所	広島市南区大州一丁目 5-30	131	281-9148
吉島営業所	広島市中区南吉島二丁目 4-33	103	243-5522
観光営業所	広島市中区光南六丁目 1-68	25	545-7959

２　応急対策

⑴　組織

風水害、その他天災地変の際、その被害の拡大を防ぎ、輸送を確保するため対策本部を設置する。

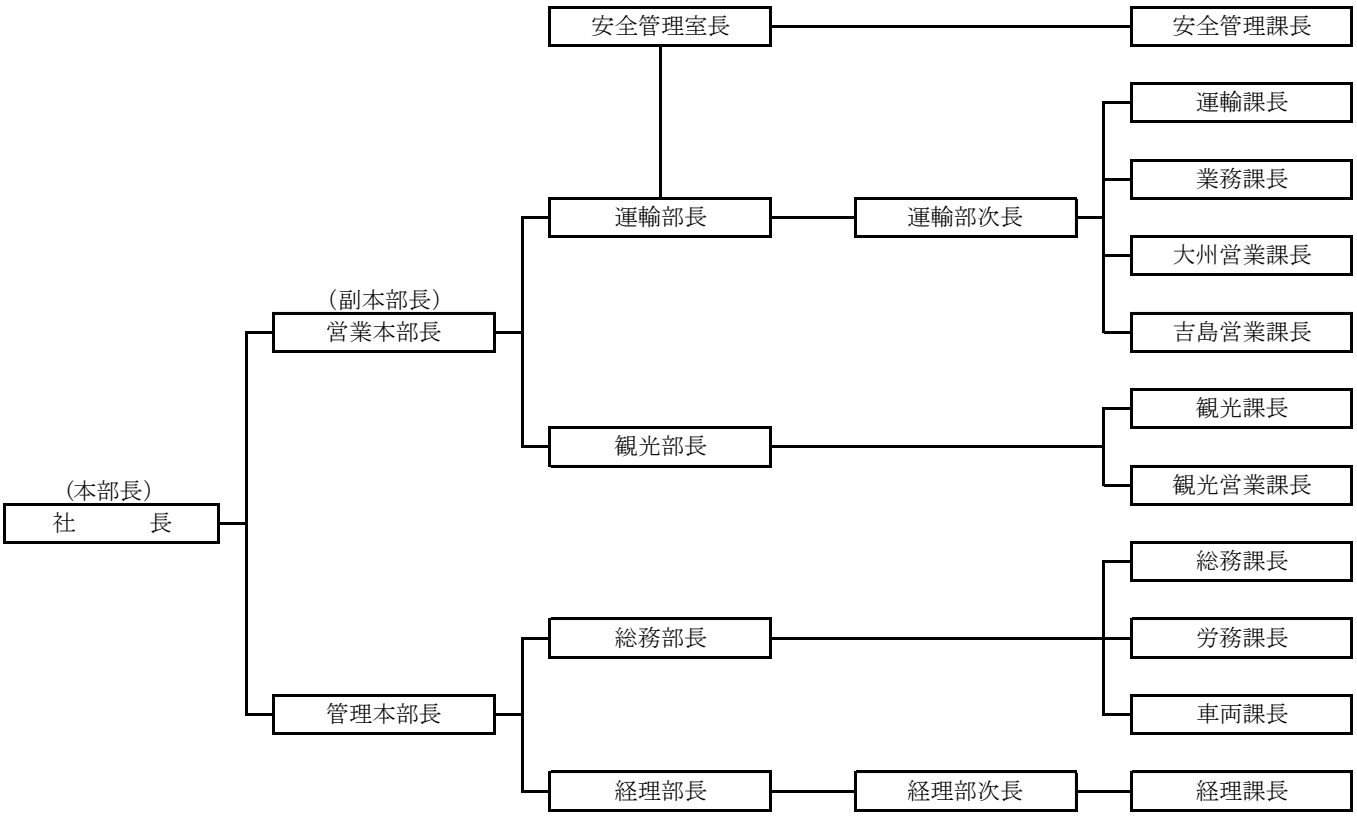

⑵　連絡体制

広島市消防局防災課との連絡は総務部総務課とする。

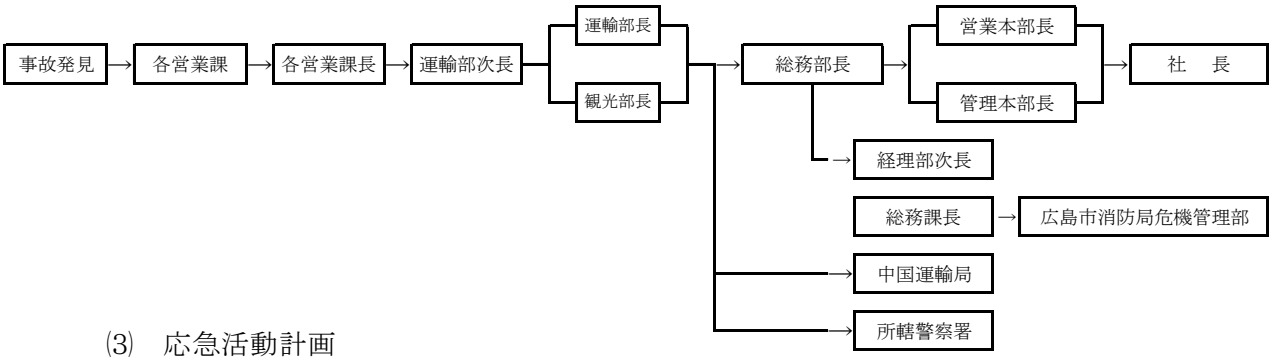

⑶　応急活動計画

①　運行状況、事故情報の収集

②　運行確保

③　広報活動

第７　広島交通株式会社

広島交通株式会社防災対策計画

１　総則

広島交通株式会社（以下「会社」という。）における災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合における事業用自動車の運行の安全の確保並びに旅客の生命及び身体の保護のための応急対策は、この計画に定めるところによる。

２　防災対策本部

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合には、会社に別表第１の防災対策本部を設置する。

３　防災情報連絡体制

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合の情報連絡体制は、別表第２のとおりとする。

４　防災運行管理体制

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合における運行管理体制は、次のとおりとする。

運行管理統括責任者	運行管理責任者	主幹運行管理者	運行管理者
運　輸　部　長	指　導　課　長	勝木営業所長	所属運行管理者
		大林営業所長	所属運行管理者
		緑井営業所長	所属運行管理者
		高陽営業所長	所属運行管理者
		広島営業所長	所属運行管理者

5　防災運行措置基準

⑴　災害の発生が予測されるとき

項　　目	運　行　措　置　基　準
運　　行	運行管理者が運行警報基準により運行警報を発令し、安全確保の予防措置をとる。

⑵　災害が発生した場合

項　　目	運　行　措　置　基　準
運　　行	◆　運行警報により発令される警報種別により、運行中止、20 km以下又は 30 km以下の注意運転を行う。 ◆　高速自動車国道においては、当該道路管理者の行う交通規制による。

6　防災教育及び訓練

従業員に対し、次の表に掲げる事項について、教育及び訓練を実施して、事業用自動車の運行の安全の確保、旅客の生命及び身体の保護並びに防災意識の高揚を図る。

区　分	実　施　事　項
防 災 教 育	①　防災対策の現状 ②　災害に対する知識 ③　従業員の任務及び具体的措置の要領 ④　旅客の安全対策 ⑤　路線に係る危険箇所、広域避難場所（避難道路）等の内容
防 災 訓 練	①　情報の収集及び伝達の要領 ②　事業用自動車の運行の安全確保の要領 ③　旅客の避難誘導の要領 ④　旅客の救護の要領 ⑤　地域で実施される防災訓練への参加

付表　広島交通株式会社施設概要

名　称	所　在　地	自動車台数	電話番号
本　社	広島市西区三篠町三丁目 14-17	－	082-238-7755
勝木営業所	広島市安佐北区亀山九丁目 12-30	41	082-815-0131
大林営業所	広島市安佐北区大林三丁目 21-13	42	082-818-0121
緑井営業所	広島市安佐南区緑井六丁目 24-25	55	082-877-0102
高陽営業所	広島市安佐北区倉掛三丁目 1-1	52	082-842-2350
広島営業所	広島市南区大須賀町 17-7	－	082-263-2121

別表第１

広島交通株式会社防災対策本部編成表

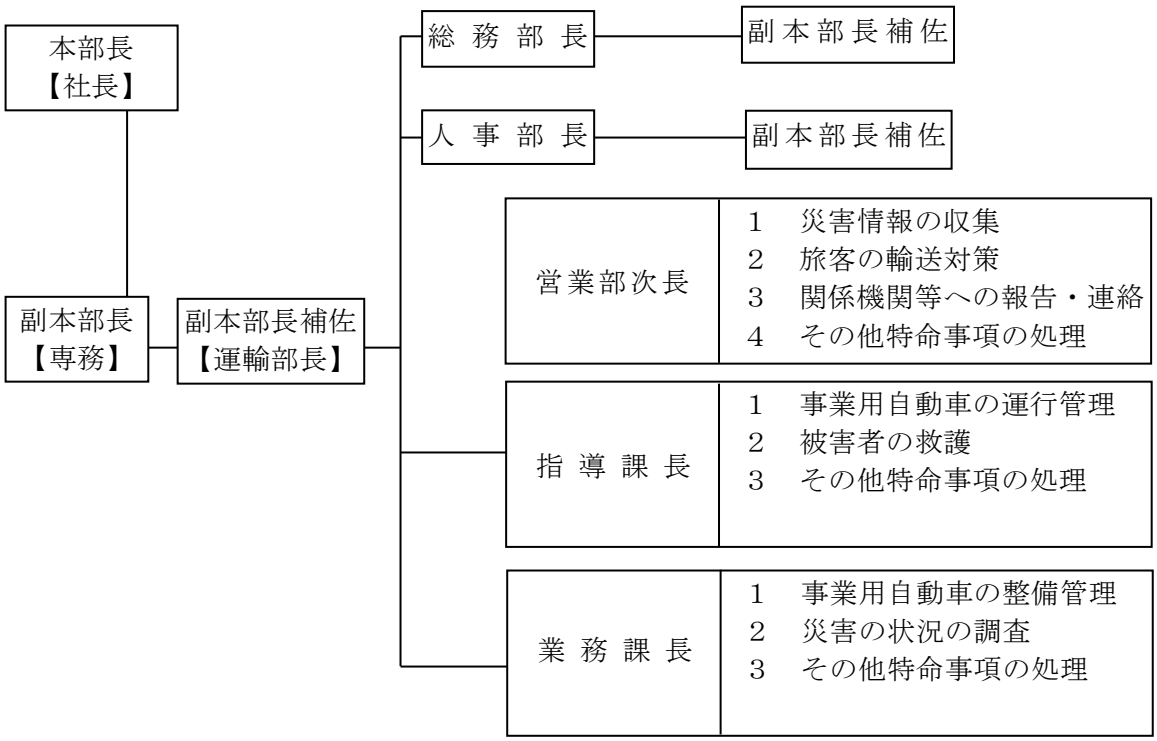

別表第２

広島交通株式会社防災応急対策報告・連絡系統

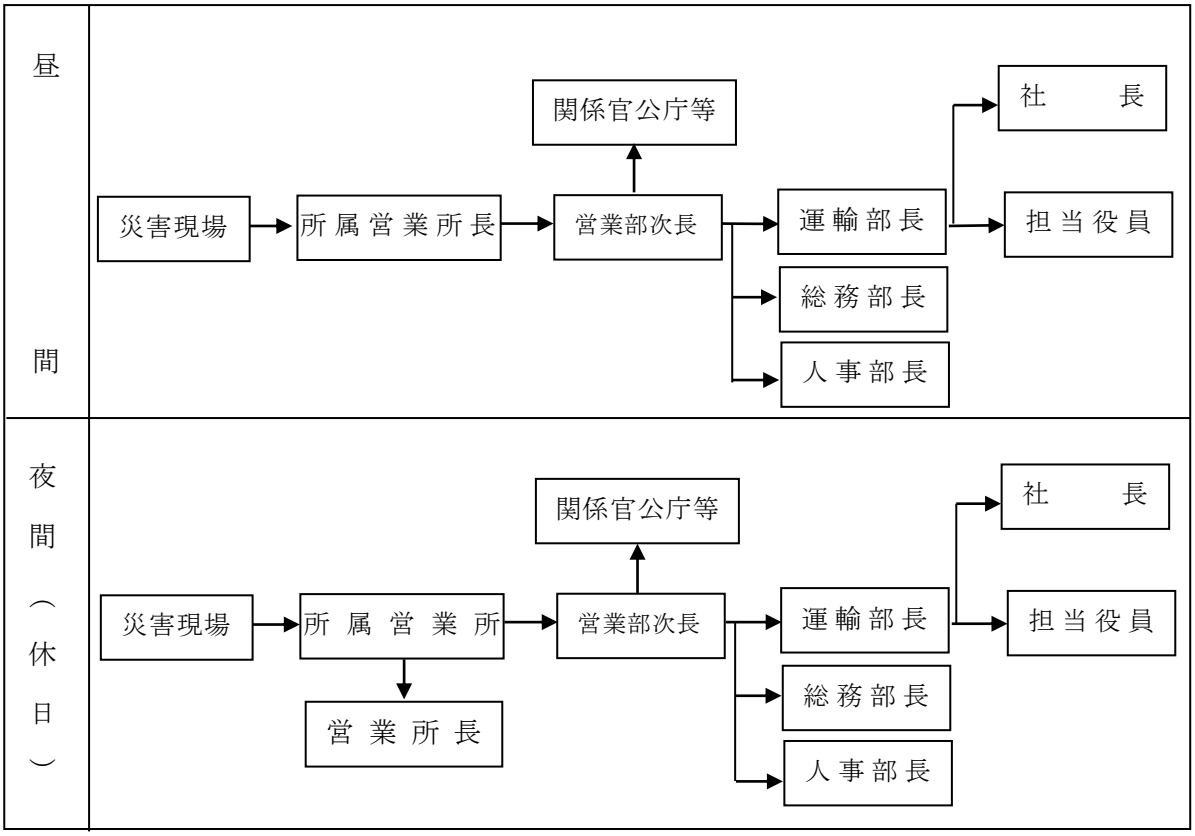

広 島 市 と の 連 絡 体 制

【連絡窓口】

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>昼　　間</th><th>夜　間（休　日）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">広島交通株式会社
防 災 対 策 本 部</td><td>設　置　中</td><td colspan="2" rowspan="2">営業部業務課　　℡　238-7755</td></tr>
<tr><td>設置されていない場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広　　島　　市
災 害 対 策 本 部</td><td>設置中</td><td colspan="2">消防局防災課　　℡　546-3446
℡　246-8211</td></tr>
<tr><td>設置されていない場合</td><td>消防局防災課
℡　546-3446
℡　246-8211</td><td>消防局警防課
℡　546-3456</td></tr>
</table>

【連絡事項等】

事　　項	連　　絡　　時　　期
防災対策本部の設置又は廃止	設置又は廃止の都度
被 害 状 況 ・ 応 急 活 動 状 況	随　　時（定期）
市民に伝達（広報）すべき事項 又は伝達（広報）した事項	随　　時
そ の 他 必 要 と 認 め る 事 項	随　　時

第８　瀬戸内海汽船株式会社

瀬戸内海汽船㈱災害応急対策要綱

１　目的

この要綱は、広島市地域防災計画に基づき、指定地方公共機関の一員として、地域の期待に応えることを目的とする。

２　対象災害

⑴　暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の異常な自然現象による災害

⑵　大規模な火災、爆発又は放射性物質の大量放出等の人為的原因により生ずる災害

３　災害応急組織

災害応急組織は、当社「安全管理規程」事故処理基準に定める非常対策本部の組織を準用する。

４　情報連絡

⑴　災害に際しては広島市（災害対策本部）と密接な連絡をとるものとする。

⑵　支社、代理店とは密接な連絡をとるものとする。

⑶　社員は、勤務外の場合、自主的に勤務先との連絡に努め、連絡不能の場合は出勤に努めるものとする。

５　拠点及び主要船舶

⑴　拠点

原則として本社社屋とする。

⑵　主要船舶

別表　主要船舶表参照

⑶　船舶の運航管理

当社の「安全管理規程」による。

（別紙）　　非　常　対　策　本　部

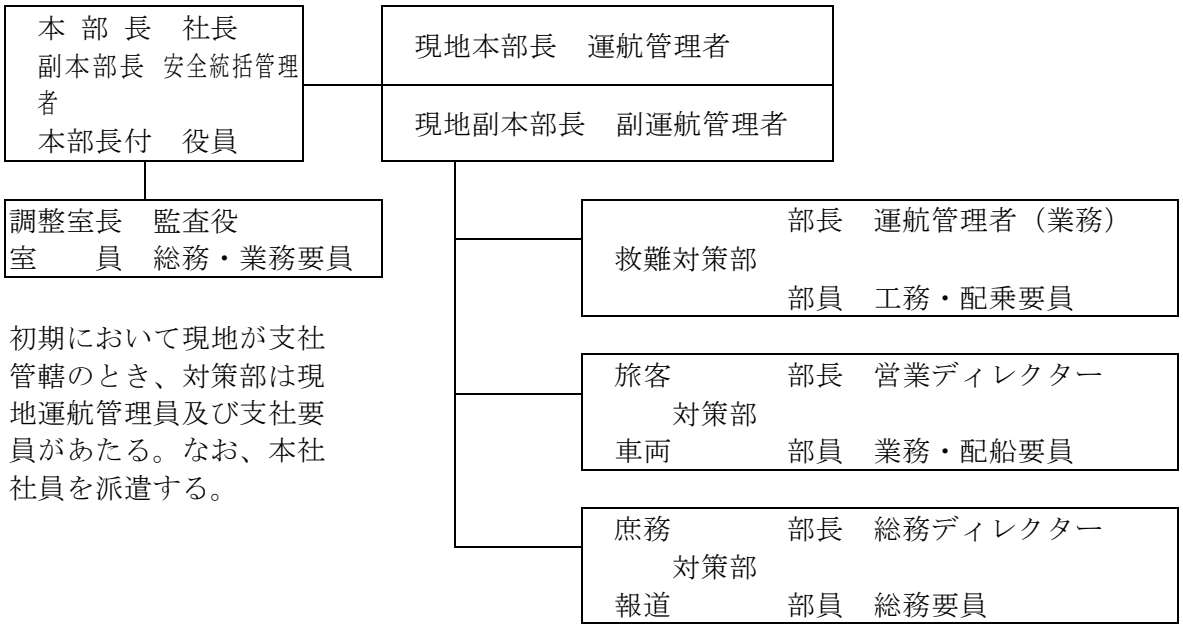

（職務分掌）

非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務並びに室及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1　本社本部員の職務

本　部　長	本部長は、事故処理の基本方針を定め、事故処理業務全般を統括し、本部員を指揮、監督する。
副　本　部　長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれないときは、その職務を代行する。
本　部　長　付	本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針に参画するとともに、事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
対　策　部　員	対策部員は、本部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

2　現地本部員の職務

現 地 本 部 長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統括し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
現地副本部長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現地各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について本部長に報告する。
現 地 対 策 部 員	前項「対策部員」の職務に同じ。

3　室及び各対策部の所掌

調 整 室	⑴　本部及び現地本部の統括事務に関すること。 ⑵　非常対策本部の設置、解散及び社内への周知に関すること。 ⑶　調整会議の庶務に関すること。 ⑷　各種情報の収集及び整理、報告並びに記録に関すること。
救 難 対 策 部	〔救難〕 ⑴　事故の実態のは握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ⑵　救難計画の立案及び実施に関すること。 ⑶　船長への連絡及び指示に関すること。 ⑷　関係機関への手配及び連絡に関すること。（運輸局、海上保安部、消防、警察、港湾管理者、その他） ⑸　派遣要員の確認に関すること。（氏名、派遣先、用務、連絡手段等） ⑹　携帯電話その他救助資機材の手配に関すること。 ⑺　海図、連絡先一覧表等必要資料の整理に関すること。 ⑻　その他救難に必要な事項に関すること。 〔工務〕 ⑴　事故船舶の資料の準備に関すること。（写真、一般配置図、要目表その他） ⑵　救助派遣船等の燃料の手配に関すること。 ⑶　携帯電話その他救助資機材の調達に関すること。 ⑷　船舶の救助、修理の手配に関すること。 〔配船〕 ⑴　救助派遣船等の選定に関すること。 ⑵　ダイヤ調整に関すること。 〔配乗〕 ⑴　事故船舶の乗組員名簿、写真、経歴の準備に関すること。 ⑵　救助派遣船等の乗組員及び同用食料等の手配並びに同名簿の作成に関すること。

旅客車両対策部	⑴　旅客名簿の作成に関すること。 ⑵　被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。 ⑶　被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。 ⑷　死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 ⑸　被災者及び被災者の近親者の世話に関すること。 ⑹　欠航便の旅客処理に関すること。 ⑺　運賃の払戻しに関すること。 ⑻　旅客に係る補償に関すること。 ⑼　その他旅客対策に関すること。 ⑽　車両、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関すること。 ⑾　車両、貨物、手小荷物及び郵便物に関すること。 ①　リストの作成に関すること。 ②　損傷及び紛失の状況のは握に関すること。 ③　引渡しに関すること。 ④　補償に関すること。 ⑤　その他貨物対策に関すること。
庶務報道対策部	⑴　庶務 ①　非常対策本部の設営に関すること（案内表示の作成掲示、受付の設置、腕章の配布等） ②　来訪者の接遇に関すること。 ③　消耗品の調達に関すること。 ④　派遣要員の経費前渡に関すること。 ⑤　非常対策本部の厚生に関すること。（食事、宿泊、健康管理等） ⑥　見舞い及び弔意に関すること。 ⑦　写真記録に関すること。 ⑧　非常対策本部の経理に関すること。 ⑨　その他庶務に関すること。 ⑵　報道 ①　報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関すること。 ア　資料収集（事故概要、負傷者状況、救助概要、船舶要目、乗組員名簿、船長写真、船長経歴、旅客名簿等） イ　発表用資料作成 ウ　記者専用電話・ＦＡＸ等の手配 ②　その他事故に係る、広報に関すること。

（非常対策本部運用要領）

運航管理者は、非常対策本部を円滑に運用するため、非常対策本部運用要領を別に定めるものとする。（　省　　略　）

別表

瀬戸内海汽船・運航船舶の状況

種　　別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
フェリー	699 トン	2	300 人（3 時間未満）	広島～松山
高 速 船	190 トン	2	各 153 人（6 時間未満）	広島～松山
旅 客 船	602 トン	1	400 人（1.5 時間未満）	クルーズ

第９　広島県広島ヘリポート管理事務所

広 島 ヘ リ ポ ー ト 緊 急 計 画

（目的）

第１条　広島ヘリポート緊急計画（以下「緊急計画」という。）は，広島ヘリポート及び広島ヘリポートの周辺における緊急事態等が発生した場合又はその恐れがある場合において，広島ヘリポート及び関係機関相互の協力と緊密な連携により，迅速かつ的確な活動を実施するため，緊急時の通報連絡体制，消火活動，救急活動，医療救護活動，警備・交通規制及びその他の活動に必要な事項を定め，対策を講じることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この緊急計画の適用範囲は，原則として次のとおりとする（以下「緊急事態等」という。）。

(1) 広島ヘリポート又はその周辺で航空機事故が発生した場合

(2) 広島ヘリポートに進入中の航空機に事故が差し迫った状況にあるか，又はそう推測される場合

(3) 広島ヘリポートに進入中の航空機に何らかの異常事態が生じているか，又はそう推測される場合

(4) 不法奪取された航空機が広島ヘリポートに飛来しようとした場合又は飛来した場合

(5) 広島ヘリポートを出発又は到着地とする航空機あるいは広島ヘリポートの施設に対して，爆破の脅威が発生した場合

(6) 広島ヘリポート又はその周辺で航空機が含まれない緊急事態が発生した場合

(7) 広島ヘリポートで医療上の緊急事態が生じた場合

(8) 自然災害が発生した場合

(9) 広島ヘリポート又はその周辺で火災が発生した場合

（関係機関）

第３条　この緊急計画の関係機関は次の機関（以下「関係機関」という。）とし，その構成は別紙１のとおりとする。

(1) 航空交通機関（飛行情報関係を含む。）

(2) 救難及び消防機関

(3) 警察及び警備機関

(4) ヘリポート管理関係機関

(5) 医療機関

(6) 航空運送事業者等

(7) 通信機関

(8) ヘリポート関係事業者

（関係機関の活動分担）

第４条　緊急事態等における関係機関の活動の分担は，原則として別紙２のとおりとする。

（実施要領等の制定）

第５条　広島ヘリポート長は，緊急事態等に応じた活動内容の実施にあたり必要な事項について，別に要領等を定めて処理を行うことができる。

（連絡体制）

第６条　緊急事態等が発生した場合の連絡通報を迅速かつ確実に行うため，事前に適用の基準に従った緊急連絡体制（連絡通報先の窓口名，電話番号及びＦＡＸ番号を昼夜，休日別に確認整理したもの。以下「緊急連絡体制」という。）を作成する。なお，変更があった場合は速やかに訂正し，関係機関に連絡するものとする。

２　緊急連絡体制は，通報を行う場所の見やすい位置に掲示する。

３　広島ヘリポート長は，執務時間外の突発的な災害の発生に備え，全職員を網羅する連絡経路を明らかにし，職員に周知徹底しておかなければならない。

（緊急事態等の通報）

第７条　広島ヘリポート内で緊急事態が発生した場合は，緊急連絡体制により関係機関に対して判明している次の事項を速やかに通報するとともに，必要に応じて消火救難活動の要請を行うものとする。

(1) 緊急事態の種類及び規模

(2) 緊急事態発生時刻

(3) 緊急事態発生場所

(4) 緊急事態の具体的内容

２　広島ヘリポート管理事務所は，その周辺において航空機を含む緊急事態または火災が発生したことを覚知した場合には，第１項の規定に準じた通報を行うものとする。

（対策本部等）

第８条　緊急事態等が発生した場合において，広島県土木局長は，必要に応じて広島県土木局内に土木局長を本部長とする対策本部を設置する。

２　前項の対策本部が設置された場合，広島ヘリポート長は，広島ヘリポート内に広島ヘリポート長を本部長とする現地本部を設置する。

３　前２項の対策本部及び現地本部の組織及び業務等は，別紙３による。

（現地連絡調整機関）

第９条　緊急事態等が発生した場合は，必要に応じて現場における関係機関相互の連絡調整を目的とした現地連絡調整機関を組織する。

２　原則として現地連絡調整機関は広島ヘリポート教育訓練室内に設置する。

３　現地連絡調整本部長は広島ヘリポート長とする。

４　現地連絡調整機関の構成は，災害関係機関からなる。

５　前条による対策本部が設置された場合は，同本部の指揮系統及び連絡系統のもとに現地連絡調整機関を運営する。

６　現地連絡調整機関には，別に定める要領により緊急電話を設置する。

（自衛隊への災害派遣要請）

第１０条　自衛隊への災害派遣要請は，広島県地域防災計画による。

２　広島ヘリポート長は，知事が自衛隊への災害派遣要請に必要な次の情報を収集し，報告する。

(1) 災害の状況

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考になるべき事項

（消火救難活動）

第１１条　広島ヘリポート管理事務所は，消火救難活動を実施するにあたり，その基準となる要領等を別に定めて行うものとする。

２　関係機関相互の協力と緊密な連携を図り，消火救難活動を実施するため，広島ヘリポート管理事務所と消火救難に係る関係機関との間で協定を締結する。

（消火救難隊）

第１２条　広島ヘリポート管理事務所は，消火救難活動を迅速かつ円滑に実施するため，ヘリポート内の各団体の協力を得て，消火救難隊を組織するものとする。

２　前項の消火救難隊を組織するため，広島ヘリポート管理事務所とヘリポート内の各団体との間で協定を締結する。

３　広島ヘリポート消火救難隊の構成及び業務分担等は，要領等により別に定める。

（負傷者の選別等）

第１３条　ヘリポート管理関係機関，救難及び消防機関，医療機関は，協力して現場付近の適切な場所に救護所等を設置するとともに，被災者についてすみやかに負傷者の選別を行い，必要な救急活動及び医療救護活動を実施する。

（医療救護活動及び傷病者搬送活動）

第１４条　医療救護に係る関係機関は，相互の協力と緊密な連携をはかり，必要な地区を設置し，医療救難活動及び傷病者搬送を実施する。

２　広島ヘリポート管理事務所は,次により,「搭乗者待機地区」,「傷病者救護地区」及び「無傷者待機地区」を設置する。

(1)「搭乗者待機地区」は，関係消防機関及び医療機関が効果的な治療を行うために，搭乗者の傷病の程度を識別する地区とする。

(2)「傷病者救護地区」は，関係消防機関及び医療機関の協力により，傷病者に対する医療救護活動を行うための地区とする。

(3)「無傷者待機地区」は，関係消防機関と連携し，搭乗者の把握及び現場における混乱の防止等を適切に行うため，傷病者救護地区から離れた場所に設置する地区とする。

３　関係消防機関は，自衛隊と共同して傷病者救護地区で安定化が図られた傷病者を，後方医療機関へ搬送するため,「傷病者搬送地区」を設置する。

４　第１項の規定の業務を円滑に行うため，広島ヘリポート管理事務所と医療関係機関との間で協定を締結する。

５　遺体の収容等については，広島県地域防災計画に準じた活動とする。

（警備及び交通規制活動等）

第１５条　緊急事態等の現場付近における警備及び交通規制等は，原則として次により実施する。

(1) 広島ヘリポート内において航空機事故が発生した場合，広島ヘリポート長は当該航空機事故の処理が終了するまでの間，ヘリポートを閉鎖する等必要な措置を行うことができる。

(2) 広島ヘリポート管理事務所は，ヘリポート内で緊急事態が発生した場合，制限区域内の警備及び入場規制を実施する。

(3) 関係警察機関は，緊急事態発生現場付近の警備及び周辺道路の交通規制を実施する。

(4) 広島海上保安部は，緊急事態発生現場周辺海域の警備及び交通規制を実施する。

（航空機事故等現場保存）

第１６条　航空機事故など発生後に原因究明や調査等が必要となる緊急事態等については，人命救助，遺体収容，消火等のために必要がある場合を除き，できる限り忠実な現場保存に努めなければならない。

２　前項の現場の状態を変更させる場合には，写真，見取図又は記録により変更以前の状況を把握し，国土交通省の航空機事故調査担当官等が調査の際の参考となり得るように行うものとする。

（グリッドマップ）

第１７条　広島ヘリポート管理事務所は，緊急事態が発生した場合の消火救難活動を迅速かつ適切に実施するため，次により広島ヘリポート及びその周辺に係る格子地図（以下「グリッドマップ」という。）を作成し，あらかじめ緊急計画関係機関に配布しておくものとする。

(1)「広島ヘリポートグリッドマップ」

ア　滑走路，誘導路等の基本施設，保安施設，消防施設及び広島ヘリポート内の主要施設を標示したものとする。

イ　範囲は，広島ヘリポートの告示の範囲とする。

(2)「広島ヘリポート場外グリッドマップ」

ア　主要な道路，鉄道，学校，病院，警察署，消防署及び河川等を標示したものとする。

イ　範囲は，広島ヘリポートの標点から半径約９Ｋｍの円内とする。

（訓練）

第１８条　広島ヘリポート管理事務所は関係機関の協力のもとに，この緊急計画の実効性を確保するため，次により定期的に訓練を実施する。

(1) 図上訓練　関係機関又は一部関係機関の訓練担当者による机上の訓練

(2) 部分訓練　各関係機関の役割分担を中心とした訓練

(3) 総合訓練　図上訓練及び部分訓練に参加した関係機関が，それぞれの訓練の成果を元に実施する総合的な訓練。

２　訓練を実施した場合は講評を実施する。

（緊急計画に係る協議）

第２０条　緊急計画の円滑かつ適切な実施を図るため，緊急計画の諸活動に係る事項及び訓練の計画等について，関係機関において協議する。

（広報業務）

第２１条　職員は，業務上知り得た航空機事故等に係る情報又は資料を，次項の規定によるほかは，部外者に対し提供してはならない。

２　航空機事故等に関する広報業務は，広島県土木局長が指定する者が一元的に行う。

３　前項の広報業務を行う場合において，事故調査に関する情報及び事故の原因に関する情報，推測等は，これを提供してはならない。

４　前項の広報を行う者は，公表すべき事項がきわめて重大であると認められる場合は，あらかじめ広島県土木局長の承認を受けなければならない。

（その他）

第２２条　法令及び地域防災計画等に基づく措置が実施される場合には，この計画にかかわらず当該　法令及び計画等によるものとする。

2　この計画及びこの計画に基づく要領等に記載する事項は,国土交通省航空局から指示があった場合は，国土交通省航空局の指示を優先する。

附　則

この計画は，平成２４年１１月１５日から施行する。

別紙１

緊急事態等における関係機関

関　係　機　関	構　　成
(1) 航空交通機関 （飛行情報を含む。）	・国土交通省 （大阪航空局広島空港事務所及び気象庁関西航空地方気象台を含む。） ・（一財）航空機安全運航支援センター
(2) 救難及び消防機関	・自衛隊 ・広島市消防局（広島西消防署） ・消火・救難業務受託者
(3) 警察及び警備機関	・広島県警察本部（広島西警察署） ・第六管区海上保安本部（広島海上保安部） ・ヘリポート警備受託者
(4) ヘリポート管理関係機関	・広島県，広島市
(5) 医療機関	・(一社)広島県医師会
(6) 航空運送事業者等	・第一航空㈱ ・朝日航洋㈱ ・中日本航空㈱ ・オールニッポンヘリコプター㈱
(7) 通信機関	・ＮＴＴ西日本㈱
(8) ヘリポート関係事業者	・広島空港ビルディング㈱ ・マイナミ空港サービス㈱

別紙２

緊急事態等における関係機関の活動分担

<table>
<tr><th colspan="3">関係機関</th><th>活　動　分　担</th></tr>
<tr><td rowspan="2">航空交通機関</td><td colspan="2">国土交通省</td><td>ア　航空交通規制
イ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td colspan="2">(一財)航空機安全運航支援センター</td><td>ア　臨時ヘリパッド，ヘリ飛行ルートの選定
イ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td rowspan="2">救難及び消防機関</td><td colspan="2">自衛隊災害派遣部隊</td><td>ア　搭乗者の救助
イ　傷病者の輸送
ウ　行方不明者の捜索
エ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防機関
消火救難業務受託者</td><td>ア　消火活動
イ　搭乗者の救助
ウ　救急活動
エ　傷病者搬送活動
オ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td colspan="3">警察及び警備機関</td><td>ア　搭乗者の救助
イ　事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
ウ　交通規制
エ　医療救護班輸送車両（医師）の先導
オ　遺体の検視と身元確認
カ　行方不明者の捜索
キ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ヘリポート管理関係機関</td><td rowspan="2">広島県</td><td>広島ヘリポート管理事務所</td><td>ア　緊急対策現地本部の設置
イ　消火救難活動（委託により消火救難業務受託者が行う）
ウ　搭乗者の救助（委託により消火救難業務受託者が行う）
エ　搭乗者待機地区の設置
オ　傷病者救護地区の設置及び医療資器材の配置（ヘリポート内での航空機災害発生の場合）
カ　傷病者数及び搭乗者の把握
キ　制限区域内への入場制限
ク　制限区域内の誘導
ケ　航空会社との連絡窓口
コ　現地関係機関との連絡調整
サ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td>本庁機関</td><td>ア　緊急対策本部の設置
イ　本庁関係機関との連絡調整
ウ　自衛隊等への災害派遣要請
エ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td colspan="2">広島市</td><td>ア　「広島市地域防災計画 都市災害対策編」に準じた活動
イ　救護地区の設置（ヘリポート場外陸上での航空機災害発生の場合）
ウ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td colspan="3">医療機関</td><td>ア　救護班の派遣
イ　救急医療活動
ウ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td colspan="3">航空運送事業者等</td><td>ア　乗客名簿の作成及び提出
イ　遺体の身元確認
ウ　通訳の配置
エ　放射性物質の積載等危険物の有無に関する報告
オ　被災者及び関係者の水，食事，衣類等必需品及び一時収容所等の手配
カ　油防除の対策</td></tr>
<tr><td colspan="3">通信機関</td><td>ア　通信手段の確保
イ　その他必要な活動</td></tr>
<tr><td colspan="3">ヘリポート関係事業者</td><td>ア　消火救難隊への参画又は協力
イ　その他必要な活動</td></tr>
</table>

別紙３

広島ヘリポート緊急対策本部及び同現地本部について

１　対策本部等の組織及び業務

「広島ヘリポート緊急計画」第８条第１項及び同条第２項に定める対策本部及び現地本部（以下「緊急対策本部等」という。）については，原則として次のとおりとする。ただし，災害対策基本法に基づく広島県災害対策本部が設置されたときは，同本部の指揮・連絡系統及び事務分掌に編入する。

対　策　本　部 （土木局本部）	名　　称	広島ヘリポート緊急対策本部
	設置場所	広島県土木局内（事務局：空港振興課）
	組　　織	本 部 長　　広島県土木局長 副本部長　　広島県空港振興課長 本 部 員　　本部長が指示する職員
	主な業務	・緊急事態等の情報収集及び資料作成 ・現地対策本部への指示 ・関係部局との調整 ・報道対応 ・その他緊急事態等の対策に必要な業務
現　地　本　部 （広島ヘリポート本部）	名　　称	広島ヘリポート緊急対策現地本部
	設置場所	広島ヘリポート内（広島ヘリポート管理事務所教育訓練室）
	組　　織	本 部 長　　広島ヘリポート長 副本部長　　広島ヘリポート管理事務所員（係長相当） 本 部 員　　本部長が指示する職員
	主な業務	・緊急事態等の情報収集及び報告 ・消火救難隊の編成・出動の指示 ・対策本部からの指示等の関係機関への連絡 ・業務処理に応じた班編成等（総務，消火救難，医療，協力等） ・その他緊急事態等の対策に必要な業務

２　設置基準

原則として，緊急事態等が発生時において，関係機関等との協力・連携のもとに対策を講じる必要があると認められるときに設置するものとする。（例：被害の恐れがあり広範に影響が見込まれる場合等，あるいは状況によって，広島県災害対策本部の設置が予測される場合など）

３　連絡系統

緊急対策本部等の連絡体制は，原則として次による。

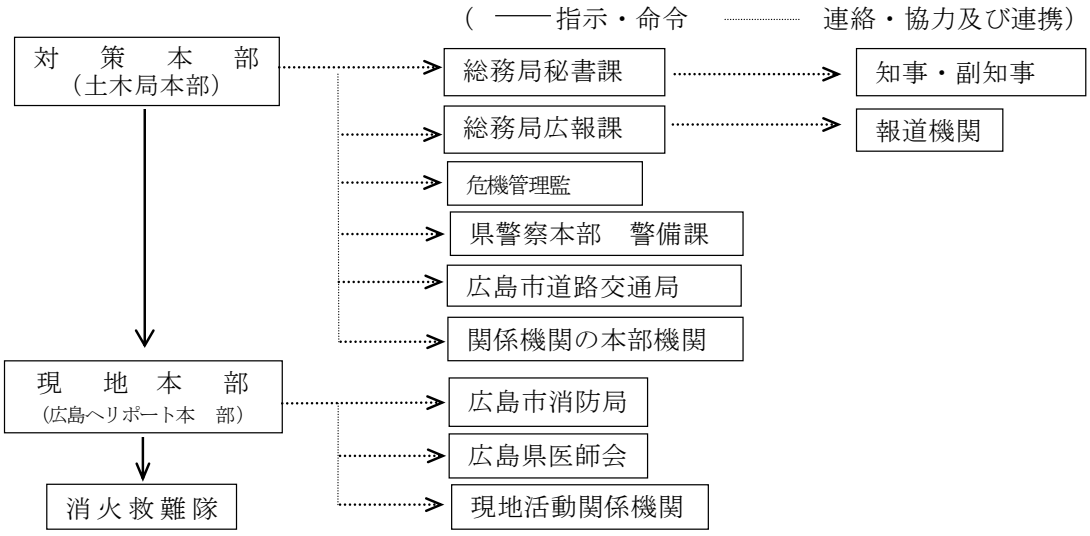

４　緊急連絡体制

初動時の緊急連絡体制については，別に定める

第５節　放送機関

第１　日本放送協会広島放送局

１　非常災害発生時の応急対策

⑴　緊急報道体制の確立

非常災害が発生した場合は、防災関連機関と連絡を密にし、非常災害時における指定公共機関としての役割を遂行するため、災害に関する報道を優先して放送するよう緊急報道体制を早期に確立する。

⑵　放送施設の措置

非常災害が発生した場合は、次の措置をとる。

ア　連絡系確保、非常無線通信の利用

イ　施設の応急対策

ウ　必要機材の借用、調達

エ　その他電波確保に必要な事項

⑶　非常災害関係情報の報道

非常災害関係情報の放送に当たっては、直接的な災害の防止、社会的混乱等二次災害の防止、被災者の援護・復旧に資するため、正確、迅速な情報の提供に努める。

２　災害対策本部の設置

発災時において、広島放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。

⑴　組織

災　害　対　策　本　部	＊ 災害に関する重要事項の審議・決定 ＊ 各部における緊急計画の調整 ＊ 災害対策についての対外折衝 ＊ 災害に関する情報の収集・連絡
本　部　長　局　長 副 本 部 長　副局長 事 務 局 長　企画総務部長 本　部　員　各対策部長	

放送対策部	＊ 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 ＊ 関連番組の制作・運行 ＊ 災害情報ＨＰの公開
部長：放送部長 （技術部長）	

施設・受信対策部	＊ 放送施設の被災状況収集と電波確保 ＊ 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等
部長：技術部長	

視聴者対策部	＊ 視聴者への情報の周知 ＊ 視聴者対応活動の円滑な実施
部長：広報・事業部長	

営業対策部	＊ 視聴者に対する受信の確保 ＊ 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施
部長：営業推進部長	

管理対策部	＊ 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 ＊ 職員・家族の安否確認
部長：経理部長	

⑵　職務基準

ア　基本方針策定

イ　各部間緊急計画の調整と情報交換

ウ　部外関係機関との折衝と連絡

エ　部内応援体制の調整

オ　マスコミとの対応

等について審議決定を行う。

⑶　災害時における放送要請に関する協定

広島市との「災害時における放送要請に関する協定書」（昭和 60 年 3 月 1 日締結）に基づき対応することとする。

⑷　部外関係機関との協力

県、市、中国電力、広島ガス、ＮＴＴ等関係機関と緊密な連携を保ち、発災後における混乱防止の対策を図る。

３　大規模地震警戒宣言等の伝達及び状況報告

⑴　警戒宣言の発令または警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策にかかわる措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容、その他これに関連する情報についての協会内の伝達は、専用回線を使用し、正確かつ速やかに行う。

⑵　動員及び準備活動

警戒宣言が発令された場合、警戒宣言にかかわる各種情報の伝達、地震発生後の放送送出確保に備え、次の準備活動を行う。

ア　動員

広島放送局においては、本部・災害警戒本部の動員計画に基づき、各対策部それぞれに応じた非常配備体制をとることとする。

（参考）市内局所及び施設

局所施設名	所　在　地	電話番号	備　考
広島放送局	広島市中区大手町二丁目 11 番 10 号	504-5111	
広島デジタルテレビ放送所	広島市安芸区矢野町字絵下山 753 番地 6	889-5080	通常無人
祇園ラジオ放送所	広島市安佐南区西原四丁目 42 番 17 号	874-0154	通常無人

第２　株式会社中国放送

１　災害時における関係情報の受信担当

Ａ　広島市消防局予防部予防課－中国放送報道センター長

Ｂ　夜間・休日・祝日の場合

報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道センター長

２　災害対策本部の設置

災害が発生した場合対策本部を設置する。

報道局のほか関係局の配置

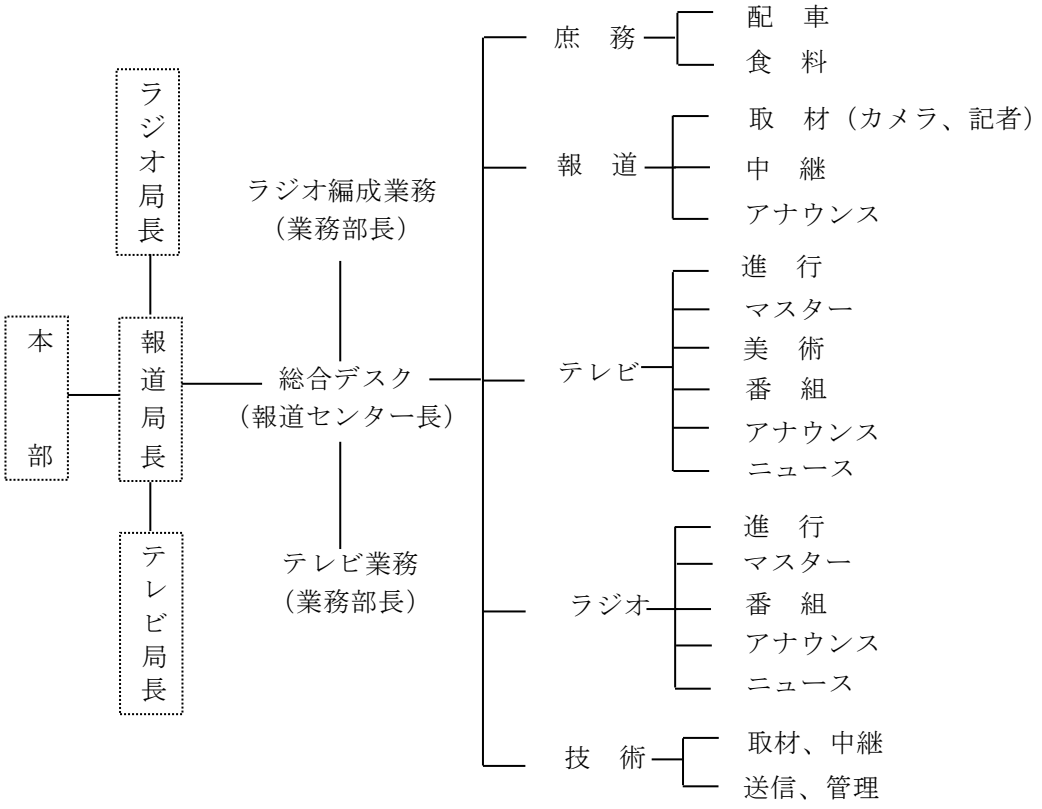

３　災害時の放送番組の編集・放送

災害時にあっては、広島市と中国放送との協定を遵守し、すべて当社対策本部の指示に従って編集し、放送する。内容は速報、臨時ニュース、特別番組など。

第３　広島テレビ放送株式会社

災害・緊急事態における放送対策要綱

１　基本方針

この要綱は災害、並びに緊急事態の発生に際し、「災害対策基本法」、「放送法」等に基づき放送の社会的使命を達成するため、放送及び放送体制の確保に万全を期すことを目的とする。

注）①「災害」とは……災害対策基本法第２条及び放送法第６条の２に基づき暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、大規模な火事、その他による災害。

注）②「緊急事態」とは…災害等の外的事由により平常的な放送及び業務を変更し緊急

取材体制を必要とするもの。

注）③この要綱は、災害対策基本法にいう「防災計画」とする。

2　災害・緊急事態の種類

区分	緊急取材放送体制の範囲	防災体制の範囲
A級	緊急事態のうち最大級のもので、放送の継続が不能又は番組の全面変更を要する場合 イ　地域社会に大影響を及ぼす災害の発生。(広島県、広島市及び隣接県などに発生した大震災、大火など) ロ　国家情勢に大影響を及ぼす関東大震災級の災害。	本社主要社屋に被害が及び、放送に重大な影響を与えるおそれのある場合
B級	緊急事態のうちA級に次ぐ場合 イ　地域社会に影響を及ぼす災害の発生（エリア内で起った大火、水害、地震、海難、航空機、列車事故など） ロ　新潟地震級の大都市を中心とする大災害	本社主要社屋に被害が及び、放送に影響を与えるおそれのある場合
C級	緊急事態のうち比較的軽度の場合 イ　地域社会における災害、事故の発生（比較的軽度の台風、地震、公共建築物の火災、交通機関の事故など） ロ　国内社会情勢に影響ある事態の発生。（大都市火災、航空機墜落、緊急金融措置など）	本社以外の主要社屋、設備に被害が及び、放送に影響を与えるおそれのある場合

（注）　国内海外関係の緊急事態についての対策は、キー局との連携が不可分であり、広島テレビ放送としての対策は、キー局との連絡により行う。

3　災害・緊急事態対策本部の設置

災害・緊急事態が発生し、本要綱のA級を適用するときは、自動的に対策本部が設置される。B・C級の場合も、常勤取締役構成者の判断において、その必要を認めたときは対策本部を設置する。

対策本部は、原則として本社内に設置する。

（対策本部の構成）

対策本部には対策本部長をおく。

対策本部長は、代表取締役の指名した常勤取締役会構成者があたる。

対策本部の構成員は、対策本部長の指名によるものとする。

（対策本部長の機能）

対策本部長は日常の分掌規定、職務権限にかかわらず、番組の決定実施、スポンサー及びネット関係局との折衝において、一切の責任と権限を有する。

4　災害・緊急事態発生の連絡

災害・緊急事態が通常勤務の昼間に発生した場合は、報道部門責任者から常勤取締役会構成者にあらかじめ定めた連絡ルートにより連絡する。

対策本部の設置決定については、総務部門責任者を通じて社内全部局に通達する。

災害・緊急事態が休日及び夜間に発生した場合は、速やかにあらかじめ定めた連絡ルートにより連絡し、指示を受ける。

5　災害・緊急事態発生時の組織及び放送体制

⑴　災害・緊急放送体制

A　級　全社員を対象とし非常配置につく。

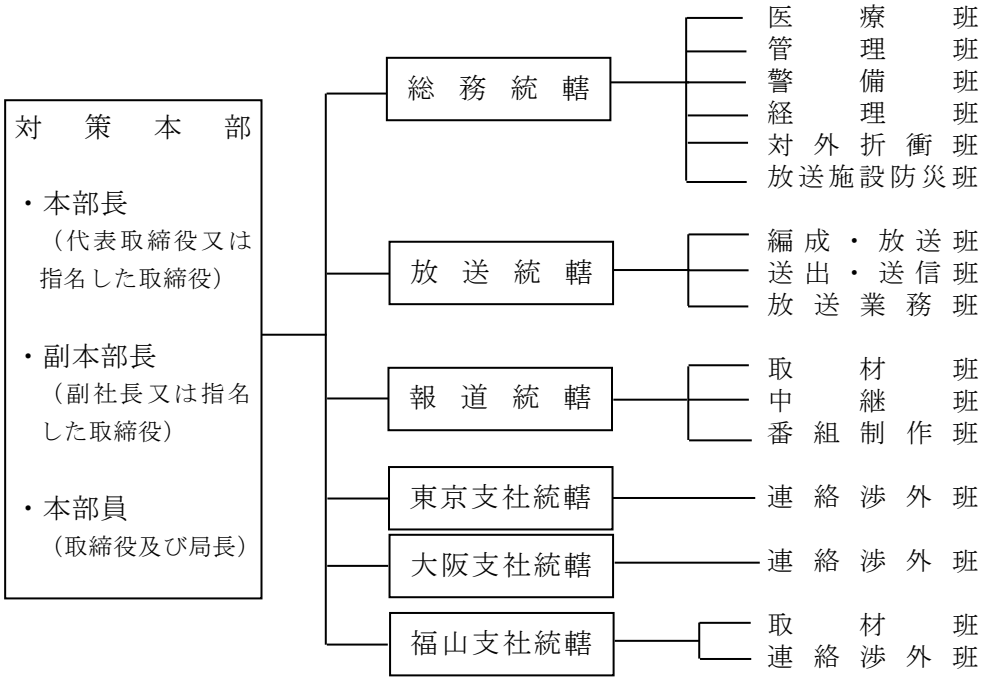

B　級　報道局員を中心に特別編成し、次の配置につく。

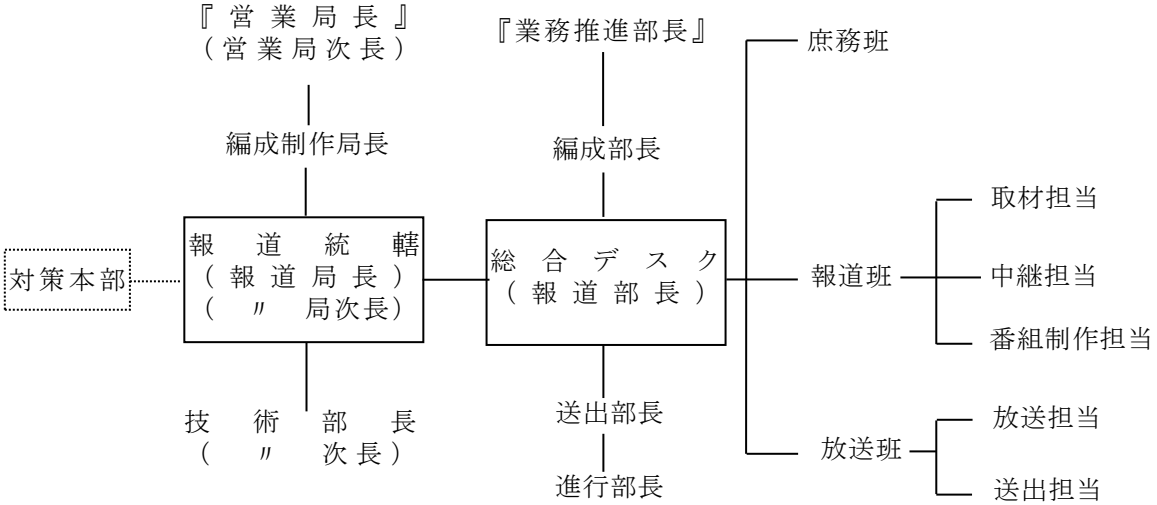

注①　『　』は必要に応じて連絡協議する。

注②　防災体制については、必要に応じて配置する。

C　級　報道局員により次の配置につく。

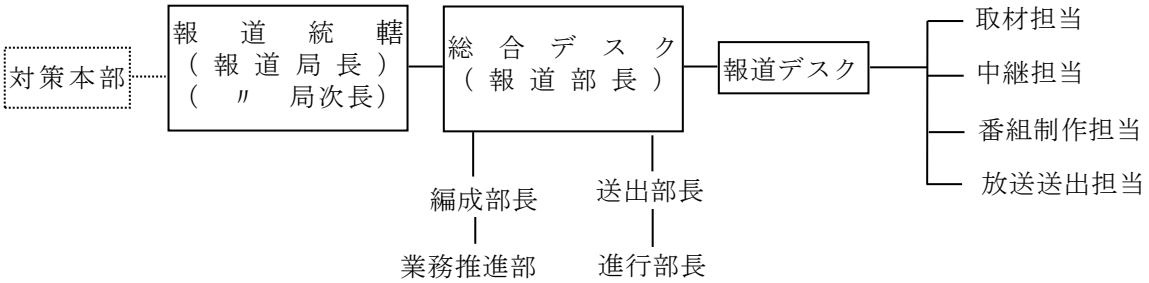

⑵　各班の分担職務内容

（Ａ　級）

医　　療　　班：災害放送体制中のケガ・病気等の医療手配
管　　理　　班：本社社屋の防災管理、対策本部設置に伴う設備、食糧等の手配
警　　備　　班：本社社屋の警備
経　　理　　班：取材・中継費用、輸送資金など臨時資金の確保配分
対 外 折 衝 班：外部からの問い合せ等への対応窓口
編 成 ・ 放 送 班：特別番組の編成、放送の実施、回線の申し込み
送 出 ・ 送 信 班：本社マスターの送出体制の確保、本社及び送信所、中継局の機器の保守管理、電源の確保
放 送 業 務 班：コマーシャルの扱い、放送枠の検討、スポンサー・代理店との折衝及び支社への業務連絡
取　　材　　班：取材、編集、放送に関する業務
中　　継　　班：中継に関する業務
番 組 制 作 班：報道特別番組の取材、制作、放送に関する業務
連 絡 渉 外 班：本社との業務連絡、キー局、スポンサー、代理店との折衝
放送施設防災班：放送設備の防災管理及び本社電源設備の維持管理

（Ｂ　級）

庶　　務　　班：災害・緊急事態における特別編成の庶務全般
報　　道　　班：特別編成の取材、制作、中継等の業務全般
放　　送　　班：特別編成の放送、送出業務全般

⑶　災害・緊急時における連絡ルート

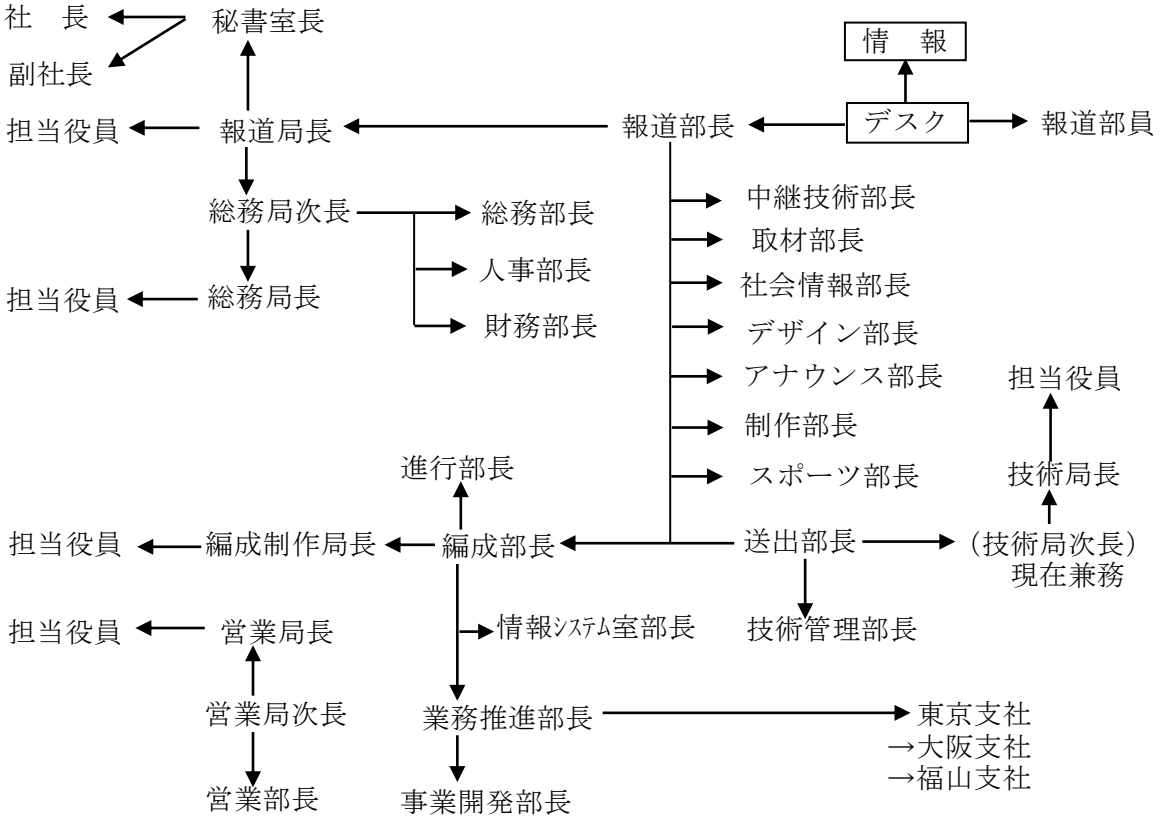

注①　夜間は、報道部宿泊者が報道デスクを代行し、各部署への連絡にあたっては、創出部宿泊者がこれに協力する。

注②　全職員への緊急連絡ルートは、各局にて作成する。

⑷　災害情報の入手体制

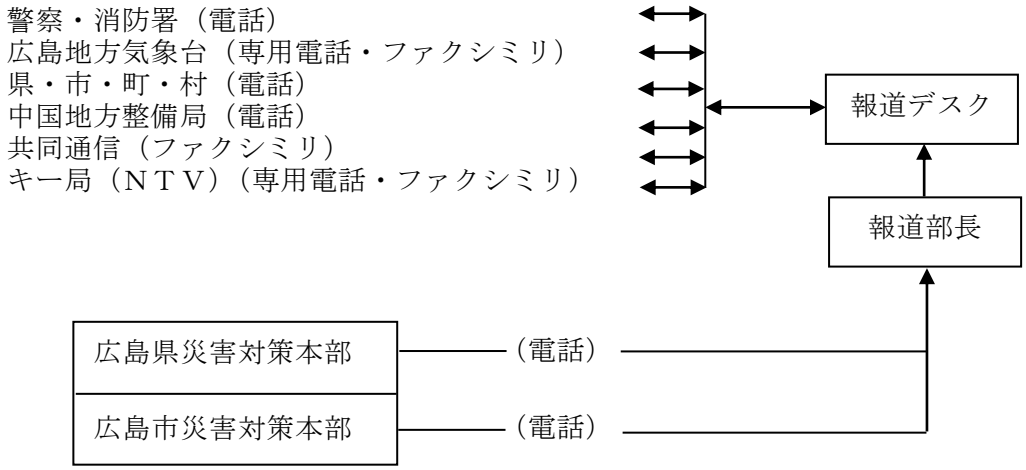

6　災害・緊急事態発生時の特別番組の編成及び緊急警報信号の送出

災害時にあっては、「放送法」と「災害対策基本法」による指定地方公共機関の責務（別紙資料）を遂行するため、災害情報の放送を行う。（緊急警報信号の送出を含む。）

緊急事態下における放送及び番組編成は、公共機関からの連絡、発表事項等を優先して取り扱う。

特に、災害については、被害対策、被害状況、救援対策等の速報にあたり、流言ひ語の類には注意する。

（番組編成措置）

	放　　送　　内　　容
Ａ　級	臨時ニュースの挿入 平常番組の中断 （放送休止時なら直ちに開始準備） レギュラーの枠をはずし、全面特別放送に切り替える。
Ｂ　級	臨時ニュースの挿入 （番組の一時中断も可） レギュラーの枠は一応生かすも、適宜特番を組む。 （事態にふさわしくない内容は中止又は変更する）
Ｃ　級	臨時ニュースの挿入 （ロールスーパー、ステブレのとりきり、場合によっては音声のみ 一時中断も可） レギュラー枠はそのまま生かし、特番あれば枠内で考慮する。

各ランクの適用

発生したる緊急事態の各ランク適用は、常勤役員会構成者の判断（単独若しくは合議）によるものとする。事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

（ＣＭについて）

ＣＭについては、その内容を検討し、挿入、不挿入を決定、緊急事態下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについては、これを削除又は災害見舞い等の内容等に変更することがある。

この場合、スポンサーには可能な限り速やかに了解を求め、やむを得ない場合は、事後了承を求めることとする。但し、Ｃ級の場合は、前後に断りのテロップを挿入する。

7　災害・緊急事態時の放送設備の防災対策

（建物の防災対策）

災害時における火災、水害等から本社及び中継局の建物を守るための必要な措置と体制を確立する。

（放送設備の防災対策）

⑴　電源障害

ア　自家発電装置の点検整備を常時行い、災害時故障なく運転できるようにする。

イ　自家発電装置の燃料、冷却水を確保する。

ウ　電力会社と常時連絡をとり、受電確保策の事前打合せをしておく。

⑵　送信機及び空中線障害

ア　給電線については、災害時に故障なく放送できるよう点検を綿密に行い、予備品等を確保する。

イ　地震により給電線が破損した時は、送信機への被害を最小限にするため、先ず送信電力を低減し、状態を確認した後対策をたてる。

⑶　中継回線確保

ア　西日本電信電話㈱と常時連絡をとり、回線確保の事前打合せをしておく。

イ　ＦＰＵを常時整備し、必要の場合無線中継を行う。

（但し、取材中継との使用順位を考慮する。）

⑷　非常持出

物品、重要書類の搬送について体制を確保する。

⑸　放送運行

ＡＰＣ事故の際、又は頻繁な番組変更のための手動運行態勢をとる。

⑹　暴徒対策

特に送信所など災害便乗の部外者侵入に対する警備を厳重にする。

⑺　サテライト局の障害

監視人、関係業者との連絡を周知、確保する。

⑻　支社、キー局関係、報道機関などの連絡確保

ア　西日本電信電話㈱と常時連絡し、回線確保対策を打合せる。

イ　本社アマチュア無線局を活用する。

（災害時における協力）

⑴　系列局間応援と協力依頼

ア　取材、中継対策。

イ　資材、要員その他の相互協力。

⑵　地域内応援と協力依頼（鉄塔、局舎、設備その他）

８　防災訓練計画

（社内訓練）

災害・緊急事態発生時には、社員が迅速かつ的確に防災業務を遂行できるよう、次の計画により防災訓練を行う。

⑴　個別訓練

組織動員、情報連絡、放送運行、取材中継、放送施設防災、局舎防災、輸送、宿泊、給食給水､避難救助､非常持出し及び医療救護の各対策について個別に訓練を実施する。

⑵　総合訓練

個別訓練事項の全部について、総合的に訓練を実施する。

（関係機関との共同訓練）

地方公共団体等の主催する防災訓練、防災研究会等に積極的に参加する。

第４　株式会社広島ホームテレビ

広島ホームテレビ非常事態緊急体制

〈目　　的〉

非常事態の発生に際し、放送の公共性に鑑み、被害を最小限に止め、放送設備の確保に務め、住民に正確な情報を迅速に伝え地域社会の安全に寄与するとともに、会社機能の円滑な運営を図ることを目的とする。

〈組　　織〉

社長は非常災害が発生したときは､災害の規模および状況に応じて災害対策本部を設置する。社長不在の時は、あらかじめ定める順序に従い代行する。

設置場所　本社本館２階総務局

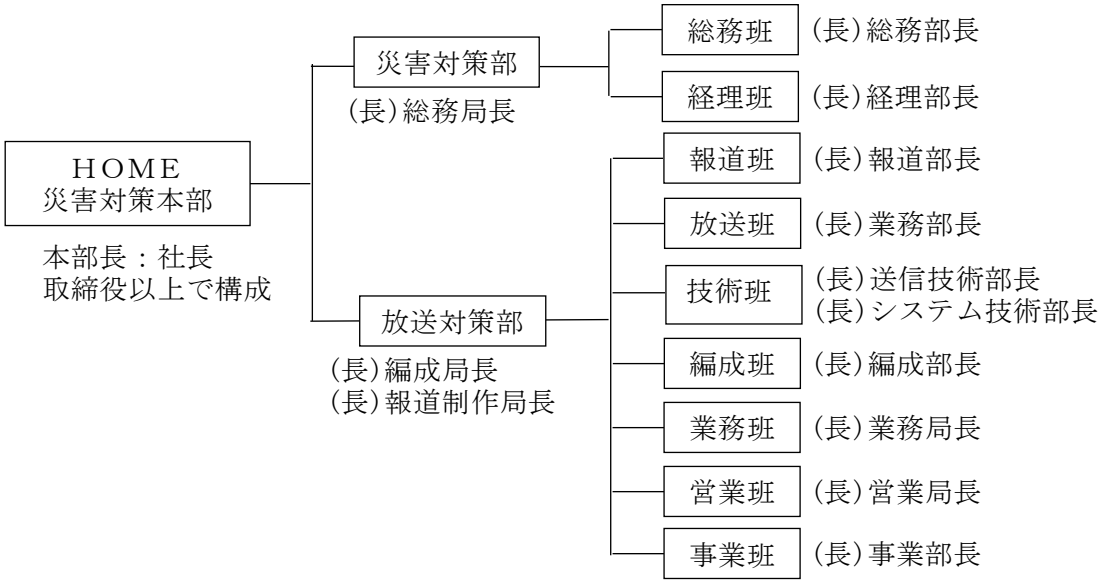

災害対策部

従業員の安全と本社施設を確保し、放送対策部を支援する。

放送対策部

放送手段を確保し、災害放送を実施する。

編成班(編成局編成部、放送番組審議会事務局)

・災害特別番組の編成、ネットワーク間の連絡とネットタイムの番組編成。

・視聴者からの問い合わせ対応、情報の収集を行う。

業務班(業務局業務部、東京支社業務部)

・災害特別番組の編成に伴い、営業班に番組、ＣＭの休止や移動の連絡を行う。

営業班(営業局営業部、東京支社営業部、大阪支社営業部、福山支社営業部、福岡支社)

・スポンサーや広告代理店に対し、災害放送実施状況の説明・連絡とスポンサーの被害状況などの情報収集。

報道班(報道制作局、報道部福山支局、アナウンス室、業務局メディア戦略部)

・災害放送を実施、取材活動、情報の社内伝達を行う。

技術班(技術局)

・放送手段を確保し、報道班とともに災害放送を行う。

事業班(営業局事業部)

・　業務班と連携し、事業イベントの連絡を行う。

〈任　　務〉

本部長は、全般を統括し、班長を指揮する。

班長は、本部長の指揮に従い、部員に命令する。

部員は、班長の命令に従い、行動する。

〈体　　制〉

一次体制「連絡本部」の設置

非常事態の発生に伴い、第一報を受けた部署が連絡本部となる。

二次体制「対策本部」の設置

社長は非常事態の態様により、必要と認めたときは、「緊急事態対策本部」を設置する。

それまでは、「連絡本部」がその役割を代行する。

1　伝達系統

■緊　急　連　絡　網■

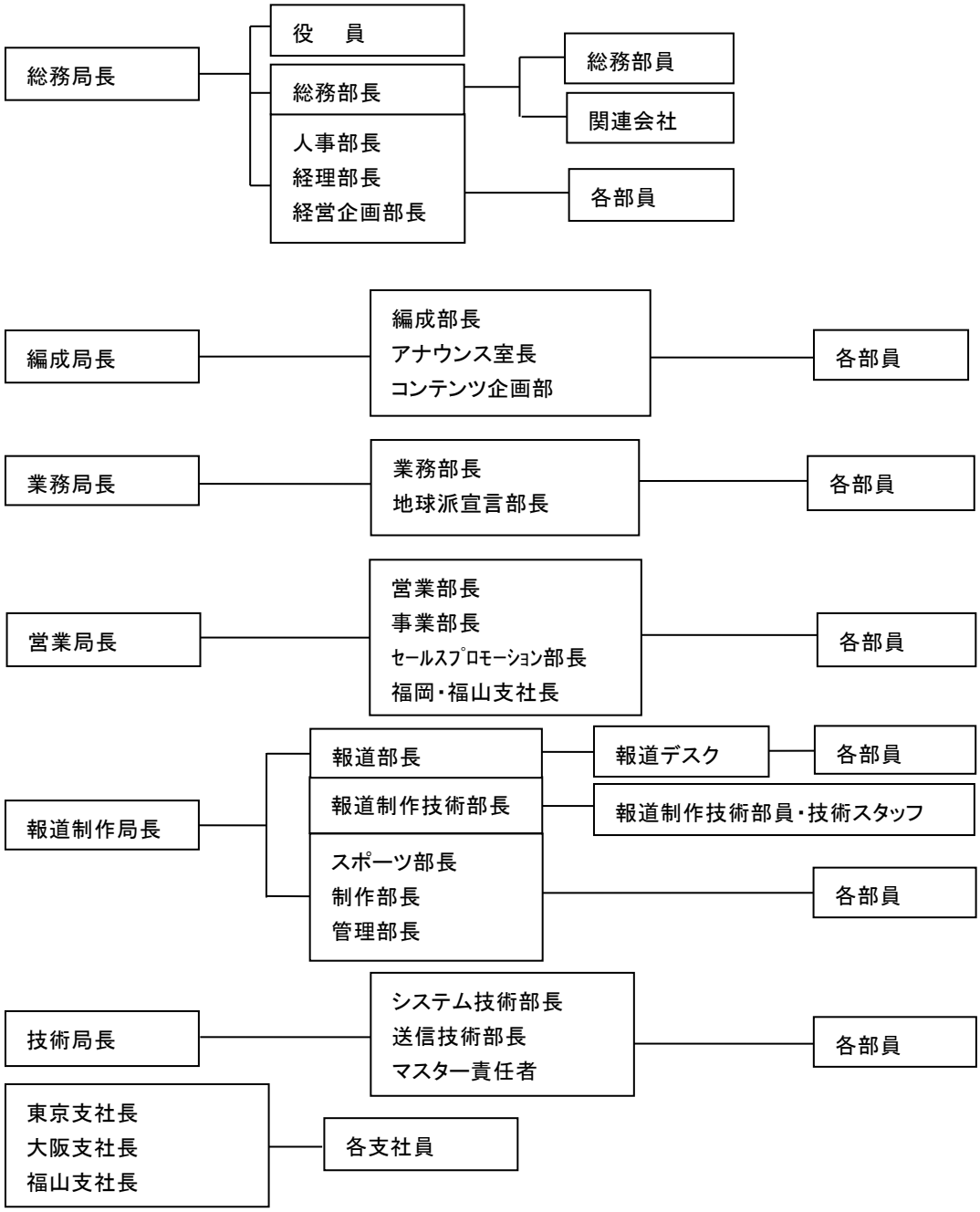

2　取材活動

報道部を主力とした取材チームが県、県警、消防、自治体等へ出動し取材する。

3　緊急放送の実施

緊急事態が発生したときは、本部は必要により通常番組を緊急事態番組に切り替えて放送する。　放送については、緊急事態における放送番組の編成措置基準に準じる。

〈緊急事態時における放送番組の編成措置基準〉

（緊急事態の区別）

1　非常緊急事態とは､災害等の外的事由により経常的放送実施に変更を要する場合を示し、その事態を次の内容に区分する。

⑴　A　級　　緊急事態のうち最大級のもので、番組の全面変更を要するもの。
（放送の継続が不能となった場合を含む。）

⑵　B　級　　緊急事態がA級に次ぐ程度（性質）のもの。

⑶　C　級　　緊急事態のうち比較的軽度のもの。

（緊急事態下の放送番組編成措置）

2　緊急度の区分に応じて、次のとおり編成する。

⑴　緊急度　A級

ア　臨時ニュースの挿入

発生と同時に通常番組を中断し、臨時ニュースを挿入する。

イ　特別報道番組を組む

以後通常番組を休止し、全面特別番組に切り換える。

（CMについて）

CMはその内容を検討し、挿入、不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うが、やむを得ない場合は、事後連絡をする。

⑵　緊急度　B級

ア　臨時ニュースの挿入

A級に同じ

イ　特別報道番組（又はワイドニュース）を組む

以後の通常番組は、一応生かすが、適宜特別番組（又はワイドニュース）にする。

ウ　速報キャンペーンの実施

災害等の場合は、被害状況、救助対策の速報、救援キャンペーンを実施する。

（CMについて）

A級に同じ

⑶　緊急度　C級

ア　臨時ニュース（又はニュース速報）の挿入

ロールスーパー、ステブレのとりきり、場合によっては音声のみ一時中断する。

イ　特別番組（又は報道番組）を組む

以後の通常番組は､事件の内容に対して不適当な娯楽番組のみ中止し､特別番組（又は報道番組）に切り換える。

（CMについて）

A級に同じ。ただし、この場合、前後に断りのテロップを挿入する。

3　放送番組の編成措置の細目については、各班において事態に応じ所属長の判断により実施する。

第５　株式会社テレビ新広島

災害時放送業務継続計画

非常災害が発生した時は、テレビ放送の公共的使命をふまえて、機器設備の保安を図りながら、全社員一致協力して発災直後から速やかに「災害放送」を行うことを最重要業務とする。

１．非常災害の定義と判定者

（１）定義

【ランクＡ】

広島県内で発生した震度５強以上の大地震やそれに伴う津波･火災などの大災害のことで、市民生活に重大な影響が生まれたり当社の放送機能が損なわれたり損なわれる恐れがある場合をいう。

【ランクＢ】

広島県内で発生した震度５弱以下の地震でランクＡに次ぐ大規模な災害。判定基準を明確にするため併記する。

（２）ランクの判定者

報道制作センター長･編成局長･報道統括局長が協議の上、決定する。

（３）判定基準

	ランクＡ	ランクＢ
災害の程度	重大な災害	Ａに次ぐ災害の規模
震度の目安	震度５強以上	震度５弱以下
津波の目安	大津波警報・津波警報	津波注意報

２．　緊急番組制作（初動段階）

（１）休日・早朝・夜間の場合

通常勤務時間外に災害が発生した場合、総合対策本部が設置されるまでの応急体制として、「緊急放送部」を組織する。

緊急放送部は報道のデスクを長として、情報システム部・技術部・業務部・放送部・編成部・デジタルコンテンツ開発部・報道制作センター（報道　アナウンス）およびＴＳＳプロダクションの緊急出勤者で構成し、報道制作センター報道に設置する。

緊急放送部は速やかに状況を判断して緊急災害放送を実施し、関係部署への連絡にあたること。

（２）就業時の場合

通常業務における業務分掌によって行う。

３．第１報の放送

（１）　内容

① 緊急地震速報
② 地震情報・津波情報
③ 政府・自治体・公共機関からの告知
④ 被害状況、家屋などの倒壊や火災、道路の寸断など
⑤ 生活情報～交通情報、ライフライン、食料など

（２）　実施携帯

速報スーパー　またはカットインで行う。

（３）　取材先・情報源

広島地方気象台　日本気象協会　広島県警本部　広島県庁
広島市役所　福山市役所　呉市役所
広島市消防局　第６管区海上保安本部　ＪＲ西日本
広島空港　広島港

中国電力　広島ガス　ＮＴＴ西日本　ＮＴＴドコモ　　など

４．第１報の放送に続く　他の緊急行動

初動の作業にあたる者あるいは緊急放送部は第一報の放送に続き、下記の行動を起こして本社の災害対策体制を整える。

（１）緊急特別番組の編成・放送

		ランクＡ	ランクＢ
特別番組	編成	ＣＭ中でも番組中でも通常番組枠をカットして速やかに実施	通常番組枠を配慮して実施
	ＣＭ	送出しない（ローカル処理、ネット局には送出）	送出する
	ネット局への配慮	ＴＳＳ報道センターＯＵＴを地上回線またはＦ-ＳＡＴで送出	左に同じ
		ＴＳＳ発ネット枠の場合、当面は通常番組をそのまま送出	左に同じ

（２）放送機器や設備の点検および要請対応

技術部員は出社後、各設備の緊急点検を行い放送確保に努める。

大災害の場合は、早い段階で系列応援や燃料確保を要請する。

（３）報道取材の手配

５．総合対策本部の設置（第２段階）

（１）本社内に総合対策本部設置

初動対応の後、企画総務局長･システム技術局長･編成局長･報道統括局長は、災害の規模について協議･判定し、社長を本部長とする総合対策本部を設置する。

総合対策本部は「放送対策部」「営業対策部」「災害対策部」で構成する。

（２）組織および役割　　2013/6/24-

総合対策本部　　本部長＝社長	
放送対策部　　放送手段を確保して、災害特別番組を放送する	
部長＝編成･報道制作担当役員 (副)＝編成局長　報道統括局長　制作スポーツ統括局長　＊技術部長	
システム技術局	情報システム部　技術部
営業局	業務部　放送部
東京支社	編成業務部
編成局	編成部　デジタルコンテンツ開発部
報道制作センター	報道　スポーツ　制作　アナウンス
災害対策部　　本社施設と社員の安全を確保し、放送対策部･営業対策部の活動を支援する	
部長＝企画総務担当役員 (副)＝企画総務局長　事業局長	
企画総務局	経営管理部　総務部　人事部
事業局	事業部
営業対策部　　スポンサーや代理店のケアにあたる	
部長＝営業担当役員 (副)＝営業局長　東京支社長	
営業局	営業開発部　営業部　福山支社　大阪支社
東京支社	営業部

（３）要員

全社員を要員とし、平常の社内機構にかわる臨時の機構として災害報道を主とする放送業務を遂行する。

社員は各自の判断で状況を把握し、速やかに持ち場に向かう。但し、家族や自宅に異常がある人は緊急動員から除く。

（４）指揮命令権者の心得

指揮命令権者は、次の項目に配慮して指揮･命令を行うこと。

・一定位置にとどまり、指令に専念すること。
・各部の社員に業務量の偏りのないよう、業務の配分や人員の配置を適宜に行うこと。
・業務関連に対して、社員に横の連絡をとらせること。

第６　広島エフエム放送株式会社

広島エフエム放送緊急事態対策要綱

第１章　本則

第１条（目的）

この要綱は、緊急事態が発生したときまたは発生するおそれがあるときの対策を定め、わが社の社会的使命を達成することを目的とする。

第２条（定義）

緊急事態とは、災害、事故、その他の事由により、通常の放送および業務の変更を要する場合をいう。

第３条（緊急事態発生の連絡）

緊急事態の発生、または発生のおそれがあることを知った者は、直ちに所属部長にその内容を連絡し、所属部長は直ちに担当常務に連絡する。この場合所属部長、担当常務不在のときは、他の部長、常務に連絡する。連絡を受けた常務は、直ちに社長に連絡すると共に幹部会を召集する。

第４条（緊急事態対策本部の設置）

１　幹部会はその判断により緊急事態対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

２　本部に本部長をおく。

本部長は社長（社長不在のときは社長の指名した役員）がこれにあたる。

３　本部の構成員は、本部長の指名による。

第５条（本部の機能）

１　本部長は社の業務一般ならびに放送番組の編成、放送の実施およびスポンサー・広告代理店、ネット関係局との折衝において一切の権限と責任をもつ。

２　本部は、緊急事態の状況に応じて、臨時に緊急放送体制と緊急防災体制の組織を編成する。

第６条（社員の行動）

社員はすべて本部の指示のもとに行動し、これを拒んではならない。

第７条（本部の解散）

本部は、本部長の判断により解散する。

第２章　想定事例

第１　緊急事態およびこれに対応する放送及び緊急放送体制を例示すれば次のとおりである。

１　緊急事態

(ｲ)　地域社会に重大な影響をおよぼす災害の発生（広島県および隣接県などに発生した大震災、大火、爆発、水害、および列車、船舶、航空機の大事故など）

(ﾛ)　天皇・皇后および皇位継承者のご死去

(ﾊ)　首相および国内要人の急死

(ﾆ)　わが国に重大な影響を与える戦争、動乱、クーデターの発生など

(ﾎ)　わが国に重大な影響を与える災害の発生

(ﾍ)　わが国に重大な影響を与える政治的・経済的変事の発生

(ﾄ)　社会的不安を惹起する大事件の発生

２　対応放送

(ｲ)　臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組を中断し、臨時ニュースを放送する。

(ﾛ) 特別番組の編成

以後のレギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

(ﾊ) ワイドニュースの放送

以後のレギュラー枠は一応生かすが、適宜ワイドニュースを放送する。

(ﾆ) 速報

災害時の場合は、被害状況、救護対策を速報する。

3　緊急放送体制

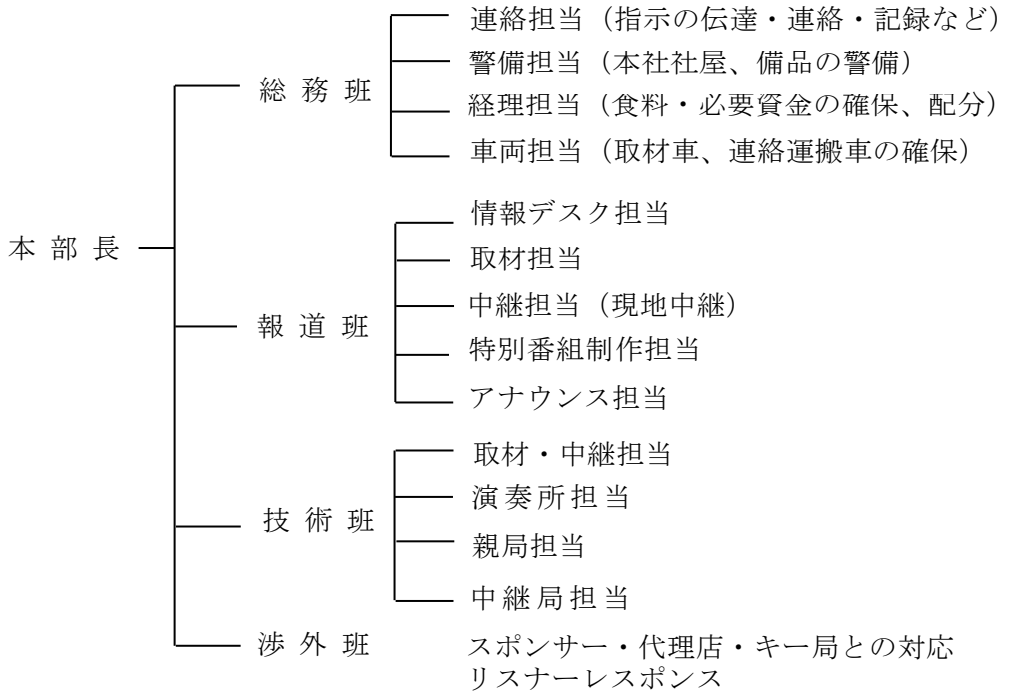

第２　緊急事態及びこれに対応する緊急防災体制を例示すれば次のとおりである。

1　緊急事態

天災または人災などにより本社又は親局若しくは中継局に被害が及び、放送停止の状態が長時間に及んだとき、またはそのおそれのあるとき

2　緊急防災体制

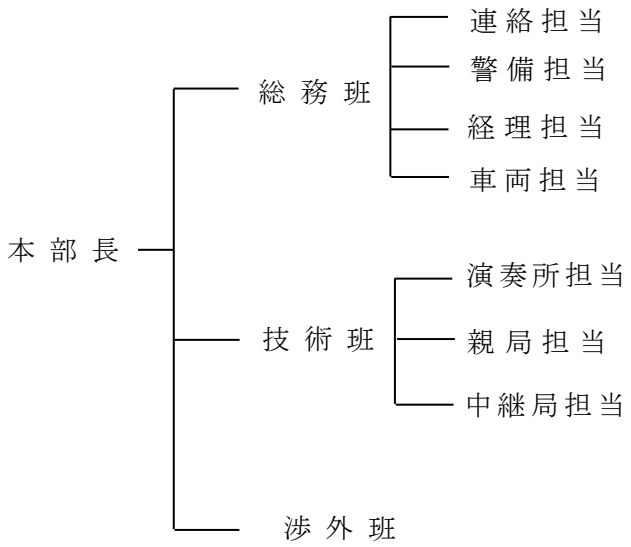

参考　風水害等対策の時系列一覧表

地域防災計画上の項目等		平常時	警戒時	発災時	発災後			復旧・復興	
					6時間	24時間	3日後	1週間	1か月
予防対策	洪水、高潮・津波対策	対応マニュアル作成・訓練実施・各災害対策事業推進等	気象情報収集・施設点検等						
	土砂・宅地災害等対策								
	風害対策								
	震災対策								
応急対策	災害警戒・対策本部の設置		設置						
	職員の配備・動員		配備・動員						
	情報の収集及び連絡		情報収集・連絡						
	災害広報・広聴の実施		広報			広聴			
	避難対策		避難・誘導						
	衣食等生活必需品供給				生活必需品供給				
	給水及び上水道施設応急対策				応急給水				
	停電応急対策				情報収集等				
	消防活動			消防活動					
	水防活動		水防活動						
	救難対策			救難活動					
	医療・救護			医療・救護					
	遺体の捜索、処理及び火葬			捜索		埋葬			
	防疫及び保健衛生					防疫			
	清掃			清掃					
	下水道施設応急対策			応急復旧					
	輸送対策			緊急輸送・緊急輸送道路確保					
	警備対策			警備対策					
	住宅等応急対策						一次収容施設供与・仮設住宅建設		
	公共施設等応急対策					応急復旧			
	文教対策		生徒等の避難					応急教育	
	災害救助法の適用			災害救助法適用					
	応援要請及び協力要請			応援・協力要請					
	災害ボランティアとの連携			受入れ					
災害復旧	被災者支援策				メニューの検討・実施				
	生活援護						生活援護		
	企業等援護						企業等援護		
	義援金・救援物資の受入れ、配分				救援物資受入・配分等			義援金配分	
	り災証明書の発行					り災証明書発行			
	公共施設災害復旧						公共施設復旧		
公益事業等	電力施設			応急対策					
	ガス施設			応急対策					
	電信電話施設			応急対策					
	交通輸送施設			応急対策					
	放送機関			応急対策					

※　それぞれの範囲については、概ねの着手時期を示す。